

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準

令和7（2025）年●月

国土交通省

高齢者、障害者等の円滑な移動等に
配慮した建築設計標準

令和7（2025）年●月

国土交通省

1 はじめに

2 2014 年 1 月に障害者権利条約の批准、2016 年 4 月に障害者差別解消法の施行、2013 年 9 月の 2020 東京オ
3 リンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の開催決定を契機として、全国において
4 バリアフリー化を加速させ、全ての国民が共生する社会、いわゆる「共生社会」の実現に向けた取組を進め
5 ているところである。また、東京大会開催に向けて、2013 年 6 月に国際パラリンピック委員会（IPC）が制
6 定したアクセシビリティガイドを踏まえ「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」が 2017（平成 29）
7 年 3 月に策定された。同時に、2017 年 2 月に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（以下「行動計画」と
8 いう。）」が策定され、「東京大会に向けた重点的なバリアフリー化」と「全国各地において、高い水準のユニ
9 バーサルデザイン化」を推進すること、「バリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総
10 活躍社会の実現の視点も入れつつ、2017（平成 29）年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを
11 図る」こと等が閣議決定された。

12 さらに、2017 年 3 月に学識経験者、障害者団体等で構成される「バリアフリー法及び関連施策のあり方に
13 関する検討会」を設置して、見直しの方向性について継続的な議論を行い、2018 年 5 月に 12 年ぶりにバリ
14 アフリー法の改正を行い、基本理念として「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の明確化、「心のバリア
15 フリー」として高齢者、障害者等に対する支援を明記した。

16 加えて、2020 年 5 月には、共生社会の実現に向けた機運醸成を受け、ハード面のバリアフリー化とともに
17 「心のバリアフリー」に係る施策などソフト施策等を強化するために更なる議論を進め、施設設置管理者に
18 おけるソフト対策の取組強化、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進、バリアフリー基準適合義務の
19 対象となる施設（特別特定建築物）に公立小中学校を追加する等の重要なバリアフリー法の改正を行い、2021
20 年 4 月から全面施行された。

21 国土交通省としては、東京大会を契機に、共生社会の実現を東京大会の最大のレガシーの一つとすべく、
22 ユニバーサルデザインのまちづくり、心のバリアフリーをはじめとする諸施策に省をあげて取り組んでいく
23 とともに、大会後も見据え、全国各地における高い水準のバリアフリー化を進めていくこととしている。

24 また、障害者権利条約については、2022 年 8 月に国際障害者権利委員会による対日審査が行われ、施設の
25 アクセシビリティの確保についての勧告がされたところである。さらに、障害者差別解消法は 2021 年 6 月の
26 改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化され、2024 年 4 月から施行された。

27 このような背景から、建築分野においてより一層のバリアフリー化の取組が求められており、今回改正さ
28 れる建築設計標準が広く活用されることにより、全ての人にとって使いやすい建築物の整備が図られ、誰も
29 が安心して快適に利用できる環境を実現することが期待される。

30 2025（令和 7）年●月

31

1 建築設計標準の主旨と今回の改正について

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)においては、
3 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規
4 模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物
5 （特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者
6 等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準
7 を定めている。

8 さらに、建築物の用途や規模にかかわらず、より一層のバリアフリー化が進められるように、建築物のバ
9 リアフリー設計のガイドラインとして「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「
10 建築設計標準」という。）」を作成し、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地
11 方公共団体等で構成する検討会において、社会の状況変化や関係者のご意見を踏まえ継続的に改正してきた
12 ところである。

13 （１）「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」とは

14 建築設計標準は、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者
15 をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整
16 備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報等を提供するバリア
17 フリー設計のガイドラインとして定めたものである。また、「障害」とは個人の心身機能の障害と社会的障
18 壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害
19 の社会モデル」の考え方に立脚し、定めている。

20 建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や設計を進める上での実務
21 上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準や建築物移動等円滑化誘導基準を実際の設計で具体的に実現
22 するために参考とすべき内容を含めた建築物のバリアフリーの標準的な整備内容等を、図表や設計例を交え
23 て解説している。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実
24 情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

25 なお、本建築設計標準においては、標準的な整備内容について次のような考え方で記述を分けている。

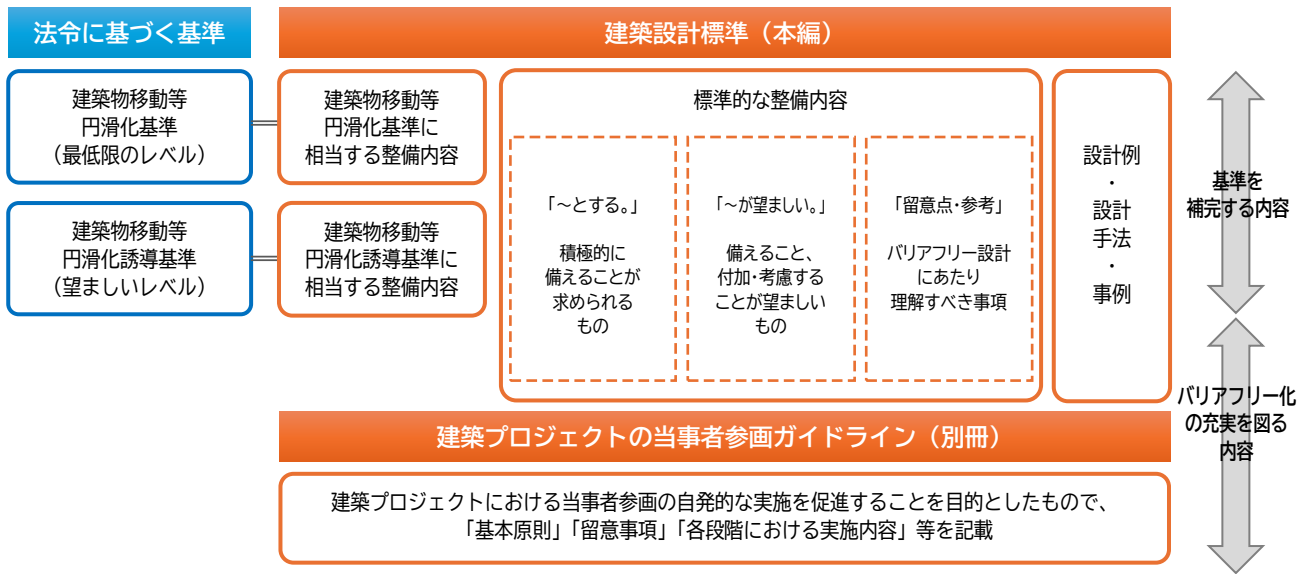
26 「～とする。」：主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物
27 を整備する観点から、積極的に備えることが求められるもの

28 「～望ましい。」：上記の「～とする。」とした整備を行った上で、より安全かつ円滑な移動等や利用
29 者の利便性の向上、快適な利用が実現できるよう、備えることが望ましいもの、又
30 は施設利用者や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

31

32

1 ○建築設計標準の位置づけ（法令との関係）



2

3 (2) 今回の改正の背景と目的

4 前回2021(令和3)年3月の建築設計標準の改正から4年経ち、2024年のバリアフリー法施行令改正（便所、
5 劇場等の客席、駐車場に係る設置基準の強化）等により、共生社会の実現に向けた取り組みが推進され、建
6 築物の一層のバリアフリー化が求められている。このような背景から、高齢者・障害者等の社会参加や外出
7 等の機会がさらに促進され、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要は特に高まっており、用途や規
8 模にかかわらず、建築物のバリアフリー化が強く求められている。

9 これらを踏まえて、利用者の目線に立ち、全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、下記
10 に示す主な改正内容を高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会
11 議及びサイトラインの確保等に係る検討WGで議論し、とりまとめを行った。

12 【主な改正内容】

13 ① 構成・内容の抜本的な見直し

- 14 ・「標準的な整備内容」の明記
15 ・設計事例や改修・改善事例のポイントの別冊化
16 ・建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインの策定
17 ・建築設計標準の構成のシンプル化・電子化対応の準備

18

19 ② バリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等

- 20 ・車椅子使用者用便所の複数化により、設計の考え方を大幅に変更。便所の種類を明確化した上で、一
21 つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記
22 ・車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法に関する記述の大幅な充実。同伴
23 者席について固定席ではなくスペースとして設けることを明記
24 ・車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述の強化

（３）建築設計標準の構成と使い方

建築物のバリアフリー設計を実施する上で、設計者等の資質の更なる向上により、全ての人にとって使いやすい建築物が社会全体で整備されることが望まれる。また、行政、建築物の企画・設計を担う建築主及び設計者、施設管理者等が、建築物のバリアフリー化を推進することが望まれる。

このため、設計者、建築主、審査者、施設管理者等のそれぞれの立場で建築設計標準を参照しながら、建築物における個々の計画の背景、用途等の特徴、目標設定（利用対象・営業形態等）や諸条件に応じて、建築物のバリアフリー化に向けてハードとソフトを組み合わせた対応を行うことを想定している。特に不特定多数の者が利用する建築物を建築する際の計画・設計においては、規模にかかわらず、建築主及び設計者等のバリアフリー対応の意識を高く持ち、利用者の視点で積極的に取り組んでいくことが重要である。

建築設計標準は、第１章「全ての人に使いやすい建築物の整備について」で、計画・設計の考え方等について解説し、第２章「単位空間等の設計」で、各単位空間の設計について、バリアフリー計画・設計の基本的な考え方を示した上で、設計標準等を示し、第３章で「ソフト面の対応」について解説している。

また、設計事例や改修・改善事例については別冊とし、国土交通省ホームページに掲載している。さらに、建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するため、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を別冊で策定している。

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

目 次

第1章 全ての人に使いやすい建築物の整備について

1. 目標	－ 全ての人に使いやすい建築物の整備 －	1
2. 計画・設計の考え方		2
2.1	高齢者、障害者等の特性と、特性に応じて留意すべき主な事項	
2.2	建築物に共通する計画・設計の考え方	
2.3	建築物の用途ごとの計画・設計の考え方	
3. 各段階における主な検討内容		22
3.1	基本構想・基本計画段階	
3.2	基本設計・実施設計・施工段階	
3.3	維持管理・運営段階	
3.4	計画・設計情報の収集・蓄積と活用	

第2章 単位空間等の設計

本章の見方		27
1. 敷地内の通路		29
1.1	計画・設計の考え方	
1.2	敷地内の通路の設計標準	
2. 駐車場		36
2.1	計画・設計の考え方	
2.2	車椅子利用者用駐車施設の設計標準	
2.3	優先駐車区画の設計標準	
2.4	駐車場全体の設計標準	
3. 建築物の出入口		46
3.1	計画・設計の考え方	
3.2	建築物の出入口の設計標準	
4. 屋内の通路		54
4.1	計画・設計の考え方	
4.2	屋内の通路の設計標準	
5. 階段		60
5.1	計画・設計の考え方	
5.2	階段の設計標準	
6. エレベーター・エスカレーター		65
6.1	計画・設計の考え方	
6.2	エレベーターの設計標準	
6.3	エスカレーターの設計標準	
7. 案内表示		78
7.1	計画・設計の考え方	
7.2	案内表示の設計標準	
8. 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備		88
8.1	計画・設計の考え方	
8.2	視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備の設計標準	

9. 利用居室の出入口	95
9.1 計画・設計の考え方	
9.2 利用居室の出入口の設計標準	
10. 便所・洗面所	100
10.1 計画・設計の考え方	
10.2 車椅子使用者用便所の設計標準	
10.3 オストメイト用設備を有する便所の設計標準	
10.4 乳幼児用設備を有する便所の設計標準	
10.5 男女共用の広めの便所の設計標準	
10.6 一般の便所の設計標準	
10.7 便所に共通する設計標準	
10.8 便所・洗面所の設計標準	
11. 客室	130
11.1 計画・設計の考え方	
11.2 車椅子使用者用客室の設計標準	
11.3 一般客室の設計標準	
11.4 客室に共通する設計標準	
12. 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室・楽屋	152
12.1 計画・設計の考え方	
12.2 車椅子使用者用浴室等の設計標準	
12.3 一般の浴室・シャワー室の設計標準	
12.4 脱衣室・更衣室・楽屋の設計標準	
13. 劇場、競技場等の客席	162
13.1 計画・設計の考え方	
13.2 車椅子使用者用客席の設計標準	
13.3 客席全体の設計標準	
14. 店舗内部	173
14.1 計画・設計の考え方	
14.2 店舗内部(共通)の設計標準	
14.3 物販店舗の設計標準	
14.4 飲食店舗の設計標準	
14.5 サービス店舗の設計標準	
15. ベビー休憩室	184
15.1 計画・設計の考え方	
15.2 ベビー休憩室の設計標準	
16. 避難施設・設備	188
16.1 計画・設計の考え方	
16.2 避難施設・設備の設計標準	
17. 情報伝達設備	192
17.1 計画・設計の考え方	
17.2 情報伝達設備の設計標準	
18. 造作・機器	196
18.1 手すりの設計標準	196
18.2 段差解消機の設計標準	199
18.3 カウンター・記載台・作業台・事務机等の設計標準	204
18.4 水飲み器・自動販売機、発券機(番号札、食券等)、ATMの設計標準	207
18.5 コンセント・スイッチ類の設計標準	210
19. 写真の出版	●

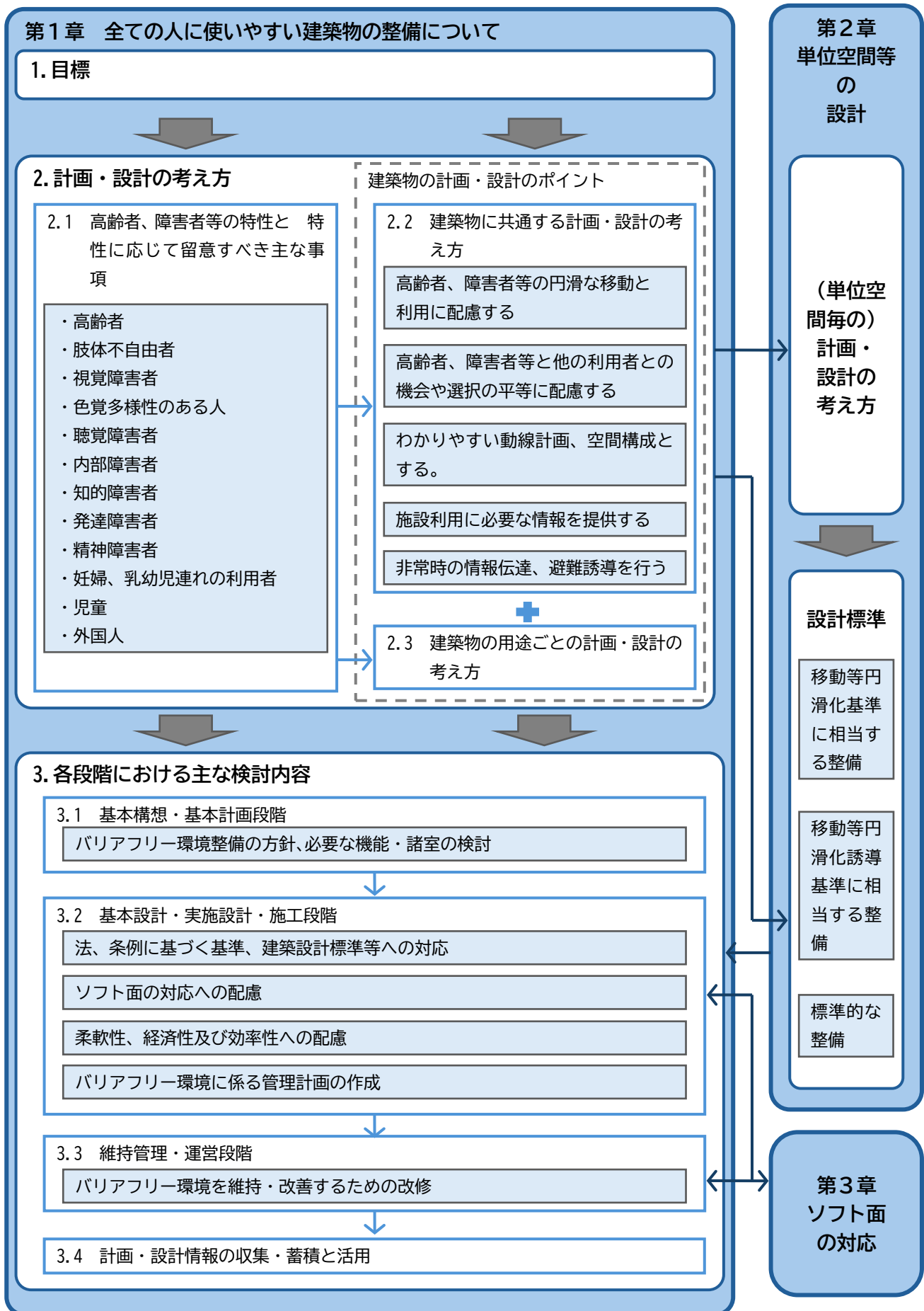
第3章 ソフト面の対応

1. ハードとソフトの相互補完 -----	211
1.1 高齢者、障害者等のニーズへの理解とハード・ソフト両面の支援	
1.2 従業員等に対する教育訓練の実施	
2. 事前の情報提供・予約時の工夫 -----	215
3. 利用者特性に応じたソフト面の対応 -----	217
3.1 コミュニケーション	
3.2 備品等の貸出し	
4. 火災や地震等の非常時の対応 -----	232

付録（最終公表版に添付の予定）

1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要 -----	付-●
2. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示-----	付-●
2.1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 -----	付-●
2.2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄） -----	付-●
2.3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄） --	付-●
2.4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に 規定する標識に関する省令 -----	付-●
2.5 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 -----	付-●
2.6 建築物に関する告示 -----	付-●
2.7 移動等円滑化の促進に関する基本方針 -----	付-●
3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条に基づく 地方条例の概要（2025 年●月現在） -----	付-●
4. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて-----	付-●
5. 床の滑り -----	付-●
6. 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォロー アップ会議について -----	付-●

建築設計標準の構成



第1章 全ての人に使いやすい建築物の 整備について

1.目標　－全ての人に使いやすい建築物の整備－

- ・全ての人に使いやすい建築物とは、全ての人が利用しやすいことを目標として整備された建築物のことである。
- ・公共施設、民間施設を問わず、また働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず、地域に存在する大半の建築物で、全ての人に使いやすい建築物を目指す必要がある。
- ・建築物の整備において、全ての人の公平な利用に供することは容易なことではないが、建築主・施設管理者・施設運営者、設計者、施工者、行政等の様々な人々が、それぞれの立場で協力し合い、全ての人に使いやすい物理的環境の整備を図ることが求められる。
- ・また、全ての利用者にとって使いやすい建築物を整備するためには、建築プロジェクトの各段階において当事者参画（施設利用者が意見表明すること、当事者間で意見交換すること、検討会やワークショップ等に参加すること等を通じて、建築プロジェクトの整備・運営の完成度を高めることに関与すること）を行うことが有効である。

2. 計画・設計の考え方

2.1 高齢者、障害者等の特性と、特性に応じて留意すべき主な事項

2.1.1 共通事項

- ・ 全ての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、様々な利用者の利用特性とニーズを十分に把握する必要がある。そのためには、建築主・施設管理者、事業者等（以下：「建築主等」という。）と設計者は、建築物の計画・設計にあたって、利用者のニーズ等を十分に理解し、全ての人に可能な限り使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある。
- ・ 利用特性に応じた利用者のニーズが、利用者間で一致することもあれば異なることもあることにも留意する。
- ・ 全ての利用者のうち、特に高齢者、障害者、妊婦、乳幼児連れの利用者、児童、外国人については、施設・設備・情報のアクセシビリティ確保のために、その利用特性や多様で幅広い障害特性と留意すべき主な事項を理解した上で設計に反映する。

参考：バリアフリー法における、高齢者、障害者等の定義

- ・ バリアフリー法における、「高齢者、障害者等」は、「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。」とされており、妊産婦、けが人等、一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける障害者に限らず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も全てバリアフリー法に基づく施策の対象とされている。

2.1.2 高齢者

2.1.2.1 特性

- ・ 移動の困難や視認性の低下がある。
- ・ 傾斜のある床や滑らかな床で足が滑ることや、わずかな床の段差でつまずくことがある。
- ・ 認知症の発症に伴う記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下等がある。
- ・ 白内障の人は、黒い背景と青の組み合わせが見難く、また白い背景では黄色と白の区別がつきにくい。

2.1.2.2 留意すべき主な事項

- ・ わかりやすい動線計画、空間構成
- ・ 見やすく、わかりやすい案内表示
- ・ 音声情報を聞き取れるよう、喧騒感の緩和と騒音の低減を図ること
- ・ 床の滑りにくさ、平坦さの確保
- ・ 転倒や衝突、階段からの転落等の事故防止
- ・ 長い移動、上下階の移動の負担の軽減
- ・ 便所や浴室での立ち上がりや姿勢保持、移動を補助する手すりの設置
- ・ 便所における介助者等の異性同伴への配慮
- ・ 休憩できる場、ベンチの設置
- ・ 設備や機器類の操作性の確保

2.1.3 肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）

2.1.3.1 特性

- ・車椅子使用者は、下肢・上肢、あるいは体幹の障害部位、車椅子を移動する推進力等によって、利用特性が異なる。
- ・車椅子使用者は移動や方向転換の動作空間を要する。また目線は立位の人より低く、手の届く高さに限りがある。
- ・杖使用者は、移動のための動作空間を要する。また低いところに手が届かない。（しゃがむことができない）。

2.1.3.2 留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成
- ・見やすく、わかりやすい案内表示（掲示高さへの配慮）
- ・転倒や衝突、階段からの転落等の事故防止
- ・長い移動、上下階の移動の負担の軽減
- ・段差の解消、出入口前後の高低差の解消
- ・移動や方向転換に必要な空間の確保
- ・車椅子使用者用便所の設置、介助者等の異性同伴への配慮
- ・車椅子使用者用駐車施設の設置
- ・低いカウンターや棚等の設置（車椅子使用者）
- ・スイッチ・ボタン類、設備や機器類の設置位置の工夫、操作性の確保

2.1.4 視覚障害者（全盲、弱視者（ロービジョン））

2.1.4.1 特性

- ・まったく見えない「全盲」、見えにくい・または多少は見える「弱視」によって、利用特性が異なる。
- ・弱視には、視野の欠損、細部が見えない、光がまぶしい、視野が狭い等、さまざまな障害や程度があり、個人差が大きい。
- ・弱視者（ロービジョン）は、点字を読めない場合もある。
- ・受障年齢、受障後の生活訓練、就労経験、外出頻度、単独での外出が可能であるか等によって、利用特性は異なる。

2.1.4.2 留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成
- ・見やすく、わかりやすい案内表示（弱視者、色覚多様性を有する人）
- ・音声情報を聞き取れるよう、喧騒感の緩和と騒音の低減を図ること
- ・視覚情報を音声情報として伝達すること
- ・転倒や衝突、階段からの転落等の事故防止
- ・案内所等への適切な手法による誘導
- ・誘導のための手すりの設置
- ・スイッチ・ボタン類の位置・配置・形状の統一、標準化
- ・建築物等の認識や理解を助けるための誘導等の人的対応（ソフト面の対応）

2.1.5 色覚多様性のある人

2.1.5.1 特性

- ・一部の色と色の組合せについて、違いを見分けにくい。

参考：色覚多様性のある人について

- ・P型・D型を合わせて日本人男性の約5%、女性の約0.002%が色覚多様性のある人とされている。
- ・P型・D型の人、視力（目の分解能）は普通と変わらず細かいものまで十分見えるが、一部の色の組み合わせについて、一般の人と見え方が異なる。
- ・さらにこの他に、老化に伴う白内障や目の疾患によって視力の低下と共に色の見え方が変わることもある。白内障は水晶体が濁ることにより白とクリーム色の区別がつきづらくなり、視力も悪くなる。

参考資料：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン サインマニュアル Ver. 2」神奈川県（平成30年6月）p.3（「色覚障がい者」を「色覚多様性のある人」に修正）
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/28550/signpdf.pdf>

2.1.5.2 留意すべき主な事項

- ・色覚多様性のある人が見分けやすい色の組み合わせとすること

2.1.6 聴覚障害者（ろう者、難聴者）

2.1.6.1 特性

- ・まったく聞こえない「ろう者」、補聴器をつければ多少は聞こえる・片側の耳のみ聞こえない・聞こえにくい「難聴者」など、それぞれに聞こえ方が異なる。
- ・受障年齢によって、手話、筆談等のコミュニケーション手段に相違が見られる。

2.1.6.2 留意すべき主な事項

- ・見やすく、わかりやすい案内表示
- ・音声情報を視覚情報等による情報として伝達すること
- ・音声情報を聞き取れるよう、喧騒感の緩和と騒音の低減を図ること（難聴者への対応）
- ・補聴器等を使用している人の「聞こえ」を補助する装置の設置（難聴者への対応）
- ・建築物等の認識や理解を助けるための手話等の人的対応（ソフト面の対応）

2.1.7 内部障害者（腎臓、心臓、呼吸器障害、オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）等）

2.1.7.1 特性

- ・「腎臓、心臓、呼吸器障害の内部障害者」は、階段の昇降等が困難である。
- ・「オストメイト」は、便所でストーマ装具（パウチ）にたまった排泄物を便器や汚物流しに処理する。トラブル時にはストーマ装具の交換等を行うことがある。

2.1.7.2 留意すべき主な事項

- ・長い移動、上下階の移動の負担の軽減（腎臓、心臓、呼吸器障害の内部障害者への対応）
- ・オストメイト用設備を有する便所の設置

2.1.8 知的障害者

2.1.8.1 特性

- ・コミュニケーションや情報の発信・入手が不得手な人が多く、静かな環境等が確保できない場合に、物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることがある。
- ・動線・配置や施設運営がわかりやすくないと、不安を感じることがある。

2.1.8.2 留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成
- ・案内表示への標準的な図記号（ピクトグラム）やひらがなの併記
- ・一人で静かに過ごせる場（外部からの音や光が遮られ、喧騒感の緩和と騒音の低減が図られたカームダウン室）の設置
- ・周囲の人を気にせずに観劇・観戦できる場（遮音性のある区画された客席（センサリールーム等））の設置
- ・建築物等の認識や理解を助けるための人的対応（ソフト面の対応）

2.1.9 発達障害者

2.1.9.1 特性

- ・コミュニケーションや情報の発信・入手が不得手な人が多く、静かな環境等が確保できない場合に、物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることがある。
- ・年齢や障害の特性により多様な状態像を示し、また、置かれた環境により目に見える困難は異なる。
- ・動線・配置や施設運営がわかりやすくないと、不安を感じることがある。
- ・音や光に敏感である。
- ・言葉による認知が難しいことがある。
- ・一部の文字の読み書きが困難なことがある。

2.1.9.2 留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成
- ・案内表示への標準的な図記号（ピクトグラム）やひらがなの併記
- ・便所における保護者等の異性同伴への配慮
- ・一人で静かに過ごせる場（外部からの音や光が遮られ、喧騒感の緩和と騒音の低減が図られたカームダウン室）の設置
- ・周囲の人を気にせずに観劇・観戦できる場（遮音性のある区画された客席（センサリールーム等））の設置
- ・建築物等の認識や理解を助けるための人的対応（ソフト面の対応）

2.1.10 精神障害者

2.1.10.1 特性

- ・動線・配置や施設運営がわかりやすくないと、不安を感じることがある。
- ・投薬や療養によって疲れやすい場合もある。

2.1.10.2 留意すべき主な事項

- ・わかりやすい動線計画、空間構成
- ・一人で静かに過ごせる場（外部からの音や光が遮られ、喧騒感の緩和と騒音の低減が図られたカームダウン室）の設置
- ・周囲の人を気にせずに観劇・観戦できる場（遮音性のある区画された客席（センサリールーム等））の設置

1 **2.1.11 妊婦、乳幼児連れの利用者**2 **2.1.11.1 特性**

- 3 ・階段の昇降等が困難である。
- 4 ・妊婦は、足元が見えない。しゃがむ動作や前かがみの姿勢をとることが難しい。

6

7 **2.1.11.2 留意すべき主な事項**

- 8 ・転倒や衝突、階段からの転落等の事故防止
- 9 ・長い移動、上下階の移動の負担の軽減
- 10 ・休憩できる場、ベンチの設置
- 11 ・ベビーカーの利用に対する配慮
- 12 ・利用者の性別によらずに、乳幼児のおむつ交換
- 13 や授乳を行うことができる配慮

14

15 **2.1.12 児童**16 **2.1.12.1 特性**

- 17 ・成人と体格の違いがある。

18

19 **2.1.12.2 留意すべき主な事項**

- 20 ・転倒や衝突、階段からの転落等の事故防止
- 21 ・低い目線位置からの視認性、操作性の確保（児童）

22

23

24 **2.1.13 外国人**25 **2.1.13.1 特性**

- 26 ・日本語による情報伝達が難しいことがある。

27

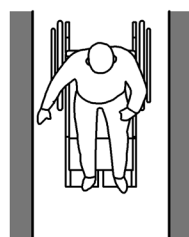
28 **2.1.13.2 留意すべき主な事項**

- 29 ・案内表示への図記号（ピクトグラム）や多言語
- 30 の併記

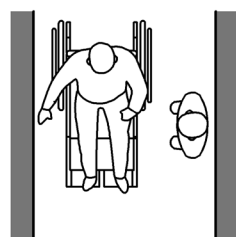
■主要な寸法及びその意味について

- ・建築設計標準で採用している主要な寸法及びその意味は次の通りである。

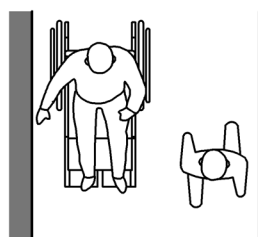
寸法	意味
80cm	車椅子使用者が通過できる寸法
90cm	車椅子使用者が通過しやすい寸法 通路を車椅子使用者が通行できる寸法
120cm	通路を車椅子使用者が通行しやすい寸法 人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違える寸法 杖使用者が円滑に通過できる寸法
140cm	車椅子使用者が転回（180度方向転換）できる寸法 杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
150cm	車椅子使用者が回転できる寸法 人と車椅子使用者がすれ違える寸法
180cm	車椅子使用者が回転しやすい寸法 車椅子使用者同士がすれ違える寸法



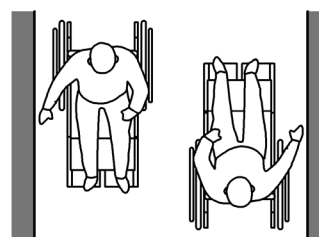
90cm以上
通路を車椅子使用者が
通行できる寸法



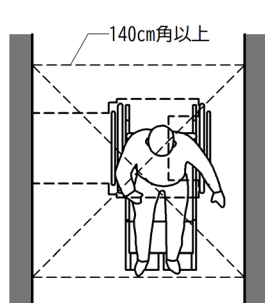
120cm以上
通路を車椅子使用者が
通行しやすい寸法
人が横向きになれば、
車椅子使用者とすれ違える寸法



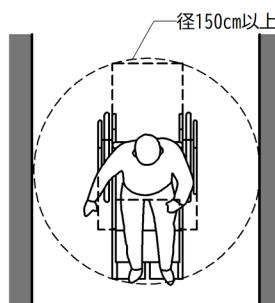
150cm以上
人と車椅子使用者が
すれ違える寸法



180cm以上
車椅子使用者同士が
すれ違える寸法
車椅子使用者と杖使用者が
すれ違える寸法



140cm角以上
車椅子使用者が転回
(180° 方向転換)
できる寸法



径150cm以上
車椅子使用者が
回転できる寸法

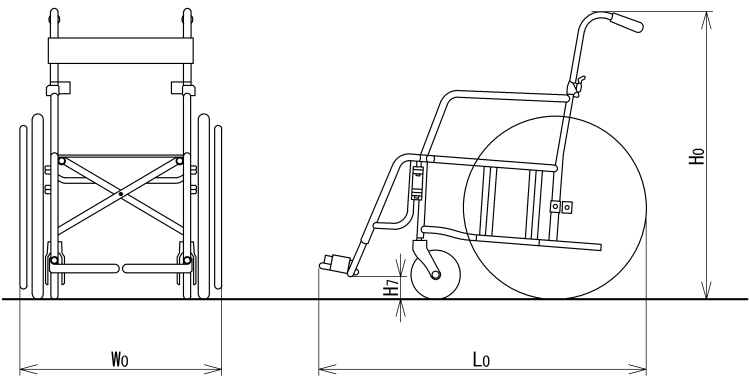
■車椅子使用者、杖使用者の寸法について

①車椅子の寸法

イ 手動車椅子

- ・ JIS規格（日本産業規格）では手動車椅子の種類、性能、構造、寸法及び形状、外観、試験方法等が標準化されている。
- ・ 手動車椅子は、主としてその外観及び用途によって、自走用と介助用に分類されている。自走用には、標準形、室内形、座位変換形、スポーツ形、パワーアシスト形、特殊形があり、介助用には標準形、室内形、座位変換形、浴用形、パワーアシスト形、特殊形がある。
- ・ JIS規格では、座面高さの規定がないが、介助用車椅子では、自力移動を助けるために座面高さが低くなっているものがあるため、設計の際には配慮を要する。
- ・ 以下に、JIS T 9201（手動車椅子）より基本的な寸法を抜粋して示す。

＜自走用標準型車椅子の例＞
（JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成）



＜JIS T 9201（手動車椅子）における
手動車椅子の寸法（単位：mm）＞

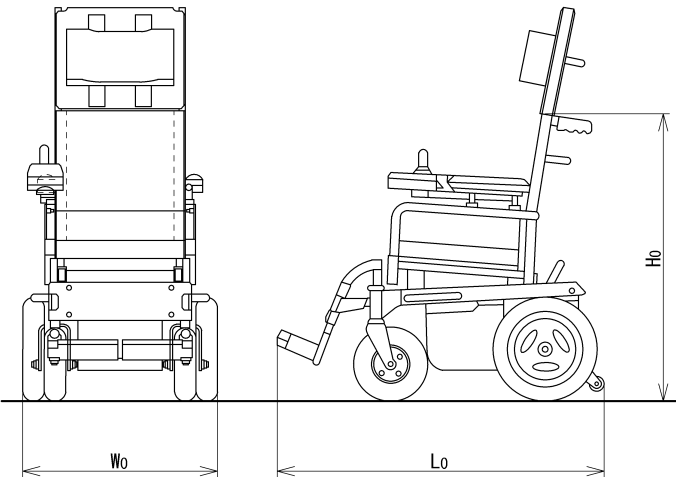
部位	寸法値 ^{b)}
全長（ L_0 ）	1200以下
全幅（ W_0 ）	700以下
フットプレート高（ H_f ）	50以上
全高（ H_0 ） ^{a)}	1200以下

- a) ヘッドサポートを外した時
b) リクライニング機構及び／又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

ロ 電動車椅子

- ・ JIS規格では電動車椅子の種類、構造、寸法及び角度、外観、試験方法等が標準化されている。
- ・ 以下に、JIS T 9203（電動車椅子）より基本的な寸法を抜粋して示す。

＜電動車椅子（自操用標準型）の例＞
（JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成）



＜JIS T 9203（電動車椅子）における電
動車椅子の最大寸法（単位：mm）＞

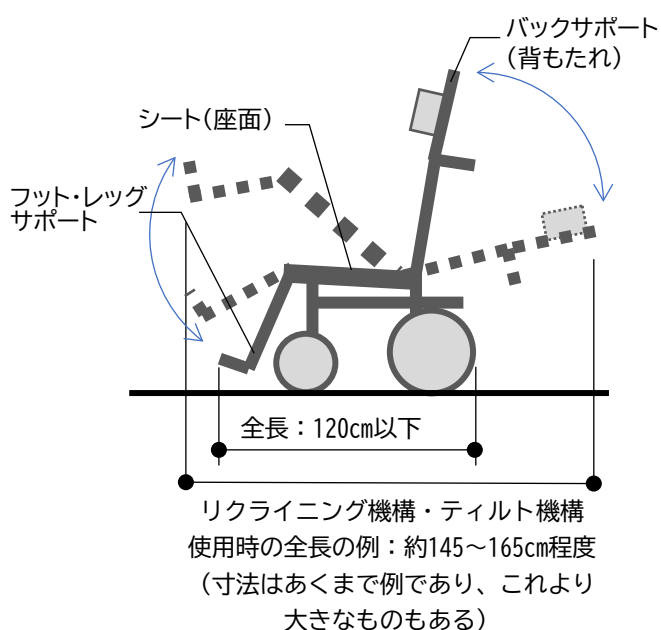
区分	最大寸法 ^{a)}
全長（ L_0 ）	1200
全幅（ W_0 ）	700
全高（ H_0 ） ^{b)}	1200

- a) リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。
b) ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

ハ 座位変換型の（電動）車椅子

- ・座位変換型の（電動）車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方等が楽な姿勢を保持しやすくするために多く使用されている。
- ・リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート（背もたれ）やレッグサポート角度が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート（座面）との角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。
- ・これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上する場合の当該車椅子の全長は、JISに示される全長120cmに比べて大きくなる。

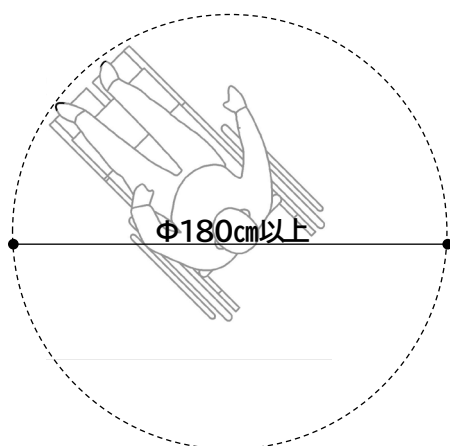
<モデル例>



<介助用ティルト&リクライニング式の 手動車椅子の例>



<座位変換型の電動車椅子が360度回転できる最低寸法：直径180cm (電動車椅子が360度回転できる最低寸法：直径約160～180cm)>



【直径180cmの内接円の根拠】

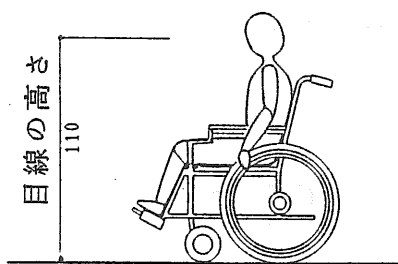
電動車いす安全普及協会（会員企業4社）に協力を頂き、2020年4月時点の主要な自操用ジョイスティック型電動車椅子（簡易型、標準型、座位変換型）の製品仕様に係る最小回転半径について調査を行った。その結果、電動車椅子が360度回転寸法（直径）は車椅子の種類にもよるが、およそ直径160～180cmの間で円が内接するスペースが必要となることが得られた。

このうち、特に座位変換型の電動車椅子が360度回転できる最低寸法としておよそ直径180cmの円が内接するスペースが必要となる結果を考慮して設定したものである。

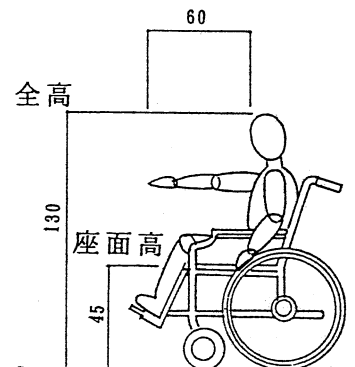
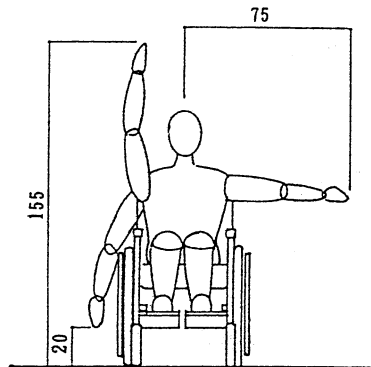
②車椅子使用者の人間工学的寸法

- ・車椅子使用者の人間工学的寸法は、下図の通りである。
- ・建築設計資料集成—人間 p. 64（日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）では、車椅子使用者の眼高は、男性：115cm、女性：105cmとされている。

<目線の高さ>



<手の届く範囲>

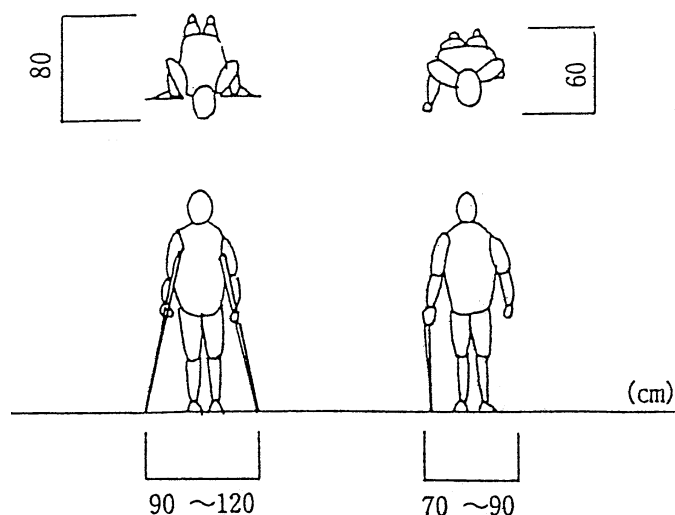


出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット26/昭和59年/発行：彰国社

③杖使用者の人間工学的寸法

- ・杖使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。
 - ・松葉杖使用者の歩行時の幅は、90～120cm程度
 - ・杖を片手で使用した際の歩行時の幅は、70～90cm程度

<人間工学的寸法>



出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット26/昭和59年/発行：彰国社

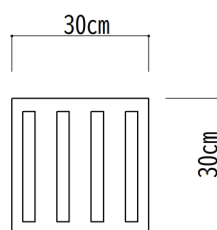
■ 視覚障害者誘導用ブロック等

①形状、寸法

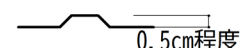
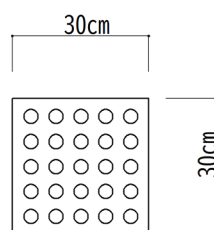
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による突起の形状・寸法及び配列のものとする。
- ・線状ブロック等とは、床面に敷設されるブロックその他に類するもので線状の突起が設けられているものであり、歩行方向を案内することを目的とし、移動方向を指示するためのものである。
- ・点状ブロック等とは、床面に敷設されるブロックその他に類するもので点状の突起が設けられているものであり、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とし、注意を喚起する位置を示すためのものである。
- ・JIS T 9251による突起の形状・寸法及び配列については8. 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備「JIS T 9251（高齢者・障害者配慮設計指針－視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）」の頁を参照。

<視覚障害者誘導用ブロック等>

●線状ブロック（誘導）



●点状ブロック（警告・注意・喚起）



②色

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の色は、黄色を原則とする。
- ・周囲の床面の色は、視覚障害者誘導用ブロック等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。
- ・黄色の視覚障害者誘導用ブロック等を白や薄いグレーの床に敷設すると、弱視者（ロービジョン）等には見えにくいいため、これらの色を組み合わせる場合には、色が際立つように縁取りを設ける。
- ・場所により色が異なると利用者が混乱するため、敷地・施設内の視覚障害者誘導用ブロック等の色はなるべく統一する。特に敷地境界部分等で、道路と敷地の管理区分により色や材質が異ならないように配慮する。

留意点：輝度比

- ・弱視者（ロービジョン）等が識別しやすいよう、視覚障害者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げは、輝度比：2.0以上を確保することが望ましい。
- ・輝度は輝度計により測定することができる。

③材料

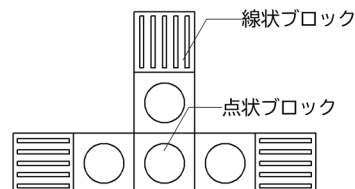
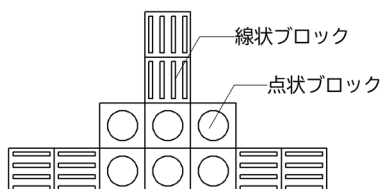
- ・視覚障害者が使いやすいか等に配慮し、視覚障害者誘導用ブロック等の材料を選定する。
- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロック等には、弱視者（ロービジョン）には色の違いがわかりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリッパしやすいこと、施工上の精度が悪いものやがれやすいものがあること等の問題がある。

④敷設方法

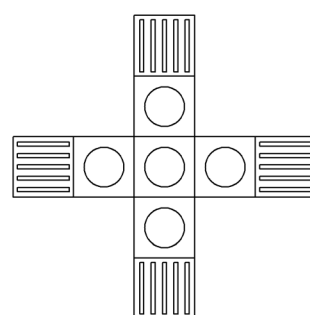
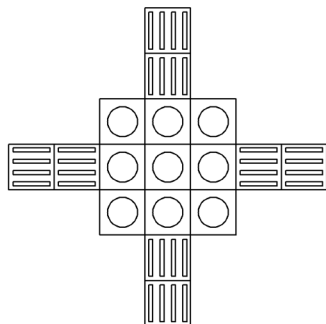
- ・視覚障害者が方向を見失い場所の認知が困難になる場合があるため、敷設方法は、可能な限り下記に示す標準的な敷設方法とする。
- ・敷設幅は、30cm以上とする。
- ・誘導の方向と線状ブロック等の線状突起の方向を平行にして、連続して敷設する。
- ・原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置する。屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りの歩行ルートとならないように注意する。
- ・連続する敷設は、桷蓋等により途切れることがないようにする。
- ・壁・塀から60cm程度、離れた位置に敷設する。また壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に視覚障害者が衝突しないよう、余裕を確保した位置に敷設する。
- ・車椅子使用者等の通行の支障になる場合もあるため、車椅子使用者等の動線とできる限り干渉しない位置に敷設する。

<経路分岐点における標準的な敷設方法の例>

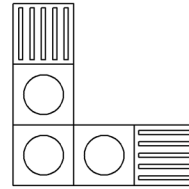
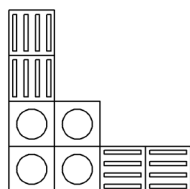
T字形



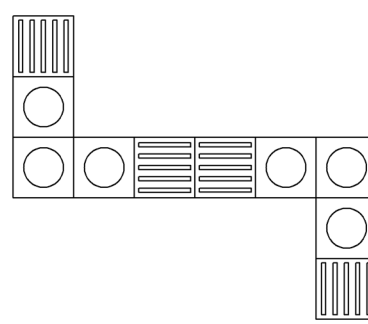
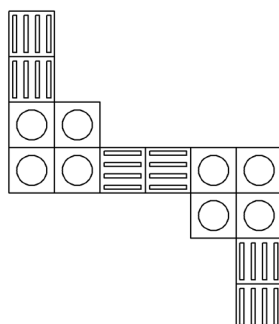
十字形



L字形



クランク



2.2 建築物に共通する計画・設計の考え方

2.2.1 高齢者、障害者等の円滑な移動と利用に配慮する

- ・全ての通路や階段において、高齢者、障害者等の移動・利用時の転倒・衝突や転落等の事故を防止するための措置を講ずる。
- ・敷地の出入口・駐車場から建築物の出入口、目的となる所要諸室又は便所の間に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を設ける。
- ・道路から施設利用に必要な情報が得られる場所（案内カウンター等）まで、視覚障害者を誘導する。
- ・駐車場を設ける場合には、車椅子使用者の利用に配慮した区画を設ける。
- ・便所・便房は、車椅子使用者、オストメイトをはじめとする多様な利用者のニーズに配慮したものとする。
- ・移動中に休憩ができるスペースや、周囲の刺激から気持ちを落ち着けるためのスペースを設ける。
- ・人体寸法、各種動作寸法や高齢者、障害者等の利用特性を考慮し、部品・設備や什器・家具は、使いやすい設置位置、使いやすい寸法・仕様とする。

2.2.2 高齢者、障害者等と他の利用者との機会と選択の平等に配慮する

- ・高齢者、障害者等が他の利用者と同じ経路を利用できるようにする。
- ・高齢者、障害者等が他の利用者と同様に、各々の利用特性やニーズに応じた施設利用を選択できるようにする。

2.2.3 わかりやすい動線計画、空間構成とする

- ・全ての利用者にとって、わかりやすい動線計画、空間構成（室と通路の配置等）とする。
- ・誰もが円滑に移動しやすく、わかりやすい誘導方法（ウェイファインディング）の考え方を取り入れ、目的の場所（室名を記したサインやサインシステム等）、メイン通路（幹線）、目印（現在位置の把握や従業員等による案内のための目印）、内装のしつらえ（サインシステム、照明、床のパターン等による強調）などの構成要素を組み合わせ、人を快適に誘導することができる動線計画、空間構成とする。

2.2.4 施設利用に必要な情報を提供する

- ・施設利用に必要な情報を得るための案内表示は、全ての利用者の見やすさ、わかりやすさに配慮したものとし、図記号（ピクトグラム）には標準化されたものを用いる。
- ・全ての利用者が施設利用に必要な情報やソフト面の対応を得られるよう、案内カウンター等を設ける。
- ・案内カウンター等の付近では、騒音を低減するために必要な吸音設計を行う。
- ・利用居室では、利用者のニーズ・室の用途に応じて、騒音を低減するために必要な吸音設計を行う。
- ・難聴者のニーズに応じて、聞こえを補助する装置（聴覚障害者用集団補聴装置）を利用できるようにする。

2.2.5 非常時の情報伝達、避難誘導を行う

- ・高齢者、障害者等は、火災や地震等の非常時に情報の取得の制約や避難上の制約を受けやすいため、的確な情報伝達、安全な避難動線の確保、避難場所の整備等に特に留意する。
- ・施設の用途・規模を踏まえ、防火区画、避難計画等と、非常時の高齢者、障害者等の安全、確実、迅速な避難誘導を可能とするソフト面の対応を総合的に検討する。
- ・全ての利用者（特に視覚障害者、聴覚障害者、外国人）に、非常事態（火災、地震、津波等）であることを速やかに伝達できるようにする。
- ・避難経路の案内表示や誘導用設備は、全ての利用者（特に視覚障害者、聴覚障害者、外国人）の誘導に配慮したものとする。
- ・避難経路の動線計画は、全ての利用者にとってわかりやすいものとする。
- ・火災時に火元から隔てられたところに速やかに避難できるよう、二方向以上の避難経路を確保し、避難経路となる屋内の通路には車椅子使用者の移動上の障壁がないようにする。
- ・階段による垂直移動が困難な利用者の安全の確保（一時退避等）に配慮する。

2.3 建築物の用途ごとの計画・設計の考え方

- ・不特定かつ多数の利用者が利用する建築物では、多様な利用者からの様々な要求を一般化して満たすよう、バリアフリー環境整備のための配慮や工夫を行う。
- ・特定かつ多数の利用者が利用する建築物では、特定の利用者の利用者特性に対応したバリアフリー環境整備のための配慮や工夫を行う。

2.3.1 学校

- ・障害の有無に関わらず誰もが学べる教育施設とする。
- ・学校施設（体育館を含む。）では、地域の生涯学習、学校施設の地域開放、災害時の避難所等、コミュニティ施設としての役割に十分に配慮して、車椅子使用者用便所の設置等のバリアフリー化を行う。
- ・学校の階段教室や講堂については、劇場等における配慮事項を参考にしつつ、車椅子使用者の利用にも配慮する。
- ・参考文献に示す学校施設整備指針や学校施設バリアフリー化推進指針等を参考とし、計画・設計を行う。

【参考文献】

- ・学校施設整備指針（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）（2022（令和4）年6月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_al2.htm
- ・学校施設バリアフリー化推進指針(2020（令和2）年12月）
https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt_sisetuki-000011936_04.pdf
- ・学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（2022（令和4）年6月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00004.html
- ・近年の災害から学ぶ避難所となる学校施設について バリアフリー化の取組事例集（2018（平成30）年4月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/_icsFiles/afieldfile/2018/04/02/1403195.pdf
- ・学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集(2007（平成19）年6月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm
- ・学校施設のバリアフリー化等に関する事例集（2005（平成17）年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05032801.htm

2.3.2 病院又は診療所

- ・不特定多数の者が利用する医療施設として、バリアフリー化を充実させる。
- ・利用状況を勘案し、必要に応じ、屋内の通路に手すりを設ける。
- ・エレベーターの籠は、利用特性に配慮した形状とする。
- ・複数の一般便房がある場合には、手すり等が右側にある便房と左側にある便房を設ける。
- ・受付の待合には、車椅子使用者に配慮した待合スペースを設ける。
- ・受付には、車椅子使用者が利用できるローカウンターや記載台を設ける。
- ・呼び出しを行う受付には、文字情報を表示する電光表示板等を設ける。

2.3.3 集会場又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場

- ・不特定多数の者が利用する文化施設として、バリアフリー化を充実する。
- ・一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が多様な価格帯を選択できるよう、施設の用途や規模・階数構成を踏まえ、車椅子使用者用客席の数が偏ることのないようバランス良く、複数箇所に水平・垂直に分散して設ける。
- ・車椅子使用者用客席と同じ数以上の同伴者用の客席（スペース）を、車椅子使用者用客席の後ろではなく横に隣接して設ける。
- ・客席には聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリングループ等）を設ける。
- ・多様な利用者が気兼ねなく観劇・観覧できるスペース（区画された観覧室）を設ける。
- ・視覚障害者や聴覚障害者が上演内容や競技状況等の情報を適切に得られるようにする。
- ・舞台上の手話通訳者や司会者・解説者等の動作が客席・観覧席から容易にわかるよう、舞台には照明（スポットライト等）や適切なコントラストの背景幕を設ける。
- ・客席の通路から舞台への通路には、段を設けない。段を設ける場合には、段差解消機や階段手すりを設置し、高齢者、障害者等が支障なく舞台に上がることができるように配慮する。
- ・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者等が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、籠の大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮する。
- ・広いロビーやホワイエがある場合には、案内所等への視覚障害者の誘導に加え、エレベーターへの視覚障害者の誘導に配慮する。
- ・同時に多数の利用者が便所・便房を使用することが想定される劇場・競技場等では、車椅子使用者用客席から容易に到達できるよう、車椅子使用者用客席と同一の階に複数の車椅子使用者用便房を設ける。

参考：国際パラリンピック委員会（IPC）基準(2013)による車椅子使用者が利用できる便房数

- ・車椅子使用者用客席（観覧席）15席に1か所以上の割合で、車椅子使用者用便房を設けると規定されている。

- ・案内所には、車椅子使用者が利用できるローカウンターを設ける。
- ・更衣室・楽屋、シャワー室は、高齢者、障害者等の利用に配慮した計画・設計とする。
- ・売店・飲食スペース等を設ける場合には、第2章 14. 店舗内部を参照。
- ・2階以上に車椅子使用者用客席がある場合には、安全に救助を待つための一時待避スペースを設置する。

2.3.4 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

- ・店舗の出入口の前後に高低差を設けず、十分な幅員を確保する。
- ・店舗内の通路は、十分な幅員を確保し、段を設けない。（段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。）
- ・棚等の高さは、車椅子使用者に配慮したものとする。
- ・休憩場所、椅子を適宜、設ける。
- ・会計カウンター・サービスカウンターには、車椅子使用者が利用できるローカウンターを設ける。
- ・大規模な複合商業施設、百貨店等のエスカレーターの乗降口部には、点状ブロック等を敷設した上で、乗降を誘導する音声案内装置を設ける。
- ・複数店舗により構成されるテナントビル等においては、テナントビルの共用部分への車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房を設置する。
- ・複数店舗により構成されるテナントビル等においては、テナントの貸方基準や自社の設計基準等に店舗内部のバリアフリー化を位置づける。

2.3.5 ホテル又は旅館

- ・車椅子使用者用客室を設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用できる一般客室を設ける。
- ・客室の室名表示は、文字を浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとする。
- ・フロントには、車椅子使用者が利用できるローカウンターを設ける。
- ・道路や駐車場～一般客室～共用スペース（レストラン、大浴場等）の通路は、十分な幅員を確保し、段を設けない。（段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。）
- ・宴会場等を設ける場合には、聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリングループ等）を設ける。
- ・共同浴室を設ける場合には、男女が共用できる位置に個室タイプの「車椅子使用者も利用できる浴室（貸し切り浴室）」を設ける。また「車椅子使用者も利用できる浴室」と隣接する位置に、車椅子使用者が円滑に利用できる脱衣室を設ける。
- ・売店・飲食店や宴会場を設ける場合には、第2章 14. 店舗内部を参照。
- ・緊急時の避難動線の確保や情報提供等に配慮する。
- ・車椅子使用者用客室が設けられた階には、安全に救助を待つための一時待避スペースを設ける。
- ・ソフト面の対応（備品の貸し出しや人的対応）を考慮し、計画・設計を行う。

2.3.6 保健所、税務署等の不特定多数の者が利用する官公署

- ・不特定多数の者が利用する公共施設として、バリアフリー化を充実する。
- ・受付の待合には、車椅子使用者に配慮した待合スペースを設ける。
- ・受付には、車椅子使用者が利用できるローカウンターを設ける。
- ・呼び出しを行う受付には、文字情報を表示する電光表示板等を設ける。
- ・案内所等への視覚障害者の誘導に加え、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまでの視覚障害者の誘導に配慮する。
- ・庁舎にある議場等には、車椅子使用者も利用できる議席と高齢者、障害者等が利用できる一般傍聴席（及び同伴席）を設ける。

2.3.7 事務所（官公署を除く）、工場

- ・事務所への訪問者対応だけでなく、高齢者、障害者等の就労に配慮した計画・設計とする。

2.3.8 共同住宅、寄宿舍又は下宿

- ・共用部分は、高齢者、障害者等の利用に配慮した計画・設計とする。
- ・エレベーターの籠は、利用特性に配慮した形状とする。
- ・賃貸住宅の住戸内部は、高齢者、障害者等の入居にも対応できるよう配慮する。

【参考文献】

- ・障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック（2024（令和6）年6月、国交省住宅局）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000049.html

2.3.9 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの

- ・ 特定の利用者が日常生活を営む施設であることに配慮し、バリアフリー化を行う。
- ・ 入所、入居が想定される高齢者、障害者等の特性に対応した計画・設計とする。
- ・ 介助、介護のしやすさにも配慮した計画・設計とする。
- ・ 利用状況を勘案し、必要に応じ、屋内の通路にも手すりを設ける。例えば、移動補助、立ち上がり補助（身体支持）の必要な高齢者、障害者等が主に利用する施設においては、転倒を防止する観点から、屋外の通路（玄関ポーチ）～建築物の出入口～屋内の通路に連続して手すりを設ける。
- ・ 特別養護老人ホーム等の専ら高齢者が利用する入所型高齢者施設の廊下等では、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する代わりに、手すり・音声案内装置等を設けることも検討する。
- ・ エレベーターの籠は、利用特性に配慮した形状とする。
- ・ 専ら高齢者、障害者等が居住する施設の浴室等は、入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた計画・設計とする。これらの施設の浴室等の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

2.3.10 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

- ・ 利用者として想定される高齢者、障害者等の特性に対応した計画・設計とする。
- ・ 特に高齢者の移動、利用に配慮した計画・設計とする。
- ・ 多数の高齢者、障害者等が利用する際に、便所等での利用者の集中が生じにくいように配慮する。
- ・ 乳幼児と成人との相違もあることから、保育所等では、利用者特性に十分配慮した寸法・設備等の計画・設計とする。
- ・ 利用状況を勘案し、必要に応じ、屋内の通路にも手すりを設ける。例えば、移動補助、立ち上がり補助（身体支持）の必要な高齢者、障害者等が主に利用する施設においては、転倒を防止する観点から、屋外の通路（玄関ポーチ）～建築物の出入口～屋内の通路に連続して手すりを設ける。
- ・ エレベーターの籠は、利用特性に配慮した形状とする。
- ・ 複数の一般便房がある場合には、手すり等が右側にある便房と左側にある便房を設ける。
- ・ 専ら高齢者、障害者等が利用する施設の浴室等は、利用者の動作等の特性及び介助の方法に応じた計画・設計とする。これらの施設の浴室等の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

2.3.11 体育館、ボーリング場、水泳場その他これらに類するもの

- ・ 高齢者、障害者等が、円滑に利用できるよう配慮した計画・設計とする。
- ・ 車椅子使用者用シャワー室、車椅子使用者のための更衣スペースを設ける。
- ・ 体育館においては、競技用の車椅子に乗り換えた後に、日常に用いる車椅子の置き場や、電動車椅子の充電用電源コンセントを設置する。
- ・ 災害時に避難所となる体育館には、車椅子使用者用便房、オストメイト用設備、乳幼児用設備等を設ける。
- ・ 客席・観覧席を設ける場合には、第2章 13. 劇場、競技場等の客席を参照。

【参考文献】

- ・ スポーツ施設のユニバーサルデザイン化 ガイドブック（2022年度、スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00010.htm

2.3.12 展示場、博物館、美術館又は図書館

- ・不特定多数の者が利用する文化施設として、バリアフリー化を充実する。
- ・展示室内の順路や図書館の書架間の通路は、十分な幅員を確保し、段を設けない。（段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。）
- ・展示物の説明についての音声、文字情報等による情報提供を行う。
- ・休憩場所、椅子を適宜、設ける。

2.3.13 公衆浴場

- ・浴室、脱衣室等の出入口の前後に高低差を設けず、十分な幅員を確保する。
- ・滑りにくい床材を使用する。
- ・水栓器具は、操作が容易なものとする。
- ・車椅子使用者が利用できる洗い場・浴槽、車椅子使用者のための脱衣スペースを設ける。
- ・脱衣室のロッカーは高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。

2.3.14 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

- ・店舗の出入口の前後に高低差を設けず、十分な幅員を確保する。
- ・店舗内の通路は、十分な幅員を確保し、段を設けない。（段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。）
- ・高齢者や車椅子使用者の利用に配慮し、可動式の椅子席を設ける。
- ・可動式の椅子席には、車椅子使用者の利用に配慮した高さ・脚の間隔・奥行のテーブル・カウンターを設ける。
- ・セルフサービスの場合には、文字情報を表示する電光表示板等を設ける。
- ・会計カウンターには、車椅子使用者が利用できるローカウンターを設ける。
- ・車椅子使用者用便房を設ける。
- ・1階が駐車場のみで2階が飲食スペースの場合には、車椅子使用者用駐車施設を設け、かつ車椅子使用者が利用できるエレベーターを設ける。
- ・複数店舗により構成されるテナントビル等においては、テナントビルの共用部分への車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房を設置する。
- ・複数店舗により構成されるテナントビル等においては、テナントの貸方基準や自社の設計基準等に店舗内部のバリアフリー化を位置づける。

2.3.15 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

- ・店舗の出入口の前後に高低差を設けず、十分な幅員を確保する。
- ・店舗内の通路は、十分な幅員を確保し、段を設けない。段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。
- ・受付の待合には、車椅子使用者に配慮した待合スペースを設ける。
- ・受付には、車椅子使用者が利用できるローカウンターや記載台を設ける。
- ・呼び出しを行う受付には、文字情報を表示する電光表示板等を設ける。

2.3.16 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

- ・自動車教習所には肢体不自由者、聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける。
- ・学習塾等では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害のある児童・生徒の学習環境の整備に配慮する。

2.3.17 公衆便所

- ・1以上の車椅子使用者用便房は男女共用とし、大型ベッドを設置する。
- ・複数の便房がある場合、オストメイト用設備、乳幼児用設備は、車椅子使用者用便房以外の便房に設置する。
- ・規模や立地に応じて、複数の車椅子使用者用便房等を設置する。

2.3.18 公共用歩廊

- ・建築物と公共用歩廊の管理者が異なる場合には、設計と管理運営の両面から調整し、施設境界部に段差がある場合には段差を解消し、誘導方法等を統一する。
- (公共用歩廊は、一般的に建築物(駅舎を含む)から建築物へと移動するための経路である。)

2.3.19 歴史的建造物

- ・歴史的建造物の価値の保存・継承とバリアフリー化の両立を図るよう、計画・設計を行う。

2.3.20 附属する駐車場施設

- ・駐車場の規模にかかわらず、車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- ・コインパーキングの車椅子使用者用駐車施設には、車椅子使用者の乗降の妨げとなる位置にロック板等を設置しない。
- ・車椅子使用者や聴覚障害者の利用に配慮した券売機、精算機を設ける。

参考：文化財の活用のためのバリアフリー化事例集

- ・文化庁では、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、2020年以降も見据えたレガシーを創出し、更に多様な文化芸術活動や文化財の保存・活用が行われるよう、「文化芸術立国」の実現を目指し、様々な取組を進めている。
- ・平成30年3月には、文化財建造物、史跡・名勝の活用のための15施設のバリアフリー化事例集が発行されている。

(15施設)

豊平館	龍安寺
五稜郭跡	大阪市中央公会堂
山形県旧県庁舎及び県会議事堂	旧武藤家別邸洋館
自由学園明日館	平城宮跡
善光寺	和歌山城
松代城跡 附 新御殿跡	石見銀山遺跡
松本城	厳島神社

清水寺

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/barrierfree_jireishu.pdf



■ 応急仮設住宅におけるバリアフリー対応の事例

① 敷地内の通路におけるバリアフリー対応の事例

イ 簡易舗装化

車椅子や高齢者の手押し車の円滑な移動を図るため、住戸前通路や敷地内幹線通路及びそこから車両乗降場所に至る通路を簡易舗装化

ロ スロープの設置

敷地と玄関との段差を解消するため、手すり、車椅子の回転スペースや脱輪防止の為の立ち上がり等を備えたスロープを設置

ハ 通路の嵩上げ

住戸の出入口における段差を解消するため、各住戸の出入口が面する通路の嵩上げを実施。嵩上げによる出入口への雨水流入を防ぐため、通路をV字勾配として中央部に排水溝を設置するとともに、透水性アスファルトを採用



イ) 簡易舗装化の実施例



ロ) スロープの設置例



ハ) 通路の嵩上げの実施例

② 応急仮設住宅内におけるバリアフリー対応の事例

イ 車椅子使用者、高齢者等に対する配慮の事例（熊本地震における事例）

熊本地震における応急仮設住宅では、車椅子使用者や高齢者等への対応として以下の配慮がなされている。

＜ 応急仮設住宅におけるバリアフリー対応の例 ＞

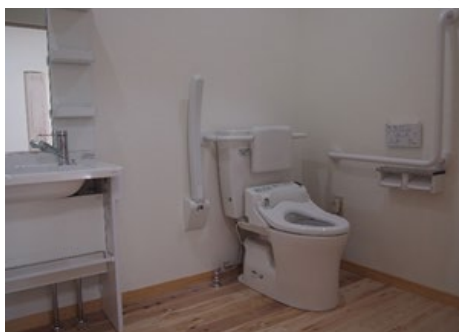
- a) 間取り：3DKタイプの住戸をベースに2DKとして使用
- b) 玄関・トイレ・浴室等の出入口：
車椅子が通過できる有効幅80cm以上確保、段差の解消、引き戸を採用
- c) 室内空間：キッチンに車椅子の回転スペースを確保
- d) トイレ・浴室：手すり等の設置、介助スペースの確保
- e) 洗面台・キッチン：下部に車椅子使用者の膝下が入るスペースを確保



玄 関



浴 室



トイレ・洗面台



キッチンカウンター

ロ 視覚障害者・聴覚障害者等に対する配慮の事例（東日本大震災における事例）

視覚障害者等への対応として視覚障害者誘導用ブロックの敷設、聴覚障害者等への対応として玄関チャイムと連動したフラッシュライトの設置が行われている。

※応急仮設住宅におけるバリアフリー対応については、応急仮設住宅建設必携の中間とりまとめ（国土交通省HP）（<http://www.mlit.go.jp/common/000211741.pdf>）も参考となる。

3. 各段階における主な検討内容

3.1 基本構想・基本計画段階

3.1.1 バリアフリー環境整備の方針、必要な機能・諸室の検討

- ・当該施設の整備に係る基本方針の一つとして「バリアフリー環境整備の方針」について検討・策定する。
- ・バリアフリー環境整備の方針は、高齢者、障害者等を含む全ての利用者に等しく対応することを原則として策定する。
- ・用途・立地・法等による条件と、バリアフリー環境整備の方針と当事者のニーズ（当事者参画の結果等）を踏まえ、バリアフリー環境整備のための動線計画・空間構成の考え方、必要な機能・諸室とそれらの計画・設計の考え方等について検討し、設計の与条件として取りまとめる。

留意点：バリアフリー対応の方針の設定

- ・建築物の立地条件、用途・規模、新築・改修によって、バリアフリー対応の方法（ハードとソフトの組み合わせ内容）は異なる。
- ・外部利用者の他に高齢者、障害者等の就労を想定したバリアフリー対応の方針を検討することも重要である。
- ・建築物の全部又は一部をテナント等に賃貸する建築物においては、共用部分（テナント等に至る経路や共用の便所・洗面所等）のバリアフリー対応の方針に加え、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保することができるよう、貸方基準に店舗内部のハードのバリアフリー化を位置づけることが考えられる。また入居テナントとなる施設運営者に対して、賃貸借の際の条件として、高齢者・障害者等の多様な利用を想定したバリアフリー対応を求めることも考えられる。

3.2 基本設計・実施設計・施工段階

3.2.1 法、条例に基づく基準、建築設計標準等への対応

- ・バリアフリー環境整備の方針や設計与条件、当事者のニーズ（設計段階での当事者参画の結果）を踏まえ、また以下に適合するよう、動線計画・空間構成、必要諸室、仕上げや部品・設備等について検討する。
 - ・バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準
 - ・バリアフリー法第14条第3項に基づく地方条例の基準
 - ・自主条例（福祉のまちづくり条例等）の整備基準
 - ・建築設計標準
 - ・事業者団体や事業者の定めるバリアフリー環境整備に係る指針等
- ・バリアフリー法や地方条例に基づく基準、建築設計標準に掲げられている対応が全てではなく、利用者の特性やニーズに対応した配慮も重要であり、立地や施設ごとに設計者が工夫しなければならないことが多く存在することに留意して検討する。
- ・自主条例（福祉のまちづくり条例等）やマニュアル等で設定された「望ましい整備」「努力基準」等への対応についても検討する。
- ・建築設計標準や「望ましい整備」「努力基準」への対応が困難な場合には、その原因・理由を整理し、利用者からの問い合わせに対して、いつでも説明できるようにしておく。

留意点：福祉のまちづくり条例等について

- ・福祉のまちづくり条例等は、全ての人が自らの意思で自由に移動できるよう、建築物、道路、公園、交通機関等についてハード・ソフト両面から整備するために、地方自治法第14条に基づいて地方公共団体により制定されたものである。
- ・福祉のまちづくり条例等においては、バリアフリー法・バリアフリー法第14条第3項に基づく地方条例より高い水準を要求している場合があり、その内容について十分に理解し、計画・設計を行う必要がある。
- ・施設の用途や規模に応じ、福祉のまちづくり条例等に基づく事前協議や届け出が求められる。
- ・バリアフリー法と福祉のまちづくり条例等に係る行政の窓口（事前協議や申請・届け出先）は異なる場合があり、注意が必要である。

3.2.2 ソフト面の対応への配慮

- ・全ての人に使いやすい建築物は、移動経路や利用居室等の建築的な対応によるハードの整備だけで達成されるものではない。建築物を利用するためには、ハードとソフトの両面からの支援が必要であり、整備された建築物をより利用しやすくするためのソフト面の対応を建築主等が行うことが重要となる。
- ・そのためソフト面の対応（ハードとソフトの相互補完、事前の情報提供・予約時の工夫、人的支援、備品の貸出し、非常時の対応）を実現しやすくするための配慮・工夫を取り入れた計画・設計を行う。
- ・計画・設計にあたっては、実際に施設を管理運営する従業員等の意見を聞くことが望ましい。

3.2.3 柔軟性、経済性及び効率性への配慮

- ・多数の人の使いやすさや快適性の向上、建設・運営コストの縮減、空間の効率性確保につながるよう、検討を行う。

●柔軟性、経済性及び効率性への配慮の例

- ・案内表示をわかりやすいデザイン・色使いとすることは、弱視者（ロービジョン）や色覚多様性のある人、発達障害者のほかに、高齢者や子供、外国人の利用者にとっても有効である。
- ・飲食店舗の客席を可動式の椅子席とすることや、サービス店舗等にローカウンターと可動式の椅子を設けることは、椅子への移乗やハイカウンターの利用が困難な車椅子使用者だけでなく、歩行困難者や高齢者の使いやすさや快適性の向上につながる。
- ・複数の店舗や事務用途等により構成されるテナントビルの共用部分に高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・洗面所を設けることは、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保することにつながる。
- ・ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室を、車椅子使用者だけでなく誰もが使いやすいようデザインし、一般客室と同等の快適性や魅力を確保することは、当該客室の稼働率の向上につながる取り組みとなる。

3.2.4 バリアフリー環境に係る管理計画の作成

- ・以下について定めた「バリアフリー環境に係る管理計画」を作成する。
 - ・バリアフリー対応に係るハードとソフトの管理・運営や改善のための検討体制
 - ・取組内容に係る短期・中期的な計画
 - ・バリアフリー対応に係る建築・設備、屋外等の維持保全計画（定期的な点検や修繕に関する計画）
 - ・災害時の対応策、等
- ・施設使用開始後のバリアフリー環境を適切に保つための「バリアフリー対応に係る建築・設備、屋外等の維持保全計画」には、特に以下についての定期的な点検、継続的な利用のための修繕・交換を定める。
 - ・主要な経路となる屋内の通路や店舗内の通路にベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等の物品が置かれ、利用者の通行に支障や危険が生じていないか。（通路に物品が置かれないよう、日ごろから整理整頓されているか。）
 - ・物販店舗では、建築物の出入口等に設けるインターホンの周囲にカートや商品等が置かれていないか、車椅子使用者に配慮したサッカー台等の下部に物を置かれていないか。
 - ・視覚障害者誘導用ブロックや手すりの点字表記、屋内外の床材・案内板等が経年劣化していないか
 - ・視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている箇所の上に、雨用マット等が置かれていないか。
 - ・案内板や手すり点字表記における室名等の情報は更新されているか。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等や床のサイン表示は、使用しているうちに輝度比や色が劣化し、機能・効果が低下するため、継続的・定期的に適切な維持管理・保守を行う。
- ・利用者ニーズの継続的な把握と、それに基づく段階的な改善の必要性について、あらかじめ実施時期や体制、検討内容が想定されていることが望ましい。
- ・利用者からの意見についてのフィードバックや、管理計画の実施状況等の検証についても計画されていることが望ましい。

参考：ホテル又は旅館のバリアフリー管理計画の項目例

- ①バリアフリー計画の担当者の選定
- ②従業員等に対する障害理解や心のバリアフリー研修の実施計画
- ③車椅子使用者用客室の確保（車椅子使用者等以外への販売時期）計画
- ④客室や設備、貸出し備品等に関する情報提供計画、到着時の館内案内の計画
- ⑤車椅子使用者用客室の維持保全・改善計画（利用者からの意見を収集することを含む。）
- ⑥バリアフリー対応に係る建築・設備、屋外の維持保全計画（防火・避難上の安全を確保するための必要な施設等を含む）
- ⑦緊急時や災害時の情報伝達及び避難誘導、避難支援に係る体制等（地域等との連携を含む。）の計画
- ⑧関連する法の防火・避難の規定への違反の有無及び維持管理の状況（点検）
- ⑨利用者からの意見についてのフィードバック
- ⑩バリアフリー管理計画の実行状況の検証（レビュー）計画

3.3 維持管理・運営段階

3.3.1 バリアフリー環境を維持・改善するための改修

- ・運営を通じて明らかとなった劣化や課題が生じている空間・部位について、施設の管理運営がどのように行われているか、利用者のニーズや課題がどこにあるか等について把握し、現状及び課題を整理した上で、改修の目標（機能の回復か、機能の改善・向上か）を定める。
- ・段階的・継続的な改修を計画し、複数年をかけて目標を達成することも考えられる。
- ・必要に応じ、国や地方公共団体によるバリアフリー化のための改修等の支援事業の活用も検討する。
- ・面積や構造の制約により、バリアフリー化に多くの困難が生じる場合には、ハード（建築や設備）で対応する部分と人的に対応する部分とのバランスの調整が必要となる。その場合にあっても、基本的なバリアフリー対応にはハード及び備品等の貸出しで対応することとし、その上で、高齢者や障害者等の利用を支援する運営体制や利用者への個別サービスのあり方（合理的配慮を含む）を検討する。

3.4 計画・設計情報の収集・蓄積と活用

- ・「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、適切にバリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、関係する高齢者、障害者等の参加のもとで、利用者の視点で検証し、その結果に基づき新たな施策や措置を講じることにより、段階的・継続的な発展を図ることが重要であり、このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれている。
- ・全ての人が使いやすい建築物を整備するためには、計画・設計・施工・完成の各段階において、高齢者・障害者等の参加による検証で得た情報等の収集と蓄積を行い、活用（フィードバック）することが重要となる。
- ・また、施設使用開始後に利用者や施設管理者の意見を聞き、必要に応じて当該施設での改修・改善を行うとともに、これらの過程で得た情報を蓄積し、活用（フィードバック）することが重要となる。利用者個人の経験に係る情報も、重要な設計情報である。
- ・設計者、建築主等と行政には、これらの情報収集・蓄積と活用に努め、次の計画・設計・施工等に反映し、さらに使いやすく、より良い建築物、生活環境の整備に努めることが求められる。
- ・利用者のニーズにきめ細やかに対応した建築物の計画・設計・施工や運用・管理は、こうした作業を繰り返すこと（スパイラルアップ）によって達成されるものである。

第2章 単位空間等の設計

本章の見方

■本章の概要

本章では、各単位空間の設計について、社会的ニーズを踏まえたバリアフリー計画・設計の基本的な考え方を示した上で、設計標準（整備内容及びその標準的な実現方法）、モデル例、設計例及び事例写真等を示している。

実際の設計においては、地域性や用途・規模等を考慮し、高齢者、障害者等の意見を把握した上で、ニーズや利用実態に合った設計をすることが重要である。

なお本章では、国土交通省で定める設計標準という性格上、バリアフリー化のための性能としては優れている製品であっても、特許が付帯している等の理由により特定の業者のみ販売が認められている製品・材料の紹介及び記載は控えている。

設計の考え方

- ・社会的ニーズを踏まえたバリアフリー計画・設計の基本的な考え方

移動等円滑化基準に相当する整備内容

- ・バリアフリー法第2条第19号 特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）で一定規模以上のものについて、適合を義務付ける基準に相当する整備内容
- ・最低限の円滑な移動等を実現するための整備内容

移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

- ・バリアフリー法第2条第18号 特定建築物（多数の者が利用する建築物）について、誘導すべき基準に相当する整備内容
- ・「移動等円滑化基準に相当する整備内容」を上回り、さらに円滑な移動等を実現するための整備内容

標準的な整備内容

- ・移動等円滑化基準に相当する整備、移動等円滑化誘導基準に相当する整備を行うための具体的な整備内容及び、社会や利用者の要請に合わせた整備内容のうち標準的に実施すべき整備内容

留意点

- ・設計標準をまとめるにあたって、高齢者、障害者等や設計実務者、専門家等へのヒアリングにより得られた、様々な知見の紹介

参考

- ・計画・設計にあたって参考となる基準や指針、標準等に関する情報

2. 駐車場

2.1 計画・設計の考え方

- ・高齢者、障害者等の外出や社会参加を促進する上でも自動車は有効な移動手段であり、高齢者、障害者等の安全の確保と利用し易さに配慮する。
- ・施設用途や総駐車台数に応じた台数の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- ・車椅子使用者用駐車施設の適正利用のため、車椅子使用者用駐車施設とは別に優先駐車区画※を設けることにより、車椅子使用者用駐車施設と優先駐車区画の複数種類の区画で駐車場を運用する「ダブルスペース方式」を導入することが望ましい。
- ※優先駐車区画：車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画
- ・雨天時や夜間の利用者の安全性の確保、円滑な移動等にも配慮する。

2.2 車椅子使用者用駐車施設の設計標準

2.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

2.2.1.1 車椅子使用者用駐車施設

- ・駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に2/100を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合には当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- ・車椅子使用者用駐車施設の幅は350cm以上とする。
- ・車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。
- ・車椅子使用者が円滑に自動車で乗降することが可能な機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として扱ってもよい。

2.2.1.2 表示板（標識）

- ・移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設ける。
- ・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がIS Z 8210 案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする。

2.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

2.2.2.1 車椅子使用者用駐車施設

- ・駐車場には、当該駐車場の全駐車台数に2/100を乗じて得た数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- ・車椅子使用者用駐車施設の幅は350cm以上とする。
- ・車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。
- ・車椅子使用者が円滑に自動車で乗降することが可能な機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として扱ってもよい。

2.2.2.2 表示板（標識）

- ・2.2.1.2 表示板（標識）を参照。

36

2. 駐車場

2.2.3 標準的な整備内容

2.2.3.1 位置

屋内駐車場の場合、車椅子使用者用駐車施設は、エレベーターホールの出入口付近に設ける。

留意点：設置位置

- ・車椅子使用者用駐車施設に、車路を横断しないで行くことができるようにする等、安全の確保について工夫する。

<設計例>



・エレベーターホール前に設けられた車椅子使用者用駐車施設



・エントランスポーチの脇に設けられた車椅子使用者用駐車施設（ポーチまでスロープを設けている。）

2.2.3.2 空間の確保

- ・後部ドアから車椅子使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、後部ドアからのスロープ・リフトによる乗降可能な車寄せ・スペースを建築物の出入口付近に設置すること、又は車椅子使用者用駐車施設の後面に奥行き300cm程度の乗降スペースを確保することが望ましい。
- ・車椅子使用者の円滑な乗降のため、舗装は水平とする。（排水のために必要な勾配を除く。）

■用語の定義

本章で用いる用語の定義は、以下の通りである。

- バリアフリー法： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律をいう。
- 特定建築物： バリアフリー法第2条第18号に規定する学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物等をいう。
- 特別特定建築物： バリアフリー法第2条第19号に規定する特別支援学校、官公舎等の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものをいう。
- 建築物移動等円滑化基準： バリアフリー法第14条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- 建築物移動等円滑化誘導基準： バリアフリー法施行令第17条第3項第一号に規定する建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- 移動等円滑化経路： バリアフリー法施行令第19条第1項に規定する「移動等円滑化経路」をいう。
 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（④に掲げる場合にあっては、その全て）を、「移動等円滑化経路」にしなければならない。
 ① 建築物に、「利用居室」を設ける場合
 道等から当該利用居室までの経路（当該利用居室が劇場等の客席である場合にあっては「車椅子使用者用経路」を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
 ② 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合
 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。③において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
 ③ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
 ④ 建築物が公共用歩廊である場合
 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）
- 視覚障害者移動等円滑化経路： バリアフリー法施行令第22条第1項に規定する「視覚障害者移動等円滑化経路」をいう。
 ・移動等円滑化基準の場合： 道等から点字・音声等による案内設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち一以上は、視覚障害者移動等円滑化経路」にしなければならない。※
 ・移動等円滑化誘導基準の場合： 道等が点字・音声等による案内設備又は案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、「視覚障害者移動等円滑化経路」にしなければならない。※
 ※以下のいずれかに該当する場合を除く。
 ・道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
 ・建築物の内にある管理者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける場合
- 利用居室： バリアフリー法施行令第19条第1項第1号に規定する不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

1. 敷地内の通路

1.1 計画・設計の考え方

- ・様々な移動上の制約を受ける高齢者、障害者等が、制約を受けない利用者と同一通路を利用できるようにする。
- ・道路と建築物、駐車場と建築物の間の通路に加え、同一敷地内の利用居室を有する建築物の出入口間の通路においても、高齢者、障害者等の円滑に移動等に配慮する。
- ・雨天時や夜間の利用者の安全性の確保、円滑な移動等にも配慮する。

1.2 敷地内の通路の設計標準

1.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

1.2.1.1 敷地内の通路

1.2.1.1.1 共通事項

- ・表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・段がある部分は、次に掲げるものとする。
 - イ 手すりを設ける。
 - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない。
- ・傾斜路は、次に掲げるものとする。
 - イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
 - ロ 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

1.2.1.1.2 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

- ・移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、1.2.1.1.1に加え、次に掲げるものとする。
 - イ 階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）
 - ロ 幅は、120cm以上とする。
 - ハ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。
 - ニ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
 - ホ 傾斜路は、次に掲げるものとする。
 - ・幅は、段に代わるものは120cm以上（小規模建築物（床面積の合計500㎡未満の特別特定建築物）の場合には90cm以上）、段に併設するものは90cm以上とする。
 - ・勾配は、1/12を超えないものとし、高さが16cm以下のものでは、1/8を超えないものとする。
 - ・高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるもの）では、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。

1.2.1.1.3 視覚障害者が円滑に利用できる経路

- ・視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。
 - イ 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。）
 - ロ 車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。¹

1.2.1.2 案内板その他の設備

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。（当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）

1.2.1.3 点字、文字の浮彫、音による案内その他の設備

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。（案内所を設ける場合を除く。）

1.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

1.2.2.1 敷地内の通路

1.2.2.1.1 共通事項

- ・段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、180cm以上とする。²
- ・表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。²
- ・段がある部分は、次に掲げるものとする。
 - イ 幅は、140cm以上とする。（手すりが設けられた場合は、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。）
 - ロ けあげの寸法は、16cm以下とする。
 - ハ 踏面の寸法は、30cm以上とする。
 - ニ 両側に、手すりを設ける。
 - ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- ・段を設ける場合、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設ける。²

¹ 以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

² 以下に該当する場合を除く。

- ・車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）

- ・傾斜路は、次に掲げるものとする。
 - イ 幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上とする。²
 - ロ 勾配は、1/15を超えないものとする。²
 - ハ 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるもの）では、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。²
 - ニ 高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。
 - ホ 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

1.2.2.1.2 視覚障害者が円滑に利用できる経路

- ・1.2.1.1.3 視覚障害者が円滑に利用できる経路を参照。

1.2.2.2 案内板その他の設備

- ・1.2.1.2 案内板その他の設備を参照。

1.2.2.3 点字、文字の浮彫、音による案内その他の設備

- ・1.2.1.3 点字、文字の浮彫、音による案内その他の設備を参照。

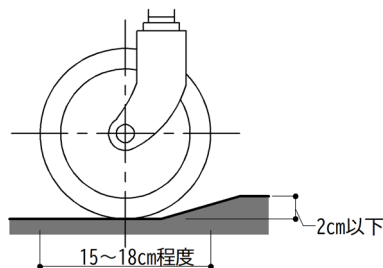
1.2.3 標準的な整備内容

1.2.3.1 空間の確保

1.2.3.1.1 敷地内の通路

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ通路を利用できるように計画する。やむを得ず高齢者、障害者等用の通路を別に設ける場合は、他の利用者と著しく異なる経路としない。
- ・高齢者、障害者等の安全の確保を図るため、原則として歩行者と車の動線を分離する。
- ・移動等円滑化経路上の通路は水平とする。
- ・移動等円滑化経路上の通路の横断勾配は、1%以下とすることが望ましい。
- ・敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮することが望ましい。
- ・段差解消機については、18.2 段差解消機的设计標準を参照。

<段差の解消の例>



<設計例>

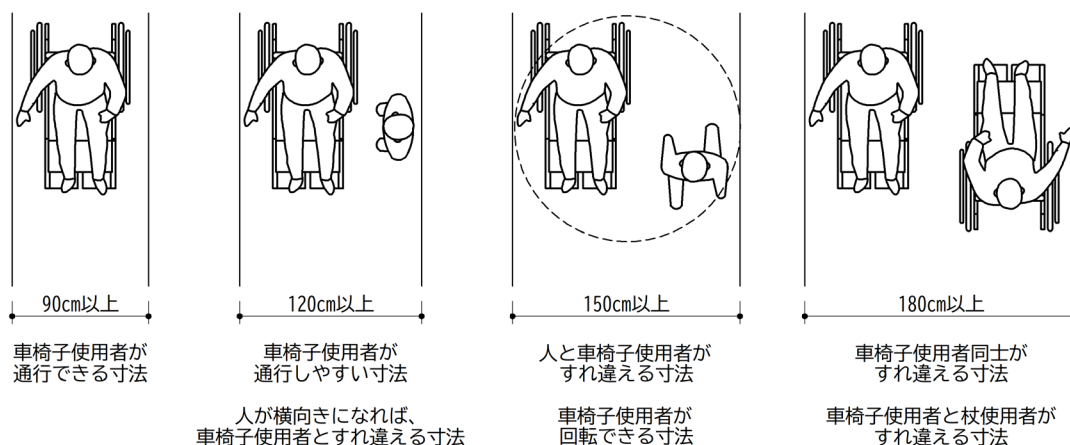


・敷地内の通路と道路の境界部分の縁石の切下げ

留意点：敷地内の通路における段差解消

- ・道等から建築物の出入口までの経路上に、砂利敷、飛石、小段等があると車椅子使用者やベビーカー等の移動等が難しい。このような場合、施設管理者又はテナント等は、道等から建築物の出入口まで円滑に利用することができる経路を1以上、確保できるよう、別の措置を講じる必要がある。

<敷地内の通路の有効幅員>



1.2.3.1.2 敷地内の通路の傾斜路

- ・移動等円滑化経路となる敷地内の通路に傾斜路を設ける場合には、最短経路を確保する。
- ・通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端に近接する部分、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅150cm以上の水平なスペースを設ける。
- ・杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止等のため、側壁がない傾斜路側端には、5cm以上の立ち上がりを設けることが望ましい。
- ・側面に壁面がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ35cm以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設けることが望ましい。
- ・長くゆるやかに続く傾斜路の場合は、傾斜路の距離・勾配を、傾斜路の上端・下端に表示することが望ましい。
- ・義足使用者や片まひ者は階段の方が昇降しやすい場合もあるため、傾斜路と緩勾配の段（手すり付）を併設することが望ましい。

留意点：勾配

- ・車椅子使用者が自力で登坂できる勾配は、1/12以下である。
- ・1/12の勾配は国際シンボルマークの設置基準である。
- ・IPC（国際パラリンピック委員会）のアクセシビリティガイドにおける屋外傾斜路の勾配のベストプラクティス（最良慣行、最善事例）は、1/20以下である。

1.2.3.2 仕上げ

- ・通路の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- ・傾斜路の表面は、ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- ・段を容易に識別できるよう、踏面の端部とその周囲の部分との輝度比を確保することが望ましい。

留意点：仕上げと施工

- ・主たる通路では、車椅子使用者の移動が困難となる砂利敷きや石畳の採用を避ける。やむを得ずそのような通路を設ける場合は迂回路を設ける。また、レンガあるいはタイル敷き等の通路は路盤の沈下による不陸や目地の凹凸を生じないよう施工や維持管理を行う。
- ・仕上げの材料の目地幅は、できる限り小さくし、車椅子使用者や視覚障害者の通行のしやすさに配慮する。

1.2.3.3 屋根、庇

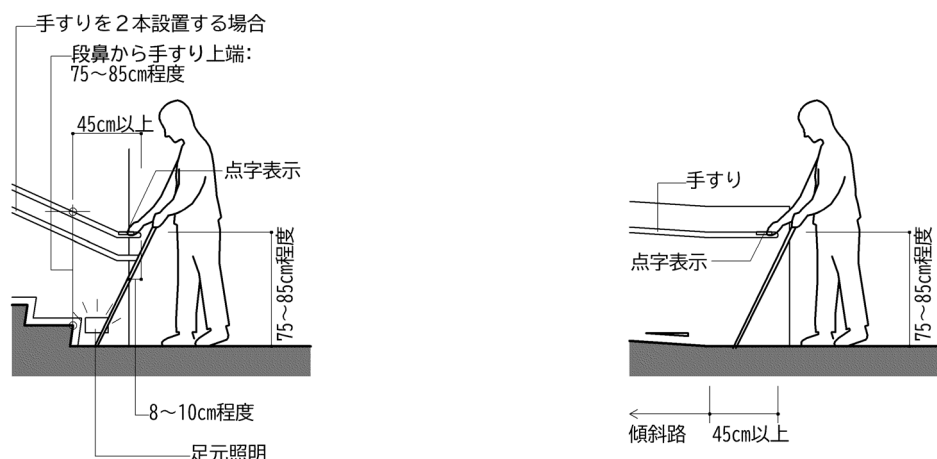
- ・通路や傾斜路の凍結や積雪を防止するため、積雪寒冷地では、融雪装置や上屋を設けることが望ましい。

1.2.3.4 部品・設備等

1.2.3.4.1 手すり

- ・段（又は傾斜路）と連続するよう、踊場にも設ける。
- ・段（又は傾斜路）の上端では水平に45cm以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻（又は傾斜路の先端）から45cm以上、延長する。
- ・耐久性のある材料とする。
- ・手すりの水平部分には現在位置及び誘導先の情報等を点字・文字で表示する。
- ・手すりとは、手すりの点字・文字表示については、18.1 手すりの設計標準を参照。

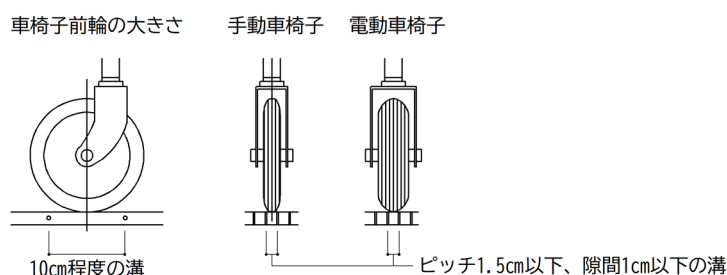
<段、傾斜路の手すりの例>



1.2.3.4.2 溝蓋

- ・通路や傾斜路と、それらを横断する排水溝等の蓋には、高低差を設けない。
- ・移動等円滑化経路上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないよう目が細かい構造（ピッチ：1.5cm下、隙間：1cm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。

<排水溝等に車椅子の前輪が落下しない配慮>



1.2.3.4.3 モニュメント、車止め、植樹ます等

- ・モニュメント、車止め、植樹ます等を設ける場合は、車椅子使用者、視覚障害者の通行に支障がない位置に設ける。
- ・敷地内の通路上に不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが機能なくなるため、施設運用上のあり方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障が生じないようにする。

留意点：視覚障害者の安全な通行のために

- ・車止め（ボラード：歩行者の保護や車両の進入禁止等を目的として設置する高さ50～90cm程度の柱）は、視覚障害者が衝突することや、車椅子使用者等の通過の障害となることがあるので、原則として設置しないことが望ましい。やむを得ず設置する場合は、車椅子使用者の通路幅員を確保し、白杖で認知しやすい大きさや、（ロービジョン）が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。
- ・歩行者と車の動線が交差する場合においては、歩行者用通路には「エスコートゾーン（視覚障害者誘導用標示）」を設け、見通しを良くする等、危険を回避することが望ましい。

- ・夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

- ・夜間の弱視者（ロービジョン）の歩行に配慮し、適切な照明計画とし、わかりやすい動線計画等で敷地内の通路を整備する。

- ・夜間でも建築物の名称の案内表示等がわかりやすいよう、照明等に配慮する。

・案内板その他の設備、点字、文字の浮彫、音による案内その他の設備については、7.案内表示を参照。

- ・視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備については、8.視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備を参照。

傾斜路の全幅、傾斜路の手前30cm程度に敷設

点状ブロック等

手すり

(踊場への連続設置、両側設置が望ましい)

90cm以上
(120cm以上が望ましい)

UP

150cm以上

滑りにくい仕上げ

UP

150cm以上

水平部分は45cm以上

点字表示

段 けあげ：16cm以下
踏 面：30cm以上
幅：140cm以上
とすることが望ましい

1以上の経路に
連続敷設

手すり

点状ブロック等
段の全幅、
段の手前30cm
程度に敷設

自動式引き戸
(引き分け)

出入口

手すり

150cm以上

両側は転落を防ぐ構造
(立ち上がり 5 cm以上が望ましい)

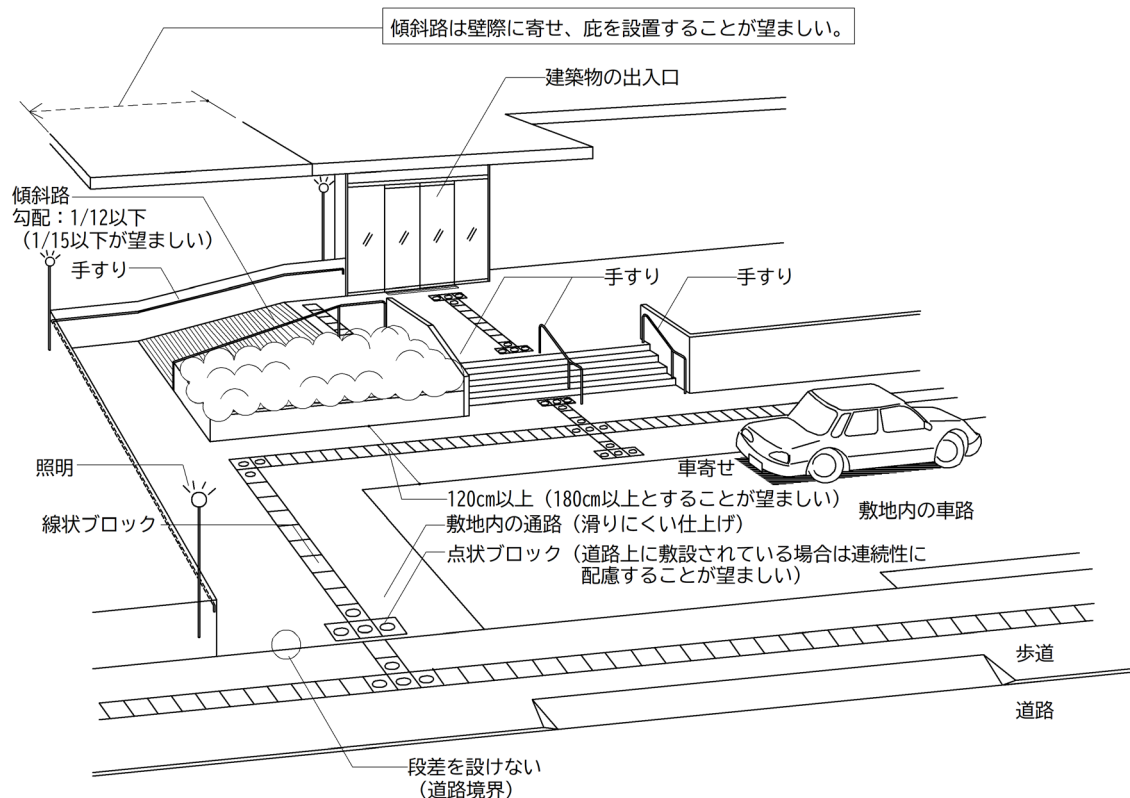
勾配: 1/12以下 (1/15以下が望ましい)

高さ75cm以内ごとに踊場を設置する

手すり

両側は転落を防ぐ構造
(立ち上がり 5 cm以上が望ましい)

<敷地内の通路> ※図は敷地内の通路に段を設けざるを得ない場合の例



<設計例>



- ・敷地内の通路の上屋、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設（床仕上げの材料の変化と明度差に配慮した通路により、わかりやすいデザインとしている。）



- ・建築物の出入口手前の、インターホンが設けられた案内板（視覚障害者誘導用ブロックの敷設はここまで。）



- ・片側手すり付きの傾斜路が設けられた敷地内の通路

2. 駐車場

2.1 計画・設計の考え方

- ・高齢者、障害者等の外出や社会参加を促進する上で自動車は有効な移動手段であり、高齢者、障害者等の安全の確保と利用し易さに配慮する。
 - ・施設用途や総駐車台数に応じた台数の車椅子利用者用駐車施設を設ける。
 - ・車椅子利用者用駐車施設の適正利用のため、車椅子利用者用駐車施設とは別に優先駐車区画※を設けることにより、車椅子利用者用駐車施設と優先駐車区画の複数種類の区画で駐車場を運用する「ダブルスペース方式」を導入することが望ましい。
- ※優先駐車区画：車椅子利用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画
- ・雨天時や夜間の利用者の安全性の確保、円滑な移動等にも配慮する。

2.2 車椅子利用者用駐車施設の設計標準

2.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

2.2.1.1 車椅子利用者用駐車施設

- ・駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に2/100を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける。
- ・車椅子利用者用駐車施設の幅は350cm以上とする。
- ・車椅子利用者用駐車施設は、当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。
- ・車椅子利用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場を車椅子利用者用駐車施設として扱ってもよい。

2.2.1.2 表示板（標識）

- ・移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設ける。
- ・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする。

2.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

2.2.2.1 車椅子利用者用駐車施設

- ・駐車場には、当該駐車場の全駐車台数に2/100を乗じて得た数以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける。
- ・車椅子利用者用駐車施設の幅は350cm以上とする。
- ・車椅子利用者用駐車施設は、当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。
- ・車椅子利用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場を車椅子利用者用駐車施設として扱ってもよい。

2.2.2.2 表示板（標識）

- ・2.2.1.2 表示板（標識）を参照。

2.2.3 標準的な整備内容

2.2.3.1 位置

- ・屋内駐車場の場合、車椅子使用者用駐車施設は、エレベーターホールの出入口付近に設ける。

留意点：設置位置

- ・車椅子使用者用駐車施設に、車路を横断しないで行くことができるようにする等、安全の確保について工夫する。

<設計例>



・エレベーターホール前に設けられた車椅子使用者用駐車施設



・エントランスポーチの脇に設けられた車椅子使用者用駐車施設(ポーチまでスロープを設けている。)

2.2.3.2 空間の確保

- ・後部ドアから車椅子使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、後部ドアからのスロープ・リフトによる乗降が可能な車寄せ・スペースを建築物の出入口付近に設置すること、又は車椅子使用者用駐車施設の後部に奥行き300cm程度の乗降スペースを確保することが望ましい。
- ・車椅子使用者の円滑な乗降のため、舗装は水平とする。(排水のために必要な勾配を除く。)

留意点：車椅子使用者用駐車施設に350cm以上の幅が必要な理由

- ・車椅子使用者は、ドアを全開にしなければ乗降できない。
- ・このため車椅子使用者は、隣接する区画に駐車されているとドアを全開にすることのできない一般の駐車区画(幅：250cm程度)を利用することができず、幅350cm以上の確保された車椅子使用者用駐車区画の利用が必須となる。

<車椅子使用者(運転手)の乗車動作のイメージ(降車は逆の流れ)>

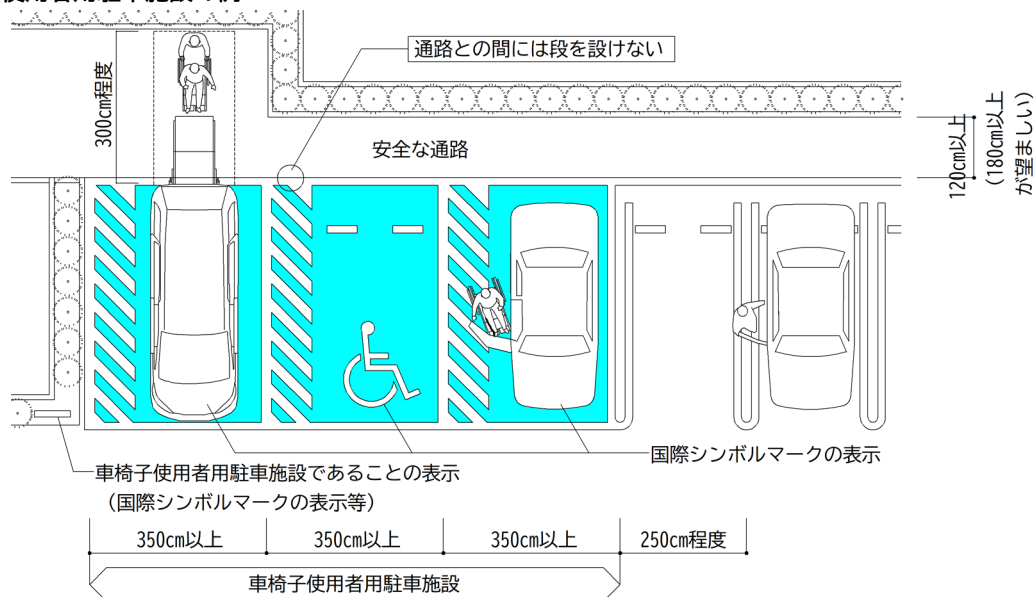
①自動車のドアを全開にする。

②車椅子から、自動車の座席に移る。

③車椅子を、自動車の中に収納する。



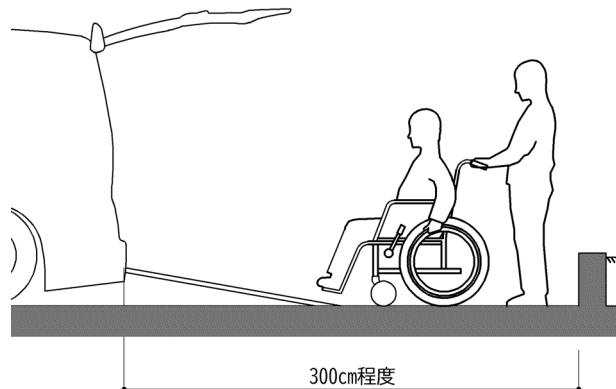
<車椅子使用者用駐車施設の例>



<後部ドア側の乗降スペースの例>

留意点：狭小敷地等でやむを得ない場合の車椅子使用者用駐車施設の乗降スペース

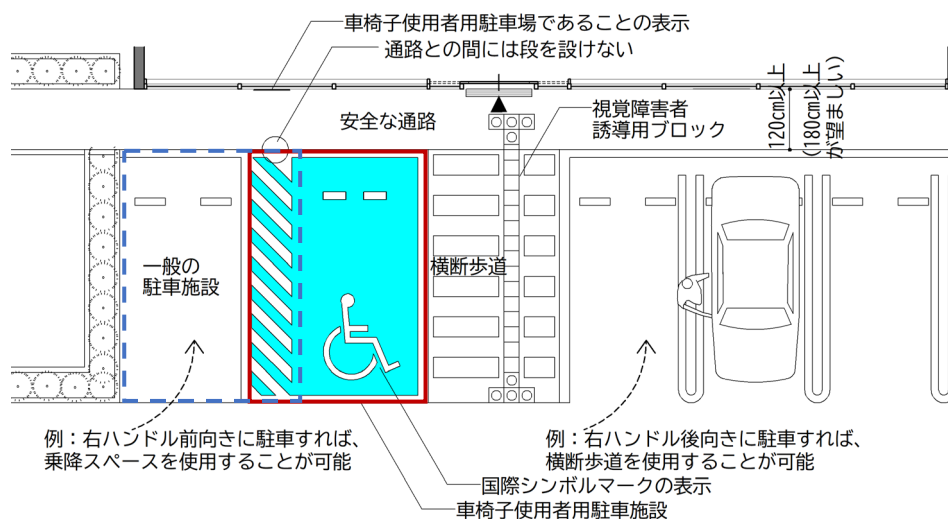
- ・狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等でやむを得ない場合には、関係機関と協議の上、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースを、人の出入りが少ない建築物の出入口（通用口等）に通ずる敷地内の通路（避難経路以外の通路）と兼用することが考えられる。
- ・この場合、通常、車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。



留意点：車椅子使用者が利用可能な駐車施設を確保する配置・運用の工夫

- ・車椅子使用者用駐車施設以外の駐車施設でも車室スペースの横に乗降スペース等がある場合には、安全を確認した上で、車椅子使用者の乗降を可能とすることが考えられる。（例えば、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースに隣接して一般の駐車施設を設ける場合も同様である。）
- ・こうした工夫により、車椅子使用者用駐車施設が使用されている場合に、車椅子使用者が他の一般の駐車施設を利用することが可能となる。

<運用による車椅子使用者の利用も考慮した駐車場配置例>



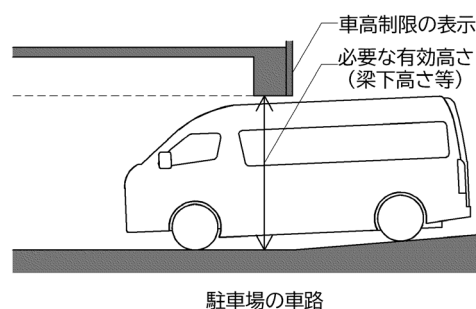
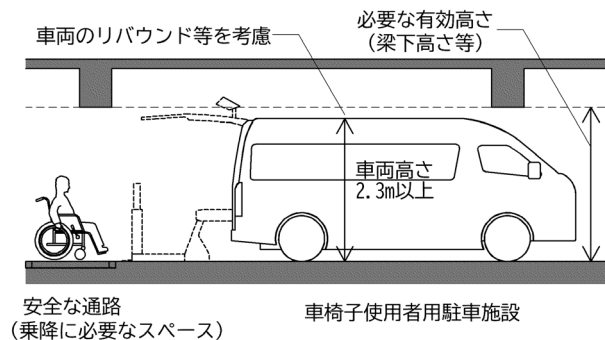
2.2.3.3 屋根、庇（平置きの駐車施設の場合）

- ・屋外に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、雨天時の乗降に困難が生じないよう、屋根または庇を設けることが望ましい。
- ・屋根を設ける際には、屋根の柱が乗降用スペース及び通路の幅員を侵さないようにする。
- ・車椅子使用者用駐車施設に屋根または庇を設ける場合、あるいは屋内に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm以上）に対応した有効高さ（梁下高さ等）を確保する。

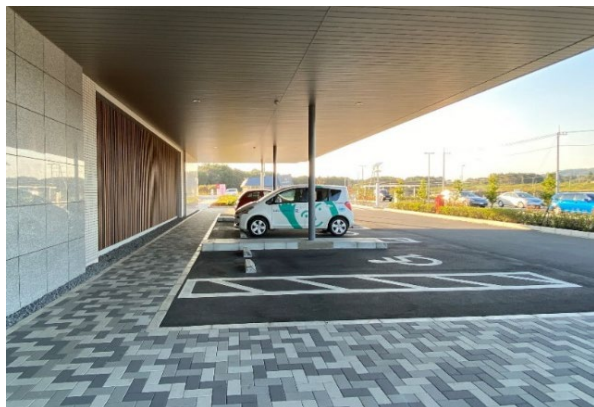
留意点：車椅子による乗降等

- ・雨天時の乗降時に、車椅子使用者が傘をさすことが難しい場合があるため、屋根、庇の設置が求められる。

<車椅子使用者用駐車施設（屋内）の例>



<設計例>



- ・庇（天井高さ3.5m）が設けられ、車椅子用リフト付き福祉車両等の利用を想定した奥行き（5.9m）と後部ドア側の通路（幅1.5m）が確保された車椅子使用者用駐車施設



- ・天井高さ2.7mが確保されたピロティ下の車椅子使用者用駐車施設



- ・屋内車椅子使用者用駐車施設がある駐車場出入口（入口付近に車高制限2.3mと国際シンボルマークの表示）



- ・車高制限2.3mの屋根付き車椅子使用者用駐車施設

2. 駐車場

40

2.2.3.4 部品・設備等

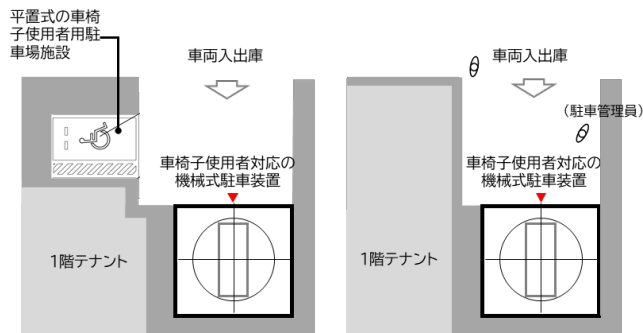
2.2.3.4.1 車止め

- ・車止めは、スロープを出す際に車体後部の車高を下げる機構の妨げとならない高さとする。
- ・コインパーキングでは、車椅子使用者の乗降の妨げとなる位置にロック板（ロック式の駐車区画に設置されている板状の機器）等を設置しない。

2.2.3.4.2 機械式駐車装置

- ・狭小敷地の場合等で、やむを得ず機械式駐車装置により確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車椅子使用者の利用に支障がないものとする。

<車椅子使用者に対応した機械式駐車装置の例>



・平置き式の車椅子使用者用
駐車施設がある場合

・車椅子使用者対応の機械
式駐車装置のみ

<設計例>

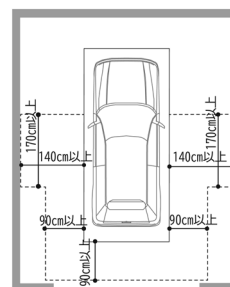


・車椅子使用者
対応の機械式
駐車装置の例
（フルフラ
ット化）

留意点：車椅子使用者対応の機械式駐車装置について

- ・車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。
- ・乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。
- ・機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。
- ・通常の手椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。
- ・入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画（平置き等を含む）を考慮し設定する。

<車椅子使用者対応の機械式駐車装置の例>



2.2.3.5 案内表示

2.2.3.5.1 表示板（標識）

- ・表示板（標識）には国際シンボルマークと文言で、運転席から判別できる大きさと目立つように、車椅子使用者用であることを表示する。
- ・表示板（標識）は、周辺に自動車が駐車していても運転席から確認できる位置、かつ車の後方からの車椅子使用者の乗降の支障のない位置に設ける。
- ・積雪量が多い地域では、表示板（標識）は、積雪等に配慮した高さに設置する。（表示板（標識）は、舗装面の国際シンボルマークが車や積雪により見えないときにおいて有効である。）
- ・表示板（標識）については、7. 案内表示を参照。

<車椅子使用者用駐車施設の表示板（標識）の例>



2.2.3.5.2 舗装面の表示

- ・車椅子使用者用駐車施設の舗装面には、青色の地に白色のマーク等の目立つ塗装等により国際シンボルマークを表示する。
- ・国際シンボルマークの意味、及び使用法については7. 案内表示「国際シンボルマークの形状及び使用」の頁を参照。
- ・車椅子使用者用駐車施設の乗降用スペースの舗装面は、乗降用スペースであることが容易に識別できるように斜線の塗装とするか、駐車スペースと一体的な青色の塗装とする。

参考：車椅子使用者用駐車施設の適正利用のための工夫

- ・車椅子使用者用駐車施設等について、本来であれば必要がない者が駐車すること等により、真に必要な者が利用できない等の課題が指摘されている。
- ・このような不適正利用を防止するために、表示板（標識）は目立つものとする必要がある。
- ・車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に向け、多くの地方公共団体が導入している制度として「パーキング・パーミット制度」がある。パーキング・パーミット制度については、以下を参照。
 - ・パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～（2019（H31）年3月、国土交通省総合政策局安心生活政策課） <https://www.mlit.go.jp/common/001285172.pdf>
- ・また商業施設・病院等では、車椅子使用者用駐車施設等の出入口に専用ゲートを設け、利用者登録制を導入し、利用対象者以外の利用防止に努めている例がある。
- ・車椅子使用者用駐車施設の適正利用の取組の詳細については、以下を参照。
 - ・車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン（2023（令和5）年3月、国土交通省総合政策局）p. 15～16 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000322.html
 - ・「障害者等用駐車場の適正利用のために」（国土交通省総合政策局）
<http://www.mlit.go.jp/common/000143891.pdf>

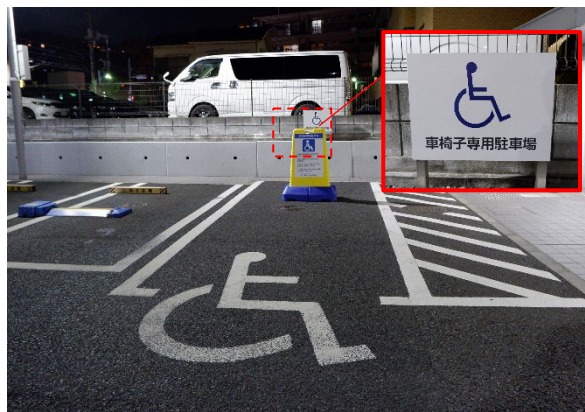
2. 駐車場

42

<設計例>



- ・不適正利用の抑止を図るため、青色の地に白色+青色のマークを塗装した車椅子使用者用駐車施設



- ・車椅子使用者用駐車施設に駐車中でも、国際シンボルマークが見えるよう配慮されている



- ・地下階に設けた車椅子使用者用駐車施設
車椅子使用者用駐車施設は出入口の近くに設け、駐車利用した階にわかりやすく色によりゾーン分けを行い、適正利用を図るため、国際シンボルマークは柱・壁面・床面に塗装している。
なお、車椅子使用者用駐車施設に置いている駐車禁止のカラーコーンは、一般車の駐車利用を抑止するために設置しており、車椅子使用者自ら運転利用の方に対しては、駐車場管理室への事前連絡や現地等において入庫時に係員がカラーコーンを取り外す対応を行っている。

2.3 優先駐車区画の設計標準

2.3.1 標準的な整備内容

2.3.1.1 空間の確保

- ・高齢者、妊産婦、けが人等、広い幅員の駐車区画を必ずしも必要としないが移動に配慮が必要な人のために、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、優先駐車区画を建築物の出入口に近い位置に設けることが望ましい。

2.3.1.2 案内表示

- ・優先駐車区画を設けた場合は、ピクトグラムやわかりやすい色を駐車区画の舗装に用いることにより、優先駐車区画であること及び利用対象者を表示する。
- ・案内表示については、7. 案内表示を参照。

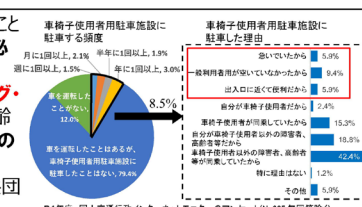
参考：様々な駐車区画の確保等の取組

- ・様々な駐車区画の確保等の取組については、以下を参照。
 - ・車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン（令和5年3月、国土交通省総合政策局）
p.12～15 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000322.html

■車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインの概要

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001598418.pdf>

- 共生社会における移動環境確保のための基本的インフラの一つである、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（車椅子使用者用駐車施設）に、それを必要としない人が駐車すること等により、**真に必要な人が利用できない場合があり、その適正利用についての課題が指摘されている。**
- 当該駐車施設の利用対象者に**公的利用証を交付し適正利用を促す「地方公共団体の取組（パーキング・パーミット制度）」**については、車椅子使用者の他、車椅子を使用しないものの移動に配慮が必要な人（高齢者、妊産婦、けが人等）も広く対象とし、そのような人向けの優先駐車区画を設ける場合もあり、**利用区分の明確化や不適正利用の減少等**によって、車椅子使用者等の**利用環境改善に効果が認められる。**
- 引き続き、地域の実情等に応じ、同制度の**導入促進・普及啓発**の他、以下の考え方を踏まえ、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民における**理解の増進と協力の確保等**により、**適正利用を推進。**



車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化

車椅子使用者用駐車施設については、バリアフリー法令上、車椅子使用者その他障害者等を除き、利用を控える等の適正配慮を規定。

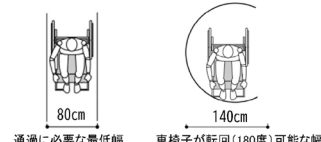
不適正利用や利用集中等により車椅子使用者の円滑な利用環境が阻害されている場合等には、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、「車椅子使用者用駐車施設」の利用対象者を「車椅子使用者」と明確化することが望ましい。

利用対象者の明確な区分とその考え方

車椅子使用者以外の障害者等については、**広い幅員を必ずしも必要としないものの駐車区画の位置等に関し、移動に配慮が必要な人もいることから、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、そのような人への駐車区画を設置・運用する場合には、バリアフリー法令に位置づけられている「車椅子使用者用駐車施設」とは別に「優先駐車区画」として位置づけることが望まれる。**



利用対象者を車椅子使用者と明確化している例



通過に必要な最低幅 車椅子が転回（180度）可能な幅

様々な駐車区画の確保・不適正利用対策の取組

多様な利用対象者の駐車区画の確保、限られた区画の効率的利用、不適正利用対策の取組等を引き続き推進。



2.4 駐車場全体の設計標準

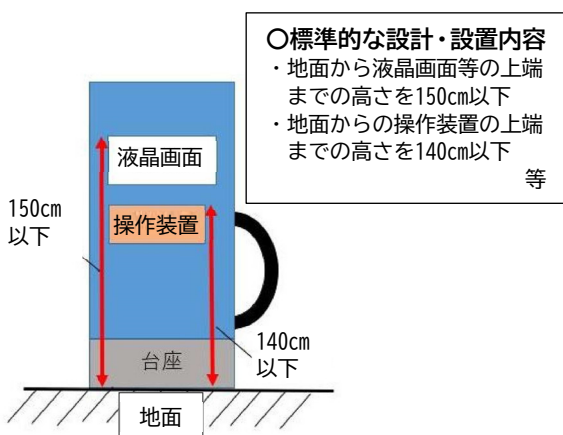
2.4.1 標準的な整備内容

2.4.1.1 空間の確保（一般の駐車区画）

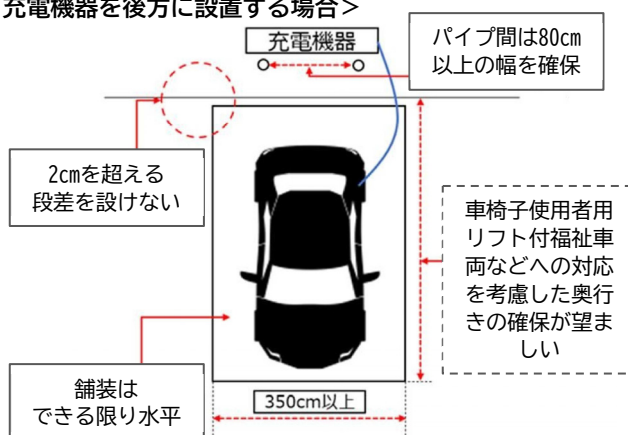
- ・状況に応じ一般駐車区画にも駐車可能となるよう、ダブルライン（車両相互の接触防止等を目的として、車室区画線をU型にし、車両左右の間隔を広げる区画線をいう。）等の設置や活用、工夫を行い、隣接区画との距離を確保する等、駐車場全体をバリアフリー化する取組を行うことが望ましい。
- ・電動車のための公共用充電施設における充電器や充電施設を備えた駐車区画については、「電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン 2024年8月 経済産業省 国土交通省」を参照。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000351.html

<充電器本体の設計・設置について>



<充電機器を後方に設置する場合>



2.4.1.2 部品・設備等

2.4.1.2.1 車止め

- ・車止めと舗装の色は、明度、色相又は彩度の差が大きいことにより車止めの存在を容易に識別できるものとするのが望ましい。

2.4.1.2.2 券売機、精算機等

- ・乗車したまま操作する券売機・精算機、インターホンは、曲がり角や斜路部分には設置しない。
- ・車から降りた状態で操作する券売機・精算機は、床面が水平な箇所に設置する。
- ・可能な限り車に乗り込む前に精算等を済ませるシステム（ゲートが自動で開閉するシステム）等を導入することが望ましい。
- ・車から降りた状態で操作する券売機・精算機（車に乗り込む前に精算等を済ませるシステムの精算機等）は、車椅子使用者の利用に配慮した高さ、形状、蹴込みとする。
- ・障害者割引のスムーズな処理や異常発生時の対応ができるよう、券売機・精算機には、音声で利用できるインターホンや、聴覚障害者も利用できる大型ディスプレイやカメラを設置することが望ましい。

<精算機の例>



- ・フラッパーゲート式の駐車場に設けられた出口精算機（オートホンと監視カメラ付き）
- ・オートホンでコールセンターに電話をかけ、監視カメラに障害者手帳をかざすことで、遠隔でゲートを解除してもらうことができる。

<券売機、精算機の例>



- ・車椅子使用者にも配慮し、金銭投入やカード挿込口の高さを抑えた精算機。また、精算機の正面には転回できる1.4m角が確保されている。

・大型のディスプレイとカメラが設置された精算機（出典：第1回まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会 施設デザインWG 事務局資料）

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001635059.pdf>

2.4.1.3 案内表示

- ・駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう案内表示を設け、駐車場の進入口より車椅子使用者用駐車施設まで、誘導するための案内表示をする。
- ・案内表示については、7. 案内表示を参照。

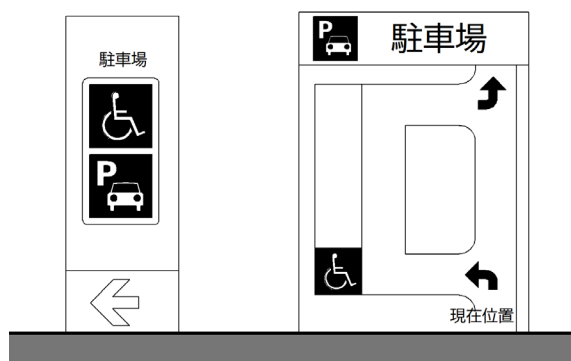
<駐車場のピクトグラム

（出典：日本産業規格 JIS Z 8210）>



駐車場
Parking

<立札による駐車場の表示の例>



3. 建築物の出入口

3.1 計画・設計の考え方

- ・様々な移動上の制約を受ける高齢者、障害者等が、制約を受けない利用者と同じ出入口を利用できるようにする。
- ・建築物の出入口には、施設の名称等をわかりやすく表示する。
- ・施設名や用途の表示は全ての利用者の見やすさ、わかりやすさに配慮する。
- ・建築物の出入口付近には、全ての利用者が施設利用に必要な情報やソフト面の対応を得られるよう、案内カウンター等を設ける。

3.2 建築物の出入口の設計標準

3.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

3.2.1.1 建築物の出入口

3.2.1.1.1 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

- ・移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。
 - イ 有効幅員は、80cm以上とする。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

3.2.1.1.2 視覚障害者が円滑に利用できる経路

- ・視覚障害者移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。
 - イ 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
 - ロ 車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。¹

3.2.1.2 案内板その他の設備

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。（当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）

3.2.1.3 点字、文字の浮彫、音による案内その他の設備

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。（案内所を設ける場合を除く。）

¹ 以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

3.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

3.2.2.1 建築物の出入口

3.2.2.1.1 共通事項（2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上のものに限る。）

- ・有効幅員は、90cm以上とする。
- ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものは、次に掲げるものとする。
 - イ 有効幅員は、120cm以上とする。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

3.2.2.1.2 視覚障害者が円滑に利用できる経路

- ・3.2.1.1.2 視覚障害者が円滑に利用できる経路を参照。

3.2.2.2 案内板その他の設備

- ・3.2.1.2 案内板その他の設備を参照。

3.2.2.3 点字、文字の浮彫、音による案内その他の設備

- ・3.2.1.3 点字、文字の浮彫、音による案内その他の設備を参照。

3.2.3 標準的な整備内容

3.2.3.1 建築物の出入口

3.2.3.1.1 共通事項

- ・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より使いやすい。
- ・衝突時や転倒時の事故防止のため、戸や窓のガラス等には安全ガラス（合わせガラス又は強化ガラスをいう。以下同じ）を用いる。
- ・ガラスについては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号 平成3年改定）」を参照。
- ・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子（車椅子使用者や子ども等の存在）がわかる高さ・位置の窓を設けることが望ましい。
- ・戸の全面をガラスとする場合や出入口付近の壁面全面をガラスとする場合には、衝突防止シールや横棧等の衝突防止対策を講じることが望ましい。

<設計例>

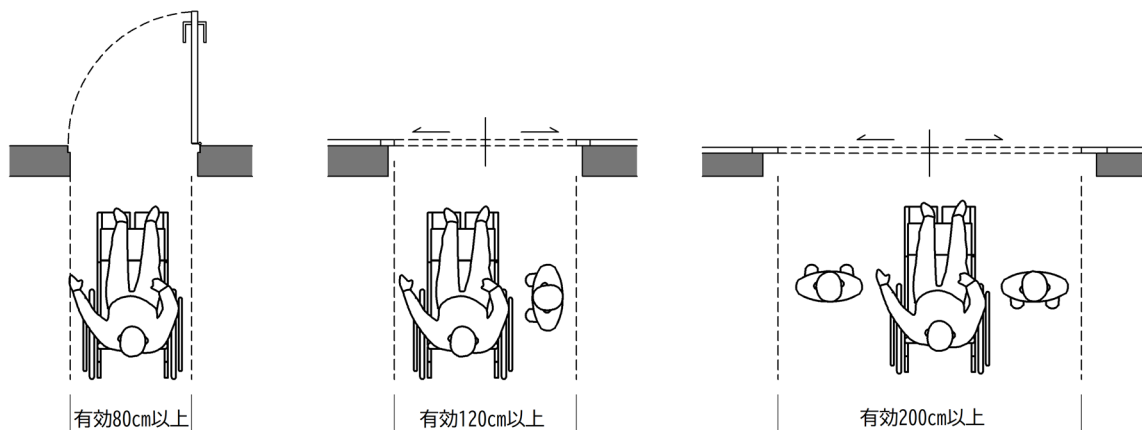


・出入口の前後に高低差のない自動式引き戸（出入口の有効幅員：85cm）

留意点：有効幅員

- ・出入口はドアの厚みや戸の引き残しを考慮し、必要な有効幅員が確保できるよう、十分に検討する。

<出入口の有効幅員>



a. 車椅子使用者が通過できる寸法

b. 車椅子使用者と横向きの人がすれ違える寸法

c. 車椅子使用者と歩行者2人がすれ違える寸法

<設計例>



・手動式引き戸（有効幅員110cm）が設けられた出入口



・手動式開き戸（親子扉、合計の有効幅員140cm）が設けられた出入口

3.2.3.1.2 自動式引き戸

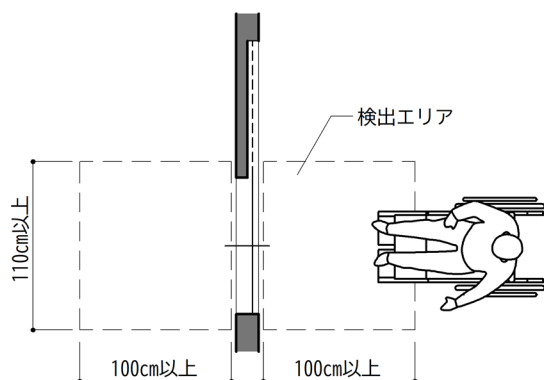
- ・自動開閉装置は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。その場合には、戸の開閉速度を高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する（開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい。）。
- ・起動装置は、視覚障害者、車椅子使用者等の通行時に、支障なく作動するものとする。
- ・高齢者、障害者等がドアに挟まれないよう、ドア走行部で存在検出を行うため、ドア枠の左右かつ適切な高さに、安全装置（補助光電センサー）を設置する。
- ・非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望ましい。
- ・使用時の安全性を確保するため、JIS A 4722:2022に準拠したものとする。

留意点：自動式引き戸に関するガイドブック

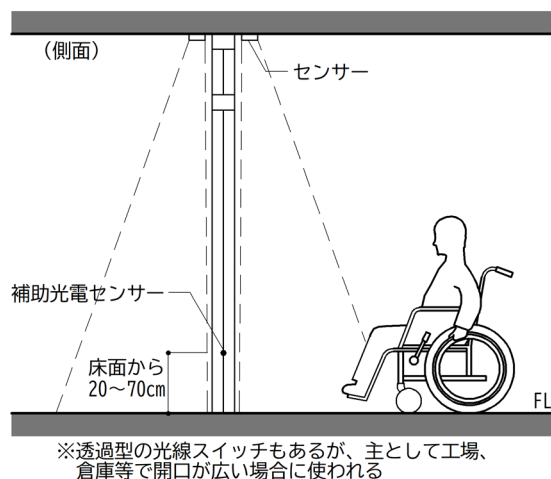
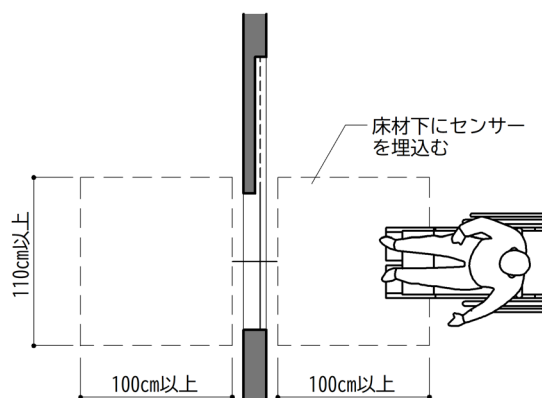
- ・「JIS A 4722:2022準拠 歩行者用自動ドアセット<引き戸>安全ガイドブック」（全国自動ドア協会）には、自動ドアの事故の傾向、JIS A 4722で求められている自動ドアの安全対策、建築設計者・発注者の安全対策、JIS A 4722で求められている建物管理者の安全対策、全国自動ドア協会からの推奨事項等が示されている。
http://www.jada-info.jp/documents/topics/anzen_guide_book_JISA4722_2022.pdf
- ・「スライド式自動ドアの安全ガイドブック（全国自動ドア協会）」には、病院・公共施設等の高齢者、障害者、子ども等が多く利用する場所では、安全性の向上のため開速度は400mm/秒以下、閉速度は250mm/秒以下、開放タイマーは可能な限り長くとの目安が示されている。
http://www.jada-info.jp/documents/topics/anzen_guide211006.pdf

留意点：自動式引き戸・開き戸

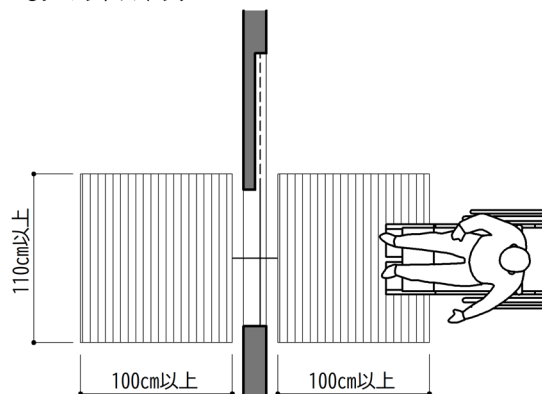
- ・自動式引き戸の設置にあたっては、高齢者、障害者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないよう、十分に配慮する。
- ・自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。

<自動式引き戸の例（有効幅員80cmの場合）>a. 光線式反射スイッチ
(平面)

b. 床埋込センサー式スイッチ

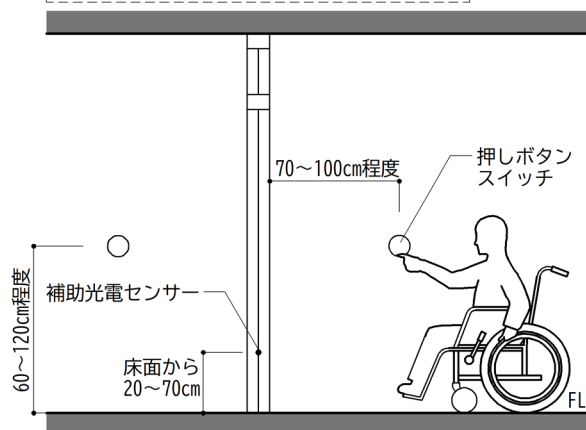


c. マットスイッチ



d. 押しボタンスイッチ

- ・戸に直接設けたスイッチは、車椅子では接近しにくいので、脇に副スイッチも設置する



3.2.3.1.3 回転戸

- ・移動等円滑化経路に該当する出入口に、回転戸を使用することは避ける。
- ・回転戸を設ける場合は、高齢者、障害者、子ども等が使いやすい引き戸、開き戸を併設する。

留意点：回転戸

- ・回転戸は、高齢者、障害者、子ども等には使いにくく、危険であるため、主要な出入口には設けない。
- ・高齢者、障害者等は、回転戸以外の形式の戸へ誘導する必要がある。

3.2.3.1.4 手動式引き戸及び開き戸

- ・手動式引き戸及び開き戸については、9.2.3.1.3 手動式引き戸、9.2.3.1.2 開き戸を参照。

3.2.3.2 空間の確保

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるように計画する。
- ・移動等円滑化経路に該当する出入口の前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを確保する。
- ・風除室の両開き戸の間隔は、車椅子使用者が待機するスペースが、十分確保できるものとする。
- ・水処理、エキスパンションなどの関係から多少の段差が生じる場合についても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により、円滑な移動を確保する。
- ・高齢者、障害者等の移動支援や案内・誘導等の人的対応ができるよう、建築物の出入口に近い位置に案内所（受付カウンター）を設ける。
- ・カウンターについては、18.3 カウンター・記載台・作業台・事務机等の設計標準を参照。

<設計例>



- ・庇の下の雨水処理のために設けた排水溝と、戸の前後の高低差を解消した自動式引き戸

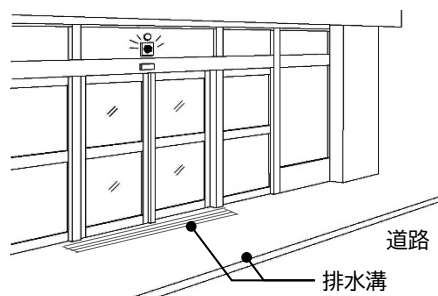
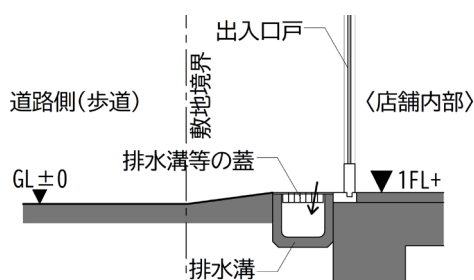


- ・出入口手前と道路境界沿いに設けた排水溝

留意点：1階床の位置（レベル）の設定等

- ・建築物の1階床の位置（レベル）は、道等と敷地との高低差、敷地の高低差、外構部の雨水排水計画等を十分に考慮して、道等から建築物の出入口までのバリアフリー化が可能となる高さ・位置に設定することが望ましい。
- ・小規模店舗等において、道等から建築物の出入口までの距離が短く、大雨等の際の建築内への雨水の侵入を防ぐことが困難な場合には、敷地内に排水溝を設置することが考えられる。

<出入口手前の排水溝の設置例>



留意点：段

- ・わずかな段であっても、視覚障害者や車椅子使用者等の通過の妨げとなり、また高齢者や肢体不自由者がつまづく危険もあるため、段を設けないよう注意する。

3.2.3.3 仕上げ

- ・床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

3.2.3.4 部品・設備等**3.2.3.4.1 溝蓋**

- ・移動等円滑化経路上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないように目が細かい構造（ピッチ：1.5cm以下、隙間：1cm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。

3.2.3.4.2 玄関マット

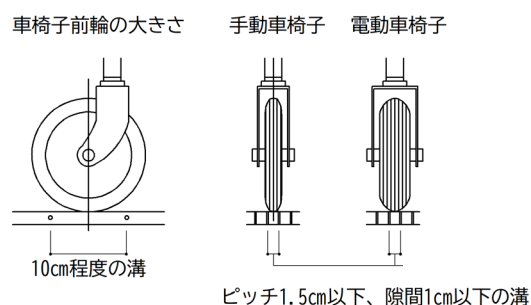
- ・玄関マットは埋め込み式とし、車椅子で動きにくいハケ状のものは使用しないことが望ましい。
- ・杖先を引っ掛けたりしないよう、しっかりと端部を固定する。

3.2.3.4.3 インターホン（音による案内）

- ・インターホン（音による案内）、ハンドセット等を設ける場合、その中心高さは、立位と車椅子使用者両者が利用できるよう、床から100～110cm程度とする。

留意点：音による案内設備（インターホン）の位置

- ・インターホンを設ける場合、道等からインターホンの前まで、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音声等による誘導を行う。
- ・視覚障害者にとっては、誘導用ブロックが敷設されていてもインターホンの設置位置を探すことは困難であり、できる限りわかりやすい位置にインターホンを設けることが望ましい。

<排水溝等に車椅子の前輪が落下しない配慮>**<設計例>**

- ・出入口に設けられた従業員呼出しインターホン（手前に点状ブロックを3枚敷設）



- ・出入口に設けられたカメラ付きインターホン（点字併記つき）



- ・出入口に設けられた従業員呼出しインターホン（墨字と点字が併記されている。）

3.2.3.4.3 照明

- ・夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

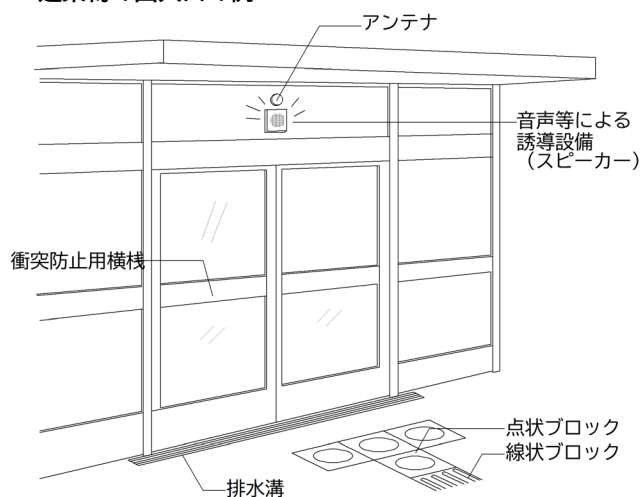
3.2.3.5 案内表示

- ・案内板その他の設備、点字、文字の浮彫、音による案内その他の設備については、7. 案内表示を参照。

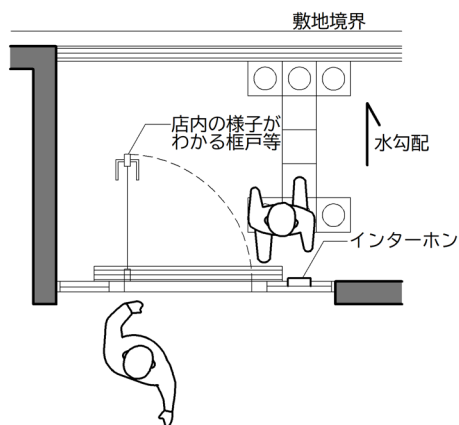
3.2.3.6 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導

- ・視覚障害者が位置を認知しやすいよう、建築物の出入口の戸又は玄関マットの手前、案内所の受付カウンターや点字・音声等による案内設備の手前には、点状ブロック等を敷設する。
- ・道等と建築物の出入口の距離が短い等、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声等による誘導、又は従業員等による人的誘導を行う。
- ・従業員等による人的誘導を行う計画とする場合には、視覚障害者等の来訪が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意することが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導については、8. 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備を参照。

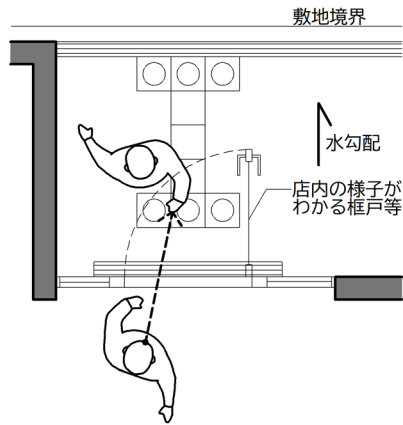
<建築物の出入口の例>



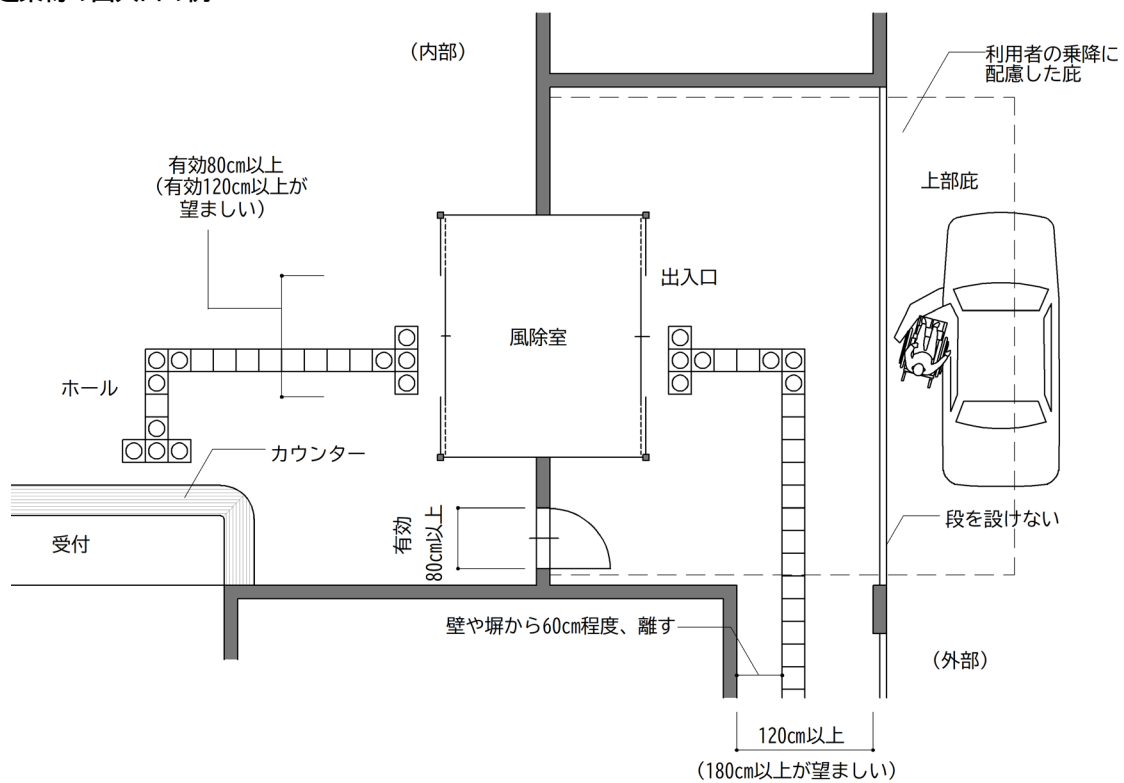
<小規模な建築物の出入口へのインターホン設置の例>



<小規模な建築物の出入口での人的誘導の例>



1 <建築物の出入口の例>



4. 屋内の通路

4.1 計画・設計の考え方

- ・様々な移動上の制約を受ける高齢者、障害者等が、制約を受けない利用者と同一通路を利用できるようにする。

4.2 屋内の通路の設計標準

4.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

4.2.1.1 屋内の通路

4.2.1.1.1 共通事項

- ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うため、点状ブロック等を敷設する。¹

4.2.1.1.2 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

- ・移動等円滑化経路を構成する屋内の通路は、4.2.1.1.1に加え、次に掲げるものとする。
 - イ 階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）
 - ロ 幅は、120cm以上（小規模建築物の場合には90cm以上）とする。
 - ハ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。
 - ニ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

4.2.1.2 屋内の通路の傾斜路

4.2.1.2.1 共通事項

- ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
- ・傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うため、点状ブロック等を敷設する。²
- ・傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。

¹ 以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

² 以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

4.2.1.2.2 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

- ・移動等円滑化経路を構成する屋内の通路の傾斜路は、4.2.1.2.1に加え、次に掲げるものとする。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上（小規模建築物（床面積の合計500㎡未満の特別特定建築物）の場合には90cm以上）、階段に併設するものにあつては90cm以上とする。
 - ロ 勾配は、1/12を超えないものとする。（高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないものとする。）
 - ハ 高さが75cmを超えるものでは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。

4.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

4.2.2.1 屋内の通路

- ・幅は、180cm以上（50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあつては、140cm以上）とする。³
- ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には点状ブロック等を敷設する。⁴
- ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。³
- ・側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずる。
- ・廊下等には突出物を設けない。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- ・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設ける。

4.2.2.2 階段に代わる傾斜路等の設置

- ・階段（車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、エレベーターに限る。）を設ける。⁵

³以下の部分を除く。

- ・車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる通路等の部分

⁴以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

⁵ 以下の場合を除く。

- ・階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合

4.2.2.3 屋内の通路の傾斜路

- ・幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上とする。⁶
- ・勾配は、1/12を超えないものとする。⁶
- ・傾斜路の高さが75cmを超えるものでは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。⁶
- ・高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。
- ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- ・傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設する。⁷

4.2.3 標準的な整備内容

4.2.3.1 空間の確保

4.2.3.1.1 屋内の通路

- ・50m以内ごとに設ける車椅子の転回に支障がない場所は、原則として140cm角以上とする。

留意点：主要な通路の設計

- ・回廊型の廊下や複雑に向きを変える廊下の場合、廊下を壁で閉じた均質な空間にすると、視覚障害者が方向感覚を失いやすいため、注意を要する。
- ・単純でわかりやすい動線がよい。

- ・屋内の通路には柱型等の突出物をできるだけ設けない。
- ・屋内の通路に向かって開く戸を設ける場合には、戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないようアルコーブ等を設ける。
- ・利用者同士の衝突の危険を防止するため、また車椅子使用者の方向転回を容易にするため、廊下等の屈曲部では、壁の出隅の面取り・隅切り等を行う。
- ・消火器、案内板等を設ける場合は、通行の妨げにならないように設ける。
- ・床から高さ65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を10cm以下とする。
- ・避難施設・設備については、16. 避難施設・設備を参照。

4.2.3.1.2 屋内の通路の傾斜路

- ・通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端に近接する部分、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅150cm以上の水平なスペースを設ける。
- ・側面に壁面がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ35cm以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設ける。

⁶ 以下のいずれかに該当する部分を除く。

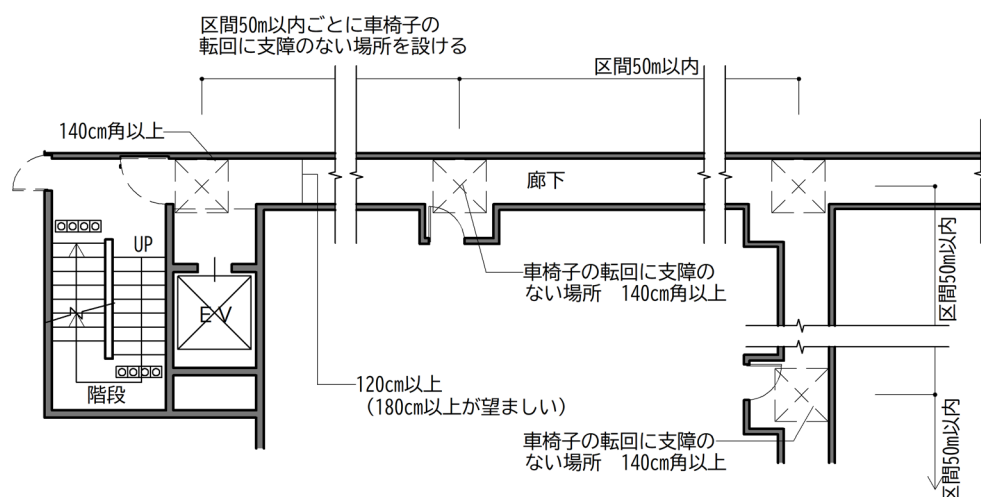
- ・車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場
- ・階段等のみに通ずる傾斜路
(ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。)

⁷ 以下のいずれかに該当する場合を除く。

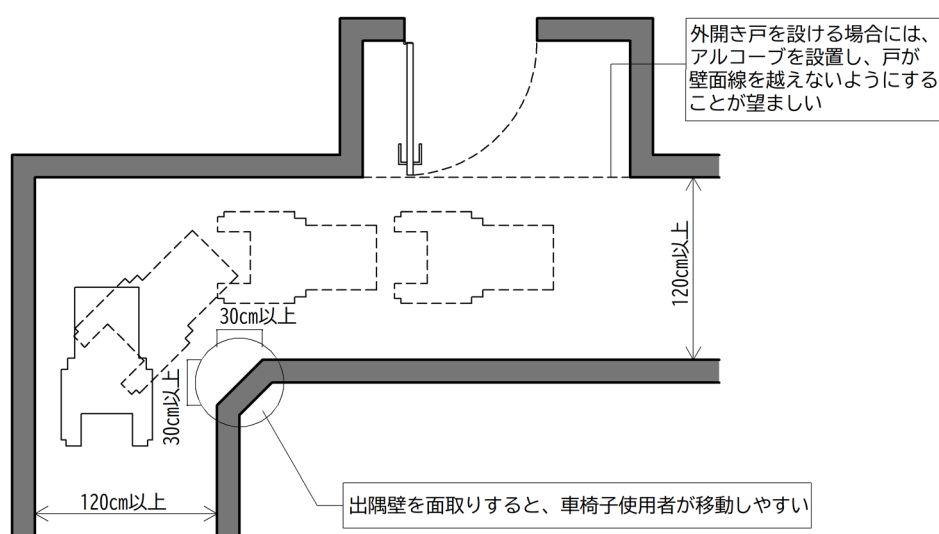
- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

- ・杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止等のため、側壁がない傾斜路側端には、5cm以上の立ち上がりを設けることが望ましい。
- ・その他の昇降機（段差解消機）については、18.2 段差解消機的设计標準を参照。

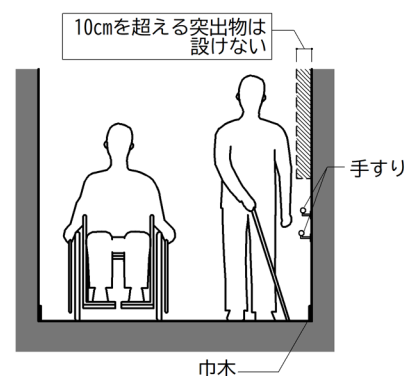
<屋内の通路の例>



<屋内の通路のアルコーブ、壁の面取りの例>



<壁面の配慮例>



<設計例>



- ・出隅の面取りが行われ、通行の妨げにならないように、消火器が埋め込まれた廊下の壁



- ・通行の妨げにならないよう、什器等を置くことができる廊下のアルコーブ

4.2.3.2 通路上に設ける戸

- ・防火戸を設ける場合は、戸の前後に高低差がないものとし、車椅子使用者が通過できる有効幅員を確保する。
- ・シャッター式の防火戸を設ける場合は、車椅子使用者等の安全性に十分配慮した製品とする。
- ・ガラスについては、3.2.3.1.1 共通事項を参照。

留意点：防火戸を設ける際の配慮事項

- ・防火戸を押し開けながら直角に曲がる必要がある設置方法は、車椅子使用者が通行できないので避ける。
- ・引き戸の防火戸で、下枠の立ち上がりの無いものは、車椅子での通行に支障がなく有効である。
- ・防火戸の取っ手は、高齢者、障害者等が容易に操作できる形式のものとする。
- ・下枠が床面より立ち上がっているくぐり戸は、車椅子使用者が通過できないため、くぐり戸を用いる場合は下枠の段をなくし、かつ防煙性能を確保する。

4.2.3.3 仕上げ

- ・床の仕上げは、転倒に対して衝撃の少ない材料とすることが望ましい。

留意点：カーペット

- ・車椅子の操作が極端に重くなるため、毛足の長いカーペットは避ける。

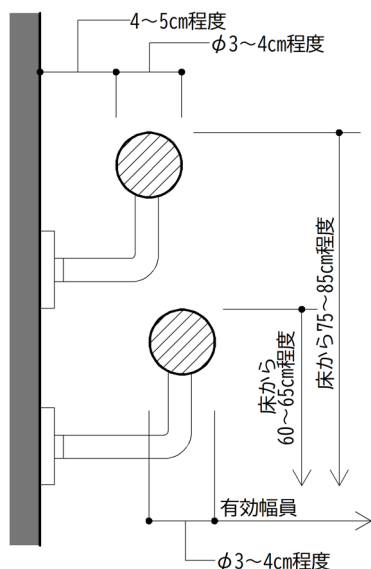
- ・車椅子使用者の利用が多い用途の建築物の壁には、車椅子当たりを設けることが望ましい。
- ・床及び壁の仕上げ材料は、床面と壁面の境界部分の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その境界を容易に識別できるものとすることが望ましい。

4.2.3.4 部品・設備等

4.2.3.4.1 屋内の通路の手すり

- ・必要に応じて手すりを設ける。
- ・手すりを設ける場合には、連続して設けることが望ましい。柱型の突出部分についても、手すりを設けることが望ましい。
- ・手すりを設ける場合には、施設用途等を考慮した上で、手すりの端部・曲がり角部分、利用居室の出入口付近等への現在位置及び誘導情報等の点字・文字表示をすることが望ましい。
- ・手すりと、手すりの点字・文字表示については、18.1 手すりの設計標準を参照。

<手すりと有効幅員>



<設計例>

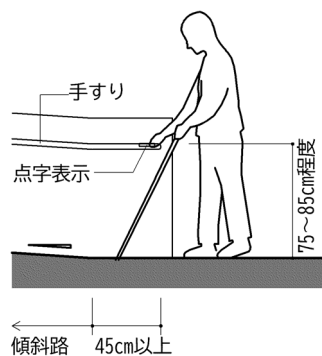


・医療施設における手すりの設置

4.2.3.4.2 傾斜路の手すり

- ・傾斜部分と連続するよう、踊場にも設ける。
- ・傾斜路の上端・下端では、水平に45cm以上、延長する。
- ・手すりの水平部分には、現在位置及び誘導先の情報等を点字・文字で表示する。
- ・点字・文字表示は、はがれにくいものとする。
- ・手すりとは、手すりの点字・文字表示については、18.1 手すりの設計標準を参照。

<傾斜路の手すりの例>



4.2.3.4.3 休憩用設備

- ・ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないように配慮する。

留意点：休憩用設備等

- ・長い廊下や広い空間に接する場所に、ベンチ等の休憩用設備を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な利用者が休憩することや、歩行負担を軽減することができる。

<設計例>

- ・通行の妨げにならない廊下の休憩スペース



4.2.3.4.4 照明

- ・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
- ・必要に応じて、足元灯を設ける。

4.2.3.5 案内表示

- ・屋内の通路の曲がり角ごとのわかりやすい位置に、誘導用の表示板（標識）を設けることが望ましい。
- ・表示板（標識）については、7.案内表示を参照。

4.2.3.6 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、8.2.2.1 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設を参照。

5. 階段

5.1 計画・設計の考え方

- ・日常的に利用する屋内階段・屋外階段は、高齢者、障害者等（特に視覚障害者）の転落、転倒等の事故の危険の大きな場所であり、高齢者、障害者等の安全性の確保、昇降しやすさに配慮する。

5.2 階段の設計標準

5.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

5.2.1.1 階段

- ・踊場を除き、手すりを設ける。
- ・踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・踏面の端部（段鼻）とその周囲の部分（踏面等）との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。
- ・段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。
- ・階段の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うため、点状ブロック等を敷設する。¹
- ・段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うため、点状ブロック等を敷設する。²
- ・主たる階段は、回り階段としない。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

5.2.1.2 階段に代わる傾斜路等の設置

- ・移動等円滑化経路上に階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）

5.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

5.2.2.1 階段

- ・階段の有効幅員は、140cm以上とする。
- ・けあげの寸法は、16cm以下とする。
- ・踏面の寸法は、30cm以上とする。
- ・踊場を除き、両側に手すりを設ける。
- ・踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・踏面の端部（段鼻）とその周囲の部分（踏面等）との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。
- ・段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。
- ・段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には点状ブロック等を敷設する。¹
- ・階段の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には点状ブロック等を敷設する。²

¹ 以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

² 以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ・段がある部分と連続して手すりを設けるもの

- ・主たる階段は、回り階段としない。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

5.2.2.2 階段に代わる傾斜路等の設置

- ・階段（車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、エレベーターに限る。）を設ける。³

5.2.3 標準的な整備内容

5.2.3.1 出入口

- ・避難経路上の階段の出入口の戸は、高齢者、障害者等の開閉しやすいものとし、戸の前後に高低差がないものとする。

5.2.3.2 空間の確保

5.2.3.2.1 階段の形状

- ・階段の形状は、直階段又は折り返し階段とし、転倒時の危険防止等を考慮し、踊場を設ける。

留意点：階段の形状

- ・回り階段は、視覚障害者等が方向を失ったり、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすいので避ける。
- ・直階段は、万一転落した場合、一気に下まで落ちてしまう危険性があるので、折り返し階段とすることが望ましい。直階段とする場合には、踊場を大きめに確保する等の配慮が望まれる。

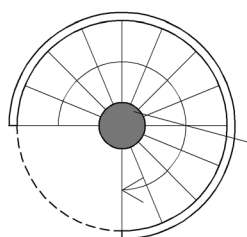
- ・視覚障害者が白杖で感知できずに階段部分に衝突してしまうことがないように、階段下の形状や高さ等に十分留意する。
- ・やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、高さ110cm以上の衝突防止柵の設置や進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。

留意点：階段下の安全対策

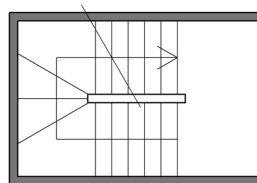
- ・衝突する前に白杖が当たって気付くよう、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置する必要がある。

<階段の形状>

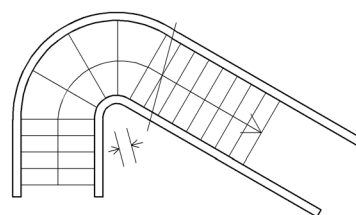
らせん階段 ×
(らせん階段は主階段としない)



回り階段 △
(小規模な2階建や構造上困難な場合等に限る)



回り階段 △
(踏面の最小寸法は30cm必要)



³ 以下の場合を除く。

- ・階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合

5.2.3.2.2 階段の寸法、構造

- ・主たる階段の有効幅員は120cm以上とする。（手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。）
- ・蹴込み寸法は、2cm以下とする。
- ・引っかかり防止に配慮し、蹴込み板のない構造は避ける。

留意点：段鼻・蹴込み板

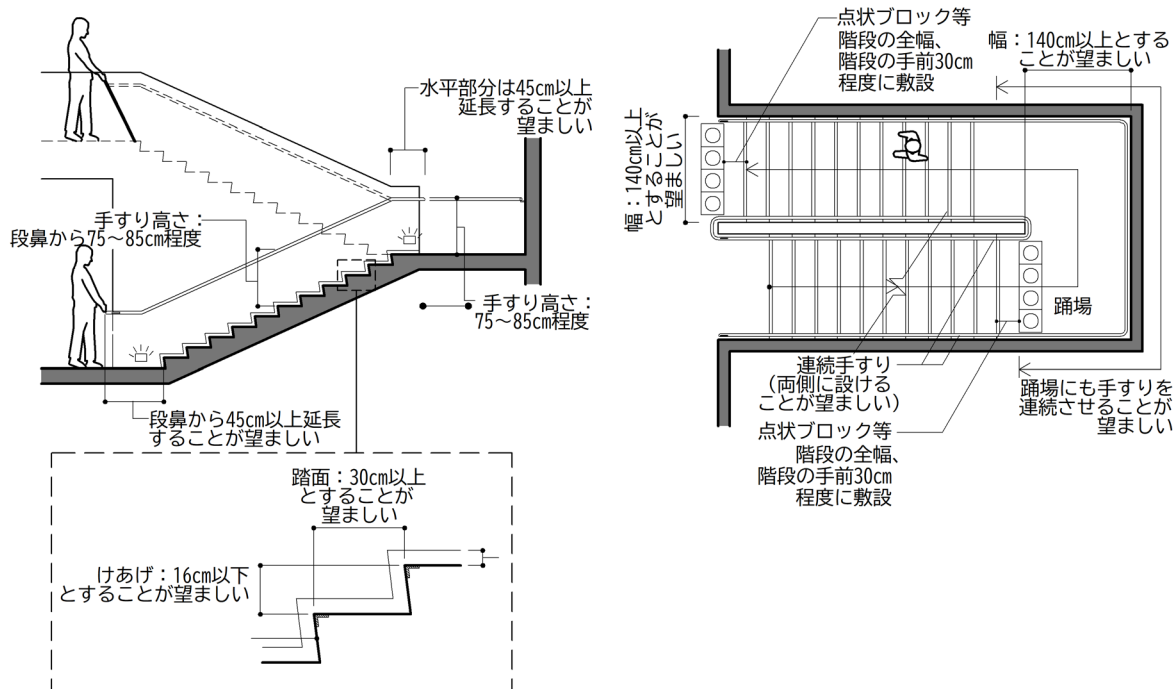
- ・段鼻が突き出しているとつま先が引っかかりやすいので突き出さないものとする。
- ・つまずきにくいよう滑り止めは踏み面及び蹴込み板の面とそろえる。
- ・降りる時には踏み面ばかりが見えるため、段鼻を認知しやすくする必要がある。

- ・けあげ・踏面寸法は、高齢者、障害者等の昇降しやすいものとする。
- ・原則として、同一の階段は、同一のけあげ・踏面寸法とする。
- ・側面を手すり子形式の手すり等とする場合には、杖が落下しないよう、階段の側桁又は地覆を5cm以上、立ち上げる。

留意点：蹴上げ、踏面の寸法

- ・蹴上げ、踏み面は次の計算式を満たす寸法とすることが望ましい。
 $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$ （T：踏み面、R：蹴上げ）

<望ましい階段の寸法>



5.2.3.3 仕上げ等

5.2.3.3.1 床の仕上げ

- ・階段の段鼻には、滑り止めを設ける。
- ・金属製の滑り止めは、避ける。
- ・段を容易に識別できるものとするため、全長にわたって、踏面の端部とその周囲の部分との輝度比を確保する。
- ・踏面の端部の色は始まりの段から終わりの段まで統一された色とする。
- ・踏面の端部の部分は、汚損・損傷しにくいものを用いる。

5.2.3.4 部品・設備等

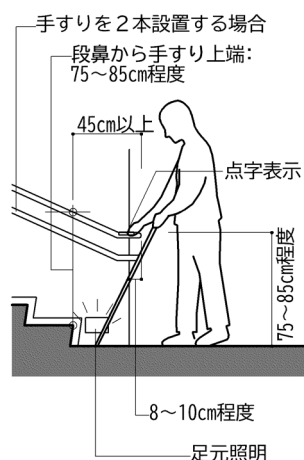
5.2.3.4.1 手すり

- ・階段部分と連続するよう、踊場にも設ける。
- ・階段の上端では水平に45cm以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻から45cm以上、延長する。
- ・手すりの水平部分には現在位置及び上下階の情報等を点字・文字で表示する。
- ・手すりとは、手すりの点字・文字表示については、18.1 手すりの設計標準を参照。

留意点：浮き彫り文字や音声による案内・誘導の併用

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、手すりの点字表示には、浮き彫り文字や音声による案内・誘導を併用することが望ましい。

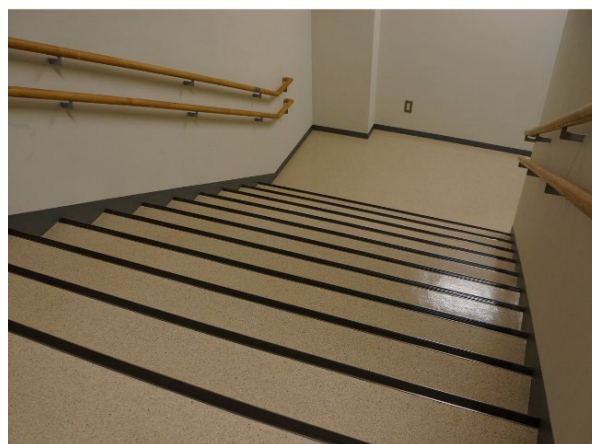
<階段の手すりの例>



<設計例>



・階段手すりに設けられた点字表示



・段鼻の色、明度の差に配慮して、段鼻を認知しやすくした階段

5.2.3.4.2 鏡

- ・聴覚障害者等が安全に通行し、また衝突を回避することができるよう、折り返し階段の屈曲部には、鏡を設けることが望ましいが、同時に視覚障害者が鏡に衝突することのないよう鏡の大きさ、位置等に十分配慮する。

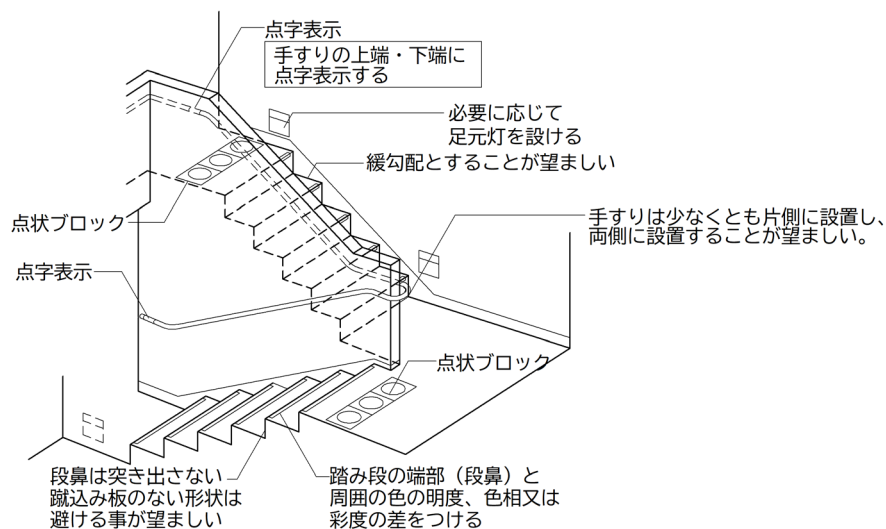
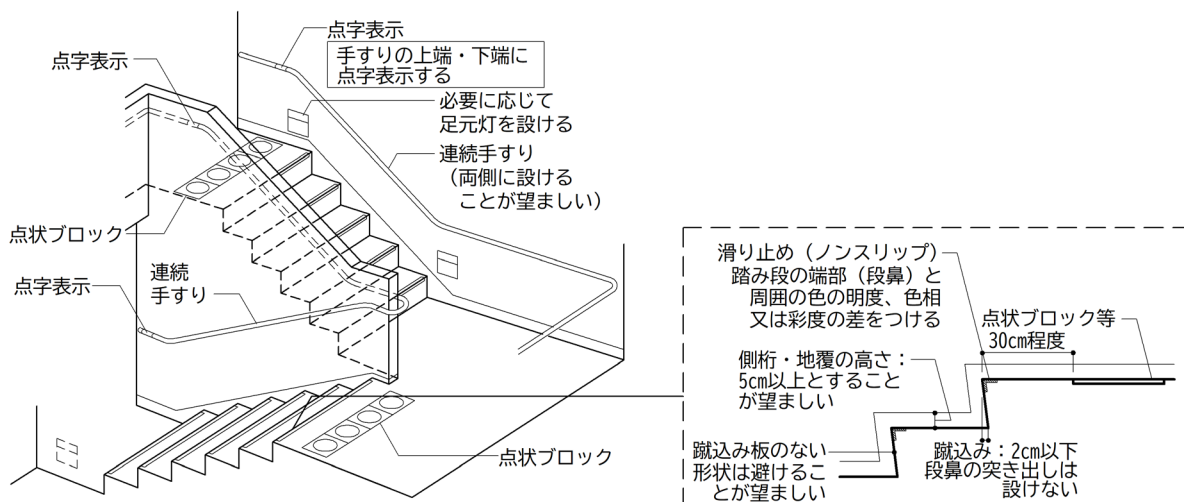
5.2.3.4.3 照明

- ・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
- ・必要に応じて、足元灯を設ける。

5.2.3.5 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、8.2.2.1 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設を参照。

＜小規模建築物の階段（直上階の居室が200㎡超、有効幅員120cm以上）の例＞



6. エレベーター・エスカレーター

6.1 計画・設計の考え方

- ・エレベーターは、高齢者、障害者等の上下階の移動や移動の負担の軽減のための有効な手段であり、高齢者、障害者等の安全性の確保、円滑で公平な利用に配慮する。
- ・安全性の確保や利便性を考慮すると、高齢者、障害者等の上下階の移動にエスカレーターのみで対応することは好ましくなく、エレベーターを設置することを原則とする。

6.2 エレベーターの設計標準

6.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

6.2.1.1 エレベーター

- ・移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。
 - イ 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。
 - ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とする。
 - ハ 籠の奥行きは、135cm以上とする。
 - ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とする。
 - ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。
 - ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。
 - ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設ける。
 - チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものとする。
 - ・籠の幅は、140cm以上とすること。
 - ・籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
 - リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。¹
 - ・籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。
 - ・籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、その他の位置に設けるものに限る。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。
 - ・籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。

6.2.1.2 表示板（標識）

- ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機の付近には、当該エレベーターその他の昇降機があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする。

¹ 以下の場合を除く。

・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

6.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

6.2.2.1 エレベーターその他の昇降機²の設置

- ・階段（車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、エレベーターに限る。）を設ける。²

6.2.2.2 エレベーターの停止階

- ・次に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、1以上設ける。
 - イ 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用客席、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は車椅子使用者用浴室等がある階
 - ロ 直接地上へ通ずる出入口のある階

6.2.2.3 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビー

6.2.2.3.1 共通事項

- ・エレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。
 - イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とする。
 - ロ 籠の奥行きは、135cmとする。
 - ハ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とする。
 - ニ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。
 - ホ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設ける。

6.2.2.3.2 多数の者が利用する居室等のある階に停止するエレベーター及びその乗降ロビー

- ・6.2.2.2により設ける多数の者が利用する居室等のある階に停止するエレベーター及びその乗降ロビーは、6.2.2.3.1に定めるもののほか、次に掲げるものとする。
 - イ 籠の幅は、140cm以上とする。
 - ロ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。
 - ハ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。

6.2.2.4 不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビー

6.2.2.4.1 共通事項

- ・エレベーターは、6.2.2.3.1 イ・ロ・ニ、6.2.2.3.2 イ・ロに定めるものとする。

6.2.2.4.2 不特定多数の者が利用する居室等のある階に停止するエレベーター及びその乗降ロビー

- ・6.2.2.2により設ける不特定多数の者が利用する居室等のある階に停止するエレベーター及びその乗降ロビー（車椅子使用者用経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーを含む。）は、6.2.2.3.1 ロ・ニ・ホ、6.2.2.3.2 ロ・ハに定めるもののほか、次に掲げるものとする。
 - イ 籠の幅は、160cm以上とする。
 - ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とする。
 - ハ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180cm以上とする。

² 以下の場合を除く。

・階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合

・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、6.2.2.3.2又は6.2.2.4.2に定めるもののほか、次に掲げるものとする。³

- ・6.2.1.2 表示板（標識）を参照。

67

6.2.3.3 空間の確保

6.2.3.3.1 乗降ロビーの広さ

- ・乗降ロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。
- ・乗降ロビー付近に、やむを得ず、下り階段又は下り段差を設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止策を講じる。

6.2.3.3.2 籠の広さ

- ・座位変換型の電動車椅子使用者等の利用に配慮し、主要な経路上のエレベーターの籠の奥行きは、150cm以上とすることが望ましい。
- ・多数の者が利用し、又は床面積の合計が2,000㎡未満の不特定多数の者が利用する建築物でも、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、140cm以上かつ収容人員11人乗り以上とすることが望ましく、籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすることが望ましい。
- ・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮した籠形状とする。

<籠・乗降ロビー内法寸法（移動等円滑化誘導基準）>

	1 以上のエレベーター（c m以上）		その他のエレベーター（c m以上）	
	多数の者が利用する建築物	不特定多数の者が利用する建築物	多数の者が利用する建築物	不特定多数の者が利用する建築物
乗降ロビーの幅・奥行き	1 5 0	1 8 0	1 5 0	1 5 0
出入口幅	8 0	9 0	8 0	8 0
籠の幅	1 4 0	1 6 0	—	1 4 0
籠の奥行き	1 3 5	1 3 5	1 3 5	1 3 5

<JIS A 4301に定められたエレベーターの籠の大きさ等（抜粋）>

最大定員 (人)	籠の内法寸法		出入口の 有効幅員 (cm)
	間口 (cm)	奥行き (cm)	
9	1 0 5	1 5 2	8 0
1 1	1 4 0	1 3 5	8 0
1 3	1 6 0	1 3 5	9 0
1 5	1 6 0	1 5 0	9 0
1 7	1 8 0	1 5 0	1 0 0
	2 0 0	1 3 5	1 1 0
2 0	1 8 0	1 7 0	1 0 0
	2 0 0	1 5 0	1 1 0
2 4	2 0 0	1 7 5	1 1 0
	2 1 5	1 6 0	

※JISの表中の間口と奥行の寸法を入れ替えて製作することが可能
（奥行160cm以上とする場合、間口寸法も参照可）

6.2.3.3.3 段及びすきま

- ・籠の床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車椅子のキャスターが落ちないように、3cm程度以下とする。

<設計例>



- ・一度の多くの車椅子使用者等が乗降できるエレベーターの出入口（幅180cm、2枚両側引戸）、籠（幅210cm、30人乗り）
- ・小規模建築物のエレベーターの出入口（幅80cm）と籠（幅135cm、奥行き140cm、11人乗り）



- ・座位変換型の車椅子使用者等や緊急時のストレッチャーの利用が可能な奥行き250cmの15人乗エレベーター

6.2.3.4 仕上げ

- ・乗降ロビーの床の仕上げは、滑りにくいものとする。

6.2.3.5 乗降ロビーの部品・設備等

6.2.3.5.1 車椅子使用者対応の乗り場ボタン

- ・車椅子使用者対応の乗り場ボタンの設置高さは、床から100cm程度とする。
- ・車椅子使用者対応の乗り場ボタンは、車椅子使用者が操作しやすく、当該ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有するものとする。

6.2.3.5.2 車椅子使用者対応以外の乗り場ボタン

- ・乗り場ボタン等の操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設ける。
- ・視覚障害者の利用に配慮し、乗り場ボタンは昇降方向が識別できる形状とする。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

留意点：乗降ロビーの点字表示

- ・掌が字に対して水平になるようにして点字を読むため、車椅子使用者対応の乗り場ボタンのように低い位置にある点字表示は読み難い。
- ・そのため、乗り場ボタンへの点字表示は、立位で使用する乗り場ボタンに設ける。

6.2.3.6 籠内の部品・設備等

6.2.3.6.1 手すり

- ・両側面の壁及び正面壁に設ける。
- ・取り付け高さは、床から75～85cm程度とする。
- ・手すりは、握りやすい形状とする。
- ・手すりについては、18.1 手すりの設計標準を参照。

6.2.3.6.2 鏡

- ・車椅子使用者が籠の中で転回しなくても、戸の開閉状況が確認できるよう、籠入口正面壁面の床上40cmから150cm程度の範囲に、出入口状況確認用の鏡（ステンレス製、又は安全ガラス等）を設ける。
- ・出入口が貫通型（スルー型）、直角2方向型及びトランク付型の籠の場合には、籠上部に凸面鏡等を設ける。
- ・鏡の形状と設置位置は、車椅子使用者がバックで出るとき、出入口まわりの人や床が見やすいものとする。

6.2.3.6.3 乗降者検知装置

- ・籠の出入口には光電式、静電式又は超音波式等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。
- ・光電式の場合は光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さに設ける。

6.2.3.6.4 車椅子使用者対応の主操作盤、副操作盤

- ・車椅子使用者の手の届く範囲を考慮し、車椅子使用者対応の主操作盤、副操作盤の設置高さは床から100cm程度とする。
- ・車椅子使用者対応の主操作盤には、インターホン設備を設ける。
- ・籠内で転回しにくい車椅子使用者の操作を考慮し、車椅子使用者対応の主操作盤、副操作盤は、籠中央の左右の壁に設けることが望ましい。また、極端に籠の奥や手前に設けない。
- ・副操作盤の行き先ボタンは、ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有することが望ましい。（車椅子使用者用の主及び副操作盤の行き先ボタンは、戸の開放時間が通常より長くなる機能を標準的に有している。）

6.2.3.6.5 立位で使用する操作盤

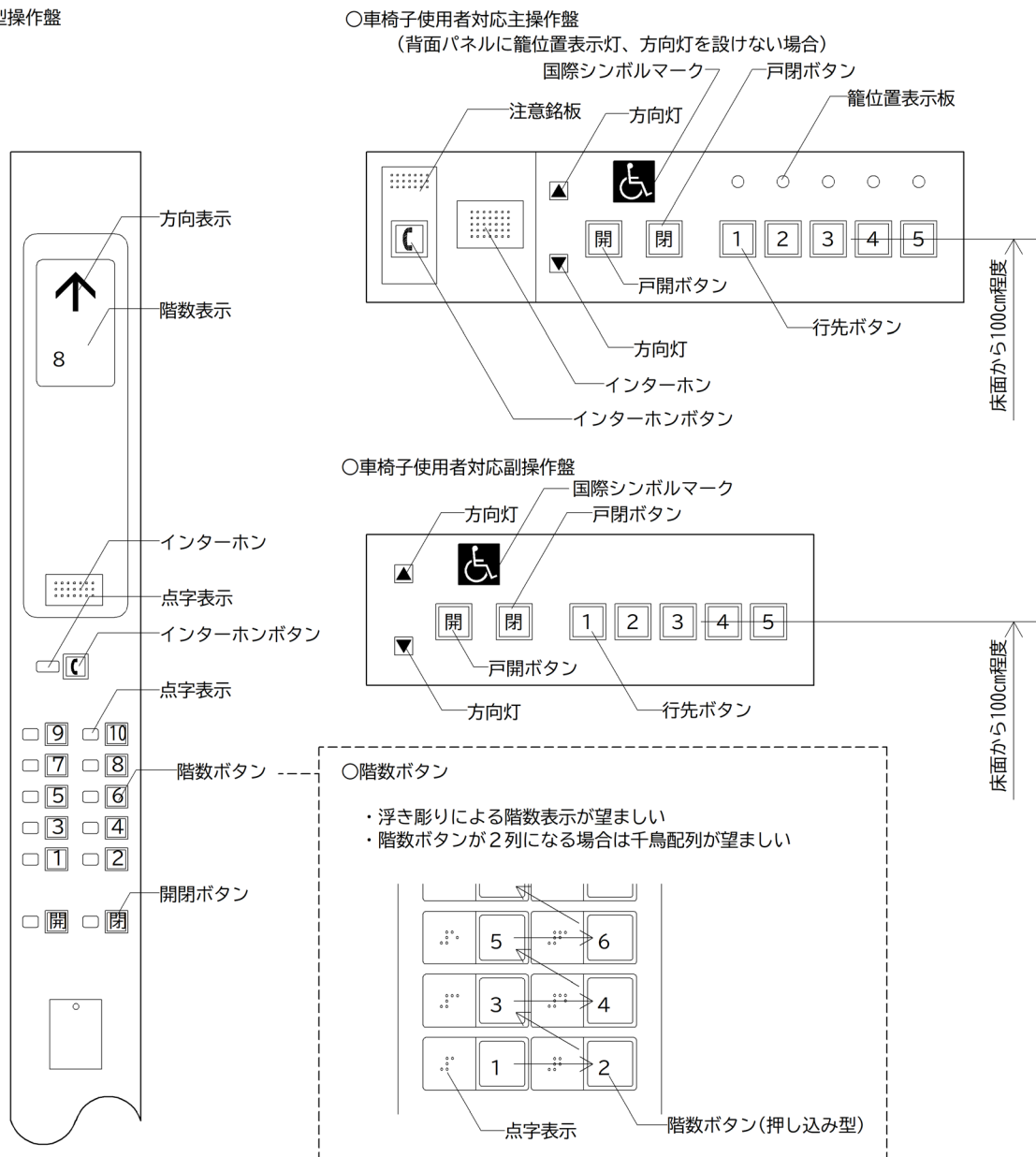
- ・点字表示は、籠内の立位で使用する操作盤の各ボタン（階数、開、閉、非常呼び出し、インターホン）に設ける。
- ・点字表示は、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に行う。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。
- ・タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しない。
- ・ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により弱視者（ロービジョン）の操作性に配慮したものとする。
- ・同一建築物内においては、操作盤の取付位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一することが望ましい。

留意点：出入口が2方向ある場合の音声による案内

- ・出入口が2方向あるエレベーターの籠内には、扉の開く方向、階数等をわかりやすく案内する音声案内装置を設ける。

<エレベーター操作盤の仕様の例>

○縦型操作盤



6.2.3.6.6 その他の表示装置等

- ・聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設ける。
 - ・ 籠内に、緊急時等に情報提供や誘導案内等を行う表示装置等を設ける。
 - ・ 故障が検知された場合は、故障したことが伝わるよう、自動的に籠内にその旨の表示を行うか、籠内に外部に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。
 - ・ 籠内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な（緊急連絡を必要としている者が聴覚障害者であることが判別できる）ボタンを設置する。
- ・ 地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。
- ・ 過負荷（定員超過）の際の過荷重ブザーによる報知のわかりにくい利用者もいるため、過負荷の視覚的表示及び自動放送装置による案内をすることが望ましい。
- ・ 聴覚障害者等の利用に配慮し、籠出入口の枠、又は籠正面壁等の見やすい位置に、定員超過であることを示す過負荷表示灯を設けることが望ましい。

<設計例>

留意点：非常時のための設備

- ・ 籠内のインターホンボタンを押し、管理者又は保守会社が応答したときに、インターホンの応答表示が点灯するもの等を設けることが望ましい。
- ・ 設置が義務付けられている地震時等管制運転装置だけでなく、火災時管制運転装置を設けることが望ましい。
- ・ 管制運転が作動したときには、籠内の乗客に、電光表示等だけでなく、音声でも案内をすることが望ましい。
- ・ 非常呼び出しボタンは、触覚又は点字でわかるようにすることが求められる



・ 籠内の電光表示（緊急時に文字情報が提供できる。）

6.2.3.6.7 その他のエレベーターに関する標準

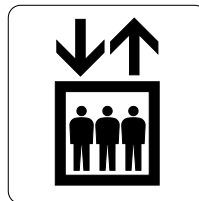
- ・ 車椅子兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506A）、視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515D）（ともに（社）日本エレベーター協会制定）によることが望ましい。

6.2.3.7 案内表示

- ・ 車椅子使用者対応の乗り場ボタンの付近等、車椅子使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。
- ・ 表示板（標識）については、7. 案内表示を参照。

<エレベーターの表示例

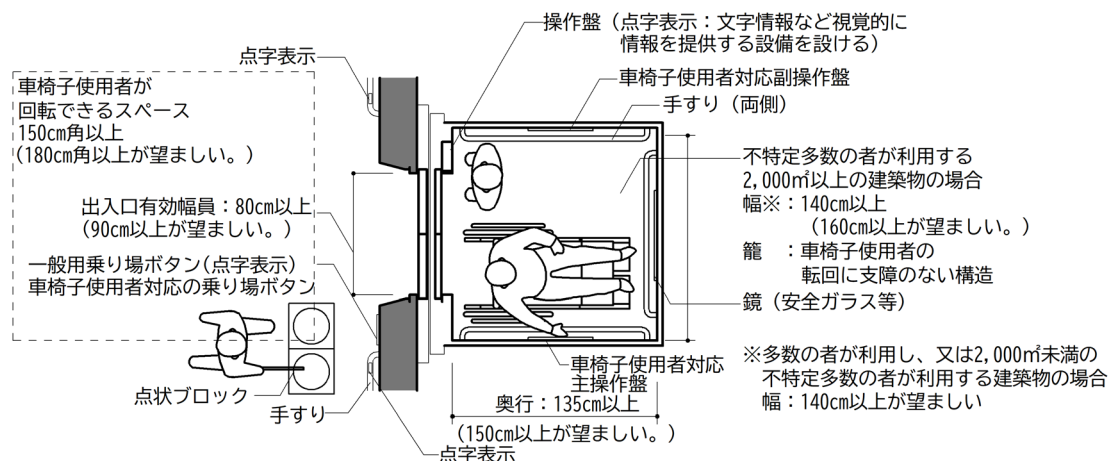
（出典：日本産業規格 JIS Z 8210）>

エレベーター
Elevator**6.2.3.8 視覚障害者誘導用ブロック等**

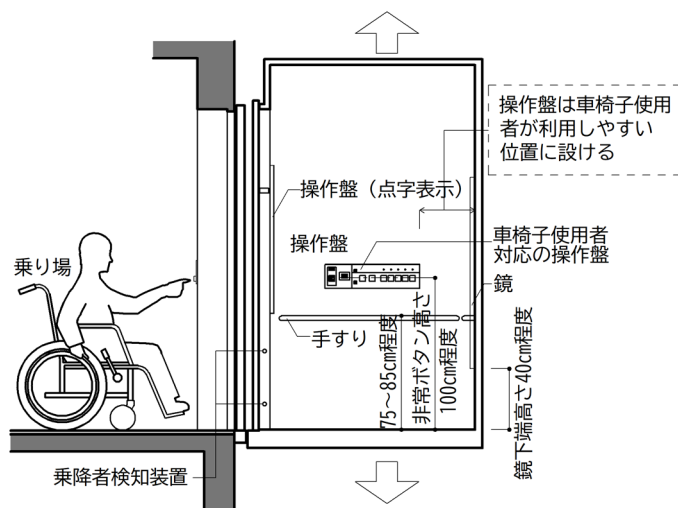
- ・ 視覚障害者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう、乗り場ボタンの手前には、点状ブロック等を敷設する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等については、8.2.2.1 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設を参照。

<エレベーターの乗降ロビー、籠の設計例>

○平面図



○断面図



6.3 エスカレーターの設計標準

6.3.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

6.3.1.1 エスカレーター

- ・移動等円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に掲げるものとする。
 - イ 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m／分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの。
 - ロ 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定する構造のもの。

6.3.1.2 表示板（標識）

- ・移動等円滑化の措置がとられたエスカレーターの付近には、当該エスカレーターがあることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする。

6.3.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

6.3.2.1 エスカレーター

- ・移動等円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に掲げるものとする。
 - イ 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m／分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの。
 - ロ 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの。

6.3.2.2 表示板（標識）

- ・6.3.1.2 表示板（標識）を参照。

6.3.3 標準的な整備内容

6.3.3.1 位置

- ・エスカレーターは、移動等円滑化経路に隣接して設ける。

6.3.3.2 部品・設備等

6.3.3.2.1 車椅子使用者対応エスカレーター

- ・乗降口付近に、係員の呼び出しインターホンを設ける。

6.3.3.2.2 エスカレーターの手すり

- ・移動手すりの折り返し端は、乗り口では踏段手前くし部分から70cm程度延長し、降り口では踏段後方くし部分から70cm程度延長する。
- ・高齢者、障害者等の安全性を高めるため、エスカレーターの乗降口には、乗降口誘導用固定手すりを設ける。
- ・乗降口誘導固定手すりの長さは、100cm以上とする。

留意点：固定手すりの取り付け位置

- ・固定手すりを設ける場合エスカレーターの移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性があるため、固定手すりの取り付け位置は、十分に検討する必要がある。
- ・固定手すりを移動手すりの外側に一部重なるように設けることにより、この危険性を少なくすることができる。

6.3.3.2.3 踏段

- ・踏段の水平部分は、3枚程度とする。
- ・定常段差に達するまでの踏段は、5枚程度とする。
- ・乗降口の足元に照明を配置する等、乗り口、降り口をわかりやすくする。
- ・踏段相互を認知しやすくするため、踏段端部の縁取り等を行う。
- ・踏段の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。

6.3.3.2.4 くし板

- ・くし板の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・くし板は、くし板と踏段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとするのが望ましい。

留意点：エスカレーター事故防止

- ・近年エスカレーターでの児童、高齢者等の事故が多発している。踏段端部や蹴込み部分両端部は黄色系でわかりやすく表示する。
- ・エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とす等、安全な運行管理に十分留意する。
- ・事故を誘発するエスカレーター内での歩行を禁止する十分な注意喚起が求められる。そのための案内表示が必要である。

6.3.3.2.5 その他の設備

- ・乗降口付近に、非常停止ボタンを設ける。

6.3.3.3 案内表示

- ・エスカレーターの付近には、エスカレーターがあることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・エスカレーター利用時の挟まれ事故、転倒・転落事故を防止するために、利用者の注意を喚起する表示板（標識）を設けることが望ましい。
- ・表示板（標識）については、7.案内表示を参照。

<エスカレーターの表示例（出典：日本産業規格 JIS Z 8210）>



エスカレーター
Escalator



上りエスカレーター
Escalator, up



下りエスカレーター
Escalator, down

6.3.3.4 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者に対し注意喚起を行うため、エスカレーターの乗降口部には、点状ブロック等を敷設するか、乗降を誘導する音声案内装置を設ける。
- ・複合的商業施設、百貨店等の大規模建築物等のエスカレーターの乗降口部には、点状ブロック等を敷設した上で、乗降を誘導する音声案内装置を設ける。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、8.2.2.1 視覚障害者導用ブロック等の敷設を参照。

留意点：エスカレーターへの視覚障害者の誘導

- ・慣れない場所で視覚障害者がエスカレーターを利用する場合、上り下りの区別がわかりにくい、乗降のタイミングがはかりにくい等の問題がある。
- ・このため、視覚障害者をエスカレーターへ誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは音声による案内、人的な対応等を組み合わせて安全に利用できるように配慮する必要がある。

留意点：エスカレーターの進行方向の表示

- ・時間帯等により進行方向が変わるエスカレーターでは、当該時間帯等におけるエスカレーターの進行方向を床面や手すり付近に表示、又は音声案内することが望ましい。

<設計例>



- ・エスカレーターの進行方向を表示した電光表示（進入禁止の表示があるエスカレーターに進入すると、ブザーが鳴る。）



- ・視覚障害者に対し警告を行うため、乗降口部に点状ブロックを敷設したエスカレーター

7. 案内表示

7.1 計画・設計の考え方

- ・施設利用に必要な情報を得るための案内表示は、全ての利用者の見やすさ、わかりやすさに配慮したものとし、図記号（ピクトグラム）には標準化されたものを用いる。
- ・弱視者（ロービジョン）等の誘導に配慮し、案内表示は、音・音声による誘導、人的な誘導と効果的に組み合わせて設置する。大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物等においては、特に誘導に配慮する必要がある。

7.2 案内表示の設計標準

7.2.1 移動等円滑化基準及び移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

7.2.1.1 表示板（標識）

- ・移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする。

7.2.1.2 案内板その他の設備

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。（当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）

7.2.1.3 点字、文字の浮き彫り、音による案内その他の設備

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。（案内所を設ける場合を除く。）

7.2.2 標準的な整備内容

7.2.2.1 表示板（標識）

- ・廊下等の曲がり角ごとのわかりやすい位置に、順路を示す誘導用の表示板を設けることが望ましい。
- ・表示板（標識）の掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車椅子使用者にも見やすい高さ、弱視者（ロービジョン）が接近して読むことができる位置・見やすい高さとする。
- ・壁に掲出する表示板（標識）の設置高さは、床から140～150cm程度とする。（壁から突き出して設ける場合を除く。）
- ・逆光や反射グレアが生じないよう仕上げや設置位置、照明に配慮する。

留意点：表示板の設置

- ・表示板の設置に際しては、照明計画、配色、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないよう配慮する。
- ・表示板の設置については、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 令和6年3月 国土交通省総合政策局バリアフリー政策課」（<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001734087.pdf>）が参考となる。

7.2.2.2 案内板等その他の設備

- ・案内板には、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置のほかに、車椅子使用者用客席、乳幼児等用設備等の位置、各空間の用途、建築物や施設の利用案内等を表示する。
- ・建築物の出入口、案内所（受付カウンター）付近やエレベーターホール等の動線の要所に設ける。
- ・車椅子使用者や視覚障害者の通行の妨げとならないよう、設置位置・形状に配慮する。
- ・高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・逆光や反射グレアが生じないよう仕上げや設置位置、照明に配慮する。
- ・ケースがある場合、光の反射により見にくくならないよう設置位置、照明に配慮する。

留意点：案内板

- ・主要な経路や避難経路等の動線を示す案内板は、必要な情報が連続的に得られるように配置する。
- ・案内板等は各フロアに設けることが望ましい。
- ・タッチパネル式の案内板は、視覚障害者には使いにくい。

7.2.2.3 点字、文字の浮き彫り、音による案内その他の設備

- ・触知案内図は、床から中心までの高さが140cm程度となるよう設置する。
- ・点字の表示方法等についてはJIS T 0921を参照。
- ・触知案内図の情報内容及び形状、表示方法等についてはJIS T 0922を参照。

留意点：点字・音声等による案内板

- ・点字等による案内板だけでは情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれている。設置にあたっては、視覚障害者が読みやすいデザインを心がけるとともに、文字等を浮き彫りすることや、音声による案内を行う等の工夫をすることで、より情報が伝わりやすく、誰にでもわかりやすい案内板とする必要がある。
- ・点字等による案内板の機能に、音声案内装置を付加したものは有効である。
- ・点字・音声等による案内板を有効に使用するためには、清掃管理を適切に行う必要がある。
- ・設置する際は、施設内、あるいは近隣施設内の設置位置等を統一し、視覚障害者が点字・音声等による案内板を見つけられるように配慮する必要がある。
- ・点字等による案内板を設けない場合、受付カウンターまで誘導し、館内の点字等による案内等を貸出しすることも考えられる。

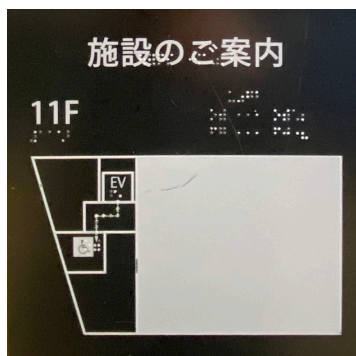
<設計例>



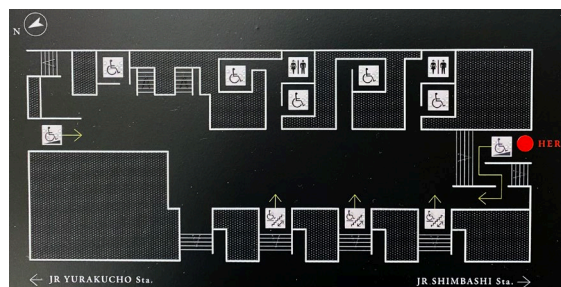
・点字等による案内板（図面は、晴眼者にも使えるように、彩色され、墨字の表記もされている。風除室内に設置され、視覚障害者誘導用ブロックにより誘導している。）



・点字等による案内板（高齢者や子供にも利用しやすいように大きめの墨字を併記し、弱視者に配慮した色使いとなっている。車椅子使用者にも見やすい高さである。）



・点字を併記した案内板（複数店舗ビルの1階）
1階のエレベーター乗場ボタン部に、11階の車椅子使用者用便房（共用）の位置を案内表示。エレベーター着床キーで各店舗が管理。



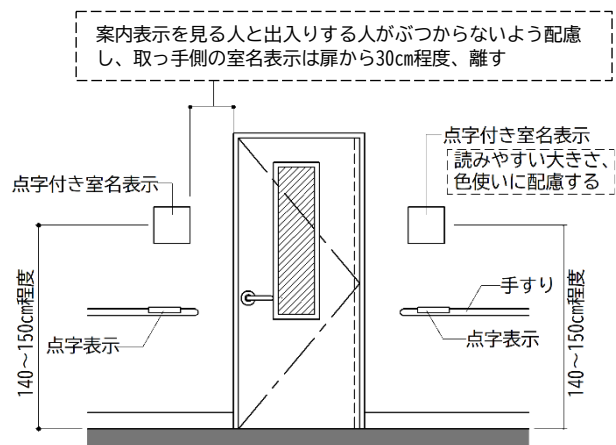
・点字を併記した案内板（複数店舗の出入口）
複数店舗で構成する路地出入口に、車椅子使用者用便房（共用）・スロープ等の位置を点字併記。

7.2.2.4 室名表示、避難誘導図

- ・利用居室の室名表示、ホテル又は旅館の客室の避難誘導図の設置高さは、床から140～150cm程度とする。
- ・ホテル又は旅館の客室や視覚障害者の利用が多い用途の利用居室の室名表示は、文字を浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとする。
- ・その他の用途の建築物の利用居室においても、室名表示は、文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものが望ましい。

<利用居室の室名表示の例>

<設計例>



・数字と背景の色の組み合わせを工夫した、浮き文字による室番号表示



・レバーハンドルの近くに設けられた、浮き文字による室番号表示

7.2.2.5 案内表示のデザイン

7.2.2.5.1 共通事項

- ・同一建築物内においては、案内表示のデザインは、統一する。

留意点：知的障害、発達障害、精神障害のある人への案内表示の有効性

- ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。

（出典：知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集（国土交通省HP）
（<http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf>））

- ・利用者にとってわかりやすいよう、文字・図記号・図等を組み合わせたものとする。
- ・文字が多いものやデザインが複雑なものはわかりにくいいため避け、できる限りシンプルなものとする。
- ・文字が読めない、あるいは文字より図記号（ピクトグラム）や図のほうが理解しやすい障害者や子供に配慮し、標準化された図記号（ピクトグラム）や図を用いる。
- ・図記号（ピクトグラム）には、文字を併記する。
- ・漢字には、ひらがなを併記する。
- ・案内板、室名表示及び避難経路図には、日本語表記のほか、主な外国人利用者の使用する言語（英、中、韓など）を併記する。
- ・壁に設置する表示板（標識）・利用居室の室名表示は、点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとするのが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

7.2.2.5.2 文字の大きさ、書体

- ・案内表示に対する視距離を考慮した上で、大きめの文字を用いる。
- ・文字の書体は認知のしやすいものとする。

参考：文字の大きさ

- ・遠くから視認する吊下型等の誘導サインや位置サインなどは20m以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サインなどは4～5m以下、案内サインの見出しなどは10m程度に視距離を設定することが一般的である。
- ・下表は、前記の想定のもとに各々の視距離から判読できるために通常有効な文字の大きさを示したものである。

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	12cm以上	9cm以上
20mの場合	8cm以上	6cm以上
10mの場合	4cm以上	3cm以上
4～5mの場合	2cm以上	1.5cm以上
1～2mの場合	0.9cm以上	0.7cm以上

注）ここでいう視距離は、案内上必要な視対象・視認者間の距離を指し、サインの配置間隔を示すものではない。

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 令和6年3月 国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 p.98

7.2.2.5.3 図記号（ピクトグラム）

- ・図記号（ピクトグラム）は、容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする。

参考：JIS Z 8210 案内用図記号

- ・JISの案内用図記号には安全・禁止・注意及び指示図記号に用いる基本形状、色、及び使い方が定められている。また、公共・一般施設を案内する図記号についても定められている。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html

- ・JIS Z 8210 案内用図記号に定められていない図記号（ピクトグラム）については、その他の標準化された図記号を用いることが望ましい。標準化された図記号の例として、以下のようなものがある。

イ 標準案内用図記号ガイドライン2021

ロ JIS T 0103：2005 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則による、コミュニケーション支援用絵記号

参考：標準案内用図記号ガイドライン2021

- ・ガイドラインには、標準化された各種案内用図記号とともに、図記号の表示方法の原則、使用上の注意等が掲載されている。

・https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/data/guideline_2021.pdf

参考：コミュニケーション支援用絵記号

- ・文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な障害を持つ人の理解を助けるための手段として、開発されたものである。

- ・JIS T 0103：2005 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則には、絵記号を描く際の基本形状（面と線での表現、物を正面、真横、斜め方向からとらえた表現等）、作図原則（既存の絵記号との整合性、主題の明確化等）を規定し、描きやすく、伝えたい内容が理解されやすい絵記号を描くためのルールが示されている。

- ・（JIS T 0103）規格は、日本産業標準調査会（JISC）のホームページ（<http://www.jisc.go.jp/>）で閲覧することができる。

- ・規格には参考として約300の絵記号の例が収載されている。

- ・その他については、（公財）共用品推進機構のホームページ（<https://www.kyoyohin.org/ja/>）参照。

7.2.2.5.4 色彩・色づかい

- ・色彩・色づかいは、弱視者（ロービジョン）、白内障（黄変化視界）の高齢者、色覚多様性のある人にわかりやすいものとする。

留意点：高齢者に多い白内障への対応

- ・白内障の人は、黒い背景と青の組み合わせが見難いため、背景が黒の場合は水色のほうがわかりやすい。
- ・白い背景では、白内障の人は黄色と白の区別がつきにくい。やむを得ずこれらの色を使用する場合には、黒で縁取りをつける。

- ・文字と背景の色の組み合わせは、弱視者（ロービジョン）、白内障の方や色覚多様性のある人の色の見え方に配慮し、明度を大きく対比させたものとする。

- ・色で識別する案内表示では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合等があるため、凡例に色名を文字表記する、又は模様や線種の違いを併用する。

留意点：配色

- ・色についてはJIS Z 8210:2002や「標準案内用図記号ガイドライン」(⑤ 図記号参照)等が参考となる。
(<http://www.ecomo.or.jp/>)

- ・褪色しやすい色を用いない。

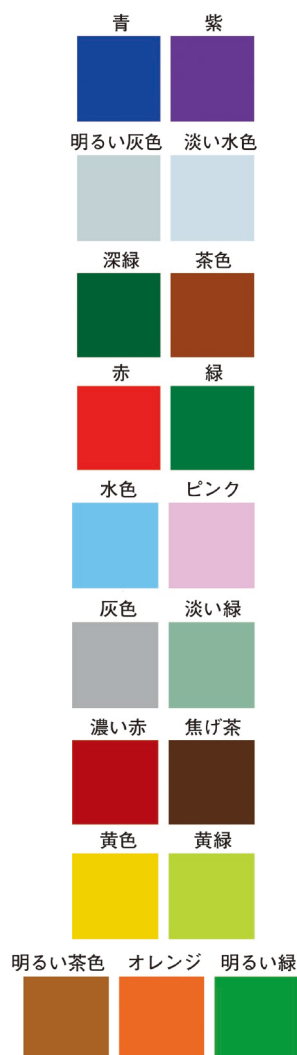
- 案内表示の色づかいについては、「図 色覚多様性のある人の色の見え方」の例を参考に背景色、対比させる場合の色を選択する。（色の選び方については、「カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット」（出典：社団法人日本塗料工業会・特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構）等も参考となる。）

留意点：色の組み合わせ

- 色覚多様性のある人は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示の色づかいは、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが推奨されている。
- 色覚多様性のある人の見え方は、下図（色覚多様性のある人の色の見え方）の「P型(1型)」、「D型(2型)」の例に示されるように、一般色覚者の見え方とは異なる。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴がある。

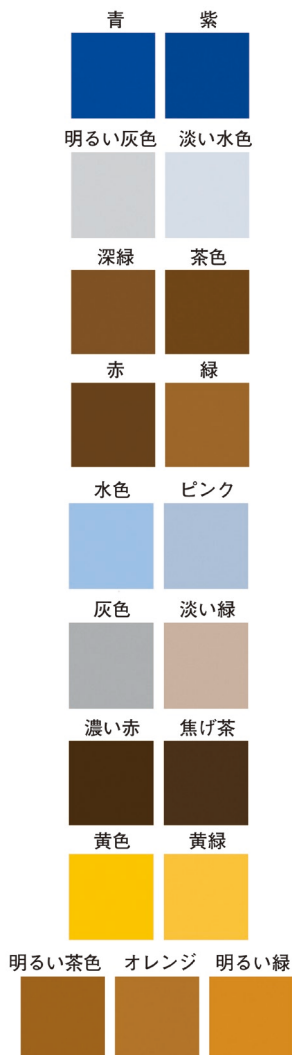
<色覚多様性のある人の色の見え方¹>

一般色覚者の見え方

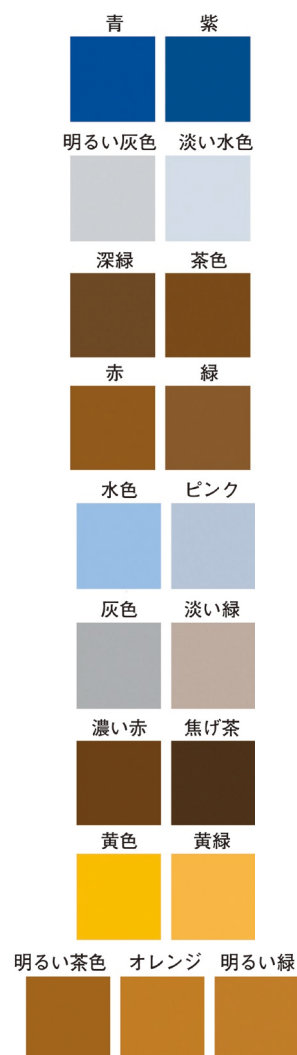


色覚多様性のある人の見え方の例

P型(1型)



D型(2型)



色覚多様性のある人の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なる。

¹出典：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン サインマニュアル Ver.2」神奈川県（平成30年6月） 一部修正

参考：カラーバリアフリーチェックリスト

<基本となる考え方>

- ・色による情報伝達は、万人に共通するものではないという意識を持つ。
- ・白黒でも記載されている内容（情報）を正確に理解できるようにする。
- ・色の違いだけでなく、明度（明るさ）や彩度（鮮やかさ）の違いや、書体（フォント）、太字、傍点、下線、囲み枠、形状の違い、文字や記号の併用など、色に頼らなくても情報が得られるように工夫する。
- ・線や文字に色をつけるときは、色の区別がつきやすいように色の面積を少しでも広くする。（太文字、大きい文字）
- ・色の名前を用いてコミュニケーションが行われる可能性がある場合は、色の名前を記載する。

<色の選び方>

- ・彩度の低いパステル調の色同士を組み合わせない。
- ・背景と文字にははっきりとした明暗の差（コントラスト）をつける。
- ・白い背景の上の細い線や文字には「黄色」や「水色」を使用しない。
- ・「濃い赤」は「黒」や「こげ茶色」と見分けにくい。「赤」と「黒」を組み合わせる場合は、濃い赤ではなく「赤橙」を使用する。例えば文字の色分けで「濃い赤」を使用したい場合は、黒ではなく「明るい灰色」や「青」などと組み合わせる。
- ・「暗い緑」は「赤」や「茶色」と見分けにくい。「赤」や「茶色」と見分けやすくするためには、緑を「明るい緑」や「青みの緑」にすると区別がつきやすくなる。
- ・「黄緑」は「黄色」と見分けにくいので組み合わせない。
- ・「明るい黄色」は、白内障の人には「白」や「クリーム色」と見分けにくいので、区別させるときには一緒に使用しない。
- ・「黒」「青」「緑」色の暗い背景の上に、赤で書かれた文字をのせると文字が読みにくい。背景の色を変えられない場合は、文字色を「白」「黄色」「クリーム色」など明るい色にする。

<色以外の工夫>

- ・色の塗り分けには、色以外にハッチング（模様）等を併用する。
- ・色の塗り分けの境は、細い黒線や白抜きの輪郭線を入れて、色同士を見分けやすくする。
- ・図やグラフなどの線を色で区別する場合は、実線、破線など線種を変えたり、太さを変えるなど工夫する。
- ・案内サインで、離れた位置のサイン同士を色で関連づけるときは、色以外のアイコンなどを併用しているか。
- ・案内サインの場合、設置場所の照度を考慮したか。

出典：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン サインマニュアル Ver.2」神奈川県（平成30年6月）最終頁 <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/28550/signpdf.pdf>

参考：サインのチェック方法

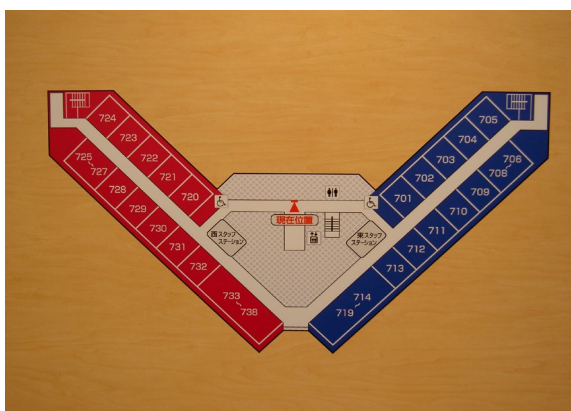
方法	特徴等
1. 目視	内容によっては目視で確認できます。凡例を使わず地図中に直接、文字や記号を書き込んでいるか、色と色の間に縁取りをしているか、等です。
2. 白黒コピー	サイン案を白黒コピーして判別性を確認します。現在地の表示が埋もれていないか、色差に頼った情報伝達になっていないか、等です。
3. シミュレーションツール	複雑な色使いをしている場合は、シミュレーションツールを利用して問題が起きていないか確認します。
4. 色覚多様性のある人による評価確認	可能であれば色覚多様性のある人（実際の人間）による評価確認をおこなうとよいでしょう。

参考資料：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン サインマニュアル Ver.2」神奈川県（平成30年6月）p.17 （「色覚障がい者」を「色覚多様性のある人」に修正）
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/28550/signpdf.pdf>

1 <設計例>



- ・赤色に工夫をし、図を縁取りして視認性を高めている案内表示



- ・色を使ってわかりやすく表現している案内図と案内表示



- ・廊下に設置され、大きくわかりやすく、接近して見ることも可能な案内表示



- ・背景色を白、女性用便所のマークの色彩を朱赤にして色覚多様性のある人の視認性を高めている案内表示



- ・提供する情報量を絞り、色分けだけでなく表示に色名をつけて情報を提供している案内表示

利用者参加型プロジェクトの事例

- ・草加市民病院（埼玉県草加市）及び、お茶の水・井上眼科クリニック（東京都千代田区）では、視覚障害者の参加のもとに色彩、及びサイン計画が実施された。

■案内用図記号について

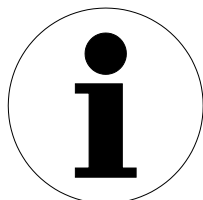
- ・JIS規格では、言葉によらない表現による”案内”に用いる図記号が標準化されており、以下に、JIS Z 8210（案内用図記号）より、案内用図記号の分類等を抜粋して示す。
- ・駐車施設については2.2.3.5 案内表示、エレベーターについては6.2.3.7 案内表示、エスカレーターについては6.3.3.3 案内表示、便所・洗面所については10.8.3.6 案内表示、ベビー休憩室については15.2.1.4 案内表示を参照。
- ・その他、案内用図記号（JIS Z8210）については、以下を参照。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html

■案内用図記号の分類（出典 日本産業規格 JIS Z 8210）

施設などの案内用図記号	公共・一般施設図記号	不特定多数の人々が利用する施設、サービスなどを表す図記号
	交通施設図記号	交通に関わる施設、サービスなどを表す図記号
	商業施設図記号	商業に関わる施設、サービスなどを表す図記号
	観光・文化・スポーツ施設図記号	観光・文化・スポーツに関わる施設、サービスなどを表す図記号
安全などの案内用図記号	安全図記号	安全確保のための防火、危険、誘導設備及び場所を表す図記号
	禁止図記号	一般の行動において禁止事項を表す図記号
	注意図記号	一般の行動において注意事項を表す図記号
	指示図記号	一般の行動において指示事項を表す図記号
	災害種別一般図記号	災害の種類を表す図記号
	洪水・堤防案内図記号	洪水及び堤防案内を表す図記号

■案内用図記号 公共・一般施設（抜粋、（出典 日本産業規格 JIS Z 8210）

・案内 Information



・スロープ Slope



・階段 Stairs



・カームダウン・クールダウン Calm down, cool down



・ベビーカー Prams/Strollers

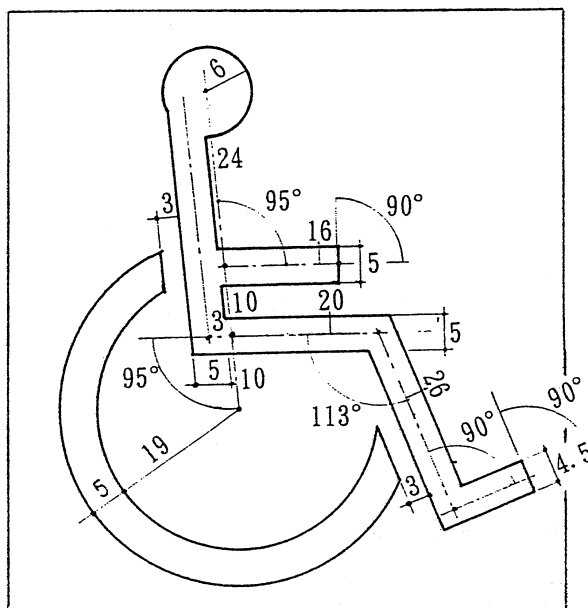


周りから独立して、気持ちを落ち着かせることができる小空間を表示。

- ・国際シンボルマークは、英語のInternational Symbol of Accessを日本語とした呼称である。障害者が利用できる建築物であることを明確に示す世界共通のシンボルマークである。シンボルマークの形状は下図のとおりである。

・なお、本図は2002年3月、JIS Z 8210（案内用図記号）に、身障者用設備（2010年以降は「障害のある人が使える設備」）：障害のある人が利用できる建築物及び施設であることを表示する図記号として標準化された。

- ・日本において国際シンボルマークは、公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会が使用管理を行っている。



1978年1月22日、フィリピンのバギオで開かれた国際リハビリテーション協会総会で採択される。総会は、国際シンボルマークの使用を管理するため、次の方針を定めた。

国際シンボルマークは、常に総会で定められたデザインと比率を守って使用しなければならない。またシンボルマークを複製する場合は、この決議に従わなければならない。シンボルマークの色は、他の色を使わなければならない特別な理由がない限り、国際道路標識法（International Road Sign Conventions）に従って、濃い青の地に白を使用することとする。図柄は、顔を右に向けた形にしなければならない。ただし、方向を示す目的がある場合は、図柄全体を左向きにしてもよい。

国際シンボルマークのデザインを変えたり、書き加えたりしてはならない。ただし、シンボルマークそのものの形を否めない限りは、方向や対象を明らかに示すために、ほかの図柄や文字を併用してもよい。

国際シンボルマークは、車椅子使用者など移動能力が限定されている全ての者が利用できる建築物・施設を明確に表示するため、またはそこへの道順を示すためにのみ使用できる。

障害者が利用できる建物・施設の基準は、各国で責任を持つ機関が決定する。基準を決定する際は、国連障害者生活環境専門家会議（United Nations Expert Group Meeting on Barrier - free Design）が1974年に定めた最低基準に従わなければならない。

国際シンボルマークを複製することは禁止する。ただし、これを普及させ、その目的を広く知ってもらうため出版物その他のメディアに転載することは許可する。出版物などに転載する場合は、その出版物などの内容が障害者に直接関わりある場合を除いては、このマークが「国際シンボルマーク」であることを明記しなければならない。

国際シンボルマークを商業目的で使用することは禁止する。例えば、広告、商標、レターヘッド、障害者のための商品、障害者自身が作った商品などにこのマークを使用してはならない。ただし商業目的の建物・施設が障害者に利用できることを表示する場合は、このマークを使用してもよい。

国際リハビリテーション協会の加盟団体は、この決議に定められた方針に従って、各国で国際シンボルマークを法的に保護し、その使用を管理することができる。各国の加盟団体は、シンボルマークの管理を他の適切な機関に委任してもよい。加盟団体がない国では、国際リハビリテーション協会が文書によって認可した機関が、シンボルマークを管理することができる。

国際シンボルマークの使用指針は以下に表示されている。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html>

8. 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備

8.1 計画・設計の考え方

- ・視覚障害者等が施設を利用する動線を十分に検討した上で、道等から施設利用に必要な情報が得られる場所（案内カウンター等）まで、視覚障害者を円滑に誘導する。
- ・危険の可能性・歩行方向の変更の必要性を予告する部分、注意喚起を必要とする部分では、視覚障害者への警告・注意喚起を行う。

8.2 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備の設計標準

8.2.1 移動等円滑化基準、移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

8.2.1.1 視覚障害者が円滑に利用できる経路

- ・視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。
 - イ 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
 - ロ 車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。¹

8.2.1.2 屋内の通路

- ・階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うため、点状ブロック等を敷設する。²

8.2.1.3 階段、傾斜路の踊場

- ・段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うため、点状ブロック等を敷設する。³
- ・傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うため、点状ブロック等を敷設する。⁴

¹ 以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

² 以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

³ 以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ・段がある部分と連続して手すりを設けるもの

⁴ 以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

8.2.2 標準的な整備内容

8.2.2.1 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

8.2.2.1.1 単位空間ごとの敷設方法

イ 敷地内の通路

- ・道路管理者等と協議の上、道路の歩道から敷地内の通路に、連続的に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。
- ・段・傾斜路の点状ブロック等は、段・階段や傾斜路の手前30cm程度の位置に敷設する。

留意点：点状ブロック等の敷設位置

- ・段がある部分の上端に近接する踊場における点状ブロック等の敷設位置を、段鼻の直前とすると踏み外す危険があるため、30cm程度の余幅を取っておく必要がある。

ロ 建築物の出入口

- ・建築物の出入口の戸又は玄関マットの手前、案内所の受付カウンターや点字・音声等による案内設備の手前には、点状ブロック等を3枚程度、敷設する。
- ・玄関マットと視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮する。
- ・風除室内での方向転換は、避ける。

<設計例>



- ・自動式引き戸の出入口（視覚障害者誘導用ブロック等を出入口の手前まで敷設）

ハ 階段、傾斜路

- ・連続して手すりが設けられている階段の踊場にも、点状ブロック等を設ける。
- ・点状ブロック等は、段・階段や傾斜路の全幅、かつ手前30cm程度の位置に敷設する。

留意点：点状ブロック等の敷設

- ・点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、予告する意味で階段の下端にも敷設することが考えられる。
- ・出入口等から階段まで視覚障害者誘導用ブロック等により誘導が行われている場合には、階段の下端にも点状ブロック等を敷設する。

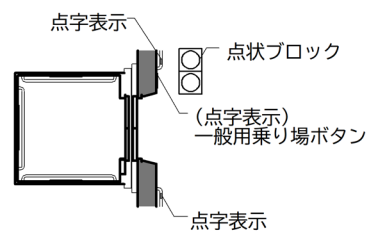
ニ エレベーター・エスカレーター

- ・エレベーターの乗り場ボタンの手前には、点状ブロック等を2枚程度、敷設する。
- ・エスカレーターの乗降口部の点状ブロック等は、エスカレーター乗り口、降り口部のランディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設する。

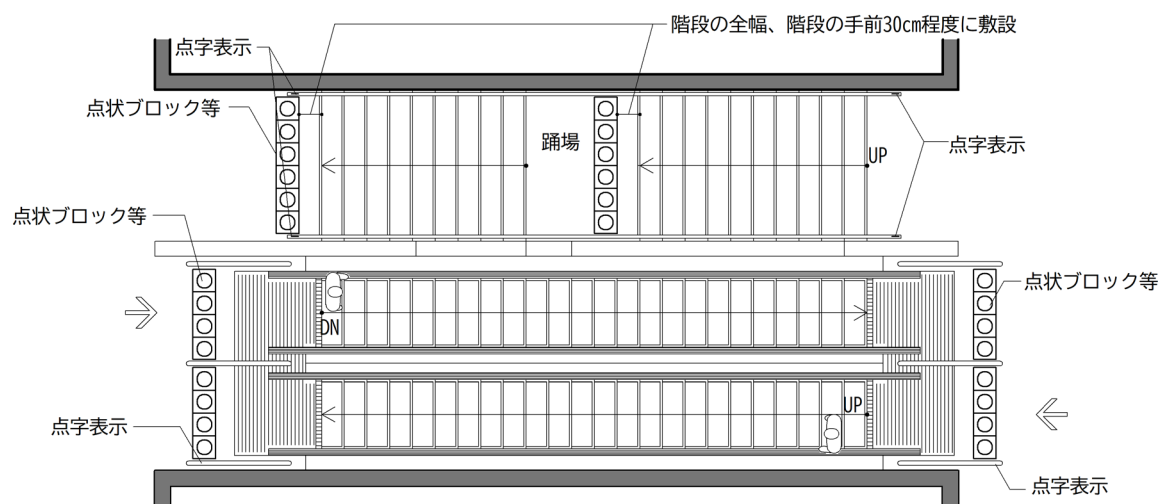
ホ 便所・洗面所

- ・便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設ける場合には、車椅子使用者用便房以外の便所に誘導する。

○敷地内の通路、建築物の出入口



○エスカレーター



8.2.2.1.2 施設用途ごとの敷設方法

- ・施設用途を考慮した上で、必要に応じ、屋内の通路に視覚障害者誘導用ブロック等を連続して敷設する。
- ・特別養護老人ホーム等、専ら高齢者が利用する入所型高齢者施設の屋内の通路では、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する代わりに、手すり等を設けることも検討する。
- ・不特定多数の人が利用する施設で広いロビーやホワイエがある場合、受付カウンター等の案内設備が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、点字・音声等による案内設備又は案内所のほか、エレベーターへの視覚障害者の誘導に配慮する。
- ・官公署等の日常的に不特定かつ多数な人が利用する施設では、点字・音声等による案内設備又は案内所のほか、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまで、視覚障害者の誘導に配慮する。

留意点：建築物の用途による配慮

- ・施設の用途により、敷設の考え方は異なる。手すり、音声を併用又は代替することによって、よりわかりやすくなる場合もある。

<設計例>



- ・受付の他に、エレベーター等へも誘導を行う、視覚障害者誘導用ブロックの敷設

8.2.2.2 音声等による誘導設備

8.2.2.2.1 共通事項

- ・施設用途や規模を考慮した上で、必要に応じ、音声等による誘導設備を建築物の出入口に設ける。
- ・音声等による誘導設備を設ける場合には、戸の直上に設ける。
- ・音声等による誘導設備は、音声をはっきりと聴き取れ、音声の発生場所が把握できるような指向性を持つものとする。

留意点：出入口付近のチャイム等による目印

- ・出入口付近で鳴るチャイム等は、視覚障害者等が道路を歩いているときに目的地や位置を把握するための目印になる。

<設計例>



- ・大通りに面する複合店舗(音声誘導)
(道路から複数店舗ビルの入口・エレベーター乗場まで店舗特有の音響誘導装置で来客を誘導。)

留意点：音声による案内

- ・官公署等の日常的に不特定かつ多数な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声等による誘導設備を設置することが有効である。
- ・チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることはわかっていても、目的の建築物の出入口であるかどうかかわからないため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効である。
- ・音声等による誘導を行う場合、単純な音とし、同一建築物内においては統一することが望ましい。
- ・不特定多数の人を感知する人感センサーにより音声案内を行う機器等を用いる場合、音声情報はこれを利用しない人から過剰サービスと認識されることがあるため、障害者向けの案内であることを表示することも一案である。

8.2.2.2 電波方式

- ・視覚障害者の持つ送信機と、施設側のアンテナ、主装置、固定スピーカーから構成される。
- ・視覚障害者が小型の送信機を持ち、送信機のボタンを押す、あるいは送信機が電波に反応することにより、送信機からアンテナに電波が送信され、主装置を介し、固定スピーカーから音声案内が行われる。

8.2.2.3 赤外線方式

- ・視覚障害者の持つ受信機と、施設側の電子ラベルから構成される。
- ・視覚障害者が小型の受信機を持ち、受信機のボタンを押すことにより、電子ラベルから赤外線で送信される情報を受信し、受信機のスピーカーあるいはイヤホンから音声案内が行われる。

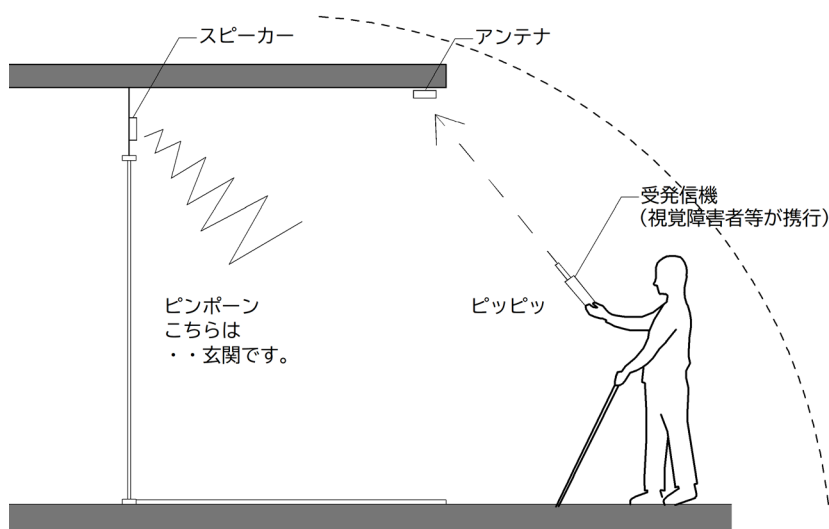
8.2.2.4 その他の方式

- ・上記の他に磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もある。

<音声による誘導設備（電波方式）の例>

- ・建築物等に設置された装置側から発信される電波の受信範囲に、専用の受発信機を持つ視覚障害者が入ると、受発信機が反応し、音声による情報を得られるシステム。
- ・まず受信範囲に入ると受発信機が反応し、音声案内を受けられることを知らせる。情報が必要であれば、視覚障害者が受発信機のスイッチを押すと電波が送信され、具体的な音声案内が放送される。

<システムのイメージ図>



<設計例>



- ・建築物の出入口の上部に内蔵された専用スピーカー（手持ちの送受信機に反応して、音声案内が流れる。）

<設計例>



- ・音声による案内が組み込まれた誘導灯



- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設と併せて、音声案内設備が設置されている建築物の出入口

■ JIS T 9251（高齢者・障害者配慮設計指針－視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、視覚障害者の屋内外での移動を支援するものとして、道路・公共施設・駅等に敷設され広く普及しているが、その色、材質等については多様である。
- ・JIS規格では、視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列が標準化されており、以下に、JIS T 9251（高齢者・障害者配慮設計指針－視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）より基本的な寸法等を抜粋して示す。

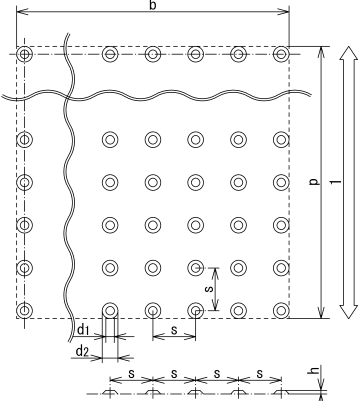
① 適用範囲

- ・この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等（以下、ブロック等という。）の突起の形状、寸法及びその配列について規定する。

② 点状突起の形状・寸法及びその配列

- ・点状ブロック等を構成する点状突起は、想定する主な歩行方向に対して平行に配列する（図参照）。点状突起の下図は25（5×5）点を下限とし、点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。
- ・なお、ブロック最外縁の点状突起の中心とブロック端部との距離は、 $s/2$ 寸法より、5.0mmを超えない範囲で大きくしてもよい。

■ 点状突起の配列及び寸法（JIS T 9251の図をもとに作成）



単位:mm		
記号	寸法	許容差
d_1	12.0	+8 0
d_2	$d_1+10.0$	
s	55.0～60.0 ^{a)}	
h	5.0	+1.0

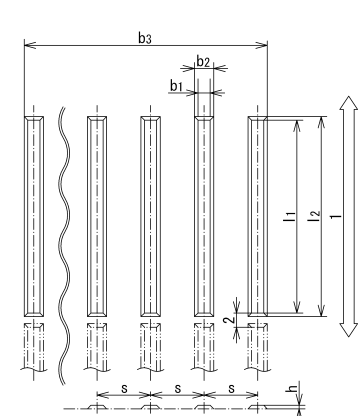
- 1 : 想定する主な歩行方向
 d_1 : 点状突起の上面半径
 d_2 : 点状突起の基底部の直径
 s : 隣接する点状突起の中心間の距離
 h : 点状突起の高さ
 b : 有効幅
 p : 有効奥行き
注^{a)} ブロック等の大きさに応じて、この範囲内の寸法を一つ選定して製造する。

③ 線状突起の配列及び寸法

- ・線状ブロック等を構成する線状突起は、示そうとする歩行方向に向けて配列する（図参照）。線状突起の本数は、4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。
- ・線状突起の間に滞水のおそれがある場合は、30.0mm以下の排水用の隙間（隣接する線状突起の上面端の間隔）を設ける¹⁾。

注¹⁾ 視覚に障害のある歩行者にとって、線状突起はなるべく途切れず継続したものがたど（辿）りやすい。
また、排水用の隙間は、どの列も同じ間隔で設けることが望ましい。

■ 線状突起の配列及び寸法（JIS T 9251の図をもとに作成）



単位:mm		
記号	寸法	許容差
b_1	17.0	+1.50 0
b_2	$b_1+10.0$	
s	75.0	
h	5.0	+1.0
l_1	270.0以上	
l_2	$l_1+10.0$	

- 1 : 示そうとする歩行方向
 b_1 : 線状突起の上面幅
 b_2 : 線状突起の基底部の幅
 b_3 : 有効幅
 s : 近接する線状突起の中心間の距離
 h : 線状突起の高さ
 l_1 : 線状突起の上面の長さ
2 : 排水用の隙間（線状突起の上面間）
 l_2 : 線状突起の基底部の長さ

■道路と敷地の境界をいかに整備するか -視覚障害者誘導用ブロックの敷設-

交通バリアフリー法基本構想に基づく特定経路における連続誘導（視覚障害者誘導用ブロックの敷設）の事例（江東区）

江東区においては、2005（平成17）年度より交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定に着手し、2006（平成18）年度には基本構想に基づく特定事業計画の検討を進めた。

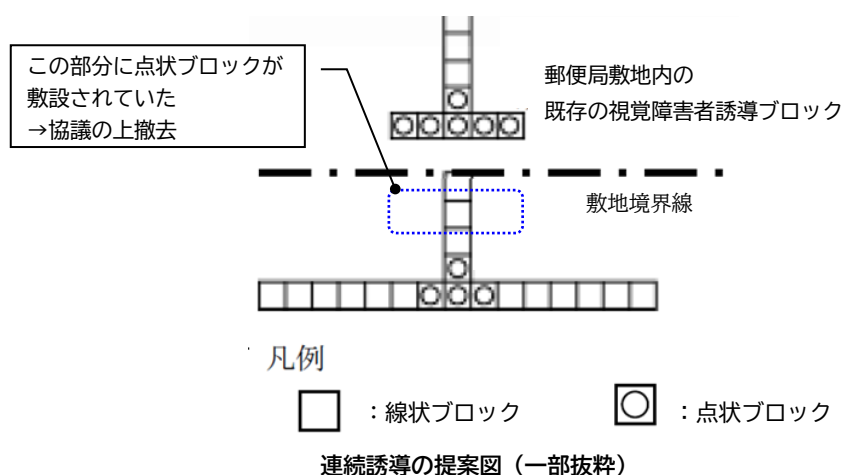
基本構想において特定経路として設定されていた永代通りについては、特定経路の整備方針として、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設した連続誘導を行うこととされていた。

東陽町駅改良工事に伴う道路復旧工事中という機会を捉え、視覚障害者等を含めた現地点検等のワークショップを開催し、放置自転車等の障害物を避けた最も歩きやすい連続敷設の位置（歩道中央ではなく建物側から1.5m離れた位置とした）、交差点部分の敷設方法、バス停、駅出入口、建物への連続的な案内方法等を検討し、ワークショップの成果として連続敷設の案を作成して、工事へと反映させた。

駅周辺では、駅出入口、バス停、タクシー乗降場等、様々な場所への誘導をしなくてはならず、交差点も多いことから視覚障害者誘導用ブロックの敷設は複雑になりやすい。そのなかで施設内に音声誘導システムが設置されていた郵便局には、連続誘導をすべきと整理された。

敷設途中に現場確認を行ったところ、郵便局との敷地境界に歩道側での警告ブロック（点状ブロック）が敷設され、警告ブロックが二重敷設となっており、協議の上、その警告ブロックは撤去することとした。（図参照）

建築敷地と歩道とのどちらに先に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているかは、その現場の状況によるが、関係者間の連携によって、安全を確保した効率的でわかりやすい敷設が求められる。



整備前：ワークショップの様子



整備後：郵便局への連続誘導



9. 利用居室の出入口

9.1 計画・設計の考え方

- ・様々な移動上の制約を受ける高齢者、障害者等が、制約を受けない利用者と同じ出入口を利用できるようにする。
- ・利用居室の出入口には、室名等を表示する。
- ・室名表示は全ての利用者の見やすさ、わかりやすさに配慮したものとする。

9.2 利用居室の出入口の設計標準

9.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

9.2.1.1 利用居室の出入口

- ・移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。
 - イ 有効幅員は、80cm以上とする。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

9.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

9.2.2.1 利用居室の出入口（2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上のものに限る。）

- ・有効幅員は、90cm以上とする。
- ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

9.2.3 標準的な整備内容

9.2.3.1 利用居室の出入口

9.2.3.1.1 共通事項

- ・戸の形式は、車椅子使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとする。開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より使いやすい。
- ・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子（車椅子使用者や子ども等の存在）がわかる高さ・位置の窓を設けることが望ましい。
- ・戸に窓を設ける場合は、床から高さ35cm程度までの部分を、車椅子のフットサポートあたりとして補強することが望ましい。
- ・衝突時や転倒時の事故防止のため、戸や窓のガラス等には安全ガラス（合わせガラス又は強化ガラスをいう。以下同じ）を用いる。
- ・ガラスについては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号 平成3年改定）」を参照。
- ・戸の全面をガラスとする場合や出入口付近の壁面全面をガラスとする場合には、衝突防止シールや横桟等の衝突防止対策を講じることが望ましい。
- ・バルコニー等の外部から利用居室への出入口の戸は、前後に高低差がないものとすることが望ましい。

留意点：戸の認知のしやすさ

- ・弱視者（ロービジョン）や色覚多様性のある人の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、戸及び取っ手は、戸と壁の色、又は取っ手と戸の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

留意点：ガラス窓

- ・聴覚障害者は、ノックをしてもその音がわからないため、部屋の中の様子がわかるように戸にガラス窓を入れる等の工夫をすることが望ましい。
- ・戸にガラス窓を設けることは、児童や幼児にも居室内の様子がわかる等、ユニバーサルデザインの視点からも望ましい。

9.2.3.1.2 開き戸

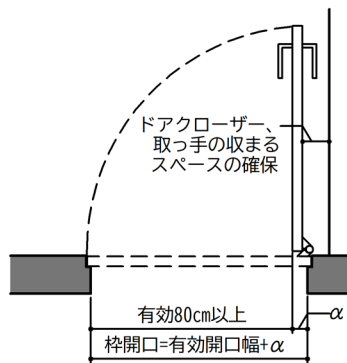
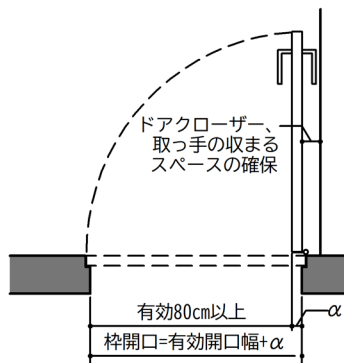
- ・車椅子使用者の開閉動作等がしやすいよう、取っ手側には袖壁を設け、戸の前後には十分なスペースを設けることが望ましい。
- ・ドアクローザーは、閉めはじめはゆっくり閉まる等、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ軽い力で操作できるものとする。（ディレードアクション機能）
- ・廊下の側面に、通路等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう、十分なスペース（アルコーブ等）を設ける等の措置を講ずることが望ましい。
- ・取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式又はパニックバー形式のものとする。
- ・取っ手の設置高さは、床から90cm程度とする。

留意点：開き戸の出入口の有効幅員・開口（枠）幅の設定方法

- ・出入口の有効幅員は、戸を開けた状態で、開き戸の場合は戸の面と枠の一番狭い部分間の幅、引き戸の場合は戸の見込み面と枠の一番狭い部分間の幅（引き残しを含めない）である。このことは、利用居室に至る主要な経路上にある出入口についても同様である。
- ・出入口の戸の丁番・ヒンジに、持出し吊り方式（ヒンジの軸心が戸面から外にある方式）のピボットヒンジを採用する場合、ヒンジ部分にクリアランスが生じるため、その分、有効幅員が小さくなることに留意して、出入口の戸の開口（枠）幅を計画することが必要となる。
- ・特に利用居室に至る主要な経路上にある出入口については、枠開口寸法とあわせて、出入口の有効幅員も設計図書等に記入し、設計者・施工者自らがチェックすることが望ましい。

<一般的な丁番等の場合>

<持出し吊り方式のピボットヒンジの場合>

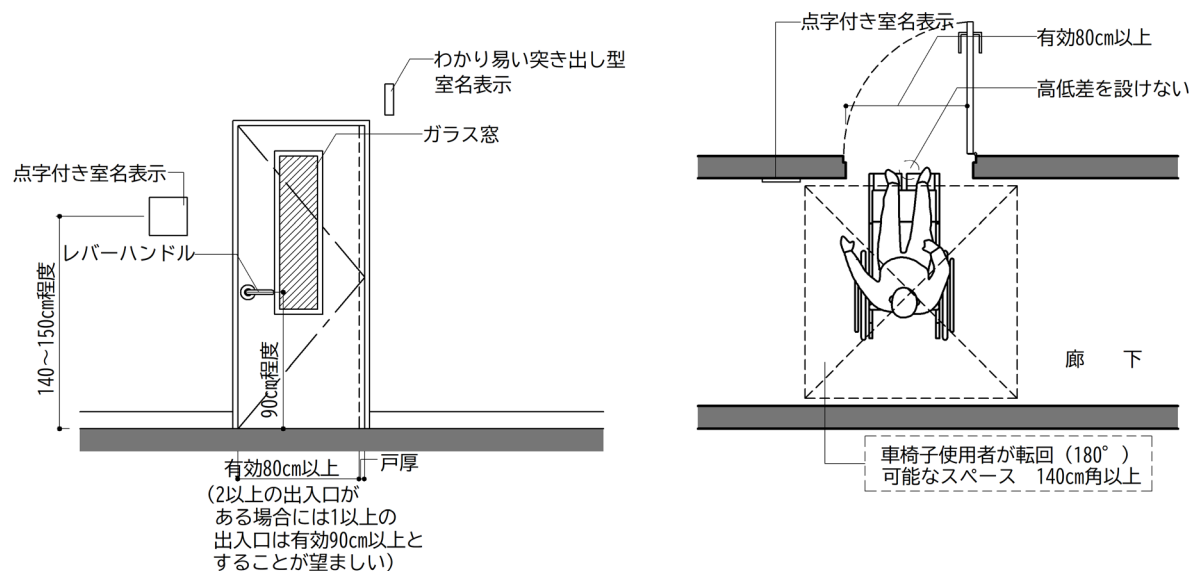
**留意点：開き戸**

- ・ドアクローザーを設ける場合は、開閉速度が調整できるものが良い。
- ・自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。

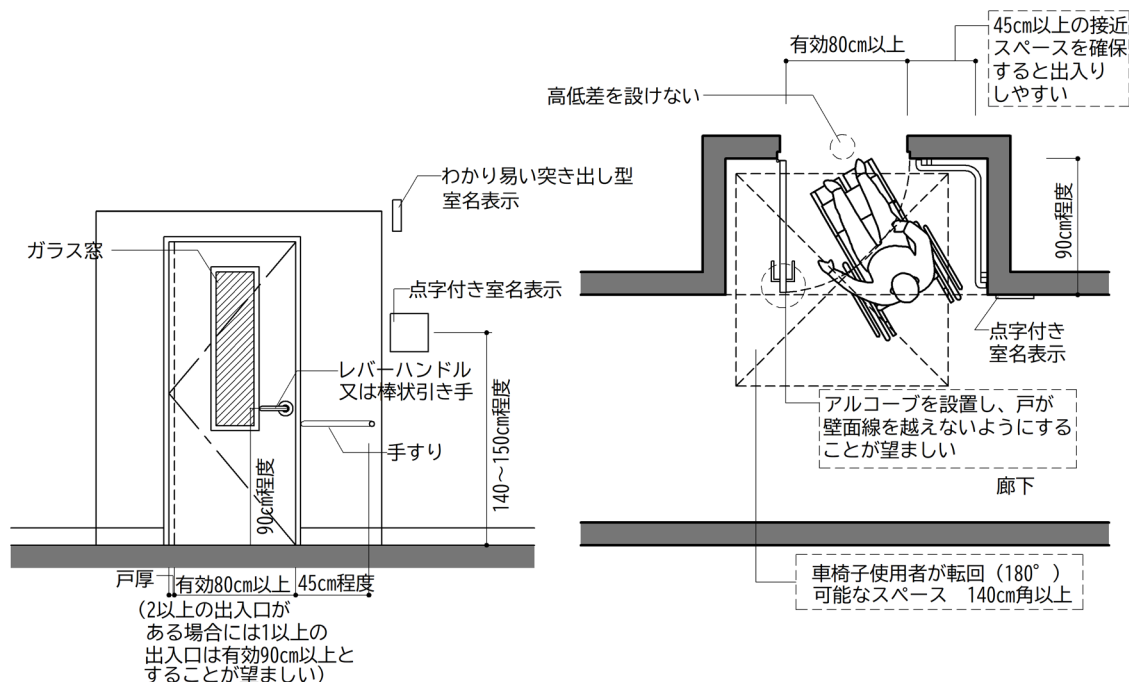
留意点：取っ手

- ・握り玉タイプのものは、高齢者、障害者等には使いにくいいため使用しない。

<内開き戸の例>



<外開き戸の例（手すりを設けた場合）>



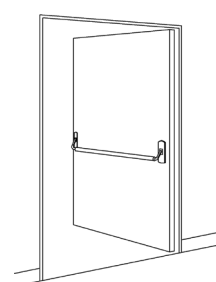
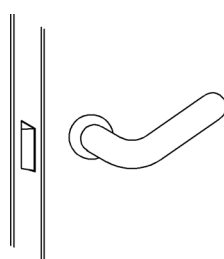
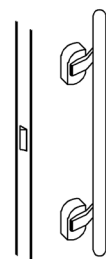
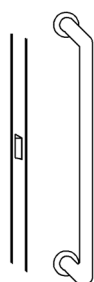
<使いやすい取っ手の例>

○棒状

○プッシュプルハンドル

○レバーハンドル

○パニックバー



9.2.3.1.3 手動式引き戸

- ・ 自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際に減速するもの）とすることが望ましい。
- ・ 車椅子使用者の通過を妨げるような敷居や溝を設けない。
- ・ 取っ手は、棒状のものとする。
- ・ 取っ手の中心高さは、床から90cm程度とする。
- ・ 開閉の動作がしやすいよう、取っ手を戸の袖壁側にも設置することが望ましい。

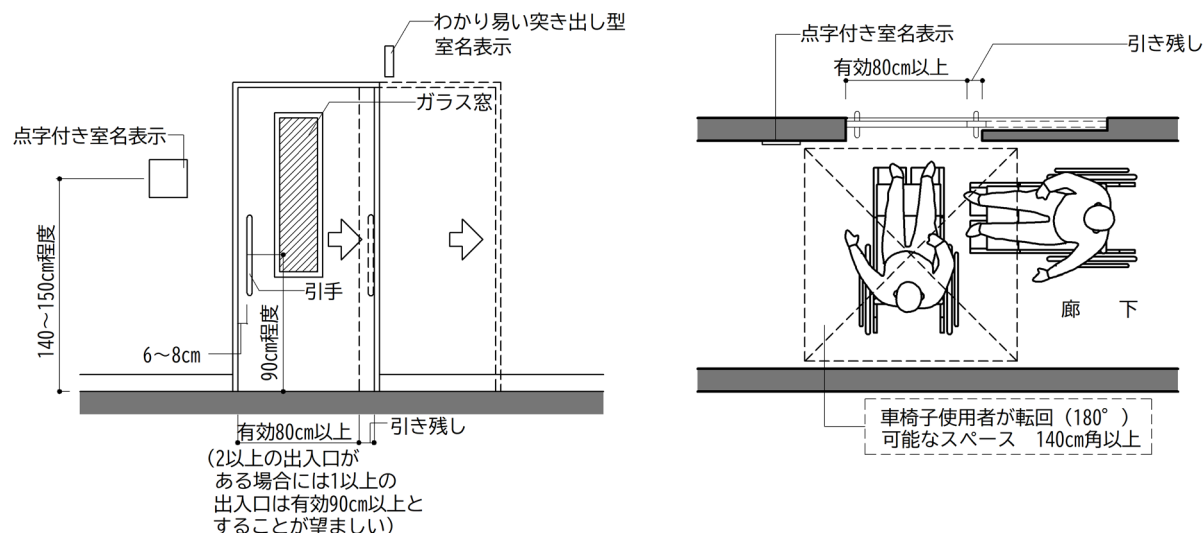
9.2.3.1.4 自動式引き戸

- ・ 自動式引き戸については、3.2.3.1.2 自動式引き戸を参照。

9.2.3.2 空間の確保

- ・ 出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。

<手動式引き戸の例>



9.2.3.3 案内表示

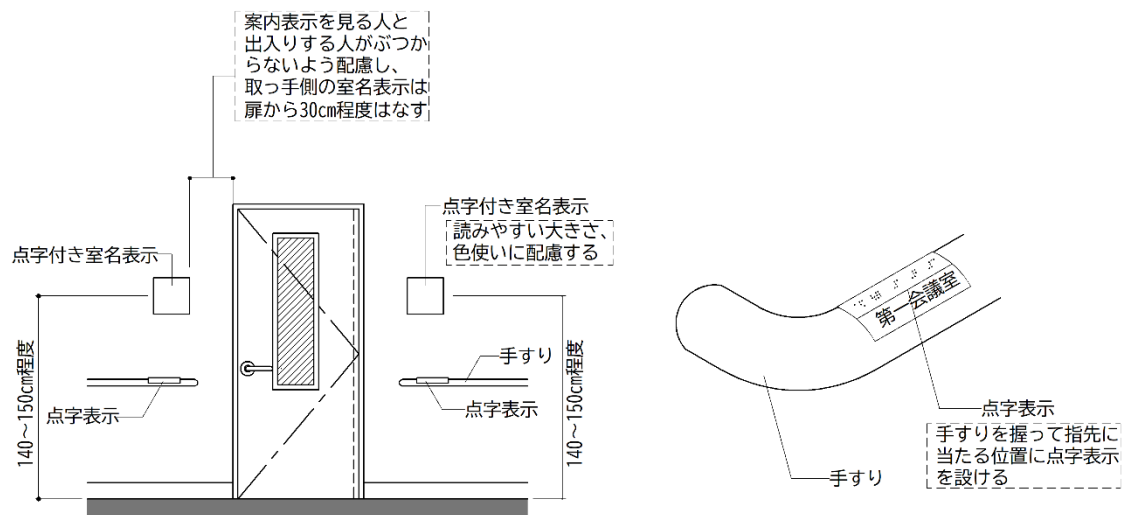
- ・ 利用居室の出入口の戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、利用居室の名称等をわかりやすく表示する。
- ・ 室名表示については、7. 案内表示を参照。
- ・ 廊下等に手すりを設ける場合には、施設用途を考慮した上で、点字による室名表示を手すりに設けることが望ましい。
- ・ 手すりとは、手すりの点字・文字表示については、18.1 手すりの設計標準を参照。

<設計例>



- ・ 戸の手前で手すりを立上げ、戸の位置をわかりやすくしている出入口（戸は引き戸で下枠の段がなく、戸と壁の色のコントラストを明確にして認知しやすくし、表示は大きく明瞭である。）

1 <室名表示の例>



10. 便所・洗面所

10.1 計画・設計の考え方

10.1.1 施設全体における便所、便房の設置の考え方

10.1.1.1 車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房の設置

- ・施設用途や規模、施設内の便所の設置階・位置を踏まえ、法に義務付けられた「車椅子使用者用便房」及び「オストメイト用設備を有する便房」の設置位置、便房数を検討する。
- ・令和6年度の移動等円滑化基準の改正（令和7年6月1日施行）により、必要設置数が大幅に増加した「車椅子使用者用便房」を複数、設置する場合は、利用者の状況やスペース等に応じて、施設全体に車椅子使用者用便房を適切に配置することが求められる。

留意点：複数テナントや商店街等が共同利用できる車椅子使用者用便房等の効率的な整備

- ・複数テナントが入居するテナントビルにおいては、あらかじめ共用部分に車椅子使用者用便房とオストメイト用設備を有する便房を設けることがテナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保でき、テナントビル全体のバリアフリー化と効率性確保につながる。
- ・同様に、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設けることが、商店街全体の効率性確保につながる。
- ・テナントビルや商店街等で共同利用する車椅子使用者用便房等は、営業時間に関わらず、それぞれのテナント（店舗）が利用可能とする必要がある。

10.1.1.2 乳幼児連れ、視覚・知的・発達障害者や高齢者等のニーズを踏まえた便房の設置

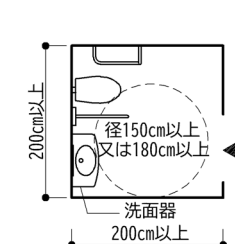
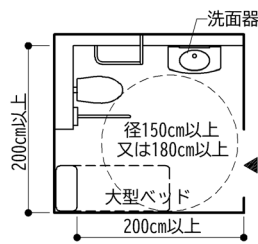
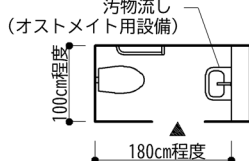
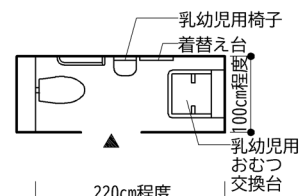
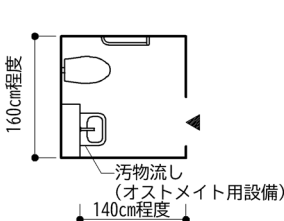
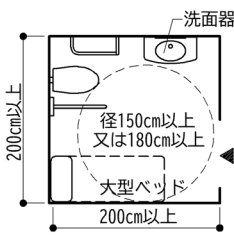
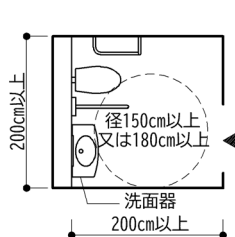
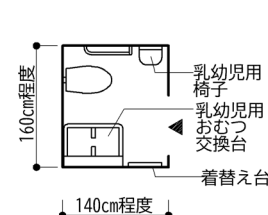
- ・乳幼児連れのニーズを十分に把握・想定するとともに、近年では、視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用により、男女共用の便房の設置に対するニーズも高まっていることを踏まえ、施設の利用者特性や介助者等の実態に即して、「車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）」、「乳幼児用設備を有する便房」及び「男女共用の広めの便房」の設置位置、便房数を検討する。

■ 利用者のニーズに対応した便房の類型

利用者のニーズ	車椅子使用者への対応	排泄介助が必要な者の脱衣・おむつ交換等への配慮	オストメイトへの対応	乳幼児連れへの配慮	異性による介助・同伴利用、性的マイノリティ等への配慮
便房の名称	車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）	オストメイト用設備を有する便房	乳幼児用設備を有する便房	男女共用の広めの便房
便房の機能	・車椅子使用者が円滑に使用できる十分な空間 ・手すり ・腰掛便座 等	・左記＋ ・大型ベッド	・ストーマ装具にたまった排泄物の処理やストーマ装具の交換ができる広さ ・水洗器具（汚物流し） 等	・ベビーカーとともに入ることができる広さの便房 ・乳幼児用おむつ交換台 ・乳幼児用椅子 ・着替え台 等	・男女が共用できる位置 ・介助・同伴利用等ができる広さ ・着替え台 等

<各便房の寸法例>

○車椅子使用者用便房

○車椅子使用者用便房
(大型ベッド付)○オストメイト用設備を
有する便房○乳幼児用設備を有する便房
(ベビーカーと共に入ること
ができる寸法)有する便房

10.1.2 便房の機能の分散、設置位置の考え方

10.1.2.1 一つの便所における機能分散

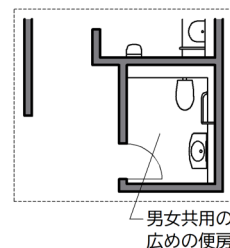
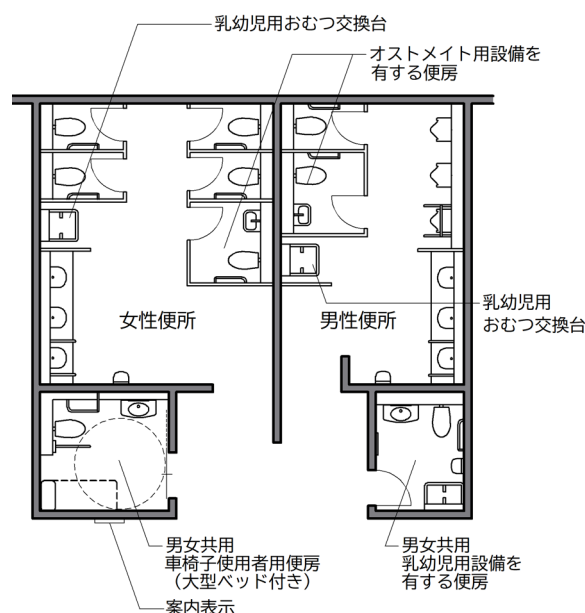
- 「車椅子使用者用便房」への利用者集中を防ぐため、一つの便所（男女別、男女共用のまとまり）において、一つの便房に機能を集約することなく、「車椅子使用者用便房」、「オストメイト用設備を有する便房」及び「乳幼児用設備を有する便房」は分散して設けることを基本とする。

10.1.2.2 施設全体における機能分散

- 「車椅子使用者用便房」は、原則として便房を設置する各階に設置する。
- 「オストメイト用設備を有する便房」、「乳幼児用設備を有する便房」及び「男女共用の広めの便房」の設置に当たっては、施設全体における各階の用途（高齢者の利用が多い用途、乳幼児連れの利用が多い用途等）の特性を踏まえて配置する。その際、上下階の移動が小さくなるよう配慮する。

10.1.2.3 便房の位置

- 「車椅子使用者用便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
- 「オストメイト用設備を有する便房」は、オストメイトの利用のしやすさに配慮するため、男子用及び女子用の便所に設ける。
- 「乳幼児用設備を有する便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
- 便房の位置は上記を基本としつつ、便所の規模に応じて、便房の位置（男女共用の位置とするのか、男子用及び女子用の便房に設けるのか）の最適化を図る。



参考：便房の設備の機能分散に係る参考資料

- ・「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究報告書 令和3年3月/国土交通省総合政策局」では、車椅子使用者用便房等に集約されやすい設備・機能のうち、乳幼児連れ用設備やオストメイト用設備の機能分散化を推進すること等の具体的な機能分散の考え方等について示されている。当該報告書では、高齢者、障害者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して「高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）」と位置づけている。

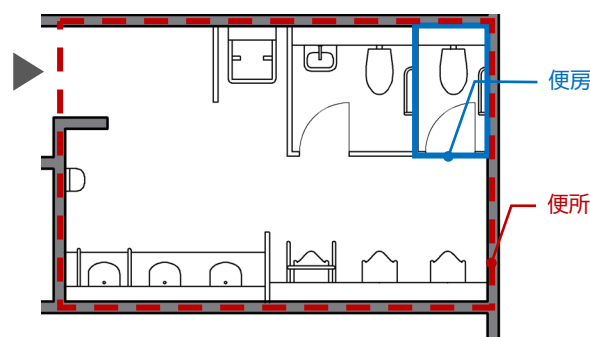
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001391847.pdf>

- ・「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック（東京都）」には、「誰でもトイレからそれぞれのトイレへ」として、多様なニーズに配慮し、全ての人がストレスなくトイレを利用できるよう、トイレ全体でユニバーサルデザインを進めるための考え方等が示されている。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/toilet_handbook

参考：便所と便房について

- ・便房とは便器のある個別の空間を指し、便所は便房を有する一連の空間を指す。



留意点：「車椅子使用者用便房等の適正利用の推進」

- ・国土交通省では、「心のバリアフリー（様々な心身の特性や感じ方が異なる人々も、互いを尊重し相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。）」を推進しており、トイレの様々な機能を必要とする方が、その機能を必要な時に利用できるよう、トイレの利用マナー啓発等を実施している。
- ・2020（令和2）年5月にバリアフリー法が改正され、建築主等は、特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が「高齢者障害者等用施設等（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備。車椅子使用者用便房等が該当する。）」を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行う努力義務が課されることとなった。（2021（令和3）年4月施行）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000014.html

<トイレの利用マナー啓発のポスター（R2）>



10.2 車椅子使用者用便房の設計標準

10.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

10.2.1.1 出入口

- ・移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。
 - イ 有効幅員は、80cm以上とする。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

10.2.1.2 車椅子使用者用便房

- ・便所設置階ごとに、車椅子使用者用便房を原則1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。）設ける¹。
 - ただし、以下のいずれかに該当する場合は、それぞれで定める数以上を設ける。
 - ・床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上を設ける。
ただし、便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上を設ける。
 - ・床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合
階の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下：2以上を設ける。
階の床面積が40,000㎡超：20,000㎡ごとに1以上を追加する。
ただし、当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上を設ける。
- ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を、別の階に設けることも可能とする。
- ・車椅子使用者用便房の構造は、次に掲げるものとする。
 - イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置する。
 - ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。

10.2.1.3 表示板（標識）

- ・移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、それぞれ、当該便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする。

¹ 建築物と同一敷地内かつ当該建築物の地上階の出入口付近に、当該建築物とは別の施設として、車椅子使用者用便房のある施設（便所）を設ける場合、地上階は便所設置階に含めない。

10.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

10.2.2.1 車椅子使用者用便房

- ・便所内もしくは当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。）設ける。
- ・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものとする。
 - イ 幅は、80cm以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ・車椅子使用者用便房の構造は、次に掲げるものとする。
 - イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置する。
 - ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。

10.2.2.2 表示板（標識）

- ・10.2.1.3 表示板（標識）を参照。

10.2.3 標準的な整備内容

10.2.3.1 位置

- ・他の便所と一体的若しくは他の便所の出入口の近くに設ける等、車椅子使用者が位置を把握しやすく利用しやすい位置に設ける。
- ・同時に多数の利用者が便所・便房を使用することが想定される劇場・競技場等では、車椅子使用者用客席から容易に到達できるよう、車椅子使用者用客席と同一の階に複数の車椅子使用者用便房を設ける。

参考：国際パラリンピック委員会（IPC）基準(2013)による車椅子使用者が利用できる便房数

- ・車椅子使用者用客席（観覧席）15席に1か所以上の割合で、車椅子使用者用便房を設けると規定されている。

10.2.3.2 出入口

10.2.3.2.1 共通事項

- ・車椅子使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・車椅子使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸とする。可能であれば自動式引き戸とする。
- ・その他、便房の戸については、10.7.1.1 便房の戸を参照。

<設計例>

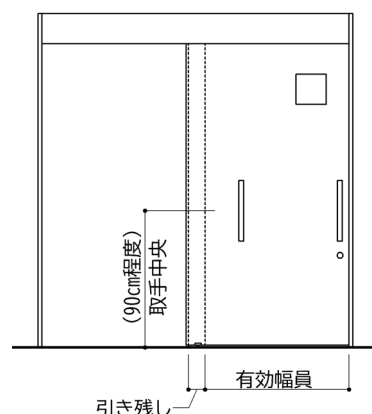


・手動式引き戸が設けられた車椅子使用者用便房の出入口

10.2.3.2.2 手動式引き戸

- ・操作性を確保するため、取っ手の握りやすさ（棒状ハンドル式等とする）、取っ手の設置高さ、鍵の設置高さに配慮する。
- ・取っ手は、戸の内側の左右両側に設置することが望ましい。
- ・自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）とする。

<戸の設計例（便房内からみた姿図）>



10.2.3.2.3 自動式引き戸

- ・施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・介助者等による外からの戸の開閉に関わらず、高齢者、障害者等が便房内にいる状態では便房内の照明・換気扇等が停止しない機能を有するものとする。
- ・戸の開閉盤（開閉スイッチ）は、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるよう配慮する。
- ・戸の開閉盤は、戸から70cm以上離して設置し、その設置高さは100cm程度とする。
- ・使用中である旨を表示する装置を設置する。
- ・使用時の安全性を確保するため、JIS A 4722:2022の車椅子使用者用便房用自動ドアセットに準拠したものとする。

留意点：ドア開閉盤

- ・手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、自動式引き戸の開閉盤は操作しやすい押しボタン式とする。

参考：JIS A 4722:2022準拠 歩行者用自動ドアセット<バリアフリースイレ>安全ガイドブック

（全国自動ドア協会）

- ・JIS A 4722で求められている自動ドアの安全対策、バリアフリースイレ用自動ドアの安全対策、建築設計者・発注者の安全対策、JIS A 4722で求められている建物管理者の安全対策、車椅子使用者用便房と一般便房の要求事項一覧、全国自動ドア協会からの推奨事項等が示されている。

http://www.jada-info.jp/documents/topics/anzen_guide_book_JISA4722_2022_bf.pdf

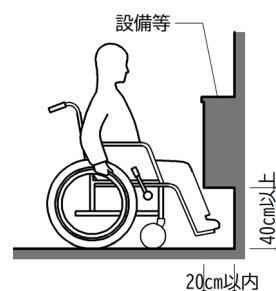
10.2.3.3 空間の確保

- ・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、以下に示す事項を標準的な整備を行う。
 - イ 各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設け、かつ便房の標準内法寸法は200cm以上×200cm以上を基本とする。
 - ロ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物に設ける1以上の車椅子使用者用便房には、大型ベッドの設置、介助者の同伴、座位変換型の電動車椅子使用者の360°回転ができるよう、原則として直径180cm以上の円が内接できるスペースを設ける。
 - ハ 便器の正面及び側面に、車椅子使用者が車椅子を近づけて、便器に移乗するためのスペースを設ける。
- ・便器、洗面器、ライニング（便器・洗面器の背後・側部にある配管収納等）、大型ベッド、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等は、便房の内法寸法に含めることができるが、車椅子使用者が360°回転するためのスペースや便器に移乗するためのスペースが確保できるよう設置する。
- ・便房内の設備等の形状、配置によって、必要な広さ・内法寸法は変わること留意する。
- ・複数の車椅子使用者用便房を設ける場合には、車椅子使用者が便房へのアプローチや移乗方法を選択できるよう、便器を左右対称に設ける。

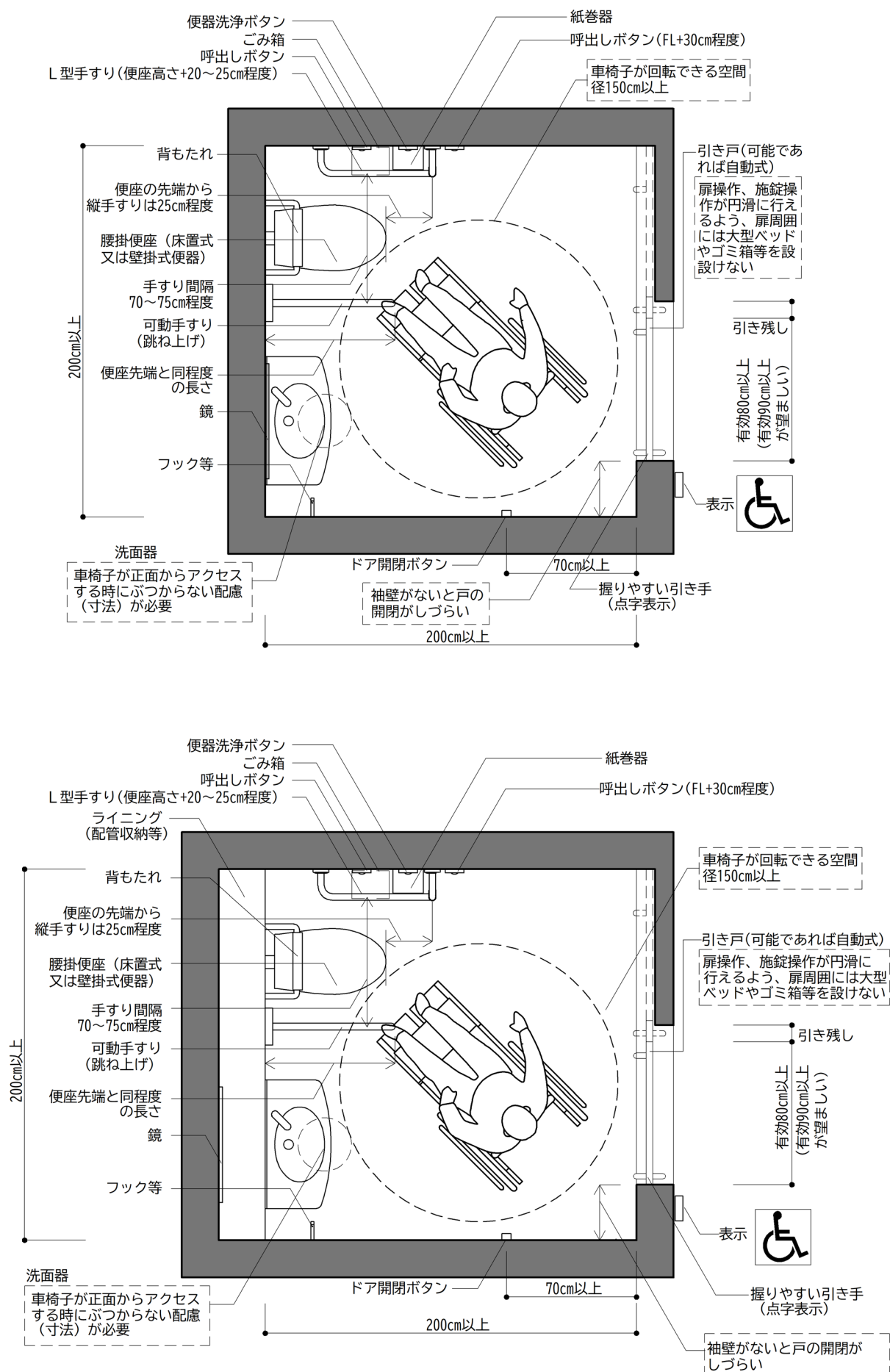
留意点：便房の有効なスペース等の考え方

- ・設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース（床上高さ40cm以上）が確保されていれば、その部分の奥行き20cmまでは有効なスペースとする。

<車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペースの例>

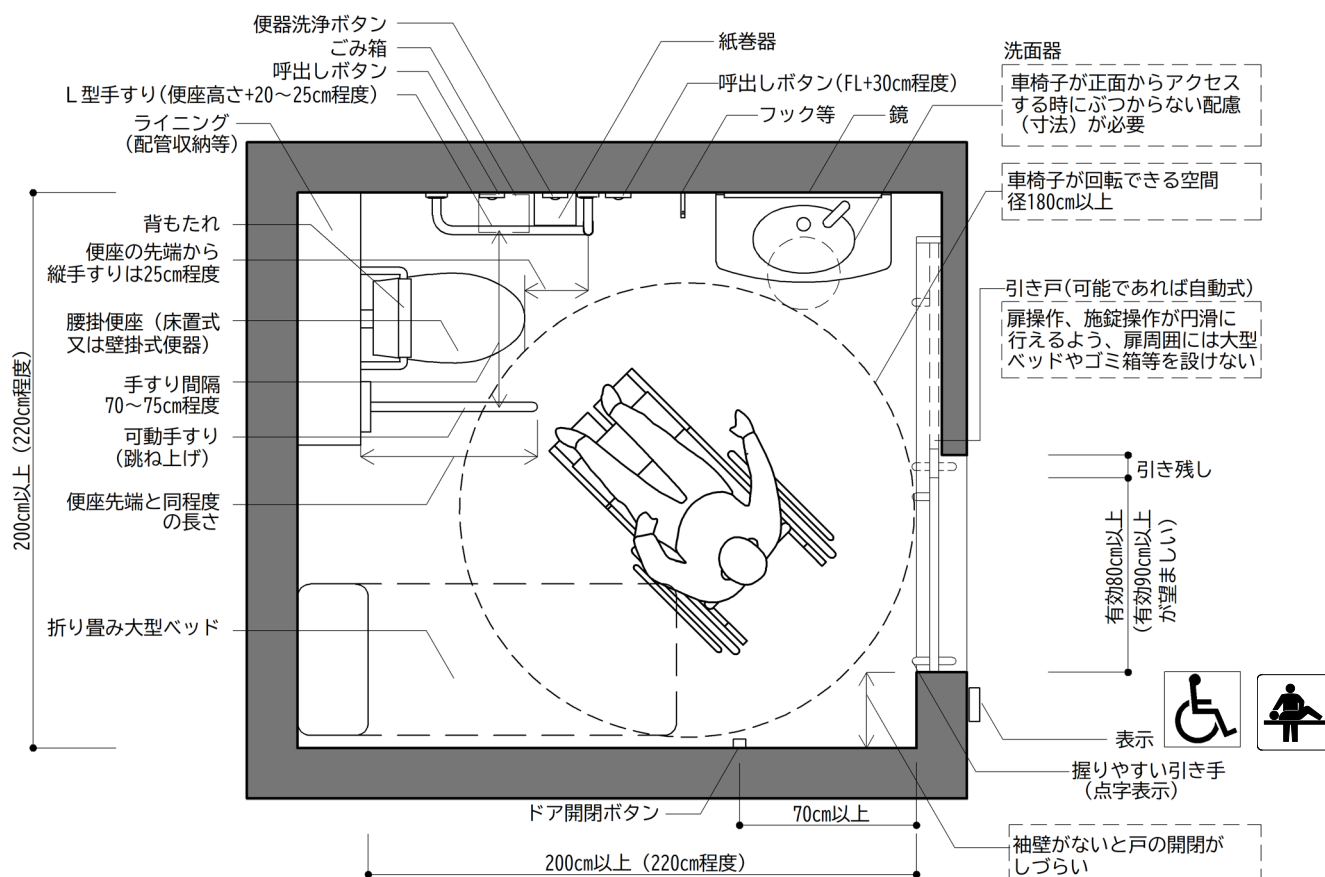
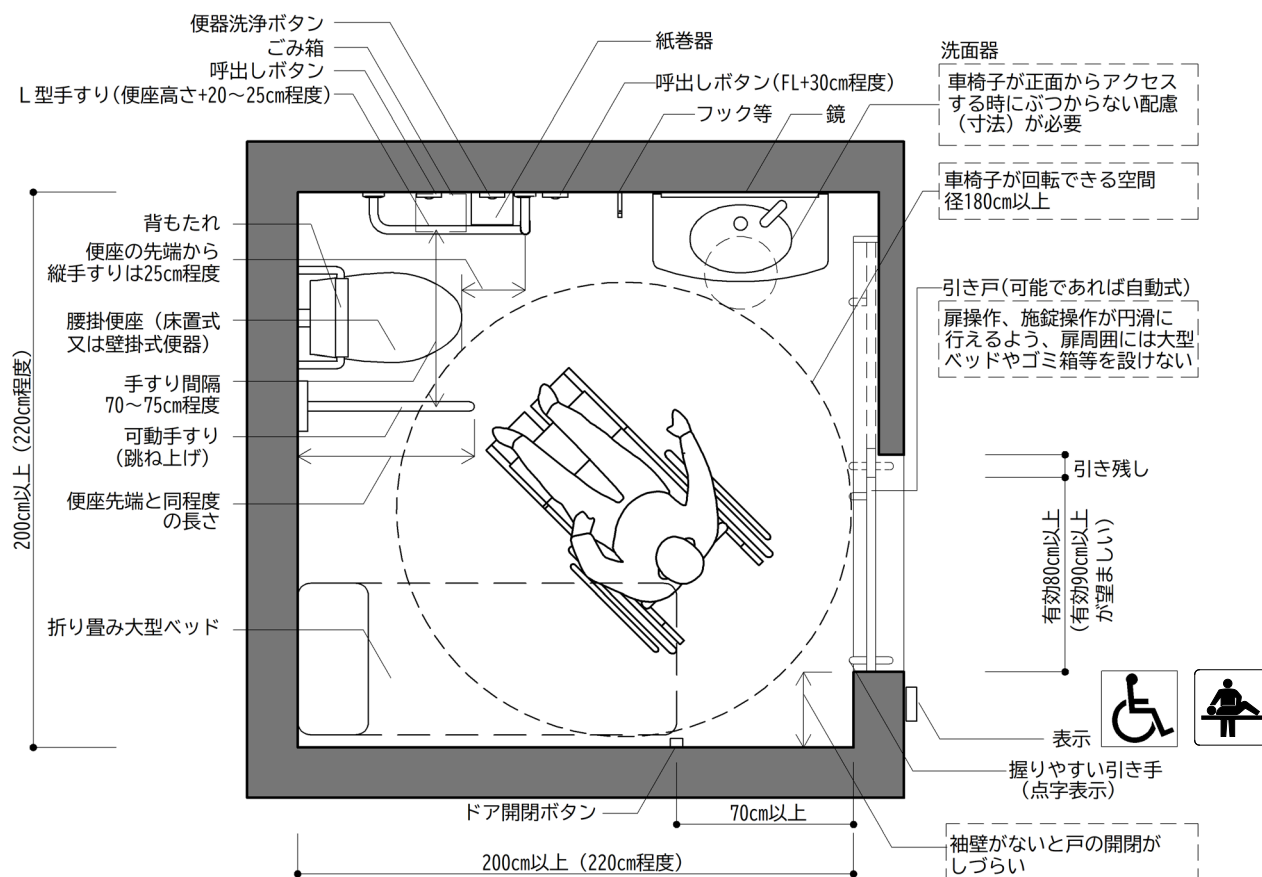


＜車椅子使用者用便所の例＞

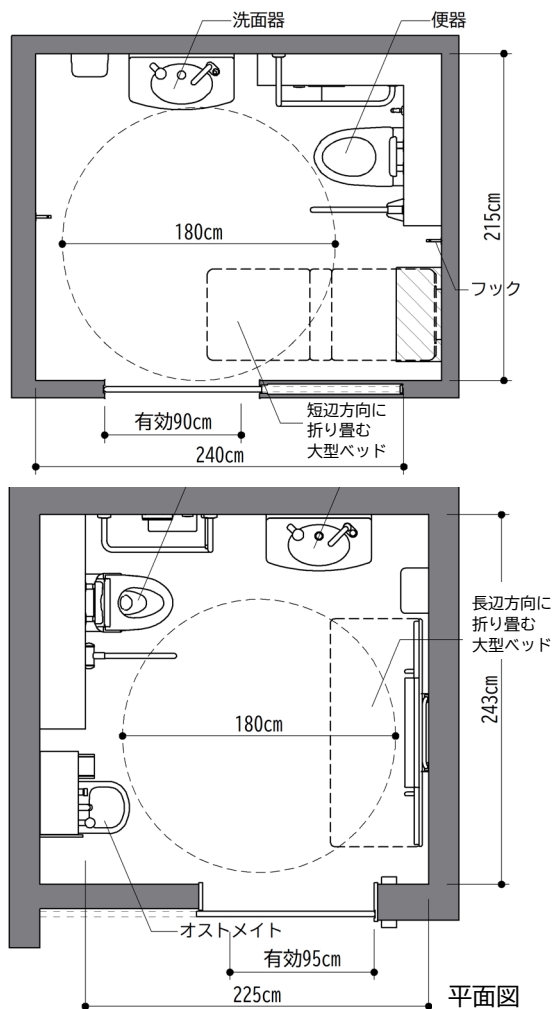


＜床面積2,000㎡以上の特別特定建築物を建築する場合に設ける車椅子使用者用便所の例＞

1
2



<大型ベッド等の設備と出入口の配置例>



・直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する車椅子使用者用便所（大型ベッド付き）



10.2.3.4 部品・設備等

10.2.3.4.1 共通事項

- ・部品・設備等の設置にあたっては、車椅子使用者の動作空間に配慮し、ドアの開閉動作等の支障とならないよう、配置に留意する。

10.2.3.4.2 便器

- ・車椅子で接近できるよう、床置き便器の前面は、フットサポートが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、車椅子から便座に移乗しやすいように配慮し、蓋のない状態で42～45cm程度とする。
- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、背もたれを設ける。

10.2.3.4.3 手すり

- ・腰掛便器からの立ち座りや車椅子から腰掛便器への移乗を容易にするために、腰掛便座の両側に手すりを設ける。
- ・壁側の手すりは水平、垂直に取り付ける。
- ・介助等を考慮し、壁と反対側の手すりは跳ね上げ式とする。

<設計例>



・手すり、背もたれが設けられた腰掛便座

10.2.3.4.4 大型ベッド

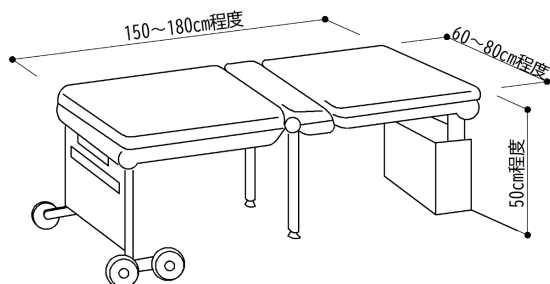
- ・排泄介助が必要な障害者・高齢者の脱衣・おむつ交換等に配慮し、異性による介助ができるよう、男女が共用できる位置に1以上の車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）を設ける。
- ・車椅子から大型ベッドへの移乗動作や介助者の動作を考慮し、便房内には十分なスペースを確保する。
- ・設置位置は、利用者の安全性や介助者の動作（大型ベッドからの転落防止等）に十分、配慮したものである。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、また緊急時において折り畳み式大型ベッド等を使用している状態でも人の出入りができるように、出入口付近以外の位置に設置する。
- ・車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とする。

留意点：大型ベッドの寸法

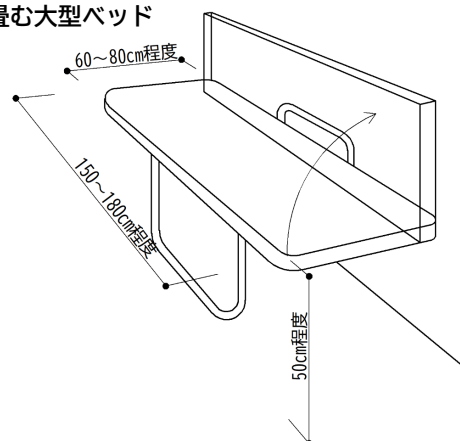
- ・大型ベッドは、介助によって高齢者、障害者（幼児を含む）の着替え、おむつ交換、排泄（自己導尿）等を行う際に使用されるものである。
- ・大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法は、施設用途や利用者のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

<折り畳み式大型ベッド（高齢者、障害者（幼児を含む））の例>

○短辺方向に折り畳む大型ベッド



○長辺方向に折り畳む大型ベッド



<設計例>



・短辺方向に折り畳む大型ベッド（折り畳み時）



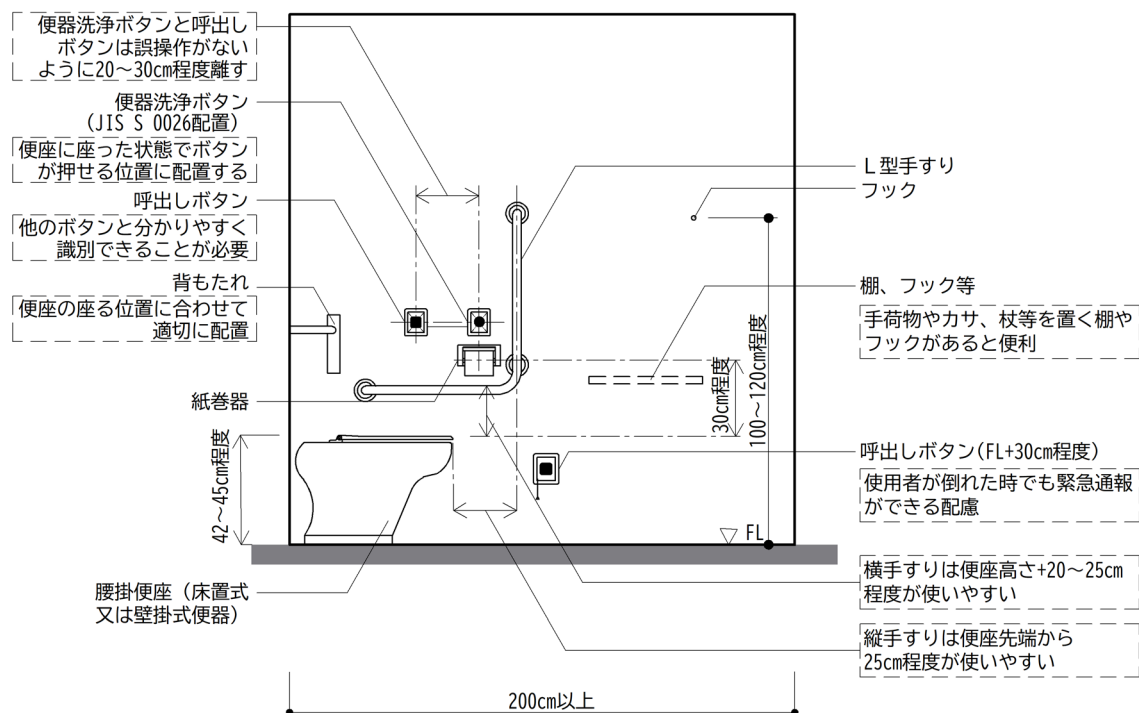
・短辺方向に折り畳む大型ベッド（使用時）

・長辺方向に折り畳む
大型ベッド（使用時）

10.2.3.4.5 紙巻器、洗浄ボタン等

- ・紙巻器、洗浄ボタン等は、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲位置に設ける。
- ・便器洗浄ボタンは、操作しやすい押しボタン式とし、手かざしセンサー式のみとはしない。
- ・呼出しボタンは、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲と、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。
- ・出入口の廊下等には、非常呼出表示ランプを設け、事務所や防災センター等に警報盤を設ける。
- ・その他、紙巻器、ボタンについては、10.7.1.2 部品・設備等を参照。

<車椅子使用者用便所の例>



10.2.3.4.6 洗面器、鏡

- ・洗面器下部には車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作の容易なものとする。
- ・吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30cm以内）とする。
- ・液体石けんを吐出する装置は、上肢に障害のある人でも使いやすいよう、センサー式とすることが望ましい。
- ・洗面器に手すりを設ける場合は、車椅子使用者の利用に配慮した位置に設ける。

留意点：洗面器

- ・洗面器は、車椅子から便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。

留意点：小型手洗い器の位置

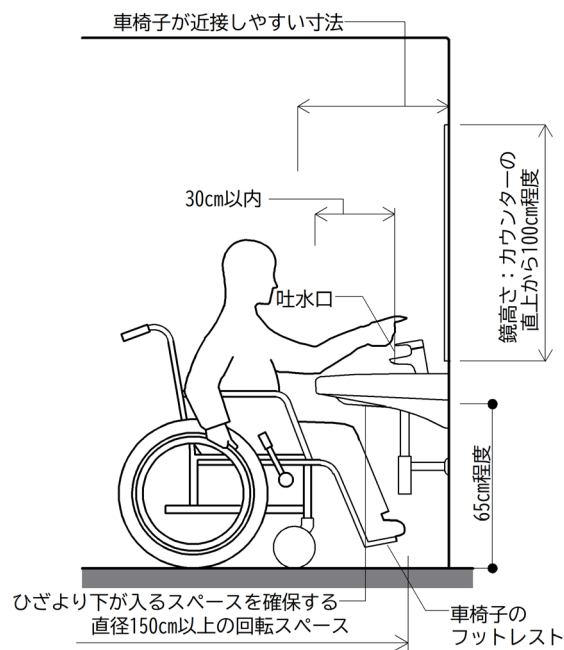
- ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手が届く位置に小型手洗い器を設けることも有効である。

- ・鏡は、洗面器にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。

留意点：鏡

- ・傾斜式の鏡は主に車椅子使用者を想定して開発されたものであるが、近年の車椅子使用者の座高が多様化に対応できず、使用しにくいものとなっている。
- ・そのため洗面所の鏡は傾斜式とせず、だれにでも利用できるよう設置高さを下げる。

<車椅子使用者が利用しやすい洗面器、鏡の例>



10.2.3.4.7 手荷物置き台、フック、ごみ箱等

- ・手荷物置き台や小物・衣類をかけるフックを設ける。
- ・フックは、立位者、車椅子使用者の身体に衝突する危険のない位置、衝突しても安全な形状（先端が尖っていない等）とする。
- ・1以上のフックは、車椅子に座った状態で使用できるものとする。
- ・ごみ箱を設ける場合は、腰掛便座又は車椅子に座った状態で手が届く範囲に設ける。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近にはごみ箱等を設けない。
- ・介助・同伴利用に配慮し、便房内にカーテン等を設置することが望ましい。
- ・大型ベッドを設置した車椅子使用者用便房には、汚物流しを設けることが望ましい。

<設計例>

- ・衝突しても安全な形状のフック（海外の事例）



10.3 オストメイト用設備を有する便房の設計標準

10.3.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

10.3.1.1 オストメイト用設備を有する便房

- ・便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける。

10.3.1.2 表示板（標識）

- ・移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、それぞれ、当該便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする。

10.3.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

10.3.2.1 オストメイト用設備を有する便房

- ・便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける。

10.3.2.2 表示板（標識）

- ・10.3.1.2 表示板（標識）を参照。

10.3.3 標準的な整備内容

10.3.3.1 出入口

- ・出入口の有効幅員は、65cm以上とする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。
- ・手動式引き戸の鍵は、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいもの（大型のレバーハンドル錠）とし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・内開き戸の場合、緊急時に戸を外せるものとする。

10.3.3.2 部品・設備等

10.3.3.2.1 汚物流し、紙巻器、汚物入れ

- ・ストーマ装具や汚れたもの、しびん等を洗淨するための汚物流し（洗淨ボタン・水栓を含む）、紙巻器を設ける。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗淨することがあり、水栓は温水が出る混合水栓とする。

留意点：汚物流し

- ・腹部等を洗淨しやすいよう、水栓はハンドシャワー型とする。
- ・利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。

- ・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設ける。
- ・汚物入れは、ストーマ装具等を捨てることを考慮した大きさのものとする。

10.3.3.2.2 鏡、着替え台

- ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設ける。
- ・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設ける。

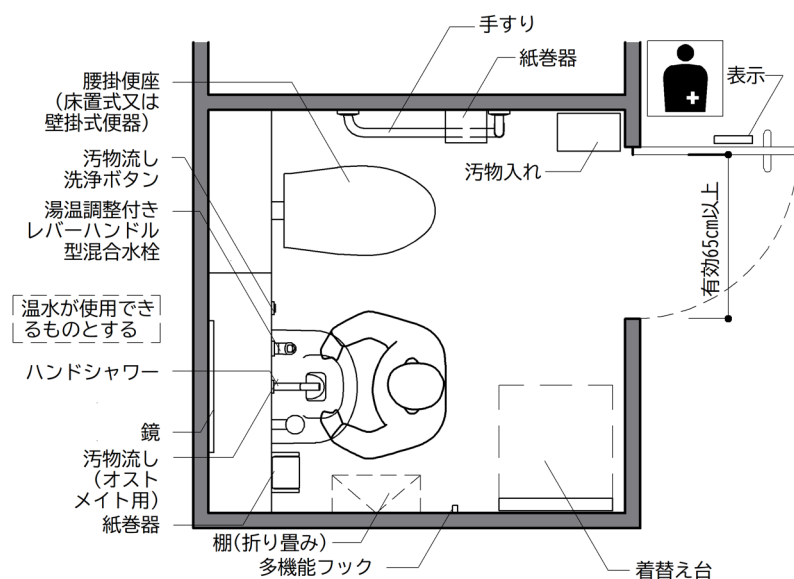
10.3.3.2.3 手荷物置き台、フック

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設ける。
- ・小物・手荷物やコート等の衣類をかけるフックを複数、設ける。

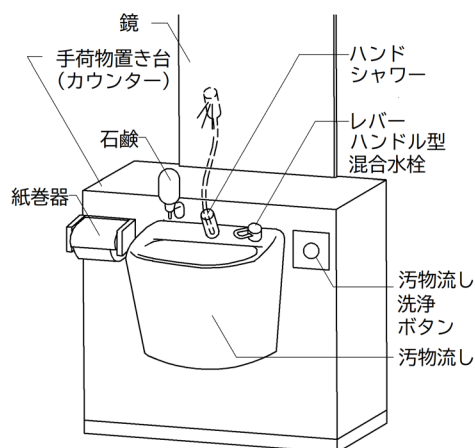
10.3.3.2.4 その他

- ・便所の戸については、10.7.1.1 便所の戸、部品・設備等については、10.7.1.2 部品・設備等を参照。

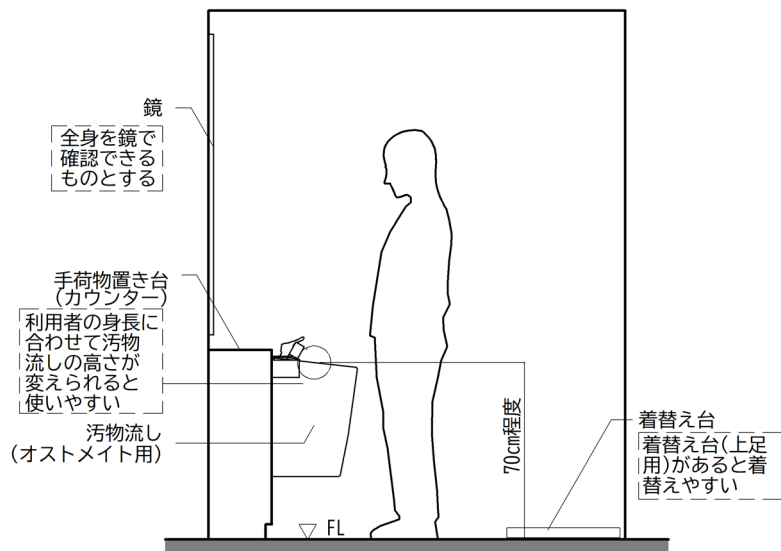
<オストメイト用設備を有する便所の例>



<汚物流し (オストメイトに配慮した設備) の例>



<設計例>



・オストメイト用設備

10.4 乳幼児用設備を有する便房の設計標準

10.4.1 標準的な整備内容

10.4.1.1 設置数、配置

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、男女が共用できる位置に、1以上の乳幼児用設備を有する便房を設ける。

10.4.1.2. 出入口

- ・出入口の有効幅員は、65cm以上とする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。
- ・手動式引き戸の鍵は、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいもの（大型のレバーハンドル錠）とし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・内開き戸の場合、緊急時に戸を外せるものとする。
- ・同伴者や保護者が目を離した時に子供が外に出てしまわないよう、戸の上部（床から160cm程度）に補助の鍵を設ける。

10.4.1.3 空間の確保

- ・ベビーカーとともに入ることの可能なゆとりある広さとする。
- ・内開き戸の場合、戸の開閉動作に支障がないよう、便器前のスペースにゆとりある広さを確保する。
- ・乳幼児用おむつ交換台を設ける場合には、乳幼児を寝かせた状態で正面に立っておむつ交換の作業ができるよう、使用方法（利用方向）を考慮してスペースを確保する。

10.4.1.4 部品、設備等

10.4.1.4.1 乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台

- ・乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等を設ける。
- ・乳幼児用椅子は、便座に座った状態から手が届く範囲、又は便器の前方の近接した位置に設ける。
- ・乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものとする。
- ・乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する。

留意点：乳幼児用おむつ交換台

- ・乳幼児用おむつ交換台は寝かせた状態で乳幼児のおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある立位姿勢での乳幼児のおむつ交換や排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。

10.4.1.4.2 手荷物置き台、フック、ごみ箱

- ・手荷物置き台や小物・衣類をかけるフックを設ける。
- ・フックは、幼児の身体に衝突する危険のない位置、衝突しても安全な形状（先端が尖っていない等）とする。
- ・乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設ける。

10.4.1.4.3 その他

- ・便房の戸については、10.7.1.1 便房の戸、部品・設備等については、10.7.1.2 部品・設備等を参照。

留意点：親子トイレ

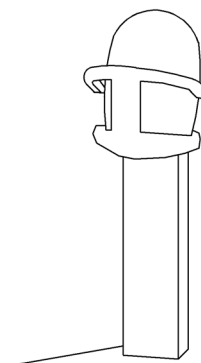
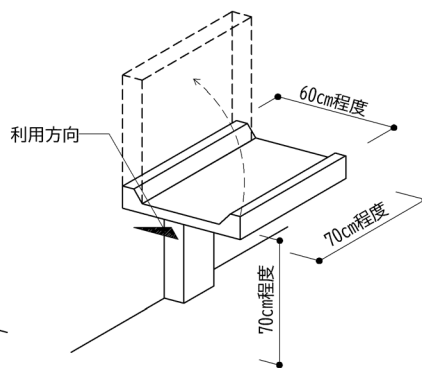
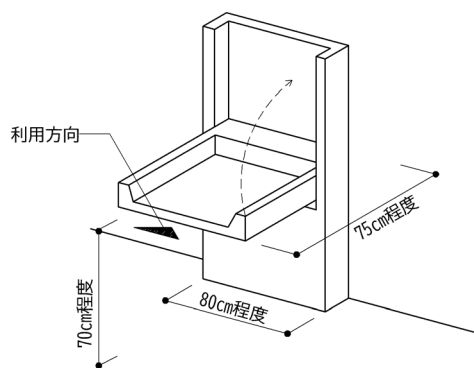
- ・親と子どもが一緒に入ることを想定し、広めの便房内に一般の便器と子ども用便器を併設した親子トイレを設置している事例もある。

1 <乳幼児用おむつ交換台（生後1ヶ月から2歳半程度の例>

2 ○壁・床取り付け方式

3 ○壁取り付け方式

4 <乳幼児用椅子（生後5ヶ月～2歳半程度）の例>



<設計例>



- ・便房内はベビーカーが入ることができる広さを有し、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台を設け、便器横には子供用補助便座が備えられている。

10.5 男女共用の広めの便房の設計標準

10.5.1 標準的な整備内容

10.5.1.1 設置数、位置

- ・視覚・知的・発達障害者や高齢者の介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女が共用できる位置に、1以上の男女共用の広めの便房を設ける。

10.5.1.2 出入口

- ・出入口の有効幅員は、65cm以上とする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。
- ・手動式引き戸の鍵は、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいもの（大型のレバーハンドル錠）とし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・内開き戸の場合、緊急時に戸を外せるものとする。
- ・同伴者や保護者が目を離した時に子供が外に出てしまわないよう、戸の上部（床から160cm程度）に補助の鍵を設ける。

10.5.1.3 空間の確保

- ・介助・同伴利用のできる広さを確保する。

10.5.1.4 部品・設備等

10.5.1.4.1 手すり

- ・着座や立ち上がりのための手すりを設ける。
- ・手すりは、原則として水平、垂直に取り付ける。
- ・水平手すりは、腰掛便座の座面から20～25cm程度の高さに取り付ける。

10.5.1.4.2 手荷物置き台、フック、ゴミ箱等

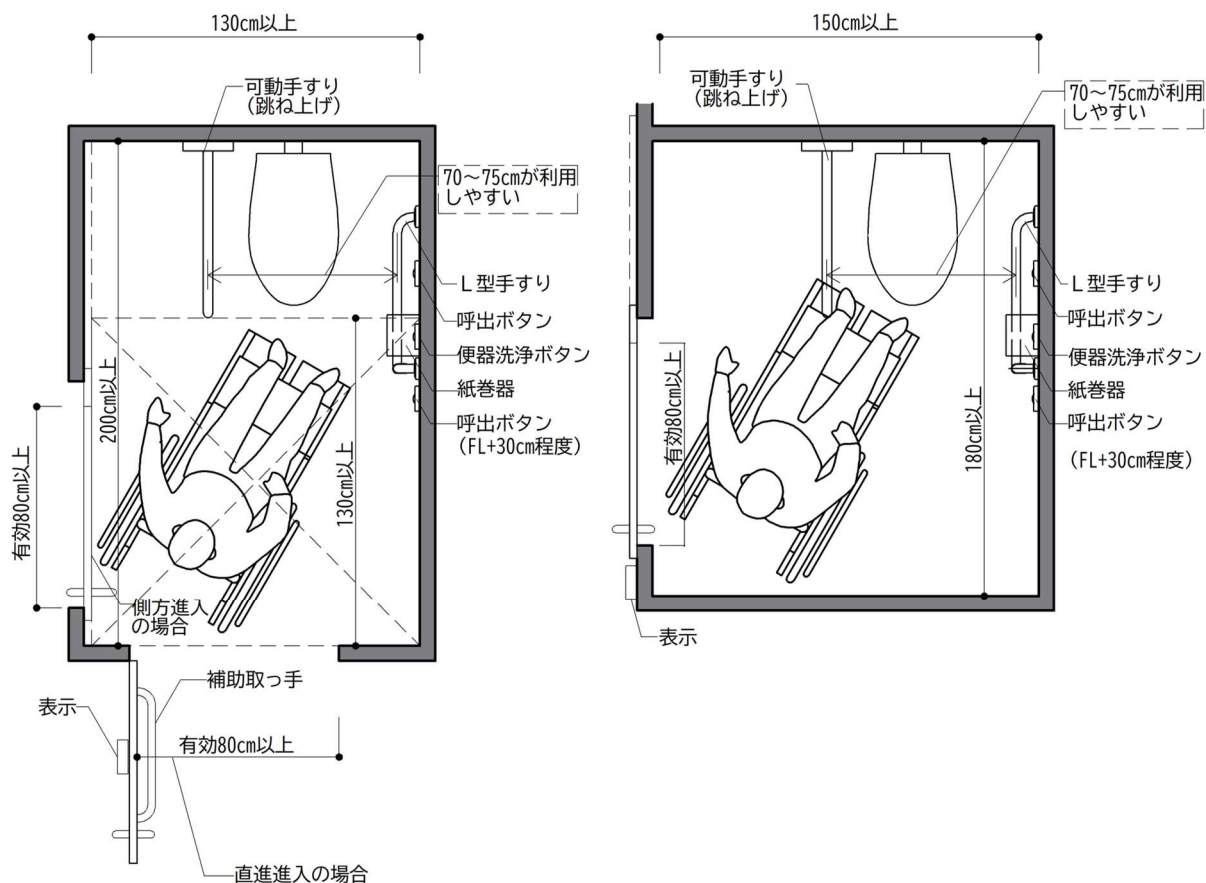
- ・手荷物置き台や小物・衣類をかけるフックを設ける。
- ・フックは、幼児の身体に衝突する危険のない位置、衝突しても安全な形状（先端が尖っていない等）とする。
- ・介助・同伴利用に配慮し、便房内にカーテン等を設置することが望ましい。

10.5.1.4.3 その他

- ・便房の戸については、10.7.1.1 便房の戸、部品・設備等については、10.7.1.2 部品・設備等を参照。

留意点：男女共用の広めの便房

- ・バリアフリー法に基づく基準の対象とならない規模・用途の建築物や改修上の制約が多い既存建築物において、以下のような男女共用の広めの便房を整備することで、コンパクトな手動車椅子を使用する車椅子使用者が当該便房を利用できる場合がある。



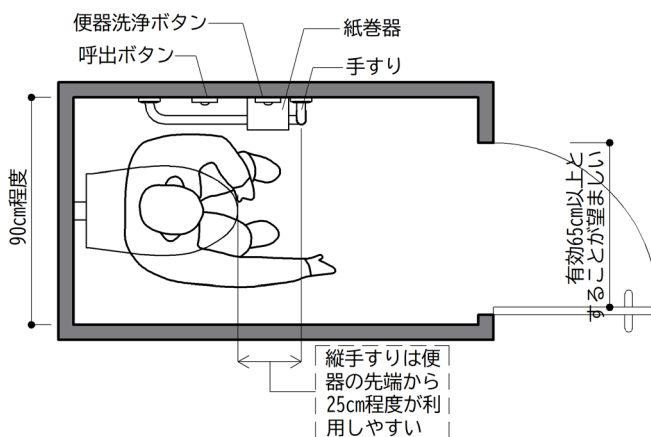
10.6 一般の便房の設計標準

10.6.1 標準的な整備内容

10.6.1.1 出入口

- ・出入口の有効幅員は、65cm以上とする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。
- ・手動式引き戸の場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示する。
- ・手動式引き戸の鍵は、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいもの（大型のレバーハンドル錠）とし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・内開き戸の場合、緊急時に戸を外せるものとする。

<一般の便房の例>



10.6.1.2 空間の確保

- ・戸が内開き戸の場合、戸の開閉動作に支障がないよう、便器前のスペースにゆとりある広さを確保する。

留意点：戸の形式

- ・外開き戸とする場合は、奥に設ける等、利用者が衝突する危険がないよう配慮する。
- ・内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができず、救出できないおそれがある。

10.6.1.3 部品・設備等

10.6.1.3.1 便器

- ・高齢者等の足腰の弱っている利用者にとって、和風便器の利用は困難を伴うため、便座は腰掛便座とする。

10.6.1.3.2 手すり

- ・着座や立ち上がりのための手すりを設けた便房を1以上、設ける。
- ・手すりは、原則として水平、垂直に取り付ける。
- ・水平手すりは、腰掛便座の座面から20～25cm程度の高さに取り付ける。

留意点：手すり

- ・手すりの設置により、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、紙巻器等が利用しにくくならないよう注意する。
- ・医療施設や福祉施設等の施設用途において複数の一般便房を設ける場合には、手すり等が右側にある便房と左側にある便房を設ける。

10.6.1.3.3 乳幼児用設備

- ・乳幼児用椅子を設けることが望ましい。
- ・こども用補助便座を設置することが望ましい。

10.6.1.3.4 その他

- ・便房の戸については、10.7.1.1 便房の戸、部品・設備等については、10.7.1.2 部品・設備等を参照。

10.7 便房に共通する設計標準

10.7.1 標準的な整備内容

10.7.1.1 便房の戸

- ・弱視者（ロービジョン）、色覚多様性のある利用者に配慮し、便房の戸には、戸の開閉や使用状況を色により表示とともに、使用中か否かを大きくわかりやすく、文字で表示する。

留意点：施錠を示す色

- ・施錠を示す色は赤と青とする。

<設計例>



・大きめのレバーハンドル錠、色による戸の施錠／開錠表示（点字表示付）



・色による戸の施錠／開錠表示

10.7.1.2 部品・設備等

10.7.1.2.1 便器

- ・腰掛便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座）とすることが望ましい。

10.7.1.2.2 手すり

- ・弱視者（ロービジョン）や色覚多様性のある人等に配慮し、手すりと壁との色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定する。

10.7.1.2.3 紙巻器、ボタン

- ・腰掛便座の横壁面に、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に基づくものとする。

留意点：JIS S 0026に基づき紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンを配置した便房の普及の必要性

- ・JIS S 0026に基づき紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンを配置した便房の普及は、視覚障害者のわかりやすさの確保や音声案内装置によるトラブルの回避につながる。

- ・便器洗浄ボタンは、押しボタン式等の視覚障害者が触知しやすく誤作動しにくいものとする。
- ・便器洗浄ボタン及び呼出しボタン、各種設備の操作ボタンの文字・図記号の色と背景の色には、明度、色相又は彩度の差を設ける。
- ・ボタンは手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも押しやすい等、操作性に配慮したものとする。
- ・紙巻器は手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも操作しやすいよう、片手で紙が切れる等、操作性に配慮したものとする。
- ・視覚障害者が利用しやすいよう、同一建築物内においては、洗浄装置等の使用法や、ボタン等の形状・配置を統一する。
- ・便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する図記号（ピクトグラム）は、JIS S 0103（消費者用図記号 追補1）のものとする。

留意点：便房内の設備

- ・ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、コントラストのある縁取り等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者にわかりやすいものとする。
- ・ボタンがたくさんあり、どれが、どのボタンかわかりづらい場合があることから、利用状況が想定できる場合は、ボタンの数は必要最小限にとどめる。
- ・洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。

<トイレ操作パネルの図記号の例（日本産業規格 JIS S 0103）>

掲載予定

<設計例>



- ・JIS S 0026に則って配置された紙巻器、ボタン、手すり、手洗い器



- ・便房の分かりやすい操作ボタン
ボタンの色・素材やコントラストのある図記号(ピクトグラム)を組合わせた工夫

■便房内操作部の器具配置の概要

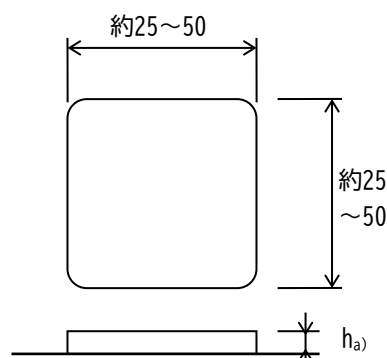
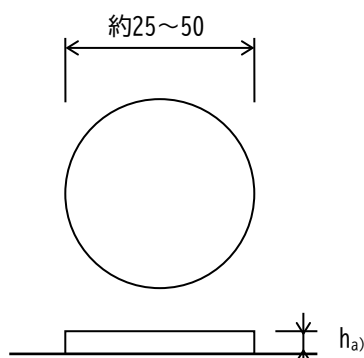
- ・JIS規格では、便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置が標準化されており、以下に、JIS S 0026（高齢者・障害者配慮設計指針―公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）より、操作部の形状・色及びコントラスト、操作部及び紙巻き器の配置について抜粋して示す。

① 操作部の形状

- ・便器洗浄ボタンの形状は、丸形（○）とする。呼出しボタンの形状は、便器洗浄ボタンと区別しやすい形状[例えば、四角形（□）又は三角形（△）]とする。
- ・操作部は、指だけでなく手の平又は甲でも押しやすい大きさとし、その一例を図1及び図2に示す。

■図1 便器洗浄ボタンの例（単位：mm）

■図2 呼出しボタンの例（単位：mm）



注a) ボタンの高さは、目の不自由な人が触覚で認知しやすいように、ボタン部を周辺面より突起させることが望ましい。

② 操作部の色及びコントラスト

- ・操作部の色及びその周辺色とのコントラストは次による。

注記 ここでいう周辺とは、操作部が取り付けられている壁面ではなく、器具のボタン部以外をいう。

- ボタンの色 操作部の色は、相互に識別しやすい色の組み合わせとする。JIS S 0033（高齢者・障害者配慮設計指針―視覚表示物―年齢を考慮した基本色領域に基づく色の組合せ方法）に規定する“非常に識別性の高い色の組合せ”から選定することが望ましい。例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系とし、呼出しボタンの色を暖色系とすることが望ましい。
- ボタン色と周辺色とのコントラスト 操作部は、ボタンの色と周辺色とのコントラストを確保する。また、弱視の人及び加齢による黄色変化視界の高齢者も判別しやすいよう、JIS S 0031（高齢者・障害者配慮設計指針―視覚表示物―色光の年代別輝度コントラストの求め方）を参照し、明度差及び輝度比にも留意する。

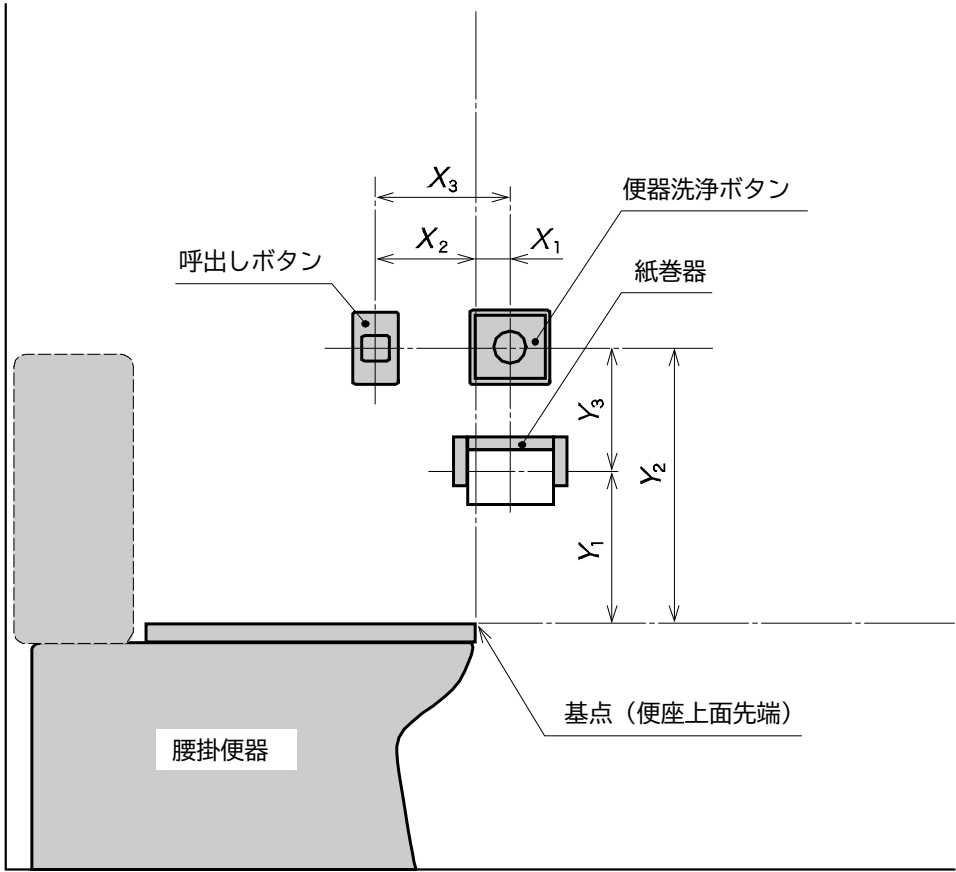
③ 操作部及び紙巻き器の配置

- ・操作部及び紙巻器の配置は、次による。

- 操作部及び紙巻器は、便器座位、立位などの姿勢の違いを含めて多くの利用者が操作可能で、かつ、視覚障害者にも認知しやすい配置とする。
- 操作部及び紙巻器は、腰掛便器の左右どちらかの壁面にまとめて設置する。
- 便器洗浄ボタンは、紙巻器の上方に設置し、呼出しボタンは、便器洗浄ボタンと同じ高さで腰掛便器後方に設置する。
- 操作部及び紙巻器は、表1の条件を満たす位置に設置する。
- 操作部及び紙巻器と同一壁面上に手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具を併設する場合には、各器具の使用・操作を相互に妨げないように配置する。
- 操作部及び紙巻器と同一壁面上に、手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具の併設又は紙巻器、腰掛便器横壁面の形状などによって、表1の配置及び設置寸法によらない場合であっても、c) の位置関係は、満たすものとする。
- 呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい。

■表1 操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法（単位：mm）

器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X_1 ：便器前方へ 約0～100	Y_1 ：便器上方へ 約150～400	—
便器洗浄ボタン		Y_2 ：便器上方へ 約400～550	Y_3 ：約100～200 （紙巻器との垂直距離）
呼出しボタン	X_2 ：便器後方へ 約100～200		X_3 ：約200～300 （便器洗浄ボタンとの水平距離）



参考：紙巻器・便器洗浄ボタン、呼出しボタンが、上記規格に示す設置寸法以外となる場合の扱い

・ JIS S 0026では上図の配置・寸法を基本としているが、“この規格に示す設置寸法以外となる場合”の配置例として以下を解説に図示している。

- ①同一壁面上に、手すり、手洗い器を設置する場合
- ②腰掛け便座横壁面がカウンター、キャビネット形状である場合
- ③手すりを設置する場合
- ④棚付紙巻器を設置する場合
- ⑤スプア付き紙巻器を設置する場合
- ⑥同一壁面上に、温水洗浄便座リモコンを設置する場合

・ 手かざし式のセンサースイッチは「洗浄ボタン」ではないため、JIS S 0026の対象外となっている。

10.8 便所・洗面所の設計標準

10.8.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

10.8.1.1 男子用小便器

- ・男子用小便器を設ける便所のうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のもの）その他これらに類する小便器を1以上設ける。

10.8.1.2 表示板（標識）

- ・移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、それぞれ、当該便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする。

10.8.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

10.8.2.1 男子用小便器

- ・男子用小便器を設ける便所のある階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のもの）その他これらに類する小便器を1以上設ける。

10.8.2.2 表示板（標識）

- ・10.8.1.2 表示板（標識）を参照。

10.8.3 標準的な整備内容

10.8.3.1 配置

- ・同一建築物内においては便所の位置、男女の位置が統一されているとわかりやすい。

留意点：配置

- ・視覚障害者等にとっては、どこの便所でも利用方法が同じであれば、非常にわかりやすいため、同一建築物では、できる限り同じ配置、同じ部品を使用する。
- ・階によって配置をかえる場合には、わかりやすく表示する。
- ・知的・発達障害者等に配慮し、便房内の配置や案内表示はわかりやすいものとする。

10.8.3.2 出入口

- ・手動式引き戸の場合、取っ手は棒状ハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。
- ・開き戸の場合、取っ手は大きく操作性の良いレバーハンドル式等とする。

10.8.3.3 空間の確保

- ・便所内に車椅子使用者用便房を設ける場合には、便所の通路に車椅子使用者が方向転換ができるよう、140cm角以上の水平スペースを設ける。
- ・床には段を設けない。

10.8.3.4 部品・設備等

10.8.3.4.1 小便器

- ・ 1 以上の床置き式又は壁掛け式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）には、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。
- ・ 上記の小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

留意点：設備・備品等

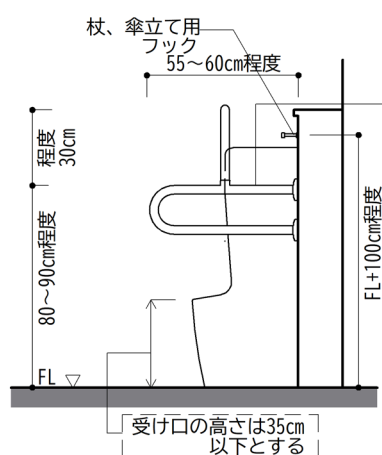
- ・ 小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設けることが望ましい。
- ・ 小便器の正面には、手荷物置き台を設けることが望ましい。

<設計例>

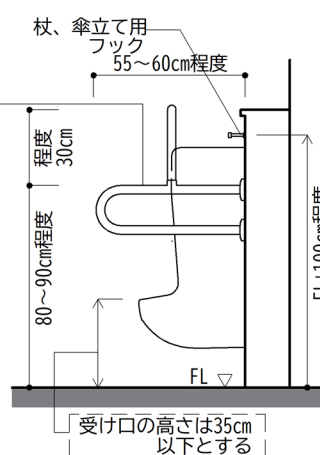


・ 手すりが設けられた小便器

<床置き式小便器の例>



<壁掛け式小便器の例>



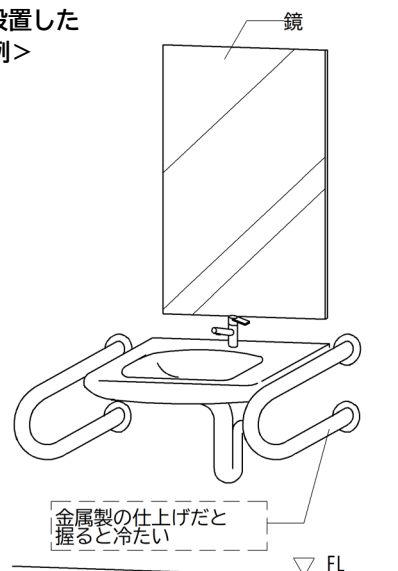
10.8.3.4.2 こども用小便器

- ・ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、1以上のこども用小便器を設置することが望ましい。

10.8.3.4.3 洗面器、鏡

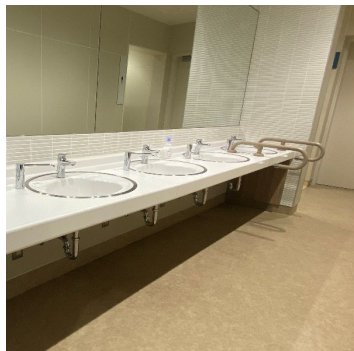
- ・ 水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作が容易なものとする。
- ・ 液体石けんを吐出する装置は、上肢に障害のある人でも使いやすいよう、センサー式とすることが望ましい。
- ・ 洗面器のうち1以上には、杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。
- ・ 手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。
- ・ 洗面器、鏡のうち1以上は、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。
- ・ 車椅子使用者の利用に配慮した洗面器、鏡については、10.2.3.4.6 洗面器、鏡を参照。
- ・ 子供等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ55cm程度、奥行き45cm以内、洗面台の端部から吐水口まで30cm以内の洗面器も設ける。
- ・ 洗面器の近くには、乳幼児用椅子を設けることが望ましい。

<手すりを設置した洗面器の例>



留意点：洗面器等

- ・車椅子使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる複数の洗面器を設ける。
- ・洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設けることが望ましい。

<設計例>

・手すりを設け、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保した洗面器



・高さ・奥行き・吐水口までの距離等に配慮した子供用洗面器

10.8.3.4.4 乳幼児用おむつ交換台

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ1以上）には、1以上の乳幼児用おむつ交換台を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用おむつ交換台を設ける場合には、他の利用者から見えにくい位置に設置する、またはパーティションを設置する等によりプライバシーの確保に配慮する。

10.8.3.4.5 照明、換気、音

- ・便所、便房の利用に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
- ・発達障害等による感覚過敏への配慮として、十分な換気等による臭気等の対策や、音や光について可能な限り低刺激である設備機器の採用を行うことが望ましい。

<設計例>

・洗面所に設けた乳幼児用おむつ交換台



・便所の一角に設けられた乳幼児用おむつ交換台

留意点：照明器具の配置

- ・照明器具を、便房、小便器、洗面器それぞれに対応させて配置することにより、各設備の位置を分かりやすくする等の工夫も考えられる。はずせるタイプとする等の配慮が必要である。

10.8.3.4.6 ベンチ等

- ・車椅子使用者用便房や男女共用の広めの便房の付近には、介助者が待つためのベンチ等を設ける。

10.8.3.5 仕上げ

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとする。
- ・転倒したときの危険防止のため、床面の材料・仕上げは適度に弾性のあるものとする。
- ・排水溝等を設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置する。

10.8.3.6 案内表示

10.8.3.6.1 便所の出入口付近に設ける表示板（標識）、案内板

- ・利用者を誘導するため、便所の出入口付近には、便房の利用対象を図記号（ピクトグラム）と文字により、わかりやすく表示する。
- ・男女が共用できる位置に設けた便所・便房の表示板（標識）には、男女共用であることを図記号（ピクトグラム）と文字により、わかりやすく示す。

留意点：男女共用の便房を示す表示

- ・障害の有無等が見えにくい・わかりにくい発達障害等では、異性の保護者や同伴者が、男女共用の広めの便房に同行することに、他の利用者からの理解が得にくいことがある。
- ・そのため男女共用の便所・便房においては、「男女共用であること」をピクトグラム等でわかりやすく示す必要がある。

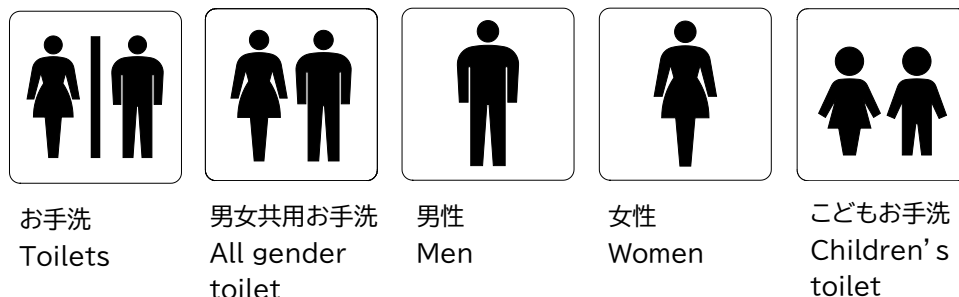
- ・便所の出入口には、男女の別、男女共用、便所内部の配置、各便房の設備や機能等を図記号（ピクトグラム）と図記号の名称（文字）を用いてわかりやすく表示した案内図を設ける。

留意点：他の階や場所にある個別機能を備えた便房等の位置を示す案内表示

- ・利用したい便房が当該階の便所がない場合や使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房等の位置を、便所の付近に案内表示する。
- ・便所内の混雑解消のため、ICT技術を活用し、便房の混雑状況を表示すること等により、他の階等に設置された便所に利用者を誘導することとも有効である。

- ・案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。また必要に応じて音声による案内を行う。
- ・表示板（標識）については、7. 案内表示を参照。
- ・触知案内図については、7.2.2.3 点字、文字の浮き彫り、音による案内その他の設備を参照。

<便所の表示例（日本産業規格 JIS Z 8210）>

**留意点：音声による案内装置の設置**

- ・多数の視覚障害者が利用する施設の便所では、男性用・女性用の位置等を、音声により案内する。
- ・一般便所内の音声案内装置には、人感センサーによる短い自動音声案内（装置の使い方の説明）の後、押しボタンを押すことで、便器や設備・ボタンの位置を音声により視覚障害者等に案内するものもある。
- ・音声案内を行う場合は、短い時間で簡潔に情報提供することに配慮する。

<設計例（男性トイレ）>



1 <便所の案内板、便所・便房の表示板の例>

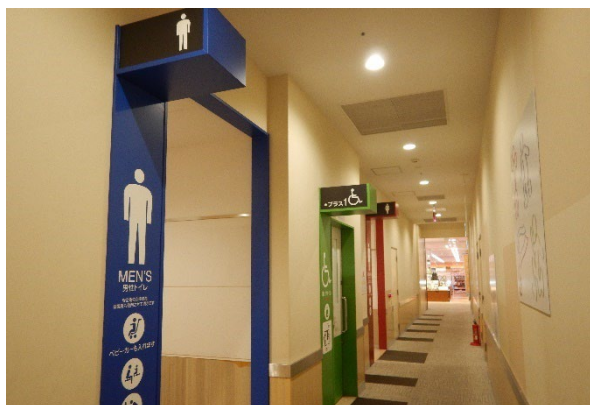
2



- ・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内図



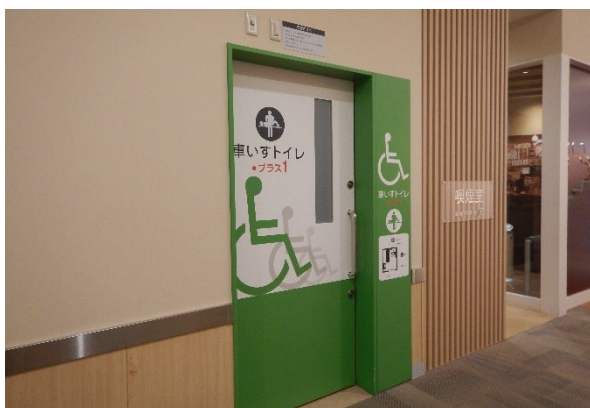
- ・男性トイレ入口前の表示（便房内に設置された乳幼児用設備等を表示した点字併記の案内図）



- ・ピクトグラムを用いて男女の別や機能がわかりやすく示され、色使いにも配慮された表示板



- ・当該便所内の便房の機能とあわせて、他の階や場所にある便房の機能を示した案内表示



- ・車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）の表示
介助ベッドのピクトグラム表示と便房内の案内図



10.8.3.6.2 便房の機能を示す表示板（標識）

- ・便房の出入口や戸には、便房の利用対象や設備や機能を図記号（ピクトグラム）等により、わかりやすく表示する。
- ・便房の名称は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め誰でも使用できるような名称としない。
- ・表示板（標識）については、7. 案内表示を参照。

<便房設備（機能）の表示例（日本産業規格 JIS Z 8210）>



10.8.3.7 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、8.2.2.1 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設を参照。

10.8.3.8 情報伝達設備

- ・聴覚障害者に火災の発生を伝えるため、便所には光警報装置（フラッシュライト等）を設置する。
- ・光警報装置（フラッシュライト等）については、17.2.1.2 光や振動による情報伝達設備を参照。

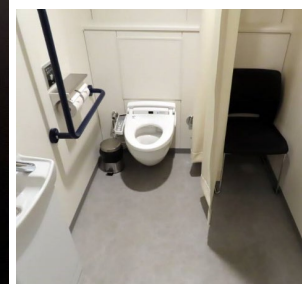
1 <便所の利用対象、設備・機能の表示例（男女共用便房）（オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房等）>



・ オストメイト用設備を有する便房



・ 乳幼児用設備を有する便房



・ 異性による介助・同伴利用等が利用可能な便房

・ 各種男女共用便房の表示と配置例 1
複数の男女共用車椅子使用者用便房を設置・ 各種男女共用便房の表示と配置例 2
オストメイトの方、乳幼児連れの方、異性による介助・同伴利用等が利用可能な便房

11. 客室

11.1 計画・設計の考え方

- ・ホテル又は旅館では、高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に宿泊・旅行等の機会を享受するための配慮が求められている。
- ・まず、総客室数に応じた数の車椅子利用者用客室を設け、さらに車椅子利用者用客室とは別に高齢者、障害者の利用に配慮した一般客室を設ける。
- ・他の利用者也利用したいと思う快適で魅力ある室内空間となるよう、車椅子利用者用客室の仕上げや部品・設備機器の選定、色彩計画・照明計画等においては、一般客室との同等性に配慮する。
- ・情報伝達について支援の必要な高齢者、障害者等が宿泊する際に、非常時の情報等を伝達できるよう配慮する。

11.2 車椅子利用者用客室の設計標準

11.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

11.2.1.1 車椅子利用者用客室

- ・ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合は、車椅子利用者用客室を客室の総数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設ける。
- ・車椅子利用者用客室は、次に掲げるものとする。
 - イ 便所は、次に掲げるものとする。¹
 - a) 便所内に車椅子利用者用便房を設ける。
 - b) 車椅子利用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものとする。
 - ・幅は、80cm以上とする。
 - ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
 - ロ 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）は、次に掲げるものとする。²
 - a) 次に掲げる車椅子利用者用浴室等とする。
 - ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。
 - ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
 - b) 出入口は、次に掲げるものとする。
 - ・幅は、80cm以上とする。
 - ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

¹ 以下の場合を除く。

・当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子利用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合。

² 以下の場合を除く。

・当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合。

11.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

11.2.2.1 車椅子使用者用客室

- ・ホテル又は旅館には、客室の総数が200以下の場合は当該客室の総数の1/50以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に1/100+2以上の車椅子使用者用客室を設ける。
- ・車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。
 - イ 出入口は、次に掲げるものとする。
 - a)幅は、80cm以上とする。
 - b)戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
 - ロ 便所は、次に掲げるものとする。³
 - a)便所内に車椅子使用者用便房を設ける。
 - b)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものとする。
 - ・幅は、80cm以上とする。
 - ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
 - ハ 浴室等は、次に掲げるものとする。⁴
 - a)次に掲げる車椅子使用者用浴室等とする。
 - ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。
 - ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
 - b)出入口は、次に掲げるものとする。
 - ・幅は、80cm以上とする。
 - ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

³ 以下の場合を除く。

・当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合。

⁴ 以下の場合を除く。

・当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。

11.2.3 標準的な整備内容

11.2.3.1 設置数、配置

- ・客室総数が50未満の場合は、1以上の車椅子使用者用客室を設けることが望ましい。

参考：バリアフリー機能を備えた客室の設置数に関する国際的な水準

(2010年版 アクセス可能なデザインのためのADA基準 米国司法省2010年9月)

- ・バリアフリー機能を備えた客室の設置数は、下表に従って提供されなければならない。

提供される客室の総数	車椅子使用者用シャワー室のないバリアフリー対応客室の必要最小数	車椅子使用者用シャワー室のあるバリアフリー対応客室の必要最小数	バリアフリー対応の客室の総数
1～25	1	0	1
26～50	2	0	2
51～75	3	1	4
76～100	4	1	5
101～150	5	2	7
151～200	6	2	8
201～300	7	3	10
301～400	8	4	12
401～500	9	4	13
501～1000	全体の2%	全体の1%	全体の3%
1001以上	20に加えて、1000を100または100以下の端数で超えるごとに1を追加	10に加えて、1000を100または100以下の端数で超えるごとに1を追加	30に加えて、1000を100または100以下の端数で超えるごとに2を追加

- ・前述の車椅子使用者用客室の設置数を設けるとともに、上記の国際的な水準を参考にしつつ、個別のプロジェクトに応じて高齢者、障害者等の利用に配慮した客室（一般客室を含む）の設置数を設定することが望ましい。

留意点：車椅子使用者用客室の整備促進

- ・地方公共団体においては、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（バリアフリー条例）において、ホテル又は旅館の義務付け対象規模を政令の規模(床面積2,000㎡)未満に設定することや、車椅子使用者用客室の割合等、建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加する、又は基準強化を図る等、「車椅子使用者用客室の整備促進」について、より積極的な取り組みがなされることが望ましい。

11.2.3.2 出入口

- ・アイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から100～120cm程度（車椅子使用者の目線の高さ）程度の高さに設ける。又は、戸の付近にカメラ付きインターホン設ける。
- ・非接触型カード錠のカードリーダーは、床から100～120cm程度の高さに設ける。
- ・錠（電気錠を含む）は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。
- ・その他については、9. 利用居室の出入口を参照。

留意点：客室出入口のU字ロックやチェーンロックの解除等

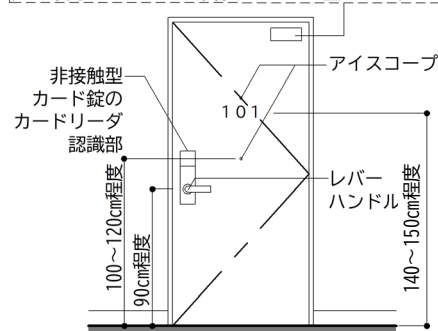
- ・非常時には従業員等が客室に駆け付けて高齢者、障害者等を救助するため、施設管理者は廊下側からU字ロックやチェーンロックの解除する方法等の対策を備えておく必要がある。

留意点：手動式引き戸の採用にあたって

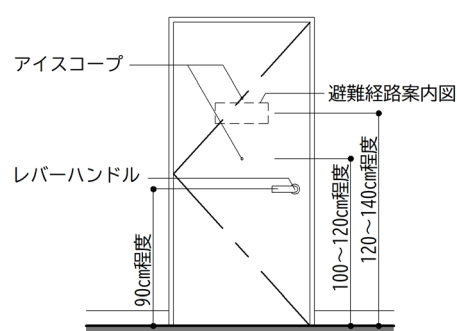
- ・客室出入口に引き戸を採用する場合には、戸の遮音性能（開き戸との相違）のほか、引き残し・戸袋の設置スペースや電気錠の設置スペースについて確認することが必要である。

<客室出入口の開き戸（廊下側）の例>

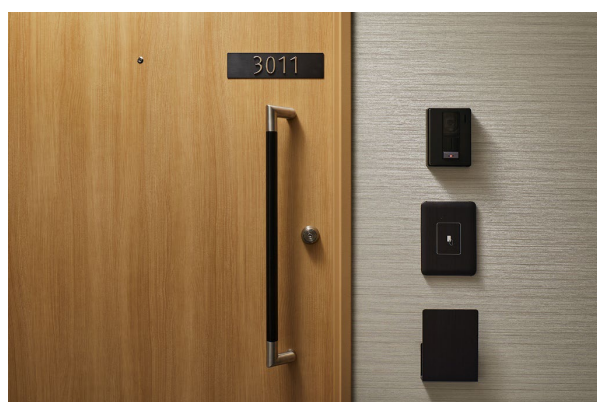
戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。



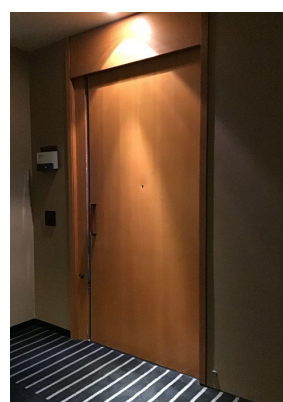
<客室出入口の開き戸（客室側）の例>



<設計例>



・棒状の取っ手が設けられた開き戸形式の客室出入口



・引き戸形式の客室出入口



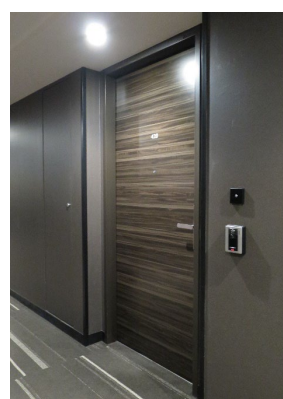
・車椅子使用者の見やすさに配慮した高さに設けられたアイスコープ、避難情報及び避難経路の表示



サムターン錠



・棒状の取っ手が設けられた開き戸形式の客室出入口及び、戸先のサムターン錠とは逆側に設けられたプッシュボタン方式のドア開錠スイッチ



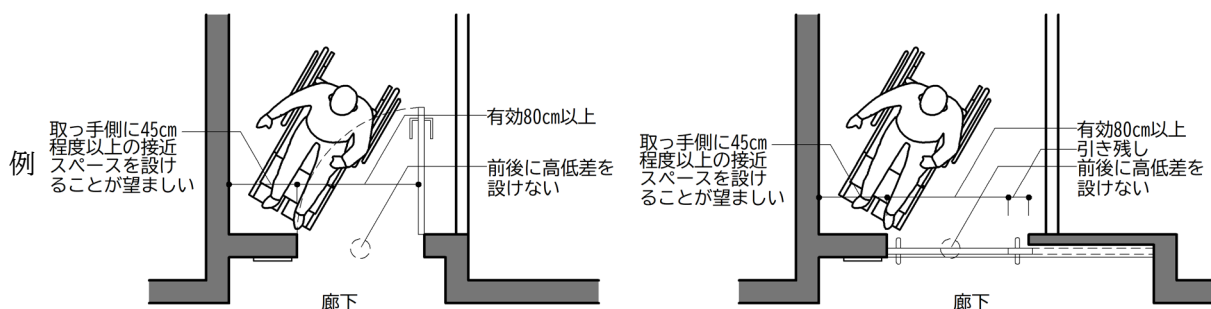
・客室出入口に設けられたカメラ付きインターホン（左）。室内のモニター（右）は床から100cmの高さに設けられている。

11.2.3.3 空間の確保

- ・ 出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・ 客室出入口の戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保する。
- ・ 車椅子使用者の戸の開閉のため、客室出入口の戸が内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に、袖壁の幅45cm程度以上の接近スペースを設ける。
- ・ 客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の出入口（有効幅員80cm以上）に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。
- ・ 客室内には、車椅子使用者が360° 回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は車椅子使用者が180° 転回（方向転換）できるよう、140cm以上×140cm以上のスペースを、1以上設ける。（家具等の下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・ ベッドの移動等、客室のレイアウトの変更による対応でもよい。
- ・ 車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッド側面のスペースの有効幅員は、80cm以上とする。（ベッド、テーブルや椅子等の移動によって確保されるスペースも、有効幅員とするが、この場合は施設管理者側の移動作業が増大することに留意する必要がある。）
- ・ 客室の床には、原則として段差を設けない。客室の一部に和室や畳の小上がりスペース等を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等（段差）を40～45cm程度（車椅子の座面の高さと同程度）とする。
- ・ 壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮する。

<内開き戸の例>

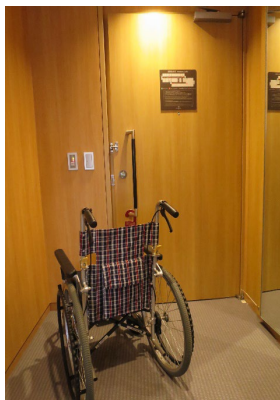
<引き戸の例>



11.2.3.4 仕上げ等

- ・ 客室の床は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・ 車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

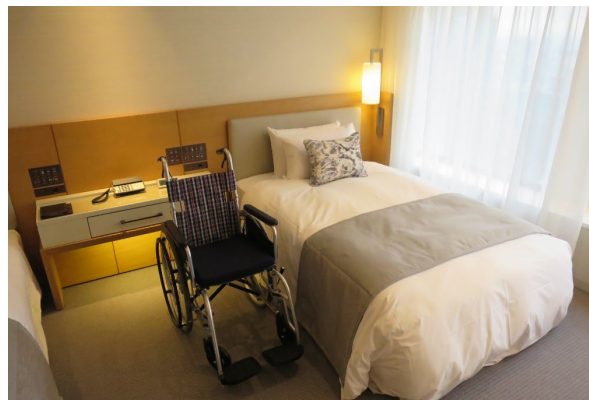
<設計例>



・棒状の取っ手及び、戸の取っ手側の
接近スペースが設けられた、開き戸
形式の客室出入口（室内側）



・戸の取っ手側の接近スペースが設けられた、引き戸形式の客室出入口



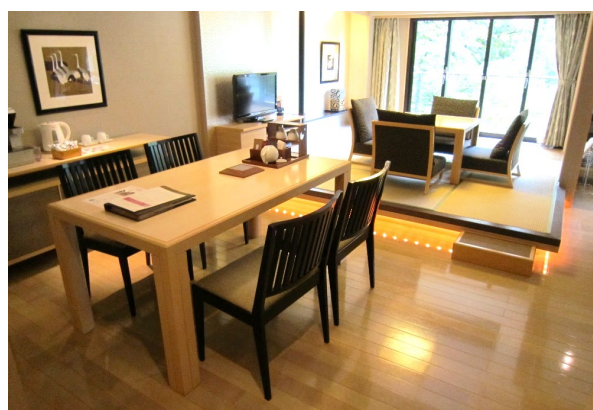
・車椅子使用者がベッドに移乗できるように設けられたベッド側面のスペース



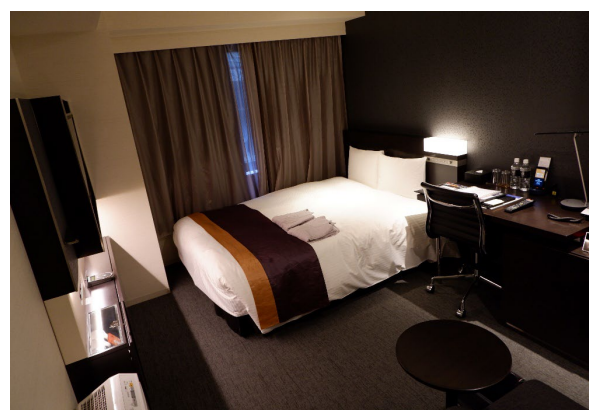
・窓際の椅子・テーブルを移動することで、ベッドへの移乗スペースが容易に確保できるツインルーム



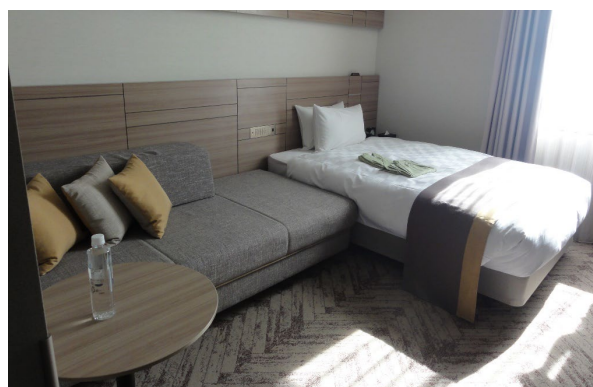
・車椅子使用者が回転できるスペース、ベッドへの移乗スペースを確保したツインルーム



・畳の小上がりを設けた和風ホテルの洋室



・車椅子使用者が回転できるスペース、移乗スペースをベッドの手前に確保したシングルルーム



・車椅子使用者が回転できるスペース、移乗スペースをベッドの手前に確保したシングルルーム（ソファベッド常設で、ツイン利用可能）



・車椅子使用者が回転できるスペース、移乗スペースをベッドの手前に確保したダブルルーム

11.2.3.5 客室内の便所、車椅子使用者用便房

11.2.3.5.1 空間の確保

- ・車椅子使用者用便房の各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は車椅子使用者が180°転回（方向転換）できるよう、140cm以上×140cm以上のスペースを設ける。全体計画や客室タイプ等により、やむを得ず、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は140cm以上×140cm以上のスペースを設けることができない場合には、車椅子使用者が腰掛け便座等に移動しやすいように、幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設ける。
- ・出入口が開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保する。
- ・床には段差を設けない。

11.2.3.5.2 出入口

- ・出入口については、10.2.3.2 出入口を参照。

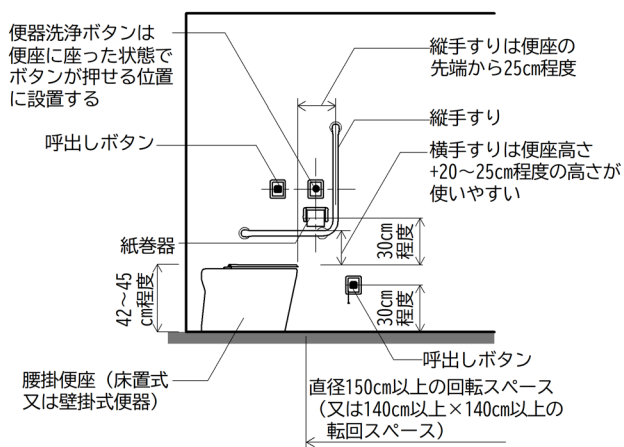
11.2.3.5.3 部品・設備等

- ・便器、手すり、紙巻器、洗浄ボタン等、洗面器、鏡については、10.2.3.4 部品・設備等を参照。

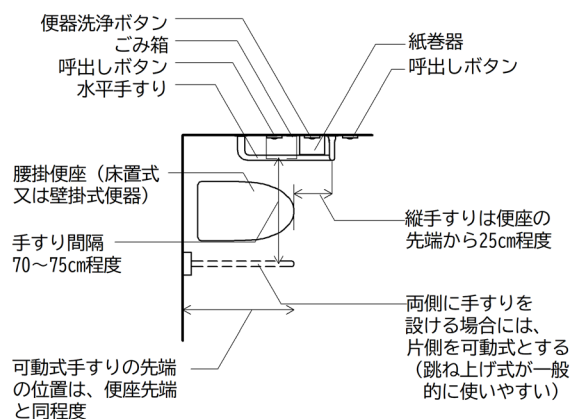
留意点：車椅子使用者用便房の腰掛け便座、手すり等についての事前の情報提供

- ・腰掛け便座や手すりの配置・位置状況について、宿泊施設の情報提供の中で紹介することが望ましい。

<手すり等の配置の例（姿図）>



<手すりやボタンの配置の例（平面図）>



<設計例>



・便所の出入口の引き戸



・便所の出入口の2連引き戸（有効幅員を確保しやすい）



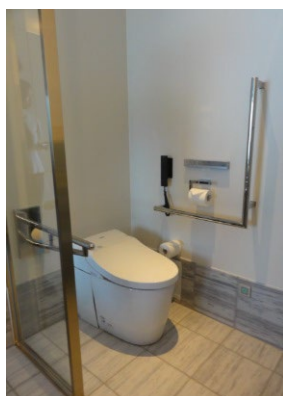
・浴室・洗面所・便房の出入口の引き戸



・浴室・洗面所・便房の出入口の3枚引き違い戸（有効幅員を確保しやすい）



・L型手すりと跳ね上げ式の手すり



・両側手すり



・L型手すりと跳ね上げ式の手すり



・洗面所と一体的に設けられた便所

11.2.3.6 客室内の車椅子使用者用浴室等

11.2.3.6.1 空間の確保

・浴室等の各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は車椅子使用者が180°転回（方向転換）できるよう、140cm以上×140cm以上のスペースを設ける。全体計画や客室タイプ等により、やむを得ず、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は140cm以上×140cm以上のスペースを設けることができない場合には、車椅子使用者が浴槽や入浴用椅子等に移乗しやすいように、幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設ける。

・床には段差を設けない。

留意点：便所・浴室等のスペースと主要な通路等のスペース、有効幅員

・やむを得ず便所・浴室等に幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設ける場合には、出入口前の主要な通路においては、客室の間取りや便所・浴室等の出入り方向（通路からの直進、90°方向転換等）を考慮した上で、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する必要がある。また、車椅子使用者が利用できるスペースがわかる間取り図等の情報提供が望まれる。

・外開き戸を設ける場合には、出入口前の通路や脱衣室の床仕上げを、耐水性のある床材、又は水はけのよい床材にすること等に留意する必要がある。

・独立した浴室等に隣接して脱衣室（兼便所）を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、浴室等に至る経路や脱衣室（兼便所）内に十分なスペース・出入口の有効幅員を確保する必要がある。

11.2.3.6.2 出入口

・開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。

11.2.3.6.3 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・車椅子での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。
- ・一般客室の浴室等と同様の快適性を確保できるよう、内装仕上げ材・部品・設備機器の選定・工夫、色彩・照明計画等に配慮することが望ましい。

留意点：車椅子使用者用浴室、車椅子使用者用シャワー室等のバリエーション

- ・車椅子使用者用浴室には、洗面所・便房と一体として設けるタイプや、洗面所・便房とは別に独立して浴室（浴槽＋洗い場）を設けるタイプ等がある。また車椅子使用者用シャワー室には、洗面所・便房と一体として設けるタイプや、洗面所・便房とは別に独立してシャワー室を設けるタイプ等がある。

留意点：共用の車椅子使用者用浴室までの経路

- ・車椅子使用者用客室から共用の車椅子使用者用浴室等までの経路のうち1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。

11.2.3.6.4 部品・設備等

イ 浴槽

- ・浴槽深さは50cm程度、エプロン高さは45cm程度（車椅子の座面の高さ程度）とする。
- ・車椅子から移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽のエプロン高さと同程度とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

ロ シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・シャワー室・洗い場付き浴室の場合には、シャワーホースの長さは150cm以上とする。
- ・上下2箇所にシャワーヘッド掛けを設ける場合には、低い位置のシャワーヘッドかけは、入浴用椅子等に座った状態で手が届く高さに設ける。
- ・入浴用椅子等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし、高さを調整できるものとする。ことが望ましい。

ハ 手すり

- ・浴槽を設ける場合には、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設ける。
- ・洗い場やシャワー室を設ける場合には、入浴用椅子等に座った状態で手が届く位置に、立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設ける。

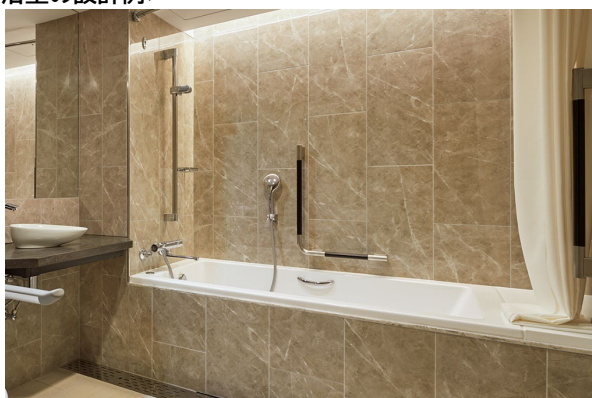
留意点：手すりとシャワーヘッド取り付け用のバーの兼用

- ・一般的なシャワーヘッド取り付け用のバーは、安全性の観点から縦手すりと兼用することができない。
- ・そのため縦手すりとシャワーヘッド取り付け用のバーと兼ねる場合には、縦手すりとしての強度を保つため、予め壁の内部に下地をつくる必要があり、安全性を確認した上でスライドするシャワーフックの金物を設置する必要がある。また運用面では、安全性の観点から手すりとしても兼用可等の表示を行うことが望ましい。

二 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・ 洗いの水栓金具の取り付け高さは、入浴用椅子等から手が届く位置とし、浴槽の水栓金具の取り付け高さは浴槽に座った状態で操作可能な位置とする。
- ・ 水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・ サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・ サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

<浴室の設計例>



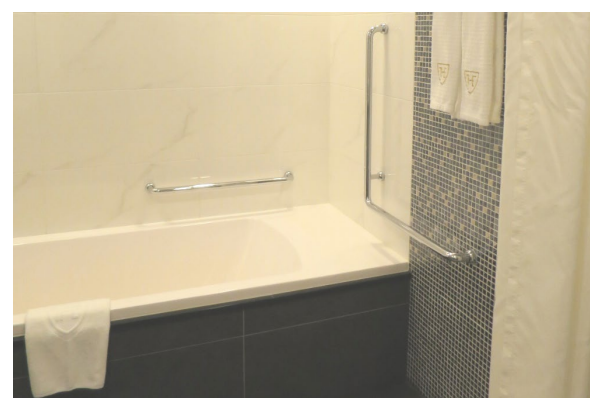
- ・ 移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場なし）



- ・ 浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場なし）



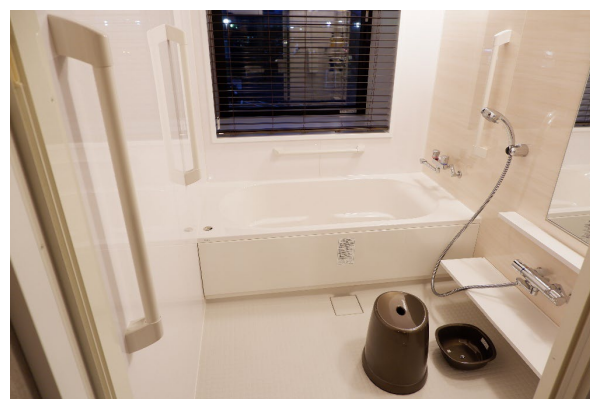
- ・ 移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場あり）



- ・ 移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場あり）



- ・ 移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場あり）



- ・ 移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けた浴槽（洗い場あり）

<シャワーの設計例>



・垂直に取り付けたバーに沿ってスライドし高さを調整できるシャワーヘッド



・折りたたみ椅子を設けたシャワー（英国の例）

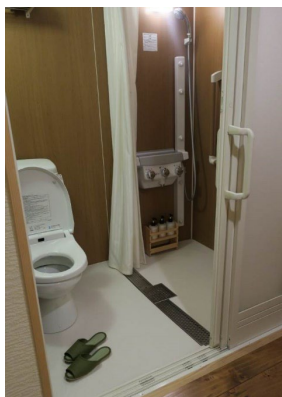
<シャワー室の設計例>



・シャワー室の出入口



・車椅子使用者用便房と一体的に設けられたシャワー室（英国の例）



・一体的に設けられた便所、シャワー室（便所の左側には浴槽がある。引違い戸（前後の高低差なし）により、便所とシャワー室にそれぞれ直接、出入りすることができる。）

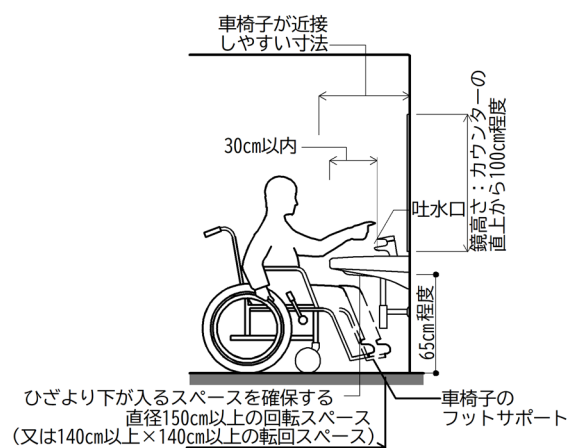
ホ 緊急通報ボタン等

- ・緊急通報ボタン又は非常用を兼ねた浴室内電話機を車椅子使用者等が操作しやすい高さ、位置に設ける。
- ・緊急通報ボタンを押したことが、音声による案内のほか、フラッシュライト等の点灯等により客室内外で視認できることが望ましい。

ハ 洗面器等（便所、洗面脱衣室、客室内に設ける場合を含む。）

- ・洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るよう、洗面器下部のスペースは高さ65cm程度とする。
- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30cm以内とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。

<設計例>



留意点：鏡

- ・傾斜式の鏡は主に車椅子使用者を想定されたものであるが、車椅子使用者の身体状況や座高はさまざまである。客室を利用する全ての人にとって使いやすいものとするために鏡は傾けず、下端をできる限り低くする必要がある。

留意点：洗面器下部のスペース確保にあたって

- ・洗面器は壁掛け式かつ壁排水方式等とする等により、洗面器下部の足元スペースをできるだけ確保することが望ましい。

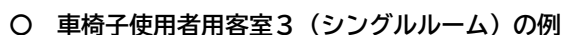
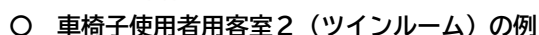
<洗面器の設計例>



- ・幅85cm×奥行き120cmのスペースが確保された洗い場付き浴室に連続して設けられ、車椅子の回転スペースを確保した洗面所兼便所

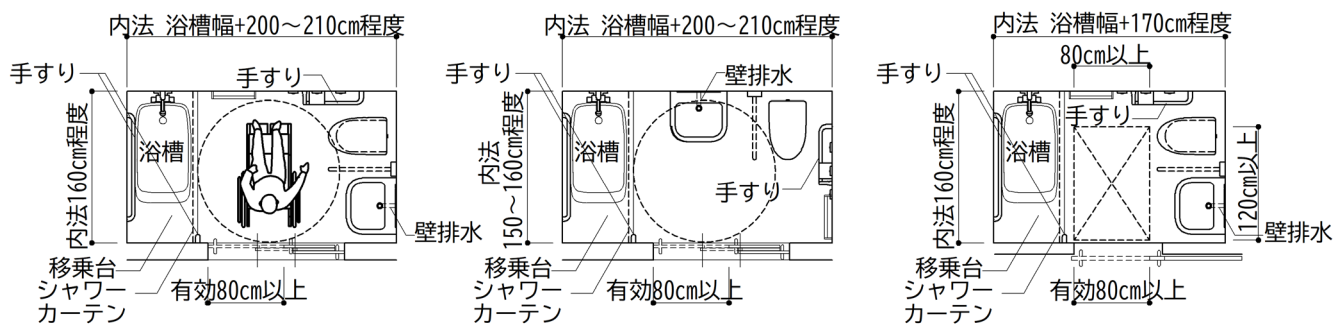
- ・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースが確保された洗面台

○車椅子使用者用客室1（ツインルーム）の例

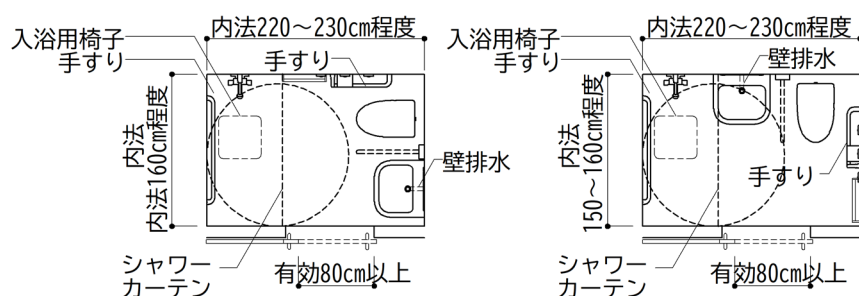


<便所・浴室等のバリエーションの例>

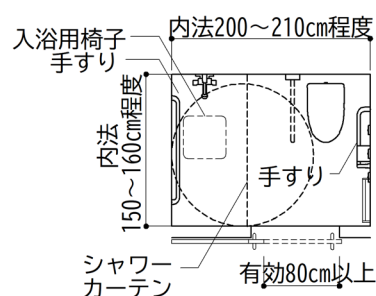
○浴槽・洗面所・便房一体タイプ



○シャワー室・洗面所・便房一体タイプ

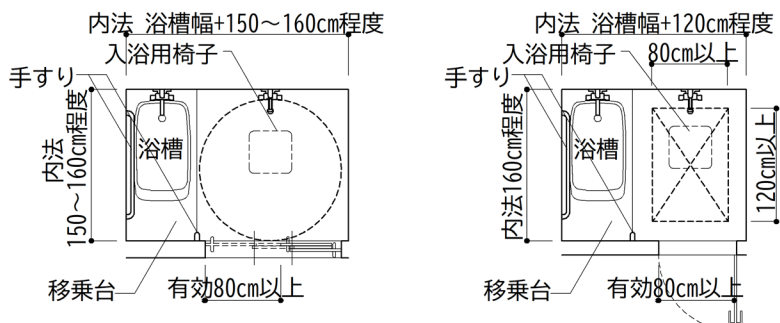


○シャワー室・便房一体タイプ

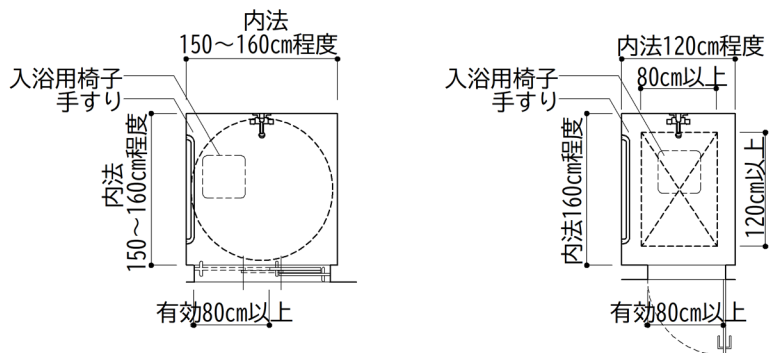


<浴室等のバリエーションの例>

○洗い場付き浴室タイプ

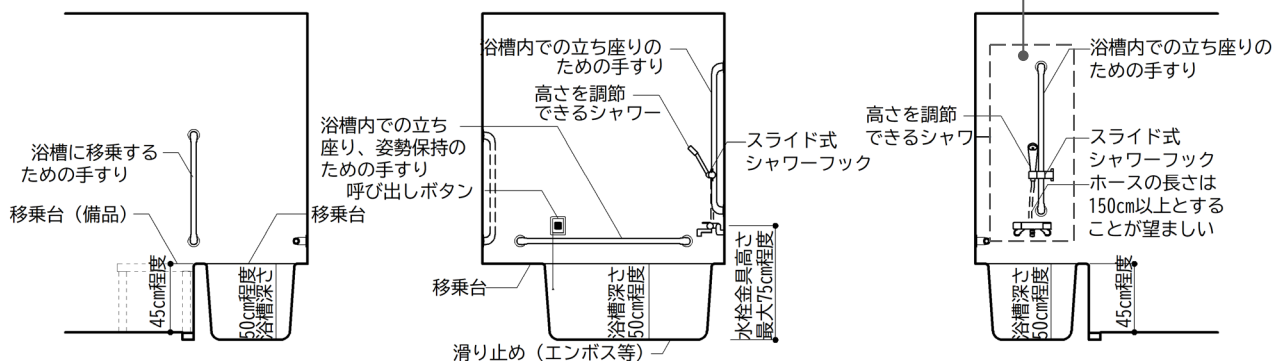


○シャワー室独立タイプ



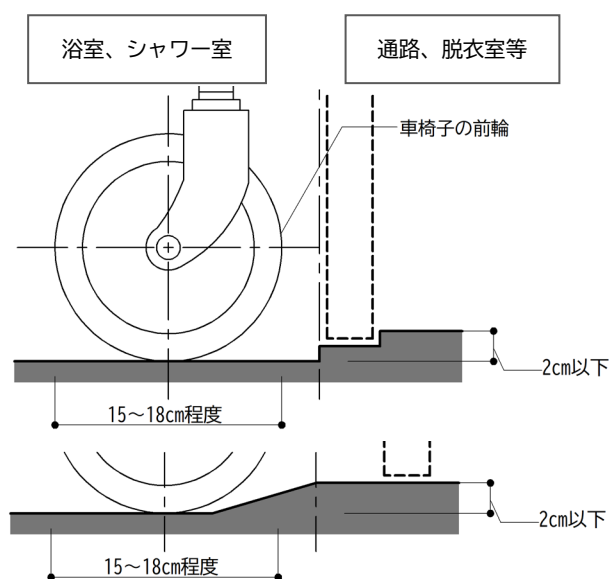
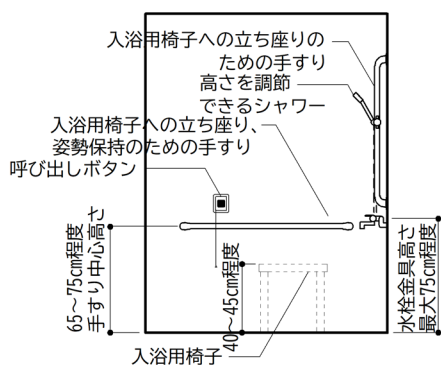
※戸は容易に開閉できる
引き戸も考えられる

洗い場なし・浴槽のみの場合のシャワー、水栓金具の位置を示す



＜浴室等の戸の前後の高低差の解消＞

- ・高低差がある場合、高低差は極力小さくする。(2cm以下)
- ・さらに段鼻の角を落として傾斜とすることが望ましい。(すりつけ、面取りなど)



11.2.3.7 バルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等

- ・車椅子使用者用客室にバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等を設けた場合には、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・バルコニー、テラス等への主要な出入口の戸は、引き戸や引き違い戸等、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造とする。また、その前後に高低差がないものとする。

11.2.3.8 部品・設備等

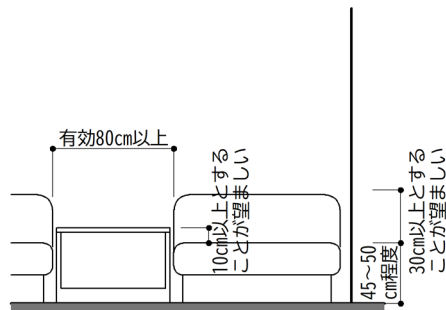
11.2.3.8.1 ベッド

- ・ベッド高さは、マットレス上面で45～50cm程度とする。
- ・室内の回転スペース又は転回（方向転換）スペース及びベッドへの移乗スペース（有効幅員80cm以上）を確保するために客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避ける。
- ・ヘッドボード高さは、マットレス上面より30cm以上することが望ましく、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。

11.2.3.8.2 ベッドサイドキャビネット

- ・客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。
- ・高さは、マットレス上面より10cm程度高くすることが望ましい。
- ・ベッド上から手の届く位置に、緊急通報ボタンを設けることが望ましい。

<ベッド廻りの例>



<設計例>



・フロントを呼び出すことが可能な緊急通報ボタン

11.2.3.8.3 照明

- ・ベッド上で室内の照明を点灯・消灯できるものとする。
- ・リモコンやタブレット等で操作できるものとする。
- ・室内の照明は、間接照明とし、光源が利用者に直接見えないように配慮する。

11.2.3.8.4 インターホン（室内機）、戸の施錠・解錠装置（カード式含む）、スイッチ、コンセント類

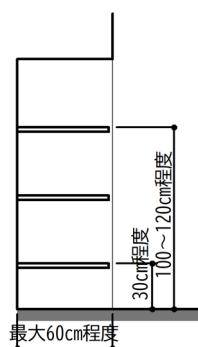
- ・インターホン（室内機）、戸の施錠・解錠装置（カード式含む）、スイッチ、コンセント類は、車椅子使用者の利用に適した位置、高さに設ける。
- ・電動車椅子のバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置に床から40cm程度の高さのコンセントを設ける。
- ・コンセント、スイッチ類については18.5 コンセント・スイッチ類の設計標準を参照。

11.2.3.8.5 収納

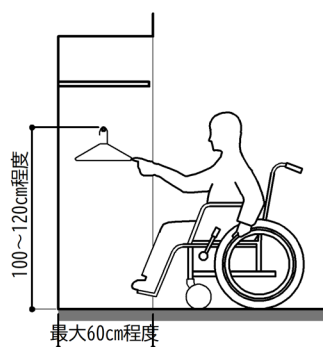
- ・収納は、車椅子使用者の利用に適した位置とする。
- ・棚の高さは、下端：床から30～40cm程度、上端：床から100～120cm程度とする。
- ・ハンガーパイプやフックの高さは、床から100～120cm程度とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・棚やクローゼット等を設ける場合、奥行きは最大60cm程度とする。
- ・収納の形状は、車椅子使用者が容易に接近できるものとする。
- ・戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障害者等が使い易い形状のものとする。

<収納の例>

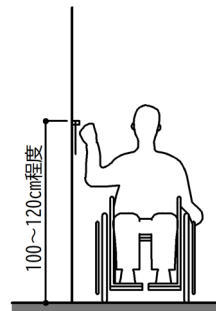
棚



ハンガーパイプ



フック（壁掛け）



<設計例>



- ・金物を2カ所に設置し、床から高さ約120cmにハンガーパイプを移動できる収納



- ・金物を2カ所に設置し、床から高さ約110cmにハンガーパイプを移動できる収納



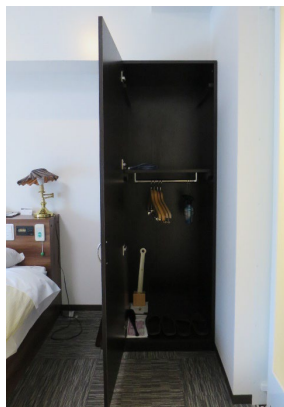
- ・床から約120cmの高さに設けられたフック



- ・付属のハンドルを用いて、低い位置に下げることのできるハンガーパイプ



- ・低い位置にハンガーパイプを設けた収納



- ・ハンガーパイプを床から高さ約120cm・約90cmに移動することができる枕棚を設けた収納

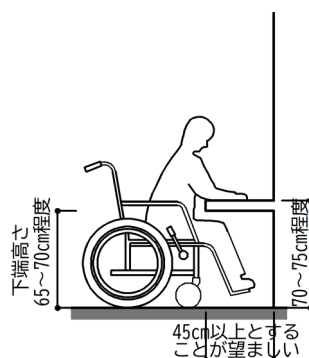


- ・車椅子使用者が接近しやすいよう、下部に40cmのスペースを設けたミニバー

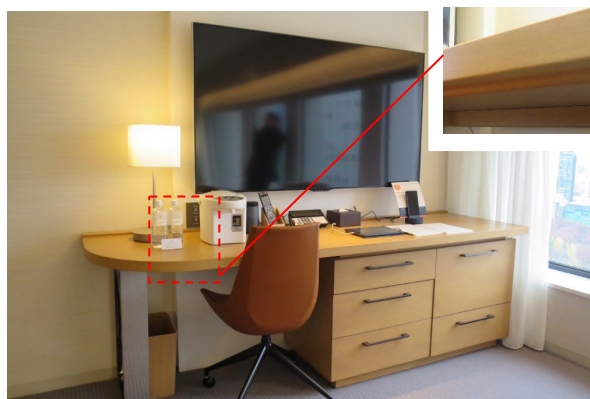
11.2.3.8.6 カウンター、ライティングデスク等

- ・室内にカウンター・ライティングデスクを設ける場合、床からの上端高さは70～75cm程度、下端高さは65～70cm程度とする。
- ・室内にカウンター・ライティングデスクを設ける場合、奥行きは45cm以上とすることが望ましい。

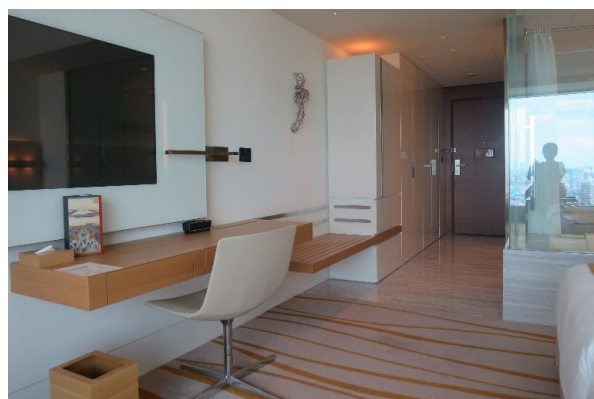
<カウンターの例>



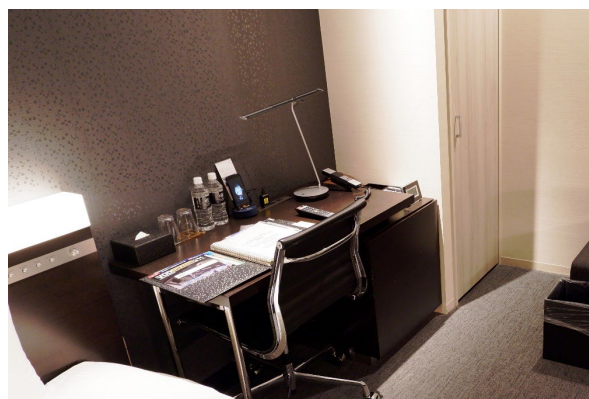
<設計例>



- ・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保し、掴みやすいよう、天板裏や引き出しの取っ手の形状を工夫したライティングデスク



- ・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保したライティングデスク、荷物置場



- ・利用しやすいように、ミニバー（冷蔵庫）を近くに設けたライティングデスク

11.3 一般客室の設計標準

11.3.1 標準的な整備内容

11.3.1.1 出入口

- ・有効幅員は、80cm以上とする。
- ・戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・客室出入口が開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。
- ・非接触型カード錠のカードリーダは、床から100～120cm程度の高さに設けることが望ましい。
- ・錠（電気錠を含む）は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設ける。

11.3.1.2 空間の確保

- ・客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、車椅子使用者の利用に支障のない、必要な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の出入口（有効幅員75cm以上）に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。
- ・客室内には、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース又は車椅子使用者が180°転回（方向転換）できるよう、140cm以上×140cm以上のスペースを、1以上設けることが望ましい。家具等の下部に車椅子のフットサポートが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。ベッドの移動等、客室のレイアウトの変更による対応でもよい。
- ・車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッド側面のスペースの有効幅員は、80cm以上とする。（ベッド、テーブルや椅子等の移動によって確保されるスペースも、有効幅員とするが、この場合は施設管理者側の移動作業が増大することに留意する必要がある。）
- ・客室の床には、原則として段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路（据え置き型スロープの設置を含む）等により段差を解消する。
- ・壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮することが望ましい。

11.3.1.3 便所、便房

- ・出入口の有効幅員は、原則として75cm以上とする。
- ・車椅子使用者が腰掛便座等に移乗しやすいように、幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設けることが望ましい。
- ・便所、便房の出入口の戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

<設計例>
・便房の縦手すり



11.3.1.4 浴室又はシャワー室

11.3.1.4.1 浴室等の出入口の有効幅員

- ・出入口の有効幅員は、改修等で対応が困難な場合を除き、原則として75cm以上とする。
- ・車椅子使用者が浴槽や入浴用椅子等に移乗しやすいように、洗い場やシャワー室には幅80cm以上×奥行き120cm以上のスペースを設けることが望ましい。

11.3.1.4.2 浴室等の出入口の戸の形式

- ・戸は、その前後に高低差（浴室内側の防水上必要な高低差（立ち上がり高さ）を除く。）がないものとする。

11.3.1.4.3 部品・設備等

イ 共通事項

- ・浴室等には、浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

ロ 浴槽

- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

ハ シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・入浴用椅子等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし、高さを調整できるものとするのが望ましい。
- ・上下2箇所にシャワーヘッド掛けを設ける場合には、低い位置のシャワーヘッドかけは、入浴用椅子等に座った状態で手が届く高さに設ける。

ニ 手すり

- ・浴槽を設ける場合には、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けることが望ましい。
- ・洗い場やシャワー室を設ける場合には、入浴用椅子等に座った状態で手が届く位置に立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けることが望ましい。

ホ 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

ヘ 洗面器等（脱衣場に設ける場合を含む。）

- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。

11.3.1.4.4 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

<設計例>



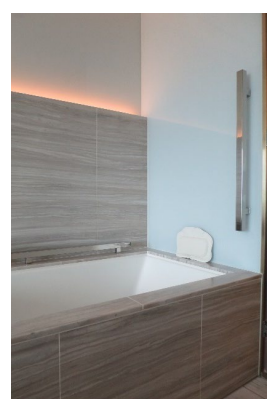
- ・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保した洗面台



- ・引き手を彫り込み形式とし、約75cmの有効幅員を確保した便房・浴室等の出入口



- ・移乗台、手すりを設けた浴槽



- ・手すりを設けた浴槽

11.3.1.5 部品・設備等

11.3.1.5.1 コンセント、スイッチ類

- ・コンセント、スイッチ類については18.5 コンセント・スイッチ類の設計標準を参照。

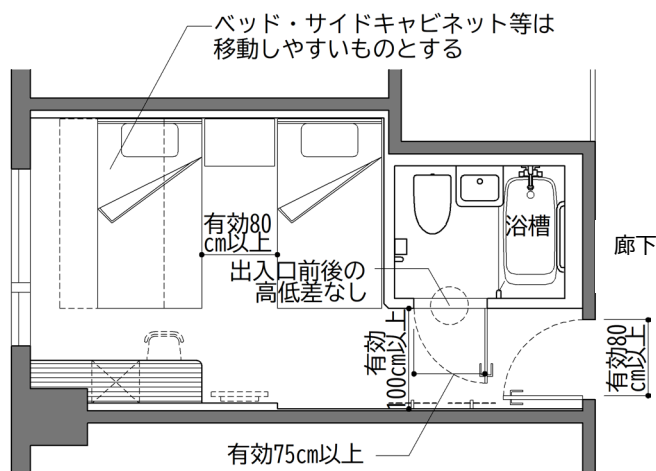
留意点：スイッチ類（車椅子使用者用客室も共通）

- ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、使用しないことが望ましい。

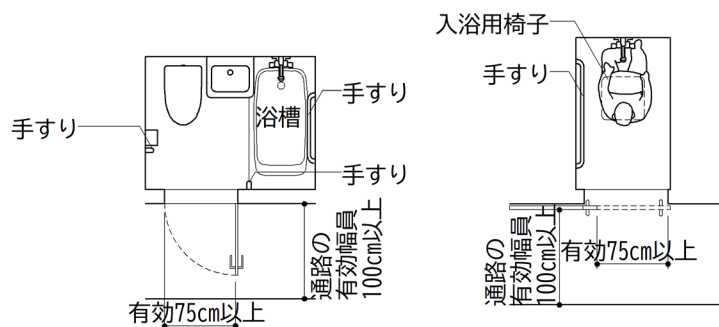
11.3.1.6 その他

- ・上記以外の一般客室における設計標準は、11.2 車椅子使用者用客室の設計標準を参考とすることが望ましい。

<一般客室（ツインルーム）の例>



<浴室等の例>



11.4 客室に共通する設計標準

11.4.1 標準的な整備内容

11.4.1.1 出入口

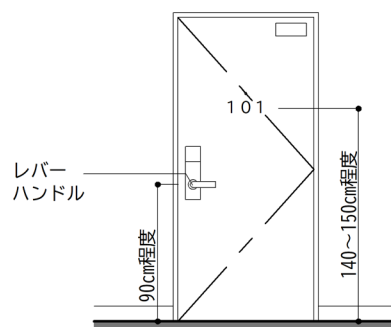
11.4.1.1.1 客室の鍵

- ・視覚障害者等に配慮し、客室の鍵は、わかりやすく操作しやすいものとする。

留意点：カードキー等

- ・高齢者や視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかる等の工夫することが望ましい。
- ・客室の電源とカードキーの挿込みとが連動している場合、電動車椅子の充電等に配慮し、予備キーを貸し出す等の準備をしておくことが望ましい。

<客室出入口の戸の例>



11.4.1.2 部品・設備等

11.4.1.2.1 字幕表示が可能なテレビ

- ・聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとし、字幕表示が可能なりモコンを客室に備える。

<字幕放送のイメージ>



<テレビリモコンの字幕ボタンの例>



11.4.1.3 案内表示

- ・客室の出入口の戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名や室番号をわかりやすく表示する。
- ・室名表示については、7.案内表示を参照。

11.4.1.4 情報伝達設備

- ・以下のいずれかにより聴覚障害者への情報伝達に配慮する。

イ 室内信号装置※の貸し出し（第3章 3.2.3.6 客室内の情報伝達設備の貸出し備品例を参照。）

※ドアロック、ドアベルやインターホン、電話の着信、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光の点滅（フラッシュライト）や振動等により、視覚情報や体感情報として伝える装置

ロ ドアロック音や非常時の情報等を受信し、光の点滅（フラッシュライト）や振動により伝達する設備を設置した客室の整備（17.2.1.2 光や振動による情報伝達設備を参照。）

12. 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室・楽屋

12.1 計画・設計の考え方

- ・ホテル又は旅館、公衆浴場では、高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に入浴の機会を享受するための配慮が求められている。
- ・また劇場、競技場等の楽屋や更衣室（シャワー室を含む。）では、高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に演じる機会やスポーツの機会を享受できる配慮が求められている。
- ・そのためホテル又は旅館の浴室・シャワー室、公衆浴場、劇場・競技場の浴室等には、車椅子使用者用浴室等と、車椅子使用者の円滑な利用に配慮した脱衣室・更衣室・楽屋を設ける。
- ・浴室・シャワー室は、利用者の転倒等の事故の危険の大きな場所であり、安全性の確保に配慮する。

12.2 車椅子使用者用浴室等の設計標準

12.2.1 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

- ・多数の者が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。
 - イ 次に掲げる車椅子使用者用浴室等とする。
 - ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。
 - ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
 - ロ 出入口は、次に掲げるものとする。
 - ・有効幅員は、80cm以上とする。
 - ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

12.2.2 標準的な整備内容

12.2.2.1 設置数、配置

- ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物では、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、車椅子使用者も利用できる個室タイプの浴室（以下「貸し切り浴室」という。）を1以上設けることが望ましい。
- ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物の共同浴室では、共同浴室の一部に、車椅子使用者も利用できる洗い場・浴槽を設けることが望ましい。
- ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等のシャワー室には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車椅子使用者用シャワー室を設けることが望ましい。
- ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等では、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、シャワー室を1以上設けることが望ましい。

12.2.2.2 出入口

- ・出入口については、9. 利用居室の出入口を参照。

12.2.2.3 空間の確保

- ・ 出入口から洗い場・浴槽までの通路及び洗い場には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
- ・ 車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。（設備等の下部に車椅子のフットサポートが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・ 床には段を設けない。

12.2.2.4 仕上げ

- ・ 床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・ 浴室用車椅子等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

12.2.2.5 部品・設備等

12.2.2.5.1 浴槽

- ・ 浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げる。
- ・ 浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm（車椅子の座面の高さ）程度とする。
- ・ 浴槽の縁には、車椅子から移乗できる移乗台を設ける。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。

留意点：洗い場と浴槽

- ・ 車椅子の座面と同じ高さの洗い場とした場合、洗い場から浴槽に排水が流れ込まないように、浴槽の縁、縁からの水勾配、排水溝の工夫等配慮する。

12.2.2.5.2 シャワー

- ・ シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・ シャワーホースの長さは150cm以上とする。
- ・ 車椅子使用者シャワー室（ブース）にはベンチ等を備える。
- ・ 車椅子使用者シャワー室（ブース）のベンチの高さは、床面から40～45cm程度とする。

留意点：浴室用車椅子

- ・ 浴室用車椅子には、介助用車椅子（車椅子使用者が自ら操作することはできないが、入浴介助のしやすさ等に配慮された車椅子）と、自走式の車椅子（車椅子使用者が自ら操作することのできる車椅子）がある。

12.2.2.5.3 手すり

イ 共通事項

- ・シャワー使用中の体を支えるため、又は立ち座り動作のための手すりを設ける。
- ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他については、18.1 手すりの設計標準を参照。

ロ 車椅子使用者用浴室

- ・出入口から洗い場や浴槽まで誘導するための手すりを設ける。
- ・浴槽への移乗台付近には、出入りのための手すりを設ける。
- ・必要に応じ、洗い場から浴槽の周囲に、手すりを連続して設ける。
- ・貸し切り浴室では、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。

留意点：手すり

- ・浴槽内にも手すりを設けることが望ましい。

12.2.2.5.4 シャワー及び洗い場の水栓金具

- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。
- ・水栓金具は、動作の障害にならない位置に設ける。
- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車椅子等に座った状態で手が届く位置とする。

12.2.2.5.5 緊急通報ボタン等

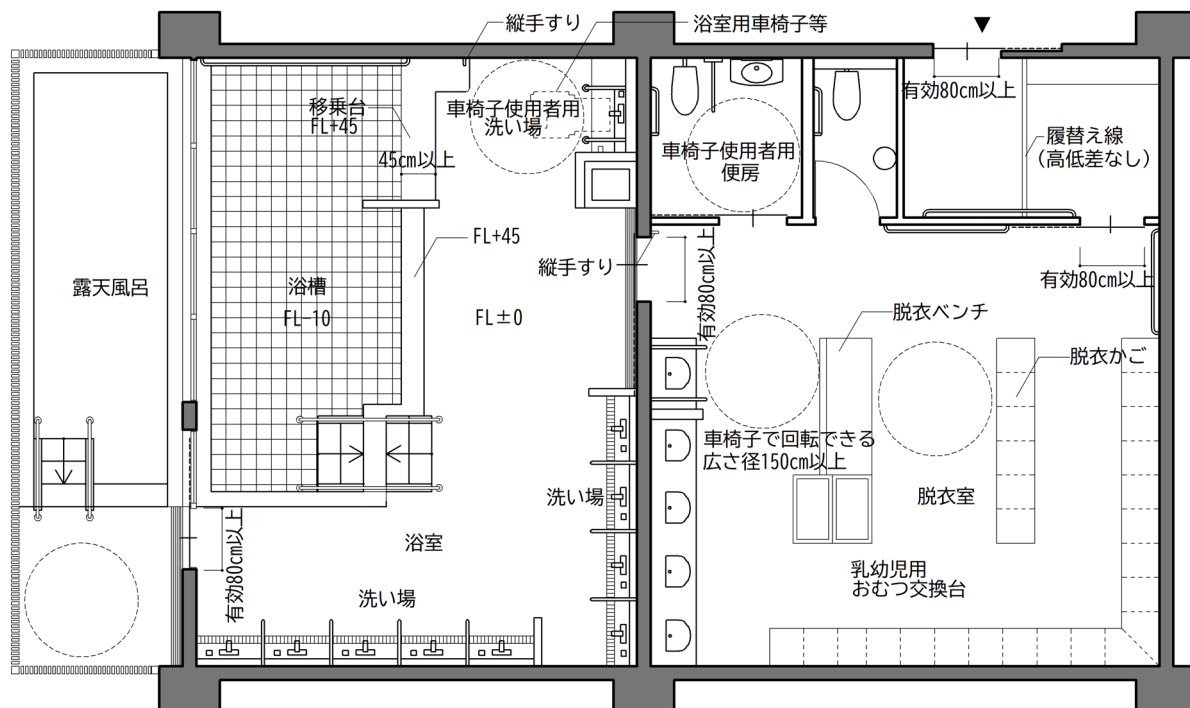
- ・緊急通報ボタンを適切な位置に設ける。
- ・緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設けることが望ましい。
- ・緊急通報ボタンは、ループやひもをつけたものとすることが望ましい。

Figure 1 consists of two diagrams illustrating the layout and dimensions of a shower and dressing room.

The top diagram is a plan view showing the layout of the room. It includes a bathtub (浴槽), a sink (洗面器置台), a shower area (洗い場), and a dressing room (脱衣室). The dressing room contains a bench (脱衣ベンチ) and a changing cabinet (脱衣かご). Dimensions are indicated: a circular area of 150cm diameter for wheelchair rotation, a minimum 80cm clear height, and a minimum 45cm clear width. The side view (bottom) shows the vertical dimensions: a minimum 50cm height for the bathtub, a minimum 40-45cm height for the shower area, and a maximum 75cm height for the shower area. It also shows the shower area (洗い場) and the dressing room (脱衣室) with a person in a wheelchair.

155

<車椅子使用者用の洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例>

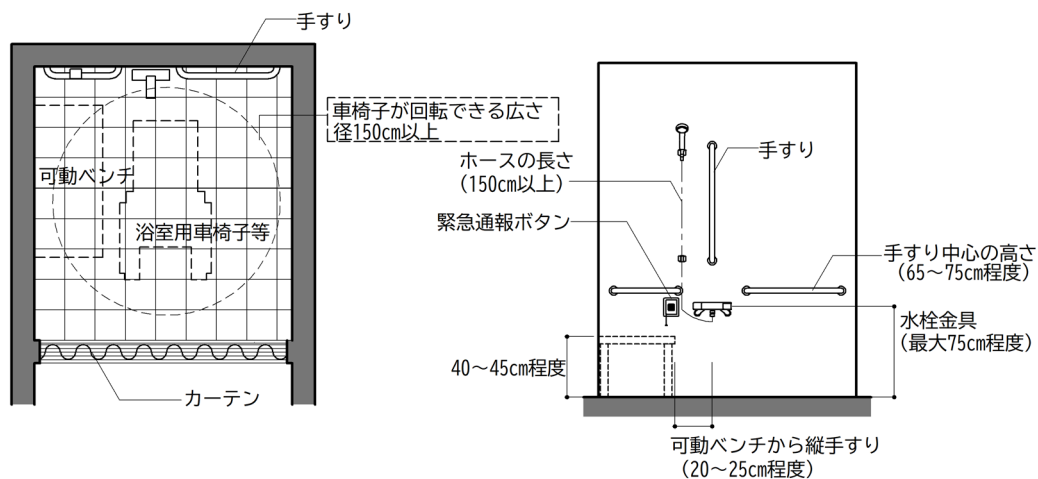


<設計例>

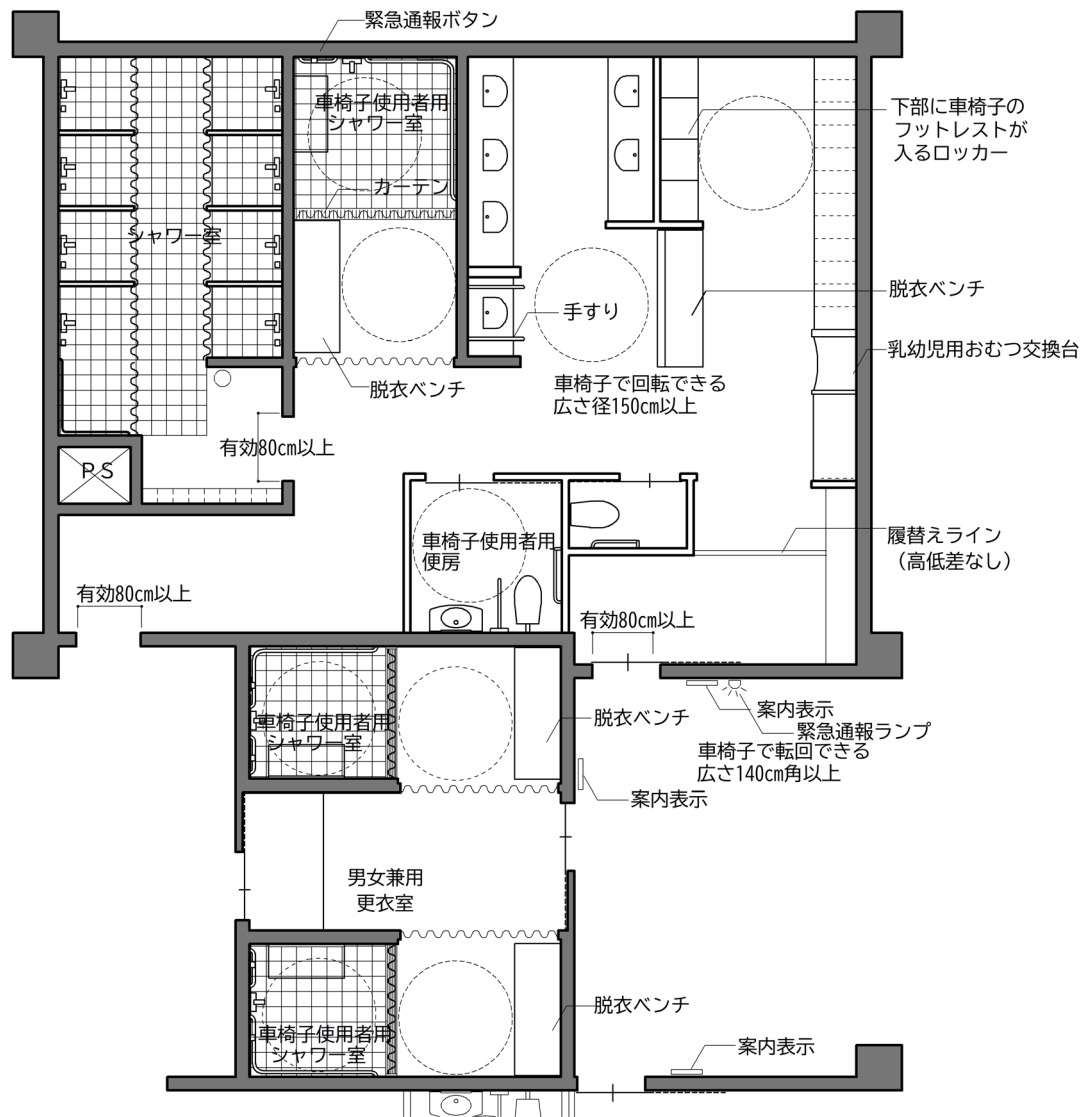


・浴槽まで車椅子でアクセス可能な大浴場
(手すりを整備。入浴は歩行による。)

<車椅子使用者用シャワー室の例>



<シャワー室、更衣室の例>



<設計例>



- ・車椅子使用者用シャワー室に設けられたシャワー、手すり、水栓金具、緊急通報ボタン



- ・改修により設けられた車椅子使用者用シャワー室（シャワーブースの出入口にはカーテンを設置）
- ・シャワー室の出入口手前には傾斜路が設けられている。

12.3 一般の浴室・シャワー室の設計標準

12.3.1 標準的な整備内容

12.3.1.1 出入口

- ・出入口については、9. 利用居室の出入口を参照。

12.3.1.2 空間の確保

- ・床には段を設けない。

12.3.1.3 仕上げ等

12.3.1.3.1 床の仕上げ

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・浴室用車椅子等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

12.3.1.4 部品・設備等

12.3.1.4.1 浴槽

- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げる。

12.3.1.4.2 シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。

12.3.1.4.3 手すり

- ・原則として水平及び垂直に取り付ける。段がある場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。
- ・浴槽に入るための階段付近には、出入りのための手すりを設ける。
- ・その他については、18.1 手すりの設計標準を参照。

12.3.1.4.4 シャワー及び洗い場の水栓金具

- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。

留意点：部品・設備等のわかりやすさ

- ・弱視者（ロービジョン）や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、浴槽、水栓金具、洗面器等の部品・設備等と壁の仕上げ材料は、部品・設備等と壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

留意点：水栓

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字等を併用する等の工夫が望まれる。
- ・洗い場での動作や、とっさの時に、水栓金具で怪我をしないよう取り付け方法、取り付け位置、水栓金具の形状に配慮する。

12.4 脱衣室・更衣室・楽屋の設計標準

12.4.1 標準的な整備内容

12.4.1.1 出入口

- ・出入口については、9. 利用居室の出入口を参照。

12.4.1.2 空間の確保

12.4.1.2.1 共通事項

- ・床には、段を設けない。

<設計例>



・スロープで上がり框の段を解消した脱衣室



・選手用更衣室の出入口（ピクトグラムにより機能が示されている。）



12.4.1.2.2 車椅子使用者用の脱衣・更衣スペース

イ 設置数、位置

- ・不特定多数の利用する脱衣室・更衣室・楽屋のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車椅子使用者が円滑に利用できる脱衣・更衣等のスペースを設けることが望ましい。
- ・異性による介助に配慮し、男女が共用できる脱衣室・更衣室・楽屋内に、車椅子使用者が円滑に利用できる脱衣室・更衣等のスペースを1以上設けることが望ましい。

ロ 空間の確保

- ・車椅子使用者のための脱衣・更衣スペースを設ける場合には、脱衣室・更衣室・楽屋の出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、車椅子で転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・車椅子使用者のための脱衣・更衣スペースには、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車椅子のフットサポートが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）

ハ 収納棚等

- ・車椅子使用者の脱衣・更衣等のスペースの近くに、車椅子使用者用の収納棚やロッカー等を設ける。
- ・収納棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。
- ・ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・収納棚等の奥行きは、60cm程度とする。
- ・収納棚等の形状は、下部に車椅子のフットサポートが入るものとする。

<設計例>



・車椅子使用者の利用に配慮した高さのロッカー、ベンチのある更衣ブース



・ゆとりある広さ、車椅子使用者の利用に配慮した高さのロッカーのある更衣室

12.4.1.3 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。

12.4.1.4 車椅子使用者用便房

- ・脱衣室・更衣室・楽屋に車椅子使用者用の脱衣・更衣スペース等を設ける場合には、脱衣室・更衣室・楽屋内、又は脱衣室・更衣室・楽屋の近くに、1以上の車椅子使用者用便房を設ける。
- ・車椅子使用者用便房については、10.2 車椅子使用者用便房の設計標準を参照。

12.4.1.5 部品・設備等

12.4.1.5.1 手すり

- ・手すりを設ける場合には、水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他については、18.1 手すりの設計標準を参照。

12.4.1.5.2 脱衣のためのベンチ等

- ・高齢者、障害者等が着替えの際に横になる場合もあるため、1以上の脱衣のためのベンチを設ける。
- ・利用者の状況に対応し介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。
- ・脱衣のためのベンチ座面の高さは床から40～45cm程度、幅は180cm程度以上、奥行き60cm程度以上とする。
- ・脱衣のためのベンチ表面の仕上げはクッション材付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとする。
- ・脱衣のためのベンチには、上体が寄り掛かることのできるヘッドボードのあるものとすることが望ましい。

留意点：ベンチのわかりやすさ

- ・弱視者（ロービジョン）や色覚多様性のある人の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、脱衣のためのベンチと壁・床の仕上げ材料は、ベンチと壁・床の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

留意点：収納、ロッカー

- ・視覚障害者が、鍵のある収納やロッカーを使用する際には、脱衣室・更衣室に同行し、鍵の位置、使い方等について、実際に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・更衣室の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知をしやすいように、点字表示等を行うことが望ましい。

12.4.1.5.3 洗面器、鏡

イ 共通事項

- ・洗面器の水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・複数の洗面器を設ける場合、1以上の洗面器は車椅子使用者の利用に配慮したものとする。
- ・楽屋等の化粧台については、18.3 カウンター・記載台・作業台・事務机等の設計標準を参照。

ロ 車椅子使用者の利用に配慮した洗面器

- ・洗面器の下部には車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・洗面器の吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30cm程度）とする。
- ・鏡は、洗面器の上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとすることが望ましい。

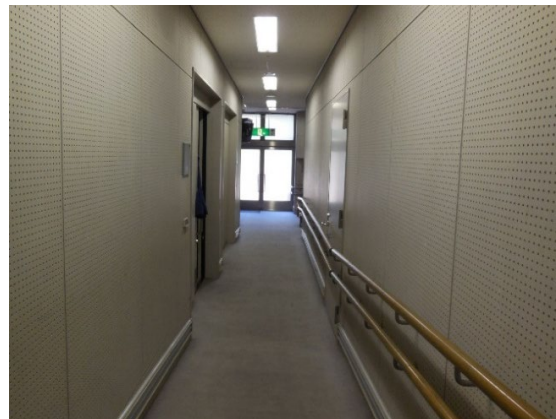
12.4.1.5.4 乳幼児連れ利用者への配慮

- ・乳幼児用おむつ交換台を設ける場合には、他の利用者から見えにくい位置に設置する、またはパーティションを設置する等によりプライバシーの確保に配慮する。
- ・乳幼児用おむつ交換台については、10.4.1.4.1 乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台を参照。

12.4.1.6 その他

- ・道等と車椅子使用者用駐車施設から競技場等のシャワー室・更衣室、劇場等の楽屋等に至る経路は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮したものとする。

<設計例>



・通用口から楽屋、舞台裏につながる傾斜路

13. 劇場、競技場等の客席

13.1 計画・設計の考え方

- ・劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂等の客席を持つ建築物では、高齢者、障害者等が他の利用者と同様に観劇・観覧を楽しむための配慮が求められている。
- ・まず、総客席数に応じた数の車椅子使用者用客席を設ける。
- ・車椅子使用者にとっては、スポーツ観戦やコンサート等において前列の観客が立っている状況でも視界が遮られないこと、価格帯等により多様な客席の選択肢を設けられていること、車椅子使用者用客席の横に同伴者用の客席またはスペースを設けられていることが、重要である。なお、確認申請書（第4面）において、サイトライン、分散配置、同伴者席の検証の結果等を記載する必要があるため、注意が必要である。
- ・視覚障害者や聴覚障害者が上演内容や競技状況等の情報を適切に得られるようにすること、発達障害者など多様な利用者が気兼ねなく観劇・観覧できるスペースを確保すること等、施設の用途や規模も考慮した上で、誰もが公平に観劇・観覧できるよう配慮する。

13.2 車椅子使用者用客席の設計標準

13.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

13.2.1.1 車椅子使用者用客席

- ・客席に設ける座席の数が400以下の場合は2以上、客席に設ける座席の数が400を超える場合は当該座席の数の1/200（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用客席を設ける。
- ・車椅子使用者用客席の構造は、次に掲げるものとする。
 - ・幅は90cm以上とする。
 - ・奥行きは135cm以上とする。
 - ・床は平らとする。

13.2.1.2 車椅子使用者用経路

- ・客席の出入口と車椅子使用者用客席との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）のうち1以上は、移動等円滑化経路に相当する整備内容を満たすものとする。

13.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

13.2.2.1 車椅子使用者用客席

- ・客席総数が200以下の場合は当該客席の総数の2/100以上、客席総数が200を超え2,000以下の場合は当該客席の総数の1/100+2以上、客席の総数が2,000を超えるときは当該客席の総数の75/10,000+7以上の車椅子使用者用客席を設ける。
- ・車椅子使用者用客席の構造は、次に掲げるものとする。
 - ・幅は90cm以上とする。
 - ・奥行きは135cm以上とする。
 - ・床は平らとする。
 - ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とする。
 - ・同伴者用の客席（スペース）を当該車椅子使用者用客席に隣接して設ける。
- ・車椅子使用者用客席は、劇場等の客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設ける。

13.2.2.2 車椅子使用者用経路

- ・車椅子使用者用経路は、移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容を満たすものとする。

13.2.3 標準的な整備内容

13.2.3.1 位置

- ・車椅子使用者用客席2席以上を一つの単位として配置する。
- ・一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が多様な価格帯を選択できるよう、施設の用途や規模・階数構成を踏まえ、車椅子使用者用客席の数が偏ることのないようバランス良く、複数箇所に水平・垂直に分散して設ける。
- ・車椅子使用者は姿勢を変えることが難しいこともあるため、小規模な映画館等で分散して設けることが困難な場合には、スクリーンや舞台の見やすさに配慮した位置に設ける。
- ・非常時の円滑な避難を考慮し、客席の出入口から著しく遠い位置には設けない。
- ・地上階以外に設ける場合には、エレベーターに容易に到達できる位置とする。

留意点：車椅子使用者用客席の配置の考え方

- ・車椅子使用者用客席を分散して配置する際の考え方としては以下が挙げられ、これらを組み合わせて分散配置を行うことが有効である。
 - ・チケットの価格帯、客席の種別ごとに分散して設ける。
 - ・水平に分散して設ける…同一階において舞台等を見る方向や距離の異なる位置に分散して設ける。（例：最前列・中通路沿い・最後列、舞台等に対して右・左、ホーム側とビジター側）
 - ・垂直に分散して設ける…異なる階に分散して設ける。（例：アリーナ席と1階と2階）
- ・公会堂や集会場の300席程度までの小ホール等では、平土間形式や電動式移動脚席を採用することで客席配置の自由度が増し、車椅子使用者の利用が容易になる。

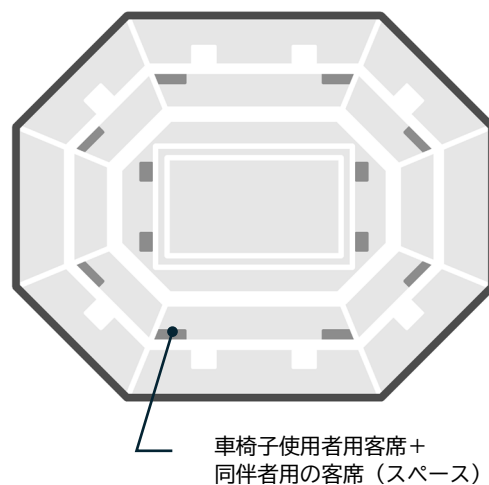
参考：国際パラリンピック委員会（IPC）による車椅子使用者用等の客席数（最低要件）

- ・車椅子使用者用客席数は、一般的イベント時に総客席数の0.5%以上、オリンピック大会時に0.75%以上、パラリンピック大会時に1.0～1.2%以上である。

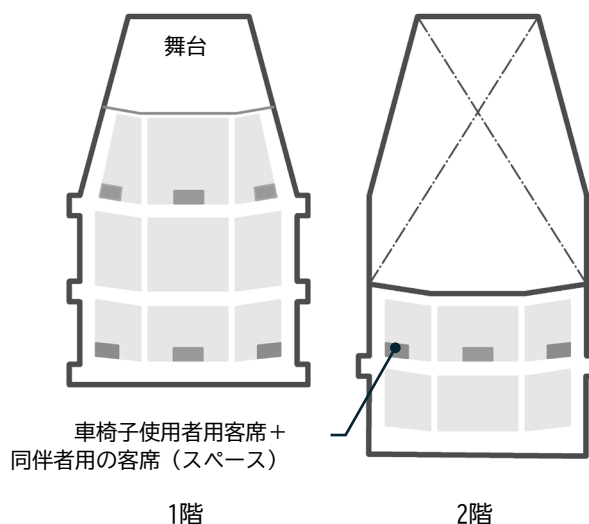
13.2.3.2 空間の確保

- ・通常の車椅子よりも大きなリクライニング式の車椅子等の利用者にも対応するため、移動等円滑化基準に相当する整備より大きな奥行き車椅子使用者用客席を設けることが望ましい。
- ・車椅子使用者用客席が他の客席より高い位置にある場合には、段床の端部に脱輪防止用の立ち上がり設ける。

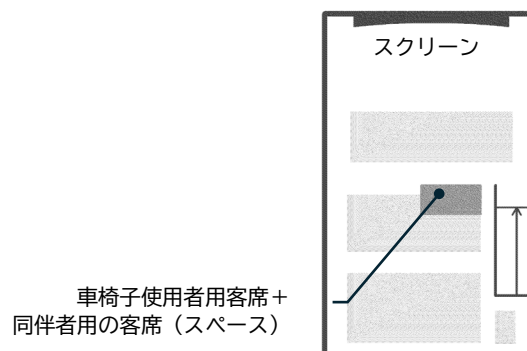
<競技場での分散配置のイメージ>



<劇場等での分散配置のイメージ>



<小規模な映画館の車椅子使用者用客席等の位置のイメージ>



13.2.3.3 サイトライン

- ・車椅子使用者用客席の段床高さは、周辺の客席と同等に（前列の観客の頭上、または頭の間かつ肩越しに）舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討する。
- ・人体寸法や車椅子の寸法・形状が様々であること、車椅子使用者は姿勢を変えたり席を移動したりすることが困難な場合があることを考慮し、車椅子使用者用客席は、前列の観客の頭上から舞台等へのサイトラインを確保できる構造とする。
- ・スポーツやコンサート等のイベント中に観客が立つことが想定される施設の客席では、車椅子使用者用客席の段床高さは、前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討する。
- ・車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法については、「車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法の例」を参照。

13.2.3.4 部品・設備等

13.2.3.4.1 手すり

- ・地方公共団体の建築基準条例や火災予防条例（例：原則、高さは75cm以上とする。ただし広い幅の手すり壁を設ける場合は、この限りでない。）に則りつつ、笠木上部から舞台等へのサイトラインが確保できる高さ・形状とする。
- ・車椅子の大きさ等により車椅子使用者の目線の位置は様々であることを考慮し、格子やガラス等の手すり部分からの見通しの確保に配慮した形状や材質とする。

13.2.3.4.2 コンセント

- ・人工呼吸器や電動車椅子の充電等のため、車椅子使用者用客席のエリアには1以上のコンセントを設置することが望ましい。

13.2.3.5 同伴者用の客席

- ・車椅子使用者用客席と同じ数以上の同伴者用の客席（スペース）を、車椅子使用者用客席の後ろではなく横に隣接して設ける。

参考：同伴者用の客席（固定客席）の位置に関する国際的な水準（2010年版 アクセス可能なデザインのためのADA基準 米国司法省2010年9月）

- ・同伴者用の客席は、隣接する車椅子使用者用客席と肩の位置があうように設置する。車椅子使用者用客席における肩の位置は、車椅子使用者用客席の正面境界から約90cmの位置とする。
- ・同伴者席の床面は車椅子スペースの床面との間に段差を設けないものとする。

- ・地方公共団体の火災予防条例等に則り可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者用の客席は固定席ではなくスペース（＋可動椅子）とする。

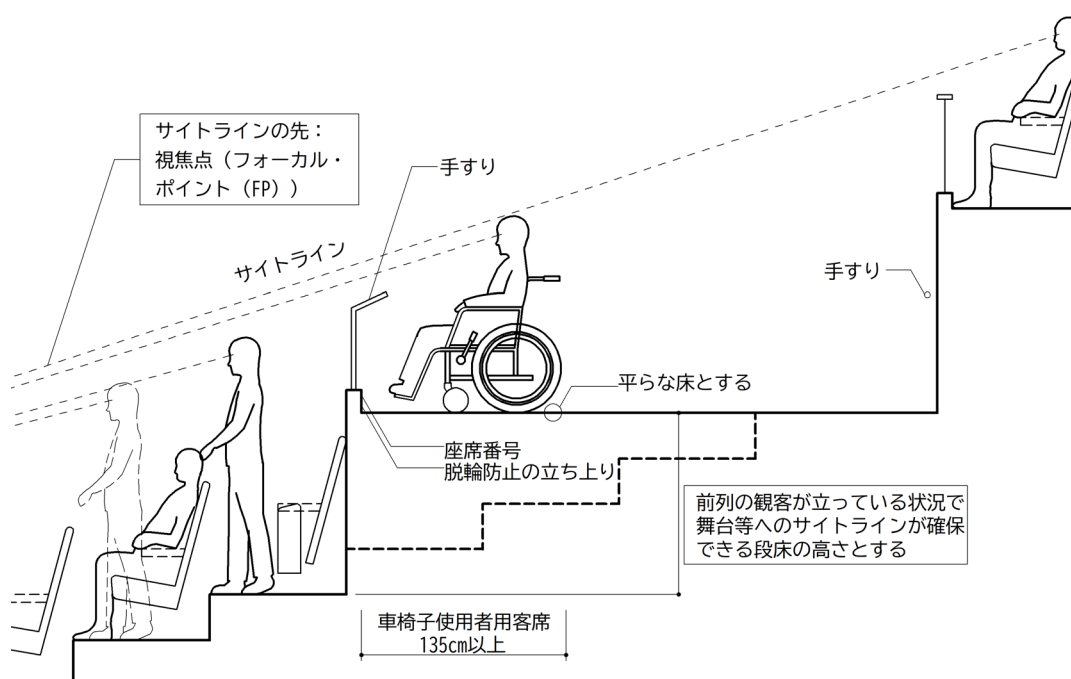
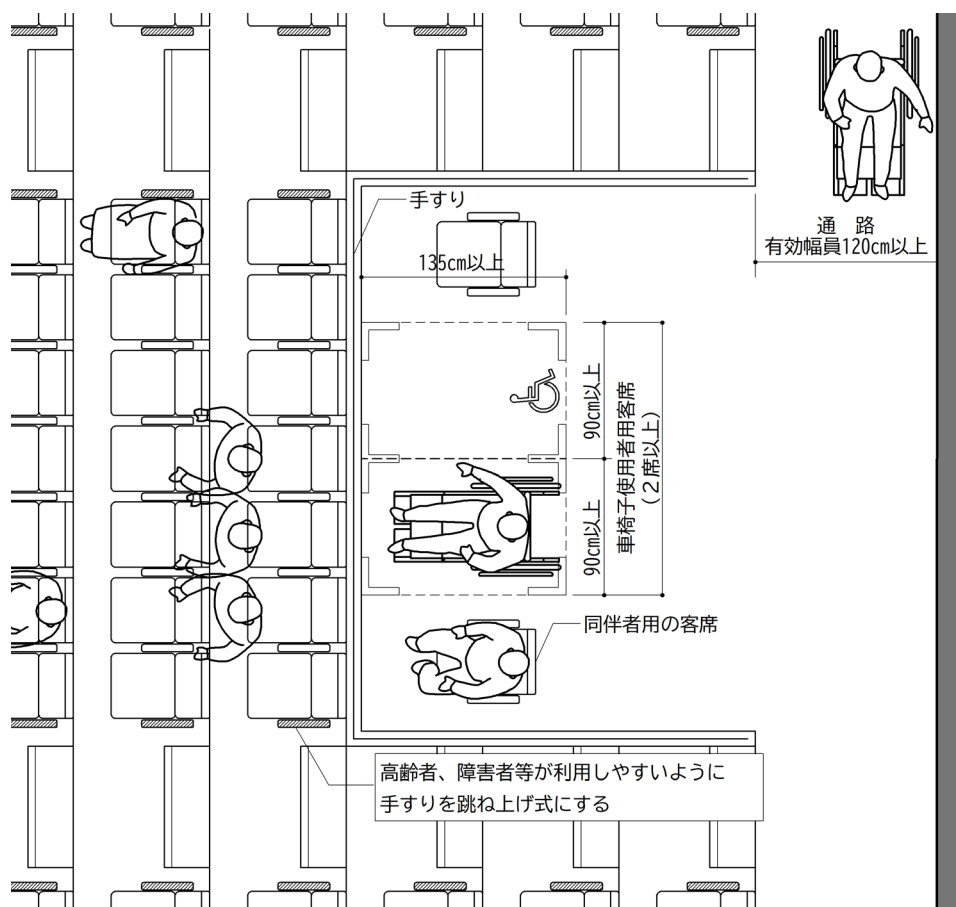
参考：客席の床への固定に係る地方公共団体の条例

- ・可動椅子とすることで、同伴者は車椅子使用者と並んで座ることができ、さらに車椅子使用者が2人以上の場合に並んで利用できるよう椅子を容易に取り去ることも可能となる。一方で劇場等の椅子席については、地方公共団体の火災予防条例において、原則として床への固定を求める規定が設けられていることも多いことに注意する必要がある。
- ・東京都では、車椅子使用者用観覧席に隣接して同伴者用に椅子席を設置することが社会的に望まれており、より柔軟な対応を可能とするため、一定の要件を満たす場合は同伴者用の椅子席を床に固定しないことができる特例基準が定められている。

13.2.3.6 案内表示

- ・車椅子使用者用客席の床、又は手すりや付近の壁等に、車椅子使用者用客席であることを座席番号とともに表示する。

<設計例>



■車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法の例

1. はじめに

- ・サイトライン（可視線）とは、劇場等の客席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点・フォーカルポイント（以下「FP」という。）を見ることのできる視野の限界線のことである。
- ・サイトラインのチェック・検証の方法は複数あり、ここで紹介するC値、断面図、パース（透視図）を用いた手法以外に、サイトラインのチェック・検証のための専用ソフトを活用する方法もある。
- ・チェック・検証の方法は、客席の規模や各手法の特性を踏まえて合理的なものを設計者が選択する。
- ・車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証の条件や結果について建築主・施設管理者等に共有し、その後の円滑な施設運営や興行につなげることも重要である。

2. チェック・検証の条件設定

①FPの設定

- ・車椅子使用者用客席から舞台等へのサイトライン確保のチェック・検証におけるFPIは、周辺の客席と同様に建築主・設計者が設定する。

●一般的なFPの設定の考え方と例

- ・FPの位置・高さは、当該施設で想定される舞台の演目や競技種目と、施設の計画内容に応じて設定されるものである。（建築主や興行を行う団体等から設計条件として示される場合も想定される。）
- ・複数の演目や競技種目が想定される場合や、複数面のコートでの競技の実施が想定される場合には、どの演目・競技種目やコートをFP設定の対象とするか、検討して設定する必要がある。

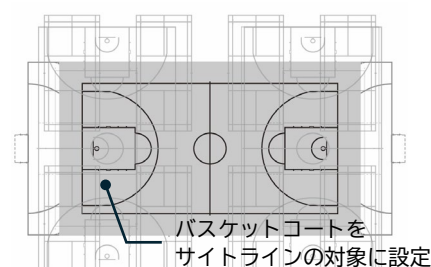
●FPの平面的な位置の実例

- ・陸上競技：トラックの最も外側のレーンの外周のライン、トラックの外側にある走り幅飛びの設備部分
- ・サッカー：タッチライン
- ・バスケットボール：コート外周のライン
※ライン上のFPIは、検証対象者から最短距離にある点とする。
- ・劇場等：舞台の先端の中央、舞台先端から1m後退した位置の中央

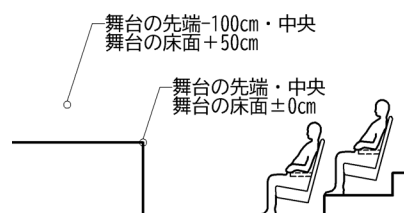
●FPの高さの実例

- ・サッカーや床面にボールや羽根が落下することで得点となる競技（バレーボール・バドミントン等）：床面（床±0cm）
- ・ドリブルの行われる競技（バスケットボール・ハンドボール等）：膝高さや腰高さ（床+60～90cm）
- ・劇場等：舞台の床面±0cm（足元まで）、舞台の床面+50cm（膝上の高さ）

<FP設定の実例（複数コート設置の場合）>



<FP設定の実例（舞台）>



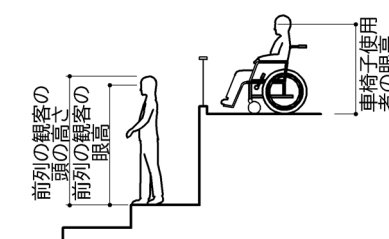
②車椅子使用者の眼高、前列の観客の眼高や頭の高さ・座高の設定

- ・車椅子使用者の眼高は、建築主・設計者が設定する。
- ・前列の観客の眼高や頭の高さは、原則として前列の観客が立っている状況を想定して建築主・設計者が設定する。（映画館や演芸場など、観客が立ち上がることがほぼない施設の場合には、観客が座っている状況を想定して、前列の観客の眼高や座高を設定する。）
- ・前列の観客が立っている場合の眼高や頭の高さは、身長に履物の高さを加算して算出する。

●条件設定のための参考資料

- ・車椅子使用者の眼高は、男性：115cm、女性：105cmとされている。（建築設計資料集成一人間 p. 64/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）
- ・眼高は、身長との相関が高いが、成人の場合、身長から11～12cm減じた値が眼高となるとされている。（出典：建築設計資料集成一人間 p. 14/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）
- ・前列の観客の身長として、スポーツ庁：体力・運動能力調査に示された「年齢別体格測定の結果」のうち、最も大きい値を用いることも考えられる。
- ・履物の高さは、一般に男性用革靴：約3cm、女性用革靴：約5cmとされている。（出典：建築設計資料集成一人間 p. 14/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）

<眼高の設定イメージ>



●車椅子使用者の眼高等の設定の実例

- ・車椅子使用者：眼高…100cm、眼の位置…段床先端から90cm

●前列の観客の身長や眼高等の設定の実例

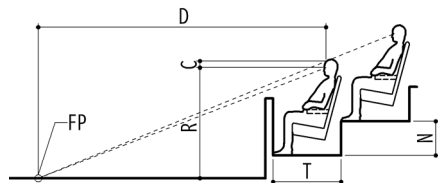
- ・前列の観客（立っている場合）：身長…175cm
- ・前列の観客（座っている場合）：眼高…120cm、眼の位置…段床後方から15cm

3. チェック・検証方法の概要

①C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証方法

・C値（Cバリュー）とは、サイトラインを評価するものであり、観客がFPを視認する時の視線が前列の観客の視点上を通るときの、高さの差を示す可変数である。

・一般的な方程式は右のとおりである。



$$C = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$

- ・ C = C・バリュー値
- ・ D = 座席の観客から FP までの水平距離
- ・ N = 座席のある列の1段ごとの高さ
- ・ R = 座席の観客の目の高さとの間の垂直線上の高さ
- ・ T = 座席のある列の奥行き

・C値（Cバリュー）は、以下を目安に評価される。

C値≧60mm：許容可能な視線、C値≧90mm：良好な視線、C値≧120mm：理想的な視線

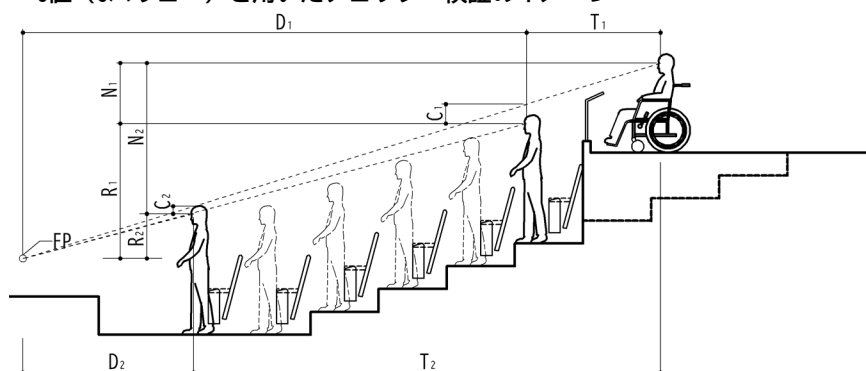
・ACCESSIBILITY GUIDE OCTOBER 2020（IPC）（パラリンピック開催のガイドライン）には、「すべての新しいスタジアムやスタンドでは、C値90mm以上で許容可能な観戦基準が得られる。」と記載されている。

・C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証方法の特徴は、サイトライン確保の状況を定量的に数値化して判断できることである。

<C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証のイメージ>

C₁：直近の客席に対する車椅子使用者用客席のC値

C₂：最前列の客席に対する車椅子使用者用客席のC値

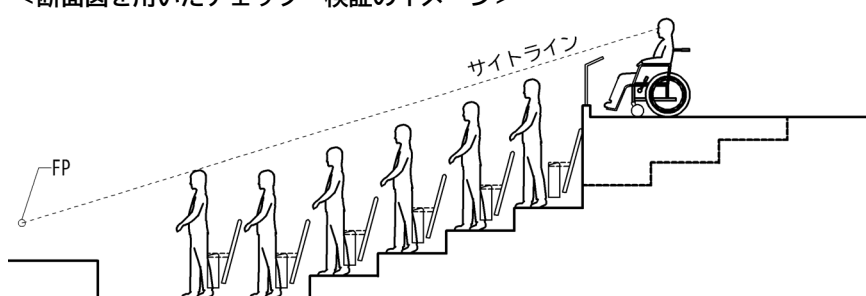


②断面図を用いたチェック・検証方法

・車椅子使用者と前列の観客（立っている状況）の姿を入れ、車椅子使用者用客席とFPを切断位置とする断面図を作成し、車椅子使用者の目の位置から視焦点への線（視線）を引いて、前列の観客の頭の位置・高さとの関係により、車椅子使用者のサイトラインの確保状況をチェック・検証する。

・FPを移動させると視線が移動するため、FPと視線の関係を視覚化しやすいという特徴がある。

<断面図を用いたチェック・検証のイメージ>

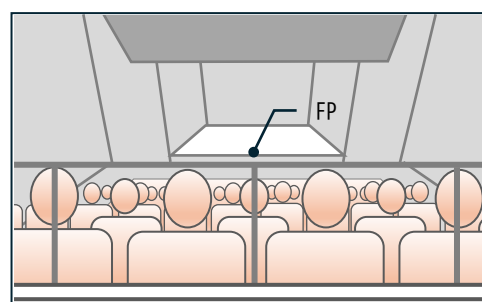


③パース（透視図）を用いたチェック・検証方法

・舞台等と前列の観客（立っている状況）の姿を入れた3DのcadデータやBIMデータを用いて、車椅子使用者用客席からFPを見た状況のパースを作成し、車椅子使用者のサイトラインの確保状況をチェック・検証する。

・客席前面や通路の手すり、客席出入口（ボマトリー）の壁、設備や上階の天井等をパース（透視図）に入れることにより、これらによる視認障害もビジュアル化してチェック・検証することができるとい特徴がある。

<パース（透視図）を用いたチェック・検証のイメージ>



参考：施設整備における要求水準書の例

- ・エディオンピースウイング広島（広島県広島市）においては、デザインビルド方式でのサッカースタジアムの整備にあたり、サイトラインに関する要求水準を以下のように示している。

■サッカースタジアム等整備事業要求水準書 2020（令和2）年10月22日 広島市

（6）バリアフリー計画 ア 車椅子使用者

（前略）

- ・車椅子使用者の視認性に配慮したサイトラインの確保については、日本人の平均身長や履物の高さに配慮するとともに、車椅子使用者の眼高に配慮して計画すること。
- ・車椅子使用者の座席は、前列の人が立ち上がってもピッチが見える計画とすること。

（後略）

（7）スタンド ア サイトライン

- ・サッカー開催時に全ての観客席からピッチ全てを見ることができるよう、各観客席からC値60mm以上を確保してサイトラインを構成すること。
- ・各観客席からの視線には、通路手すり等の障害物による見切れが生じない計画とすること。

出典：https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/126035.pdf

<設計例>

- ・改修前は図2の通り、車椅子使用者対応客席からのサイトラインの確保が困難であった。
- ・Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに示す会場の座席の基準を満たすため、前の座席の観客が立ち上がった状態でサイトラインが確保できるよう、改修後は図3の通り、車椅子使用者対応客席を3段分張り出させることで、サイトラインを確保した。

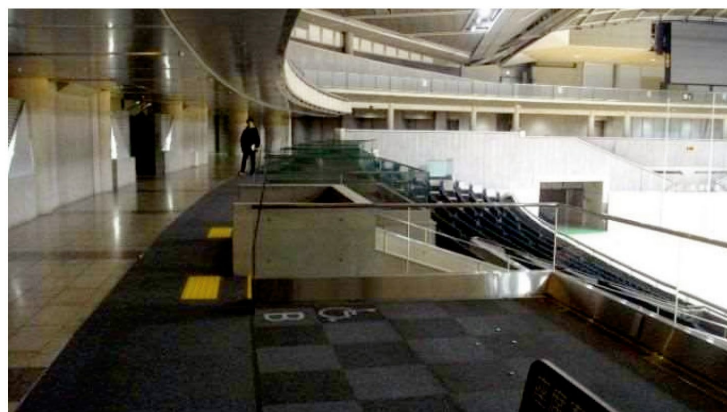
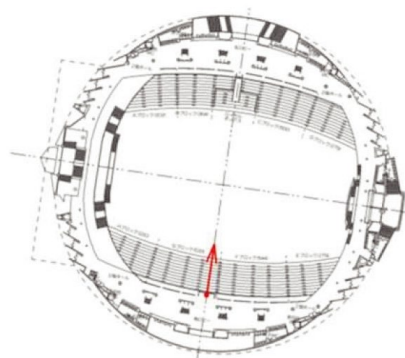


図1 サイトライン検討位置

・改修後の車椅子使用者対応客席

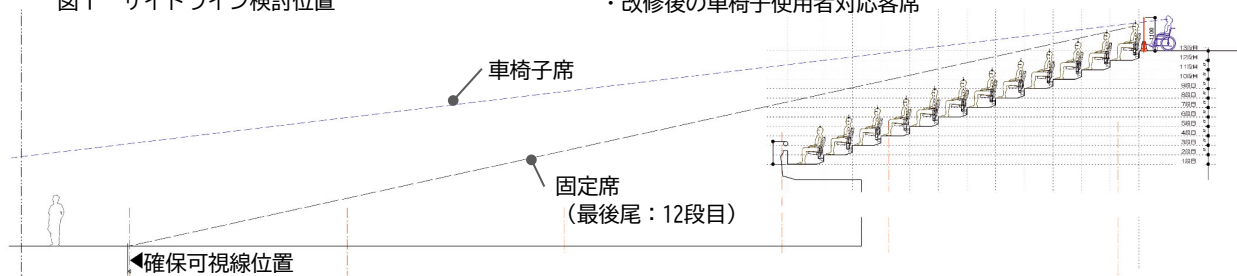


図2 サイトライン確保位置（改修前）

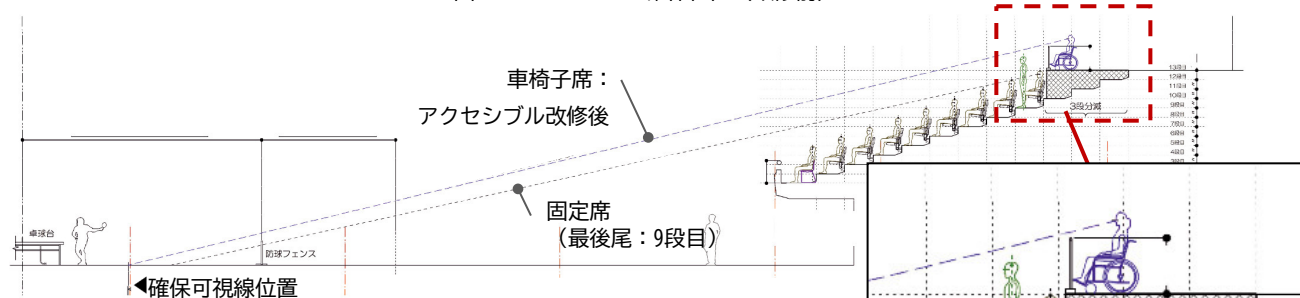


図3 サイトライン確保位置（改修後）

出典：都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン
令和2年4月／東京都財務局建築保全部技術管理課

<設計例>



・音楽ホールに設けられた車椅子使用者用客席及び同伴者用の客席



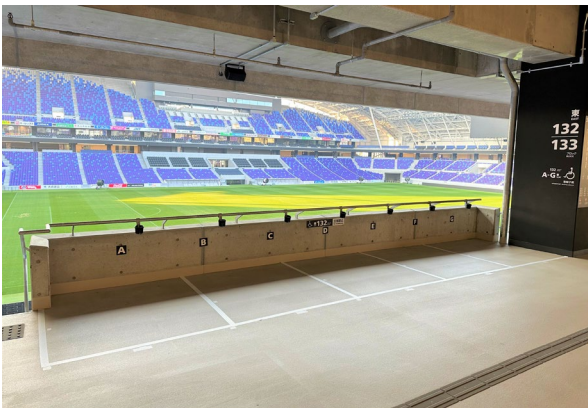
・屋外テニスコートの観覧席に設けられた車椅子使用者用客席



・改修により、屋内テニスコートの観覧席に設けられた車椅子使用者用客席（客席2段分のスペースを使って改修を実施）



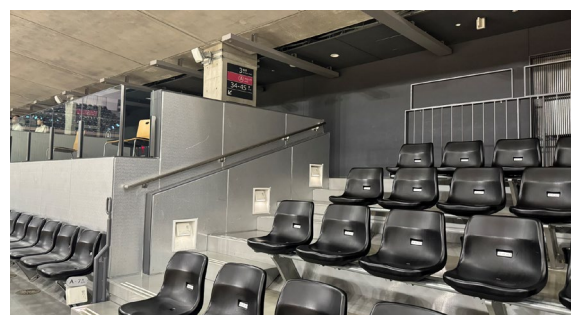
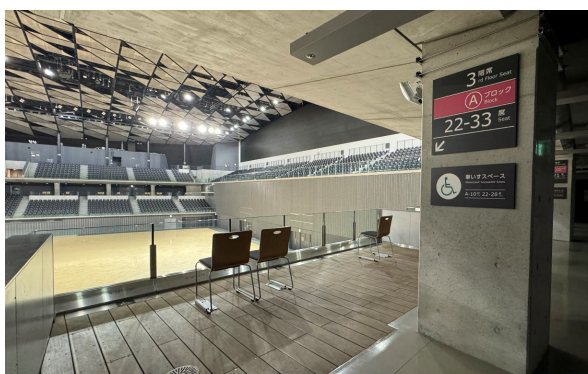
・座席番号がわかりやすく表示され、サイトラインが確保された車椅子使用者用客席（カバーがかかっているのは可動式の同伴者用の客席）



・車椅子使用者と同伴者のスペースがセットになった客席
・前面の手すりは、床面から75cmとし、サイトラインの確保及び観戦時の安全性の確保のため、形状を工夫している。



・車椅子使用者と同伴者が観戦する様子（左の写真の事例）



・車椅子使用者用客席（4席）＋同伴者用の客席（3席）
・前列の一般客席の床面から車椅子使用者用客席の床面までの高さは、約120cmとなっている。
・スペースの幅は一般客席：約12席分、奥行きは一般客席：3列分となっている。
・前面の手すりは、ガラス製で高さは、床面から約80cmとなっている。

13.3 客席全体の設計標準

13.3.1 標準的な整備内容

13.3.1.1 空間の確保

13.3.1.1.1 区画された客席

- ・乳幼児連れの利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された客席（センサリールーム等）を設ける。

留意点：区画された客席の活用

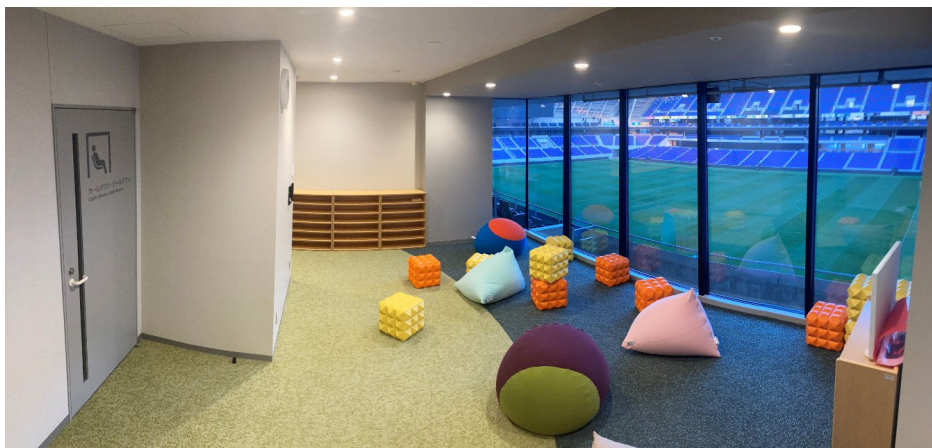
- ・隣の人や周りが気になって、落ち着いて鑑賞することができない、知的障害者や発達障害者、その同伴者にとって、区画された客席は有効なものである。
- ・区画された客席では、車椅子使用者の利用にも配慮することが望まれる。

<設計例>



・乳幼児や子ども等の利用に配慮して設けられた、親子鑑賞席（区画された客席）

- ・感覚過敏により大きな音に敏感な方が、家族等とともに観戦することができるセンサリールーム（約60㎡）
 - ・歓声や場内放送の音量が室外に比べて小さくなるよう、ピッチ側には二重ガラスを採用
 - ・室内照明の調光ができるカームダウンルームを併設
 - ・センサリールームから室外に設けられた客席に出ることも可能



13.3.1.1.2 一般客席

- ・一般客席の通路側の肘掛けは、高齢者、障害者等の利用しやすさや、車椅子使用者の移乗しやすさに配慮し、跳ね上げ式とする。
- ・多様な利用者の観覧等に配慮し、一般客席には可動席（取り外すことにより、車椅子使用者等の利用が可能な客席）を設けることが望ましい。
- ・ボックス席を設ける場合、床の段差解消・有効幅員の確保・利用しやすい高さのテーブルの設置等により、車椅子使用者の利用しやすさに配慮したスペースを設ける。

留意点：可動席スペースの確保

- ・多数の車椅子使用者への対応のほか、大型車椅子の使用者、補助犬利用者、乳幼児連れ利用者、盲ろう者等、多様な利用者の利便性に配慮し、可動席スペースを確保することは重要である。

留意点：車椅子置場

- ・一般客席への車椅子使用者の移乗等を想定し、客席スペースやその付近に、車椅子を置くことができるスペースを設けることが望ましい。

参考：付加（エンハンスト）アメニティ座席の設置

- ・Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインには、付加（エンハンスト）アメニティ座席について、以下のように記載されている。
 - ・付加（エンハンスト）アメニティ座席は、車椅子を使用していないが歩行困難である場合や補助犬ユーザー、足腰・長身・横幅が広い等の何らかの理由で、配慮された席が必要な人のための席である。
 - ・当該座席では、設置前方と片側のスペースを通常より広く取っている。
 - ・車椅子使用者と同伴者用の座席スペースに加え、会場の総客席数の少なくとも1%の付加（エンハンスト）アメニティ座席を用意することが望ましい。
 - ・付加（エンハンスト）アメニティ座席についても、様々なエリアに分散させ、エリア内では列の端で、できるだけ階段の上り下りの少ないところに配置するのが望ましい。
- ・対象者によって必要なスペースの大きさや配慮は変わることから、付加（エンハンスト）アメニティ座席を設ける場合には、どのような利用者を対象とするか検討することが必要である。

13.3.1.1.3 客席の通路

- ・通路の階段は、同一の踏面寸法による構成とし、十分な寸法の踊り場を確保する。
- ・通路の階段のけあげ寸法には、急な変化が生じないようにする。
- ・通路の階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより階段を容易に識別できるものとする。
- ・客席の通路から舞台への通路には、段を設けない。段を設ける場合には、段差解消機や階段手すりを設置し、高齢者、障害者等が支障なく舞台に上がることができるように配慮する。

<設計例>

・車椅子使用者用客席の通路から、段差無しで舞台につながる通路



・舞台の袖に設けられた段差解消機

13.3.1.2 出入口

- ・出入口については、9. 利用居室の出入口を参照。

13.3.1.3 部品、設備等**13.3.1.3.1 手すり**

- ・客席の前後の段差が大きい場合には、舞台等への視線の妨げにならない範囲で、縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設ける。
- ・手すりについては、18.1 手すりの設計標準を参照。

13.3.1.3.2 照明

- ・通路の階段がある部分には、適度な床面照度と視認性を確保する。
- ・上演時間以外は、客席の照度を十分確保する。
- ・客席が暗い場合には、歩行の安全を図るため通路にフットライト等を設ける。フットライトを設ける場合には、劇場等の演出運営にも配慮する。

13.3.1.4 文字・画像や音声による情報提供

- ・難聴者等の観劇・観覧等に配慮し、客席には聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を設ける。
- ・聴覚障害者用集団補聴装置については、17.2.1.4 聴覚障害者用集団補聴装置を参照。
- ・聴覚障害者や視覚障害者に対する情報保障（演劇や競技、講演等の内容に係る情報提供）の手法としては、以下の例のように様々な方法があり、施設用途に応じて必要な設備やスペースなどを備える。

- イ 文字情報（字幕）や手話通訳者の画像を表示できるよう、電光表示板やスクリーン・ディスプレイを設置する。
- ロ 文字情報（字幕）を表示する小型ディスプレイ等を備えた客席を設置する。
- ハ スマートフォンや専用の機器を用いて、演劇や映画等の字幕を表示したり、音声ガイド（主音声だけではわかりにくい人物の動作や情景などの解説）を行ったりするしくみを導入する。

<設計例>



- ・場内アナウンス等に合わせて手話通訳・要約筆記の映像が流れるディスプレイ

13.3.1.5 案内表示

13.3.1.5.1 避難経路等の案内表示

- ・客席内の避難経路等の重要な案内表示は、上演中等に通路照明が消えることに十分配慮したものとする。
- ・避難経路等の表示については、7. 案内表示を参照。

13.3.1.5.2 客席の座席番号、行・列等

- ・わかりやすく読みやすいように、大きめの文字を用いるほか、色づかい・コントラスト、点字の併記、取り付け位置等に十分配慮したものとする。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

<客席の座席番号の設計例>



- ・視認性・触りやすさの観点から、座面先端部に設けられた座席の点字プレート

14. 店舗内部

14.1 計画・設計の考え方

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と等しく外出等の機会を享受し、また日常生活を送ることができるよう、店舗の内部は、その規模に応じて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとする。

14.2 店舗内部（共通）の設計標準

14.2.1 標準的な整備内容

14.2.1.1 空間の確保

14.2.1.1.1 共通事項

- ・店舗の出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない。
- ・バルコニー、テラス等への主要な出入口では、その付近に、車椅子使用者が方向転回できるよう水平なスペースを設けることが望ましい。

14.2.1.1.2 店舗内の主要な経路¹を構成する通路

- ・段差を設けない。
- ・車椅子の転回に支障がない場所を設ける。
- ・車椅子の転回に支障がない場所は、原則として140cm角以上とする。
- ・原則として、壁からの突出物を設けない。
- ・やむを得ず、通路の床から高さ65cm以上の部分に壁から突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を10cm以下とする。
- ・通路沿いに設ける設備機器・備品（消火器、冷蔵庫、棚等）は、有効幅員の確保や手すり・壁による視覚障害者の連続的な誘導の妨げにならない位置に設ける。
- ・会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は120cm以上とする。
- ・車椅子使用者が利用できる便房の出入口では、その付近に、車椅子使用者が方向転回できるよう水平なスペースを設けることが望ましい。

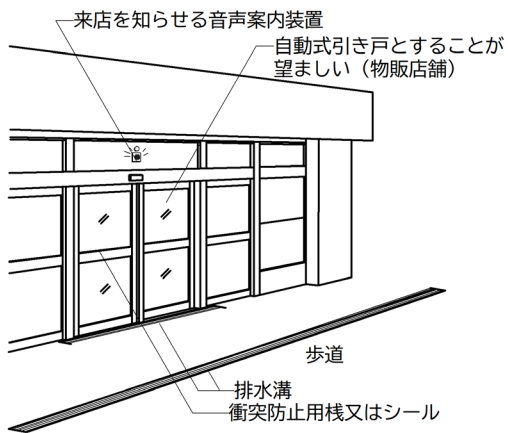
14.2.1.1.3 店舗内の主要な経路を構成する傾斜路等

- ・傾斜路を設ける場合、幅は90cm以上とし、勾配は1/12を超えないものとする。高さが16cm以下の傾斜路では、勾配は1/8を超えないものとする。
- ・傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
- ・段差解消機については、18.2 段差解消機の設計標準を参照。

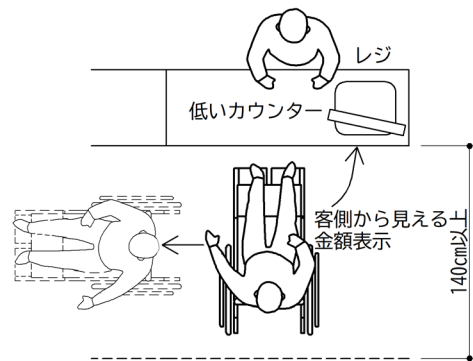
¹ 主要な経路（店舗内部の室内通路）：

- ・共通：店舗内に車椅子使用者用便房、又は男女共用の広めの便房（以下、「車椅子使用者用便房等」という。）を設置する場合には、店舗の出入口から当該車椅子使用者用便房等に至る経路
- ・物販店舗：すべての経路
- ・サービス店舗：店舗の出入口から車椅子使用者が利用できる記載台、サービスカウンター等まで至る経路
- ・飲食店舗：店舗の出入口から席に至る経路、及び席から店舗内の車椅子使用者用便房等に至る経路

<出入口の例>



<カウンター前の通路の例>



<設計例>



・廊下上の壁埋込型消火器ボックス



・主動線（廊下）の妨げにならないベンチ

14.3 物販店舗の設計標準

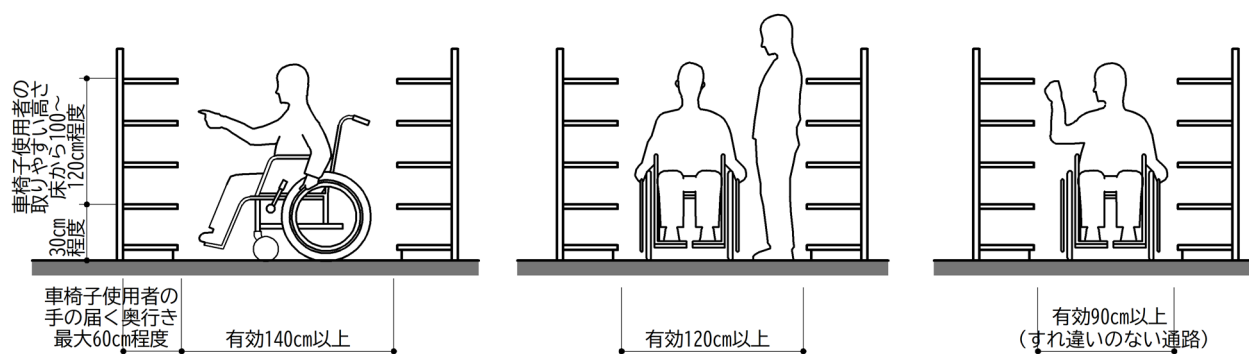
14.3.1 標準的な整備内容

14.3.1.1 空間の確保

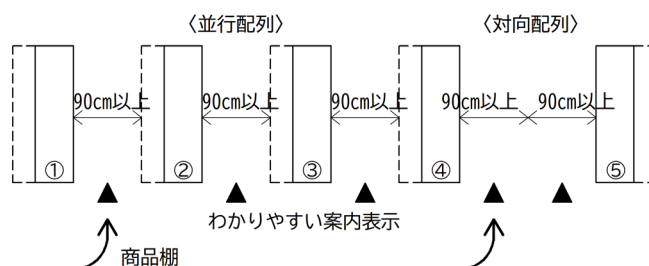
14.3.1.1.1 通路

- ・主要な経路上の通路で商品棚間の有効幅員は120cmとする（車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする）。ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。
- ・レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する。

<物販店舗の通路の例>



<物販店舗のレジ前の通路の例>



<設計例>



・スーパーマーケットの通路
(有効幅員120cm)



・レジカウンター（対面配列）
(有効幅員90cm×2=180cm)

14.3.1.1.2 車椅子使用者が利用できる試着室

- ・試着室の床には段差を設けない。
- ・試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意することが望ましい。
- ・車椅子やベビーカーがそのまま試着室に入る広さ（120cm以上×90cm以上）を確保することが望ましい。
- ・試着室内に椅子を設ける場合には、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、椅子の座面高を42～45cm程度とすることが望ましい。
- ・試着室の前室に介助者等の待合スペースを設けることが望ましい。

留意点：複合店舗内の共用の試着室

- ・複合店舗で構成されている同一フロアや隣接店舗等において、広めの共用試着室を設けることは、複数の各店舗にとって効果的・効率的な取り組みである。

<設計例>



- ・車椅子使用者用をはじめ高齢者、障害者等が利用できる試着室

14.3.1.2 部品・設備等

14.3.1.2.1 商品棚等

- ・商品棚やハンガーラック等は、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ・奥行きとすることが望ましい。

14.3.1.2.2 休憩用設備

- ・高齢者、障害者等の休憩の用に供するスペースや設備（ベンチ等）を適切な位置に設けることが望ましい。
- ・ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないように配慮する。

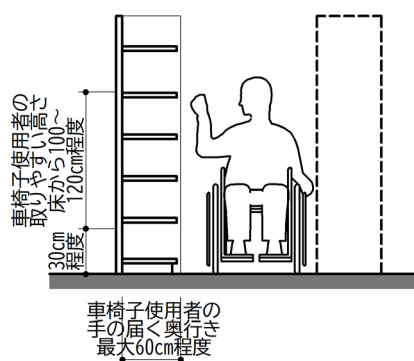
留意点：休憩用設備等

- ・長い通路や広い空間に接する場所に、ベンチ等の休憩用設備を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な利用者が休憩することや、歩行負担を軽減することができる。

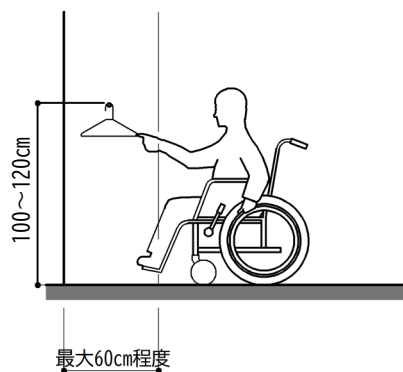
14.3.1.2.3 サッカー台

- ・車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台（購入済みの商品を袋に詰めるための台）及びサービスローカウンターを1以上設ける。
- ・車椅子使用者が利用できるサッカー台の下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。
- ・カウンター・記載台については、18.3 カウンター・記載台・作業台・事務机等の設計標準を参照。

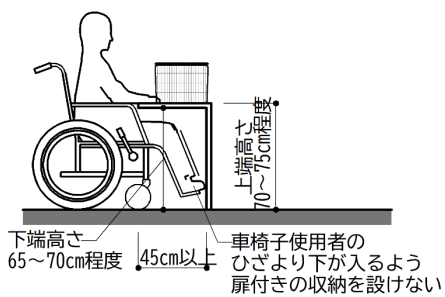
<商品棚の例>



<ハンガーラックの例>



<サッカー台の例>



<設計例>



・サッカー台（上端高さ：72cm、下端高さ：68cm）

14.4 飲食店舗の設計標準

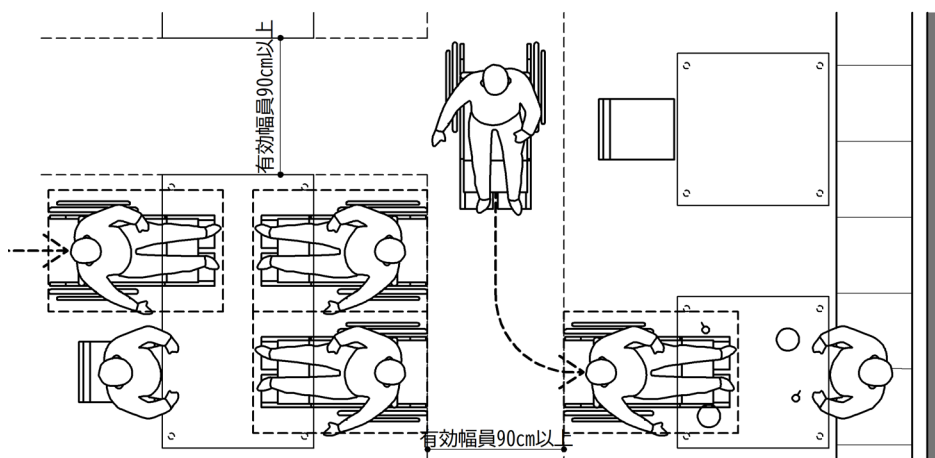
14.4.1 標準的な整備内容

14.4.1.1 空間の確保

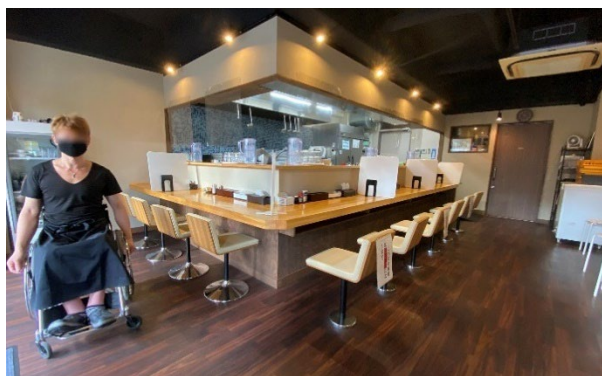
14.4.1.1.1 通路

- ・主要な経路上の通路の有効幅員は、90cm以上とする。（椅子に座った状態でも90cm以上を確保する。）
- ・主要な経路上の通路のうち横向きの人と車椅子使用者のすれ違いがある通路については、120cm以上とすることが望ましい。
- ・配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm程度を確保する。

< 飲食店舗の通路の例 >



< 設計例 >



・カウンター型のラーメン店の通路（有効幅員120cm）



・和食レストラン広間の通路（有効幅員150cm（椅子間））



・薬局のカウンター前の通路（有効幅員100～180cm）



・和食レストランの通路（有効幅員150cm（写真左側））

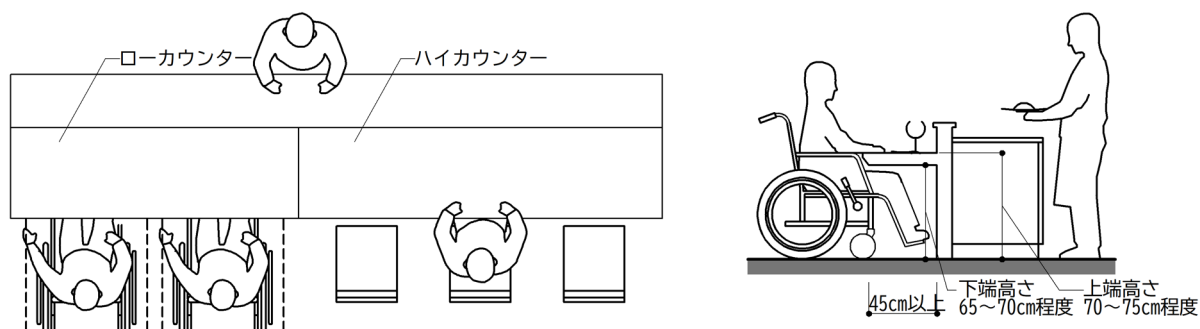
14.4.1.1.2 車椅子使用者等が利用できる席

- ・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。（椅子を動かすことができれば、車椅子使用者は椅子に移乗することなく、車椅子のまま席を利用することができる。）
- ・固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動式の椅子席とすることが望ましい。
- ・可動式の椅子席を設けるとともに、テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにすることが望ましい。
- ・可動式の椅子席等は、車椅子使用者と同伴者、又は2人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとすることが望ましい。
- ・可動式の椅子席等は、車椅子使用者だけに特別に対応するものではなく、他の利用者也共通して利用できるものとして設けることが望ましい。
- ・知的障害者、発達障害者、精神障害者等が落ち着いて食事を行うことや、子ども連れの方が安心して食事を行うこと等、多様なニーズへの対応として個室（簡易な仕切りや間仕切等を含む）を用意することが望ましい。

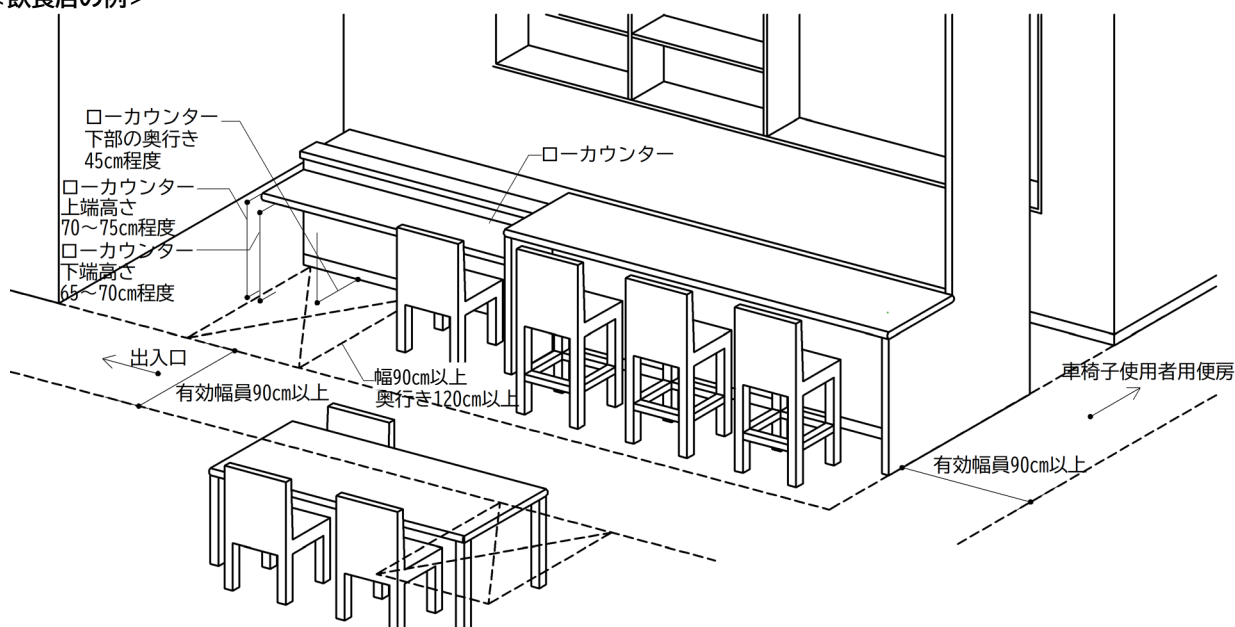
留意点：カウンター型の飲食店舗の座席

- ・車椅子使用者や座面の高い椅子を使えない人に配慮し、カウンター席は、可能な限りローカウンター席も設ける。
- ・ローカウンター席は、車椅子使用者がアクセスしやすい位置に設けることが望ましい。

<カウンター型の飲食店の例>



<飲食店の例>



<設計例>



・可動式の椅子席（テーブル席）

・可動式の椅子席（カウンター席）
カウンターの下端高さ：68cm、上端高さ：75cm、奥行き：49cm

14.4.1.1.3 待合

- ・待合には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける。
- ・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）に配慮したスペースを確保する。（ベンチ等の移動による対応も可とする。）
- ・車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。（可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可能とする。）

14.4.1.2 部品・設備等

14.4.1.2.1 テーブル・カウンター、可動式の椅子

- ・テーブル、カウンターの下端の高さは65～70cm程度とし、上端の高さは70～75cm程度とする。
- ・テーブル、カウンター等の下部スペースの奥行きは45cm以上とし、車椅子使用者が席を利用するための奥行きは120cm以上とする。
- ・車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔（内法）を70cm以上とするか、又は両脚のない中央柱脚とする。

留意点：高齢者、障害者等の施設用途等を踏まえた家具の設定

- ・高齢者、障害者等の施設用途を踏まえて、一定の利用者の特性や体格等を考慮して、座席のテーブル・椅子の高さ等は個別に設定する場合もある。

- ・テーブルと椅子をレイアウトする場合には、車椅子使用者でも利用可能なテーブルの大きさや通路幅を踏まえて、全体計画を行う。
- ・車椅子使用者の利用できるテーブルの寸法は、下記の通りとし、選定するのが望ましい。
 - ・4人掛け： 幅145～160cm程度×奥行き75～90cm程度
 - ・2人掛け： 幅 90cm程度×奥行き75～90cm程度
 - ・いずれもテーブル下端高さ65～70cm程度、上端高さ70～75cm程度とする。

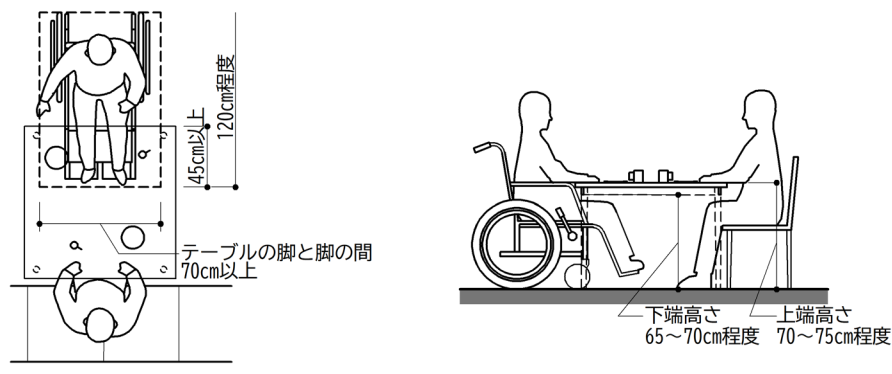
14.4.1.2.2 配膳カウンター、ドリンクカウンター

- ・配膳カウンターの高さは、車椅子使用者が利用できるよう配慮したものとすることが望ましい。
- ・配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設けることが望ましい。
- ・配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm程度を確保する。
- ・カウンターについては、18.3 カウンター・記載台・作業台・事務机等の設計標準を参照。

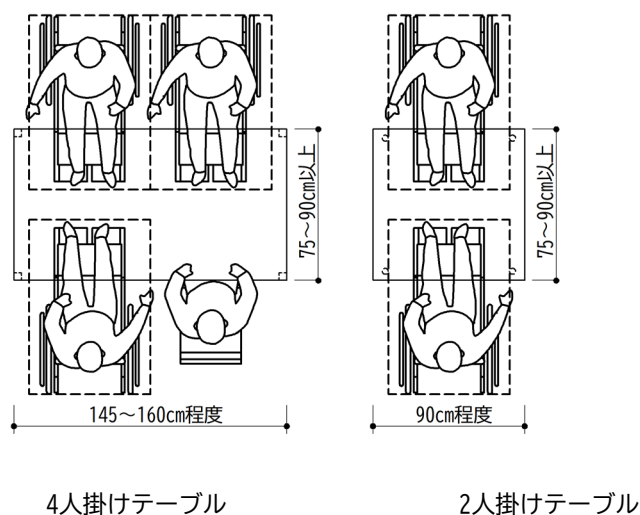
14.4.1.2.3 冷蔵庫、棚

- ・セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸であることが望ましい。

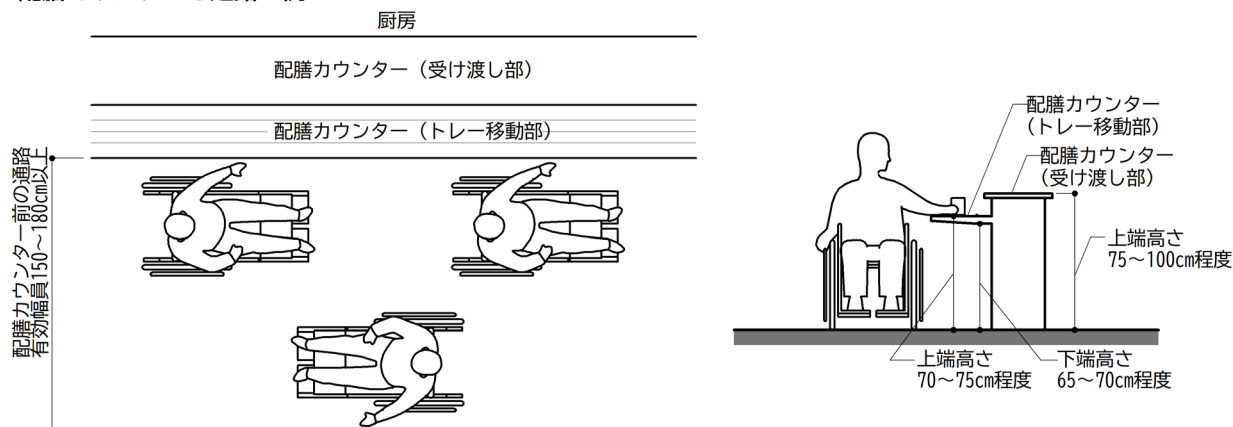
<可動式の椅子席の例>



<テーブルの寸法例>



<配膳カウンターと通路の例>



14.5 サービス店舗の設計標準

14.5.1 標準的な整備内容

14.5.1.1 空間の確保

14.5.1.1.1 通路

- ・主要な経路上の通路の有効幅員は、90cm以上とする。
- ・横向きの人と車椅子使用者のすれ違いがある主要な経路上の通路については、120cm以上とすることが望ましい。

14.5.1.1.2 待合

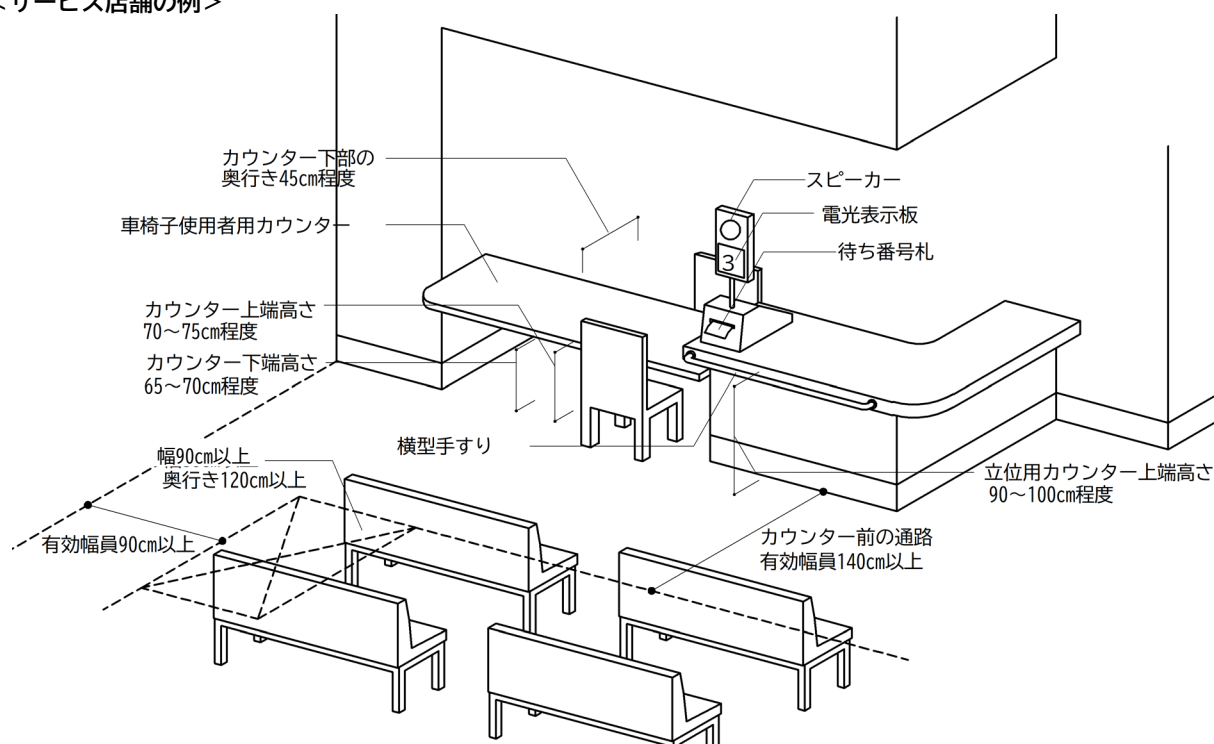
- ・待合には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける。
- ・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）に配慮したスペースを確保する。（ベンチ等の移動による対応も可とする。）
- ・車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。（可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可能とする。）

14.5.1.2 部品・設備等

14.5.1.2.1 サービスカウンター・記載台

- ・立位で使用するサービスカウンター・記載台等には、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを併せて設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。
- ・銀行、薬局等の呼出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設ける。
- ・電光表示板については、17.2.1.1 文字情報による情報伝達設備を参照。
- ・カウンター・記載台については、18.3 カウンター・記載台・作業台・事務机等の設計標準を参照。
- ・番号札発券機については、18.4 水飲み器・自動販売機、発券機（番号札、食券等）、ATMの設計標準を参照。

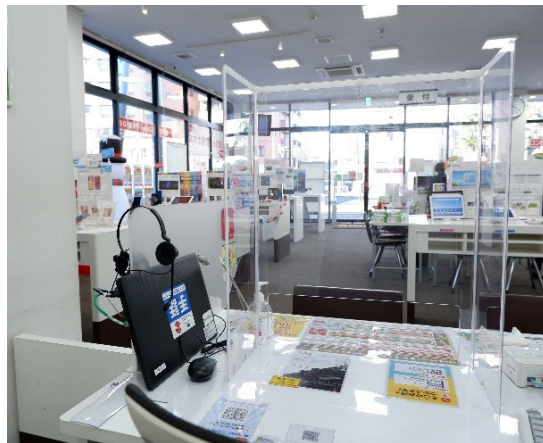
<サービス店舗の例>



1 <設計例>



・ローカウンター（下端高さ：70cm、上端高さ：73cm、奥行：40cm）



・出入口からアクセスしやすいローカウンター



・薬局に設けられたローカウンター（下端高さ：73cm、上端高さ：76cm）



・理容所に設けられた、車椅子のまま調髪ができるスペース

15. ベビー休憩室

15.1 計画・設計の考え方

- ・乳幼児連れ利用者が利用する施設では、授乳・搾乳やおむつ交換に対応したスペース（以下「ベビー休憩室」という。）を設ける。

15.2 ベビー休憩室の設計標準

15.2.1 標準的な整備内容

15.2.1.1 設置位置、空間の確保等

- ・ベビー休憩室は、区切られた空間とする。
- ・ベビー休憩室の構成・設備配置等は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう、配慮されたものとする。
- ・乳幼児用おむつ交換台の近くには、調乳のための流し台設備等とは別に、手洗い器を設ける。

留意点：整備の配慮事項

- ・ベビー休憩室は、カーテン、ついたて、内側から鍵のかかる戸（表示錠付き）等によりプライバシーを確保することが必要である。
- ・ベビー休憩室には、荷物置き場や調乳のための給湯設備、哺乳びんや搾乳機の洗浄のための設備を設けることが望ましい。
- ・授乳・搾乳のための椅子は、授乳の体勢が安定するよう、ひじ掛け、背もたれがついたものであることが望ましい。
- ・おむつ交換台や乳幼児用椅子等の配置は、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮する。
- ・防犯対策として、ベビー休憩室の前に防犯カメラを設置する、又はベビー休憩室内に非常ボタンを設置する等、配慮する。
- ・授乳・搾乳時やおむつ替えの際の室内の温度が適切なものとなるよう、必要に応じて、空調設備を設置する。

15.2.1.2 戸の形式

- ・ベビー休憩室の出入口は、ベビーカーの利用に配慮した幅員と戸の形式とする。

15.2.1.3 授乳及びおむつ替えのための設備

- ・ベビー休憩室には、授乳・搾乳のための椅子を設ける。
- ・ベビー休憩室には、乳幼児用おむつ交換台等を適切に設ける。

留意点：乳幼児用おむつ交換台

- ・乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものとする。
- ・乳幼児用おむつ交換台は乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある乳幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。
- ・乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、照明器具の配置に配慮する必要がある。
- ・複数の乳幼児用おむつ交換台を設ける場合には、車椅子使用者が利用できるものを1以上設ける。

15.2.1.4 案内表示

- ・ベビー休憩室の出入口付近には、授乳・搾乳、おむつ交換のためのスペースである旨を表示する。
- ・男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えにも配慮し、ベビー休憩室の出入口付近には、内部の設備配置等の状況、男女の入室可否等を図記号（ピクトグラム）と文字の併記によりわかりやすく表示する。

<授乳室等の表示例（出典：日本産業規格 JIS Z 8210）>



授乳室
（女性用）
Baby feeding
room
（for women）



授乳室
（男女共用）
Baby feeding
room（for men
and women）



ベビーケア
ルーム
Baby care
room

おむつ交換台、着替え台、ベビーチェアの表示例については、10.8.3.6.2 便房の機能を示す表示板（標識）を参照。

参考：地方公共団体が独自に作成した、搾乳ができることを示すピクトグラムの例

- ・神奈川県では、搾乳ができることを示すピクトグラムを独自に作成している。
- ・このシンボルマークは、趣旨に沿った目的であれば、県外の自治体や事業者を含めだれでも使用することができる。（申請も不要である）



<ピクトグラムの使用例>



- ・ベビー休憩室の出入口に設けられた案内表示（授乳室・搾乳室、おむつ交換台）

長椅子や肘掛けのついた椅子が望ましい。

＜解説＞

- ・肘掛けがあると授乳が楽になる場合がある。
(クッションや踏み台等による代替可能)
- ・長い椅子であれば子供が腰掛けることが可能。
- ・背もたれがある方が授乳の体勢が安定する。

ベビーカーで授乳・搾乳のためのスペースに入れる方が望ましい。

＜解説＞

- ・ベビーカーから乳幼児を抱き上げて移動するよりベビーカーごとの移動の方がスムーズ。
- ・授乳に必要なものをベビーカーに収納しており、近くにおいておきたい。
- ・荷物(購入した物品等)の盗難防止。

共用スペースに椅子を設置する。
 ＜解説＞
 ・人工乳を与える際に男性でも利用が可能となる。哺乳びんを置く台等があると便利。
 ・離乳食を食べさせたりするための子供用椅子があるとよい。

自販機等

- ・おむつやおしりふき、液体ミルク、離乳食等の自動販売機があると便利。
- ・ジュース等の自動販売機や冷水器等があると、ミルクを飲まない子供や授乳中で水分を多く必要とする母親にとって有効。
- ・冷水器は、調乳時、お湯に溶かした粉ミルクを冷やす際にも有効。
- ・離乳食を温めるための電子レンジがあると便利。

荷物を置くための台、フックやハンガーを設ける。電動の搾乳機等を利用するための電源があると良い。

＜解説＞

・乳幼児連れの利用者は、荷物が多い。

授乳・搾乳のためのスペースには、仕切りを設ける。

＜解説＞

- ・スペースに余裕があれば、仕切りは、カーテンではなく鍵のついた戸とする方がよい。
- ・利用者が多く待ちが出る場合等は、個室だけでなく共用の授乳スペースを設けることも有効である。

男性が入れない授乳・搾乳のためのスペースを設置する。

＜解説＞

- ・授乳場所には男性が入れないように戸を設ける。
- ・「授乳中」や「搾乳中」等の表示ができるようにするなど、内部の使用状況がわかるとよい。
- ・授乳中に閲覧可能な情報（地域の子育て関連情報）の提供等があるとよい。

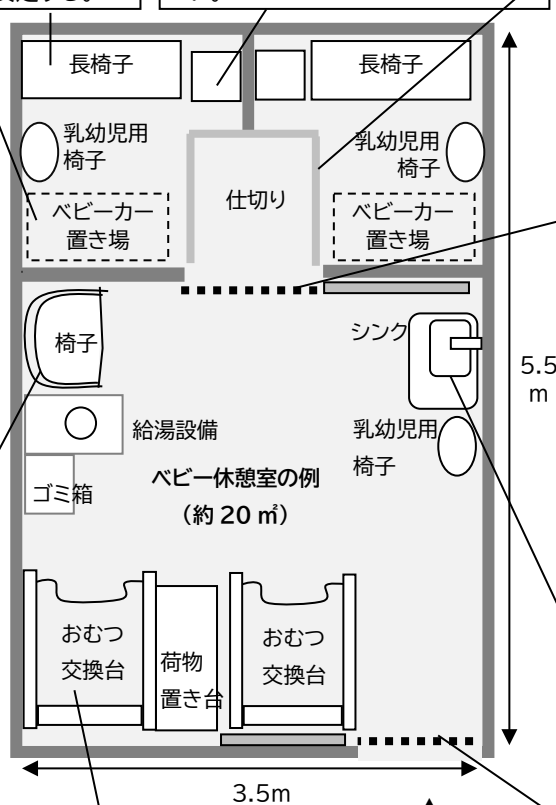
シンクを設置する。

＜解説＞

- ・ハンドソープやペーパータオルを設置することが望ましい。
- ・洗浄した哺乳瓶や搾乳機等を置くスペースを広くする。

出入口

- 引き戸にするとともに、内部の様子がわかるようにする。
- 内部の設備配置等の状況、男女の入室可否等を図記号(ピクトグラム)と文字の併記によりわかりやすく表示する。

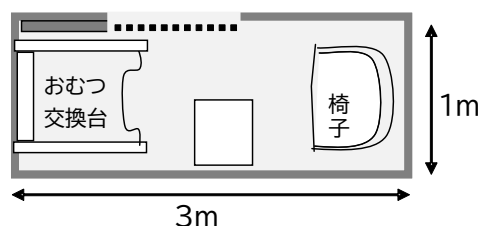


おもむ替え台をニーズに合わせて設置する。

＜解説＞

- ・利用ニーズに合わせた台数を設置する。
- ・広さにゆとりがあれば、トレーニングパンツ用(立った状態でおむつ替えが可能な高さが低い台)もあるとよい。
- ・おもむつゴミはにおわないように工夫する。おもむつ用のゴミ箱を設けるほか、普通のゴミ箱も設置することが望ましい。
- ・衛生面に配慮し、使い捨てのおむつ替えシートや、消毒液・除菌シート等があるとよい。
- ・複数の乳幼児用おもむつ交換台を設ける場合には、車椅子使用者が利用できるものを1以上設ける。

- ・授乳・搾乳のための椅子、おむつ替え台、鍵が最低限必要。
- ・スペースさえあればパーティション等で区切ることによって簡単に設置可能。
- ・お湯は近くの職員等が対応(職員用の給湯設備を兼用する等)。
- ・手洗い場の近くに設置することが望ましい。
- ・ベビーカーは出入口付近(外)におけるようにする。



- ・こもって出てこない、他の人が使いたいのに空かない等に対応するため、使用の状況を管理できる目の届く場所に設置することが望まれる。
- ・待ちが多い等、ベビー休憩室のニーズが高いと判断される場合には、増設等で対応することを検討。

<設計例>

○大規模なベビー休憩室の例1

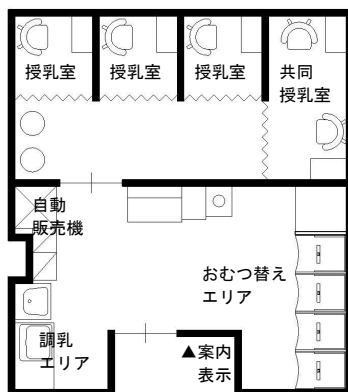


・ 出入口と案内表示（授乳室には男性が入れないことについて注意喚起）



・ 個室の授乳室

○大規模なベビー休憩室の例2



・ 出入口と案内表示

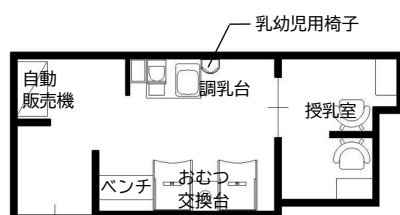


・ 乳幼児用おむつ交換台、常に清潔かつ使いやすい状態に保たれている



・ 個室の授乳室

○小規模なベビー休憩室の例



・ 乳幼児用おむつ交換台や授乳室がコンパクトに集約されている



16. 避難施設・設備

16.1 計画・設計の考え方

- ・施設の用途・規模を踏まえ、防火区画、避難計画等と、非常時の高齢者、障害者等の安全、確実、迅速な避難誘導を可能とするソフト面の対応を総合的に検討する。
- ・全ての利用者（特に視覚障害者、聴覚障害者、外国人）に、非常事態（火災、地震、津波等）であることを速やかに伝達できるようにする。
- ・避難経路の動線計画は、全ての利用者にとってわかりやすいものとする。
- ・火災時に火災元と隔てられたところに速やかに避難できるよう、二方向以上の避難経路を確保し、避難経路となる屋内の通路には車椅子使用者等の移動上の障壁がないようにする。
- ・避難経路の案内表示や誘導用設備は、全ての利用者（特に視覚障害者、聴覚障害者、外国人）の誘導に配慮したものとする。
- ・階段による垂直移動が困難な利用者の安全の確保に配慮する。

16.2 避難施設・設備の設計標準

16.2.1 標準的な整備内容

16.2.1.1 避難経路の空間の確保等

- ・車椅子使用者の通行の支障になるだけでなく、高齢者や妊婦、肢体不自由者等がつまずいて転倒する危険性があり、特に緊急時にはより深刻な障害となるため、避難経路となる屋内の通路には段を設けない。

留意点：避難経路の段

- ・段は、高齢者、障害者等には通行の支障となり、特に緊急時にはより深刻な障害となる。したがって避難経路には段を設けない。

留意点：バルコニー

- ・バルコニーを連続させ、隔板を高齢者、障害者等が破りやすくすると、避難上有効である。
- ・利用居室や屋内の通路から段差なしに出入りでき、車椅子使用者が通行可能な幅員のバルコニーを設けると、車椅子使用者もより避難しやすくなる。

16.2.1.2 一時待避スペース

16.2.1.2.1 空間の確保等

- ・施設規模・用途等を考慮した上で、安全に救助を待つための一時待避スペースを設けることが望ましい。
- ・一時待避スペースは、階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、階段付室等の一部に、避難動線の妨げとならないように設け、その旨表示する。
- ・一時待避スペースの構造は、十分な防耐火性能等を有するものとする。
- ・一時待避スペースには、車椅子使用者が待避するのに十分な空間を確保する。

留意点：防火戸等の柱・枠

- ・エレベーターの防火区画を乗降ロビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸の枠や柱が視覚障害者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険がある。
- ・そのため、できる限り設けない区画設計が望ましい。
- ・エレベーターの防火区画を乗降ロビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸や防火シャッターの柱や枠が避難を妨げないようにすることが望ましい。

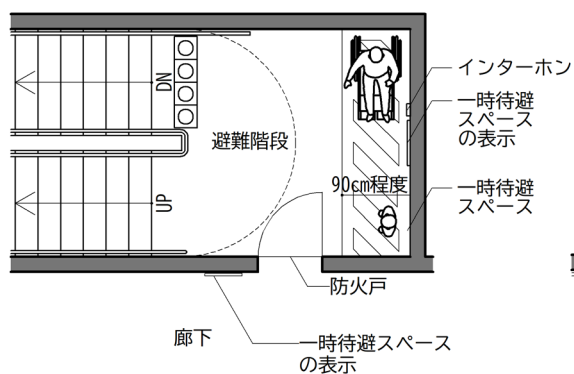
16.2.1.2.2 部品、設備等

- ・一時待避スペースには、助けを求めたり状況を伝えたりするために、中央管理室又は防災センターに連絡可能なインターホンを設けることが望ましい。

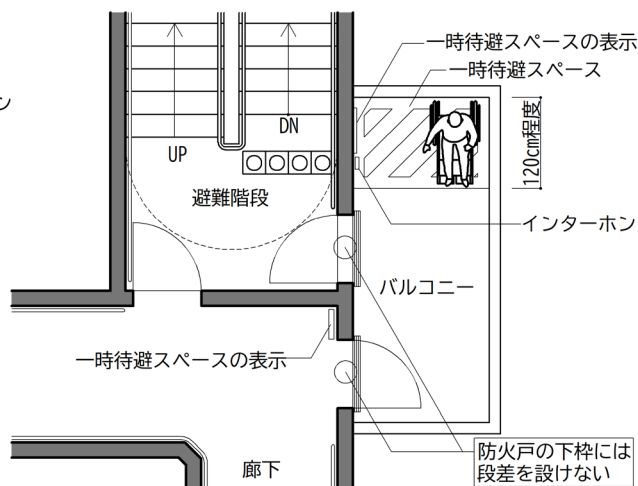
16.2.1.2.3 案内表示

- ・一時待避スペースの出入口の戸等には、一時待避スペースである旨の表示板（標識）及び文字板を設ける。
- ・一時待避スペースである旨の表示板（標識）には補足表示板を設けることが望ましい。
- ・表示板（標識）等については、7. 案内表示を参照。

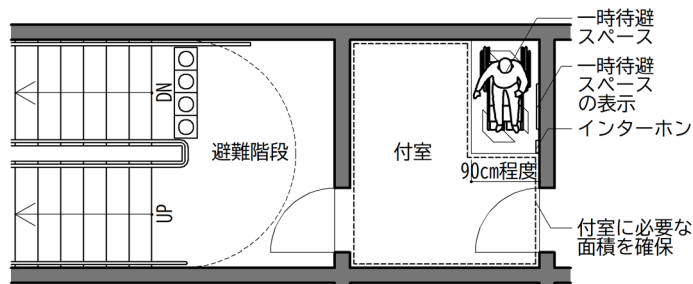
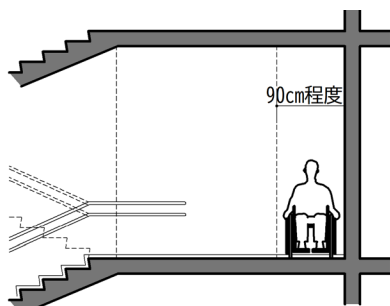
<階段の一時待避スペースの例>



<バルコニーの一時待避スペースの例>



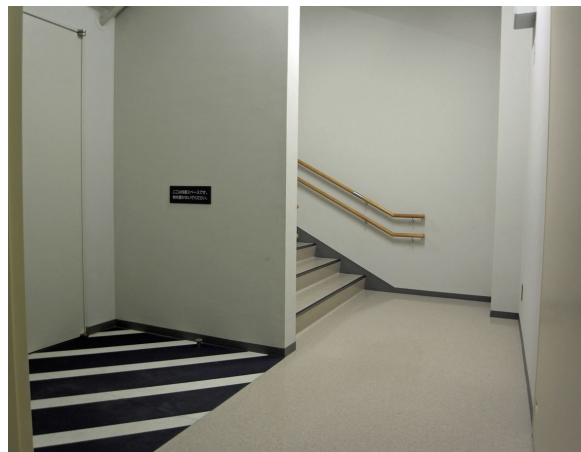
<付室内の一時待避スペースの例>



<設計例>



- ・階段に連続して設けられ、車椅子使用者の一時待避スペースとして利用できるバルコニー



- ・緊急時に車椅子使用者等が落ち着いて安全に避難できるよう、全階に直通する屋内階段に設けられた一時待避スペース（床面と壁面に一時待避スペースであることを表示している。）



- ・特別避難階段の付室において、災害時の消防活動や避難動線の妨げとならない位置に設けられた、一時待避スペース（官庁施設の例。壁面にはサイン表示と防災センターに連絡可能なインターホンが設置されている。）

<一時避難エリア標識及び補足表示板の例>

一時避難
エリア標識

補足表示板

一時避難エリア標識

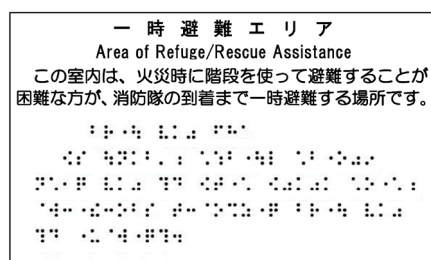
- 1 形状 : 正方形
- 2 大きさ : 一辺12cm以上
- 3 色 : 下地JIS Z 9103の安全色の緑
シンボル白
- 4 材質 : 堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。
- 5 その他 : 灯火式とすることができる。

補足表示板

- 1 形状 : 長方形
- 2 大きさ : 長辺一時避難エリア標識と同一
短辺長辺の1/4程度
- 3 色 : 下地白
文字JIS Z 9103安全色の緑
- 4 文字 : ゴシック体
- 5 材質 : 堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。
- 6 その他 : 灯火式とすることができる。

出典 : 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策 : 東京消防庁
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-yobouka/data/high-rise03.pdf>

<一時避難エリアである旨を記した文字板の例>



- 1 形状 : 長方形又は正方形
- 2 色 : 下地原則として白、文字原則として黒
- 3 材質 : 堅牢で耐久性のあるもの。金属製が望ましい。
- 4 点字 : JIS T 0921に準ずること。

出典 : 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策 : 東京消防庁
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-yobouka/data/high-rise03.pdf>

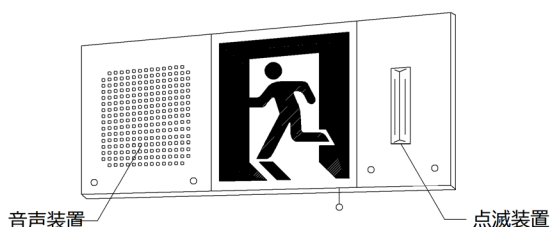
16.2.1.3 誘導灯、避難方向を示す装置

- ・施設用途を考慮した上で、必要に応じ、点滅・誘導音付の誘導灯を設置する。
- ・施設用途を考慮した上で、必要に応じ、光点滅走行式避難誘導システム（一定の間隔で設置した光源列を火災時に避難方向に流れるように点滅させることで避難方向を示す装置）、蓄光性のある誘導タイル等を設置する。
- ・誘導灯や光点滅走行式避難誘導システムは、煙を避けるために低姿勢をとっても避難すべき方向がわかるよう、床面や腰の高さに設置することが望ましい。

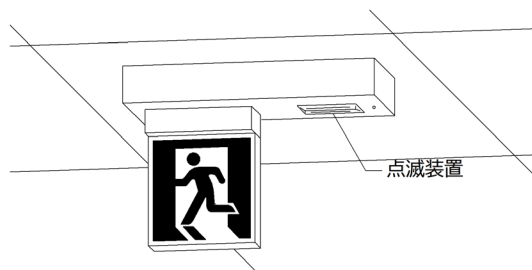
留意点：緊急避難時の誘導システム

- ・光走行式の緊急避難時の誘導システムは、聴覚障害者、弱視者（ロービジョン）だけでなく、誰にとっても有効である。

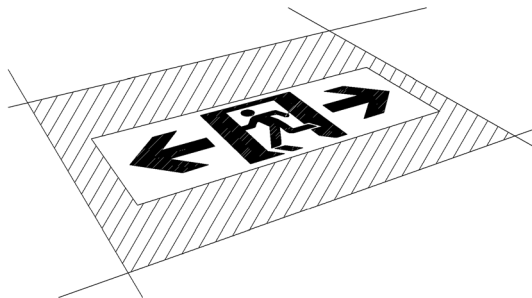
<点滅式誘導音付加誘導灯の例>



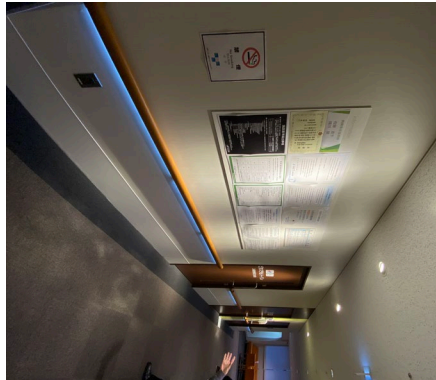
<点滅型誘導灯（点状直付型）>



<床埋め込み型誘導灯>



<設計例>



- ・火災時に避難方向が分かるよう、火災報知機と連動し、避難方向に向かって光が点滅するようになっている照明（手すり下に埋め込み）

参考：消防法における点滅・誘導音付誘導灯の設置

- ・誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン（平成11年9月21日 消防予第245号）では、点滅機能又は音声誘導機能の付加は任意（点滅機能にあっては、規則第28条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く。）であるが、次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置することが望ましいと記載されている。

（ア）消防法施行令別表第一（6）項口及びハに掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

（イ）百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

（ウ）その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

- ・同ガイドラインには、誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能についても定められている。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/110921yobou_245.pdf

17. 情報伝達設備

17.1 計画・設計の考え方

- ・聴覚障害者等に情報伝達を伝達するための設備または備品を備える。
- ・特に、非常時の情報を速やかに聴覚障害者等に伝達することが重要である。
- ・建築物の設備と備品等による対応のどちらの方法を採用するか、施設の用途や利用形態、情報伝達設備の設置場所を踏まえ、十分に検討する。

17.2 情報伝達設備の設計標準

17.2.1 標準的な整備内容

17.2.1.1 文字情報による情報伝達設備

- ・聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮し、官公署、銀行、病院、薬局等の呼び出しを行うカウンターでは、音声による呼び出しとあわせて電光表示板等を設ける。
- ・電光表示板、デジタルサイネージを設ける場合には、非常放送等と連動し火災・災害の情報や緊急情報を文字で表示できるものとする。

<設計例>



・待ち合いでの呼び出し用の電光表示板（病院）



・区役所の受付カウンターに設けたLED電光表示板（通常はニュース等をスクロール表示しているが、緊急地震速報発表時は「緊急地震速報」と点滅表示する。）



・LED電光表示板（上部に設けられているのは、緊急情報の表示と連動した回転灯とニュースや緊急情報を受信するアンテナ）

留意点：電光表示の色彩

- ・赤い光の電光表示は、弱視者（ロービジョン）や色覚多様性のある人には見えにくい。色覚多様性のある人には、光った赤は、黒に近い色に見える。

留意点：カラーライトの使用

- ・聾学校では廊下で、赤・黄・緑のカラーライトの点灯等により、チャイムや館内放送の意味を知らせる工夫が行われている。施設によっては応用可能な方法と考えられる。

参考：外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針

- ・総務省消防庁では、外国人来訪者や障害者等に対しても有効な情報伝達及び避難誘導を行うため、消防法令に規定されている消防用設備等や光警報装置を補完するものとしてデジタルサイネージの活用促進を図ることを目的として、表題の指針を2018年3月に策定、2025年1月に改定した。
- ・本指針では、火災時等にデジタルサイネージを活用する際に「原則として対応することが望ましい基本的事項」と「各施設の実態や技術の発展状況等により可能であれば対応することが望ましい事項」が分けて記載されている。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/605d842122a1567d992f3609bc058191376aa756.pdf>

17.2.1.2 光や振動による情報伝達設備

17.2.1.2.1 便所

- ・便所には、聴覚障害者等に対して火災時の情報を伝達するための光警報装置を設置する。
- ・便所の光警報装置は、便房内において戸を閉じた状態で点滅を十分に識別できる位置に設置する。
- ・光警報装置は白色光とする。
- ・利用者に光警報装置が設置されていることを周知するため、光警報装置を設置した建築物の出入口等には、JIS Z 8210に規定する光警報装置ピクトグラム及びその説明文の表示を設置することが望ましい。

<便所の光警報装置（フラッシュライト）>



<光警報装置ピクトグラム>

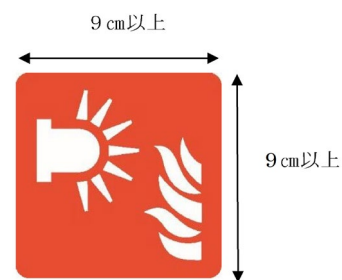
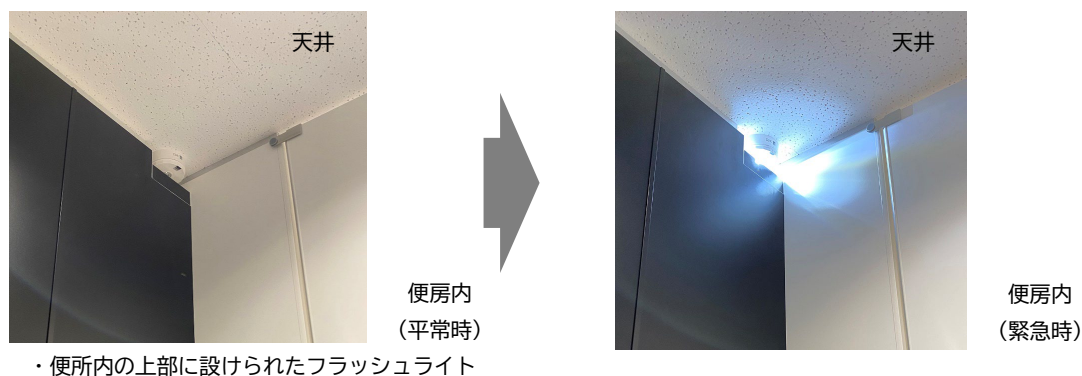


図 1

<光警報装置ピクトグラムに付す 日本語及び英語の説明文の参考>

- ・この場所には、光の点滅で火災を警報する光警報装置が設置されています。
- ・Fire alarm system with flashing light is installed in this building
- ・火災の発生の際に光が点滅します。
- ・Light flashes in case of fire

<設計例>



・便所内の上部に設けられたフラッシュライト

参考：光警報装置の設置に係るガイドライン等

- ・光警報装置には聴覚障害者等に対して火災時の情報を有効に伝達する手段の一つとしての効果が期待されることから、総務省消防庁では「光警報装置の設置に係るガイドライン」を2016年9月に策定、2025年1月に改定を行った。
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/59d252f809353db944b569f17e91f1a255aa2fa5.pdf>
- ・一般社団法人 日本火災報知機工業会では、「光警報装置のおすすめ」のパンフレットを作成、公開している。
<https://www.kaho.or.jp/pages/jikaho/docs/poster/booklet-hikari-keihou-201708.pdf>

17.2.1.2.2 ホテル又は旅館の客室

- ・ホテル又は旅館の客室では、以下のいずれかにより聴覚障害者への情報伝達に配慮する。

イ 室内信号装置※の貸し出し（第3章 3.2.3.6 客室内の情報伝達設備の貸出し備品例を参照。）

※ドアノック、ドアベルやインターホン、電話の着信、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光の点滅（フラッシュライト）や振動等により、視覚情報や体感情報として伝える装置

ロ ドアノック音や非常時の情報等を受信し、光の点滅（フラッシュライト）や振動により伝達する設備を設置した客室の整備

<設計例>



・壁（上部）に設置されたフラッシュライト



・天井に設置されたフラッシュライト



・インターホンが押されると、光るフラッシュライト

17.2.1.3 非常放送設備、その他

- ・非常放送設備を設置する場合、非常放送設備は、火災・災害の情報や緊急情報を文字情報により伝達する機能や、光や振動により伝達する機能を有するものとするのが望ましい。

参考：火災の発生を視覚的に伝達する手段

- ・聴覚障害者に対応した火災警報設備等に関しては、「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」総務省消防庁（平成23年4月）の内容も参考となる。
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/tuchi2304/pdf/230425-index.pdf>

17.2.1.4 聴覚障害者用集団補聴装置

- ・劇場・競技場等の客席、ホテル又は旅館の宴会場等では、以下のいずれかにより難聴者への情報伝達に配慮する。

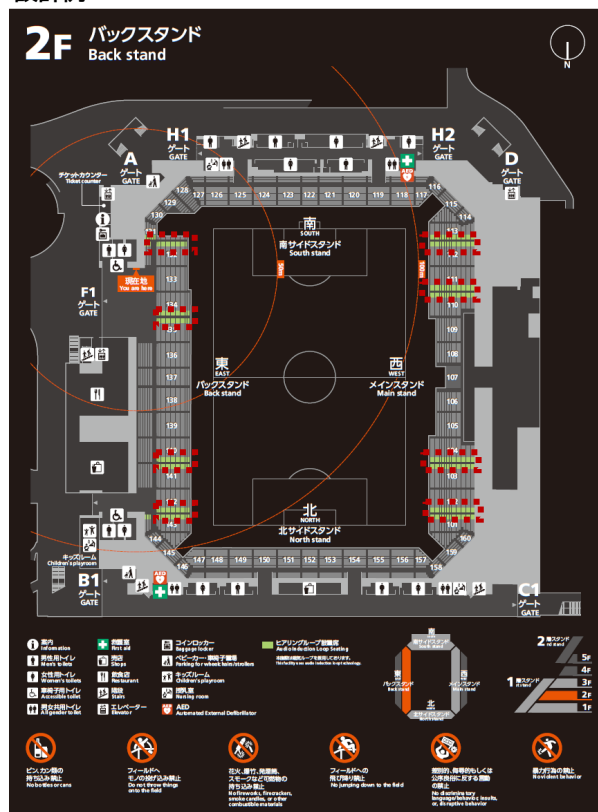
イ アンテナ線を床下にあらかじめ敷設するタイプの聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリングループ（磁気ループ）システム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）の設置

ロ アンテナ線を床上に敷設するタイプの聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリングループ（磁気ループ）システム）の貸し出し

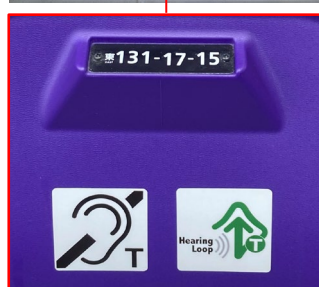
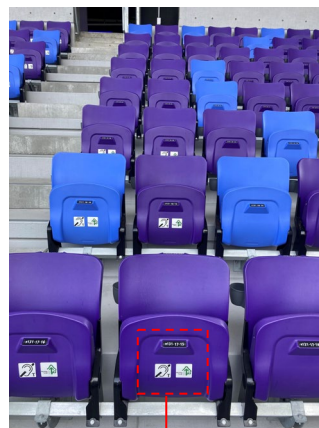
留意点：客席・観覧席、会議室等における難聴者向けの対応

- ・集団補聴装置には、アンテナ線を床下にあらかじめ敷設もしくは床上に事前に敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器に、目的の音声だけをクリアに届けることができるヒアリングループ（磁気ループ）システムや、FM電波を通して雑音を抑えた音声を聴覚障害者に届けることができるFM補聴システムや、赤外線を通して音声の信号を補聴器に届ける赤外線補聴システム等がある。
- ・アンテナ線を床上に敷設するタイプのヒアリングループ（磁気ループ）システムには、利用者の人数に応じてアンテナを敷設する範囲を設定できる特徴がある。

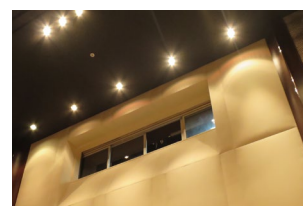
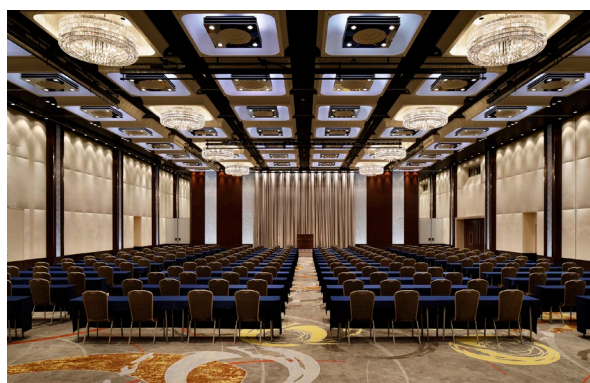
<設計例>



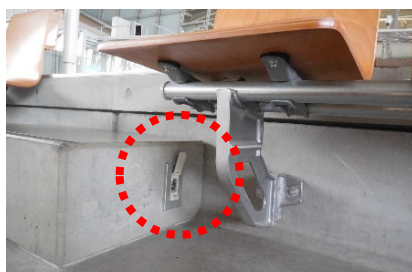
集団補聴装置（ヒアリンググループシステム）対応の客席位置



- ・複数の位置に分散された集団補聴装置（ヒアリンググループシステム）対応の客席の位置を示した案内表示（写真左）
- ・縦通路沿いに設置された集団補聴装置（ヒアリンググループシステム）対応の客席（写真右上）
- ・集団補聴装置（ヒアリンググループシステム）対応の客席の案内表示（写真右下）



- ・事前に申し込むと聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリンググループシステム）を使うことのできる大宴会場（写真左。床下に専用の配線が設けられている。可動壁により3つの宴会場に分割することも可能）
- ・貸し出し用のヒアリンググループシステム用受信器（補聴器）（写真中）
- ・ヒアリンググループシステムの調節等を行う音響室（写真中右）



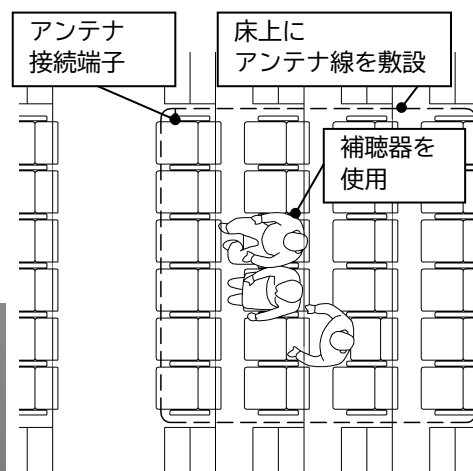
・観覧席の下部に設けられたヒアリンググループ（磁気ループ）システムの補聴器用アンテナ線の接続端子



・ヒアリンググループ（磁気ループ）システムのアンテナ線



・貸出用の補聴器



・難聴者の補聴器に雑音の少ないクリアな音声を届けることができるヒアリンググループ（磁気ループ）システム（写真と図は、床上に設置するタイプ）

18. 造作・機器

18.1 手すりの設計標準

18.1.1 標準的な整備内容

18.1.1.1 設置位置

- ・手すりは、高齢者、障害者等にとって、以下のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ、内容に応じて適切な場所に設ける。
 - イ 安全確保(転倒防止)
 - ロ 立ち上がり補助(身体支持)
 - ハ 移動補助
 - ニ 視覚障害者等の誘導
- ・施設用途、設置場所、必要性等に応じ、適切な配置、形状及び寸法とする。

留意点：手すりの設置

- ・手すりを設ける際には、移動動作はもとより、他の設備との位置関係に留意する。
- ・例えば、手すりの近くに消火器や案内板等が置かれていたりすると、視覚障害者が衝突する危険があるため、このような配置は注意が必要である。
- ・形状、強度等に十分配慮する必要があるが、棚等を握りやすい形状とし、手すりとして利用できるようにする方法も考えられる。
- ・将来新たな手すりをつけることが可能なように、より広い範囲に、手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておくことより望ましい。

18.1.1.2 設置方法

18.1.1.2.1 連続性等

- ・手すりは、起点から終点まで連続して設けることが望ましい。

留意点：不連続の問題点

- ・手すりが連続していないと、高齢者、障害者等の移動に困難が生じ、また、視覚障害者にとっては進むべき方向がわからなくなったりする可能性がある。

18.1.1.2.2 高さ

- ・手すりの上端の高さ（通路、階段）は以下の通りとする。

イ 通路（廊下、傾斜路）

- ・1本の場合 $H = 75 \sim 85\text{cm}$ 程度
- ・2本の場合 $H = 75 \sim 85\text{cm}$ 程度
 $H = 60 \sim 65\text{cm}$ 程度

ロ 階段

- ・1本の場合 $H = 75 \sim 85\text{cm}$ 程度
- ・2本の場合 $H = 75 \sim 85\text{cm}$ 程度
 $H = 60 \sim 65\text{cm}$ 程度

18.1.1.2.3 壁との関係

- ・壁との間隔は、4～5cm程度とし、手すりの支持は、下側で行うことが望ましい。
- ・手すりを取り付く部分の壁の仕上げは、なめらかなものとするが望ましい。

<設計例>



・引き戸の戸袋部分にも連続して設けられた手すり

- ・弱視者（ロービジョン）や色覚多様性のある人の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりや壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

18.1.1.2.4 その他

- ・移乗等の動作補助用手すり（便所、浴室等）については、10. 便所・洗面所、12. 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室・楽屋を参照。

留意点：立ち上がり補助(身体支持)、移動補助のための手すり

- ・出入口部分の戸から離れた通路部分に設けた場合、動作の補助とならないため、適切な位置に設ける。
- ・手すりを連続設置した場合であっても、ベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等が動線上に設置されると障害物となり危険である。
- ・これらを防止するため、設計段階から設備・備品の設置場所をあらかじめ計画しておくことが望ましい。

18.1.1.3 形状と材質

18.1.1.3.1 形状

- ・断面の形状は、円形等の握りやすいものとし、外径3～4cm（小児用の場合3cm）程度とする。
- ・衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りを避けるため、手すりの端部は、壁側に曲げることが望ましい。

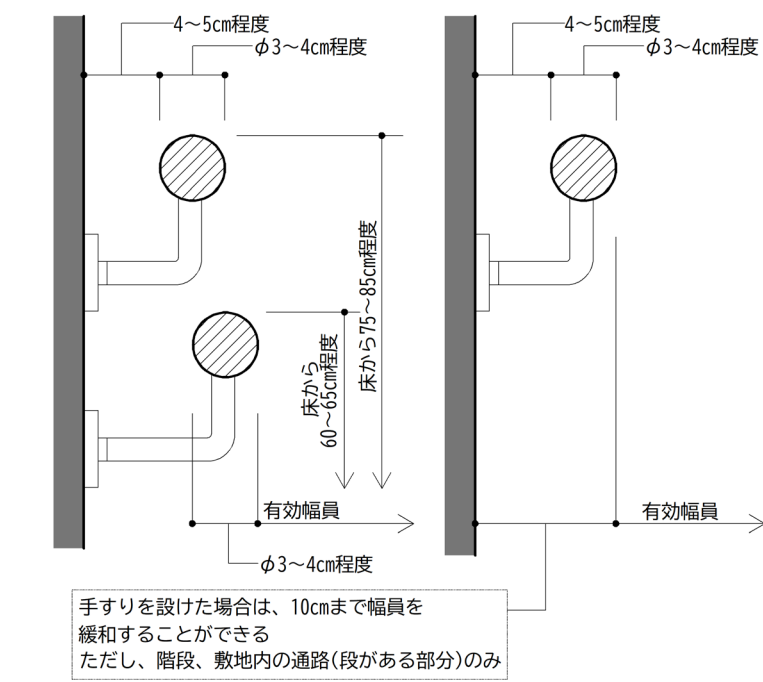
18.1.1.3.2 材質

- ・肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、維持管理の容易なものとする。
- ・階段、傾斜路等の手すりは、体重をかけた時に滑りにくいものとする。

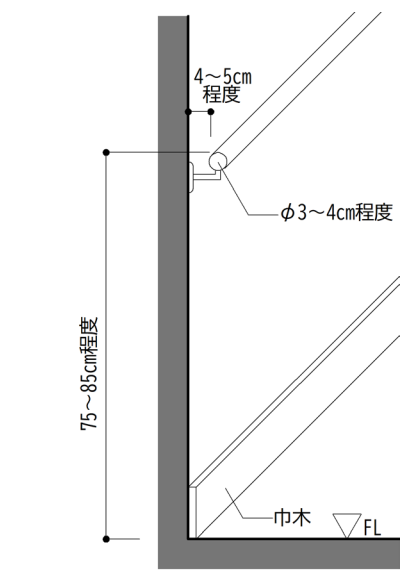
留意点：手すりの材質

- ・金属製の手すりは、冬期には冷たくなるため、高齢者や視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する者にとって支障となる。気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質とする。

<手すりと有効幅員>



<壁面の設置例>



18.1.1.4 点字表示

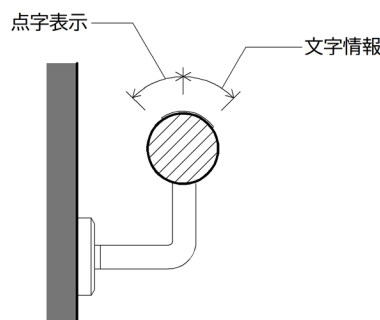
・手すりの点字及び墨字（文字情報）表示の内容は以下による。

- イ 階段の手すりの端部：現在の階及び行き先の階等
- ロ 傾斜路の手すりの端部：現在の位置及び行き先の情報（●●室）等
- ハ 屋内の通路の曲がり角部分の手すり：現在の位置及び行き先の情報（●●室）等
- ニ 利用居室等の出入口付近の手すりの端部：利用居室等の名称（●●室）等

・点字表示は、はがれにくいものとする。

・点字表示については、JIS T 0921を参照。

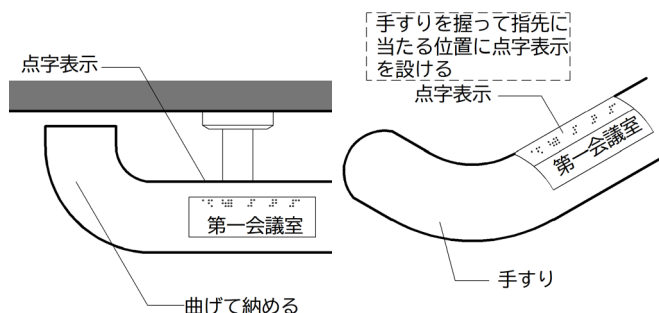
<利用居室の出入口付近の手すりの点字表示の例>



<設計例>



・階段の手すりの点字・墨字（文字）表示



・JIS T 0921に基づいてレイアウト・製作された、手すりの点字表示
大きくわかりやすいゴシック体の文字を使用し、弱視者にも配慮している。手すりの色と表示の色のコントラストをつけること、及び手すりの端部に近い位置とすることにより、視覚障害者にとって、表示の設置位置がわかりやすいよう配慮している。

18.1.1.5 施設用途による手すり設置の配慮

- ・医療施設、福祉施設等においては、利用状況を勘案し、屋内の通路にも手すりを設けることが望ましい。
- ・移動補助、立ち上がり補助（身体支持）の必要な高齢者、障害者等が主に利用する施設においては、転倒を防止する観点から、玄関ポーチ・玄関・廊下等にも連続して手すりを設けることが望ましい。
- ・視覚障害者等の誘導が必要な施設で、手すりを設置できない場合には、手すりに代わる音声案内装置の設置、又は従業員による誘導を行うことが望ましい。

18.2 段差解消機的设计標準

18.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

18.2.1.1 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

- ・移動等円滑化経路に該当する段差解消機は、次に掲げるものとする。
 - イ 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの。
- ・移動等円滑化経路に該当する段差解消機の構造は、次に掲げるものとする。
 - イ 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの。
 - ロ 籠の幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上のもの。
 - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されたもの。

18.2.1.2 表示板（標識）

- ・移動等円滑化の措置がとられた段差解消機の付近には、当該段差解消機があることを表示する標識を設ける。
- ・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210 案内用図記号に定められているものは、これに適合するもの）とする。

18.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

18.2.2.1 エレベーターその他の昇降機の設置

- ・階段（車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、エレベーターに限る。）を設ける。¹

18.2.2.2 段差解消機

- ・段差解消機は、次に掲げるものとする。
 - イ 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの。
- ・段差解消機の構造は、次に掲げるものとする。
 - イ 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの。
 - ロ 籠の幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上のもの。
 - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されたもの。

18.2.2.3 表示板（標識）

- ・18.2.1.2 表示板（標識）を参照。

¹ 以下の場合を除く。

・階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合

18.2.3 標準的な整備内容

18.2.3.1 設置位置

- ・主要な動線上にある階段等に添って設けることが望ましい。
- ・利用者の想定は車椅子使用者に限定せず、段差の昇降を困難と感じる高齢者、障害者等、多様な利用者が使うことのできる段差解消機とすることが望ましい。
- ・段差解消機には、大別して斜行型と鉛直型があり、敷地条件、建築条件に基づき選択する。

18.2.3.2 乗降のための空間の確保

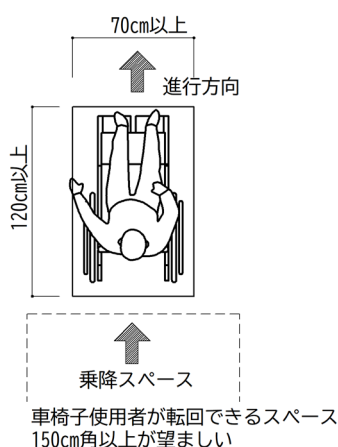
- ・段差解消機への乗降時に車椅子の方向転換が必要な場合を考慮し、転回可能な乗降スペースを確保することが望ましい。
- ・乗降スペースは水平とし、その幅及び奥行きは150cm以上とすることが望ましい。
- ・乗降スペース周辺には、車椅子使用者が転落する可能性のある段を設けない。

留意点：非使用時の保管スペース

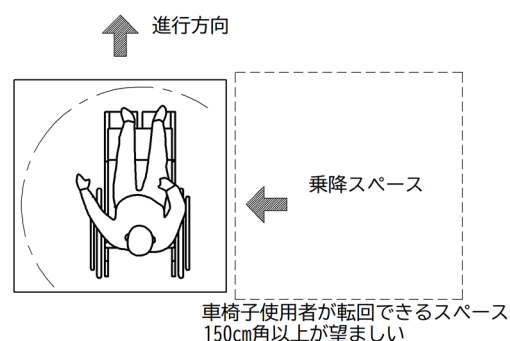
- ・段差解消機本体はスペースを必要とするため、使用していない時の保管場所を、歩行者の障害とならない位置に定めておく。
- ・壁際に突出した状態で保管すると、高齢者、障害者等が手すりを利用する際の障害となるので注意を要する。

<段差解消機の籠の例>

○定員1名の籠（直線形式の場合）



○定員1名の籠（90°の転回形式の場合）



18.2.3.3 構造・規模

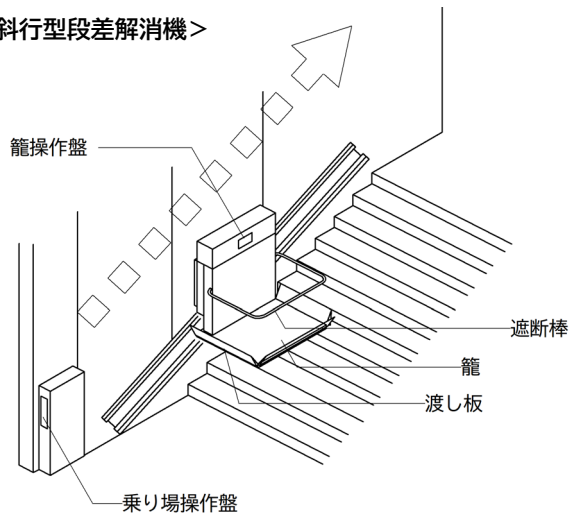
- ・段差解消機の積載荷重については、重量の大きい車椅子の車椅子使用者が介助者とともに籠に載る必要がある場合に利用できるようにする等、利用者のニーズに合わせ設計を行うものとする。例えば、電動車椅子とその使用者1名、介助者1名が同時に利用することが想定される場合は、積載荷重を250kg程度以上とする。
- ・使用者が単独で安全に操作できる構造とすることが望ましい。
- ・その他については、「段差解消機関連告示」の頁を参照。

18.2.3.4 種類ごとの配慮事項

18.2.3.4.1 斜行型段差解消機

- ・昇降路には、階段と区画した専用路型と共存型があり、使用者が単独で使用する場合は、安全上、専用路型が望ましい。
- ・共存型の場合は、はさまれ防止措置を講じる。
- ・改善・改修の場合等、専用路を設けるスペースがない場合は共存型とするが、階段の有効幅員の確保に留意する。

<斜行型段差解消機>



(※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい)

<設計例>



・既存施設のホール部分の階段に設置された斜行型段差解消機

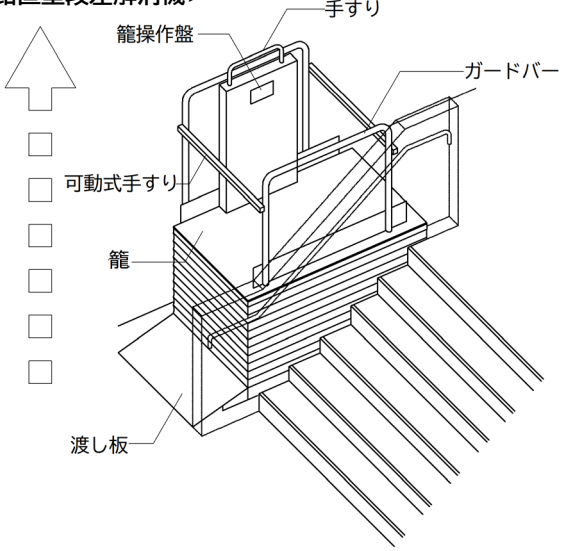


・既存施設の階段に設置した斜行型段差解消機

18.2.3.4.2 鉛直型段差解消機

- ・上部乗降場からの転落防止に配慮し、安全のための措置を講じる。
- ・昇降路と籠の床にはさまれないように、昇降路下部及び出入口には、手すり、柵、戸等の安全のための措置を講じる。

<鉛直型段差解消機>



<設計例>



・鉛直型段差解消機

■ 段差解消機関連告示

- ・ 段差解消機については、平成12年建設省告示第1413号、第1415号、第1423号等の基準による。
- ・ 「構造上主要な部分」「制御器」及び「安全装置」については、国土交通大臣の認定する構造とすることもできる。

● 図、写真	段差解消機（鉛直型）	段差解消機（斜行型）
● 関連規格・関連法規	1. ISO/TC178国際標準 IS09386-1 [2000] 2. 平成12年建設省告示 第1413号第一第九号（構造方法） 第1415号第五（積載荷重） 第1423号第六（制動装置） 等	1. ISO/TC178国際標準 IS09386-2 [2000] 2. 平成12年建設省告示 第1413号第一第九号（構造方法） 第1415号第五（積載荷重） 第1423号第六（制動装置） 等
● 構造安全基準等	上記2の告示より 定格速度15m/分以下、かつ、かご床面積2.25㎡以下 上記2の告示より 車椅子に座ったまま使用する一人乗りのエレベーター （かご内の人エレベーターの昇降の操作を行うことができないタイプ） ・ 出入口の部分を除いて、高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から7cm（出入口の幅が80cm以下の場合にあっては、6cm）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ65cm以上の丈夫な手すりを設けた部分にあってはこの限りではない。 それ以外のエレベーター ・ 出入口の部分を除いて、高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ15cm以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ1m以上の丈夫な手すりを設けた部分にあってはこの限りではない。 積載量 ① かごの床面積が1㎡以下で住戸内に設置されるもののうち、車椅子に座ったまま使用ができないもの → 900N（約90kg）以上の数値 ② かごの床面積が1㎡以下で住戸内に設置されるもの（①を除く） → 床面積1㎡につき1800N（約180kg）として計算した数値で、かつ1300N（約130kg）以上の数値 ③ かごの床面積が2㎡以下のもの（①及び②を除く） → 1800N（約180kg）以上の数値 ④ かごの床面積が2㎡を超え2.25㎡以下のもの → 2400N（約240kg）以上の数値 昇降路 ・ 高さ1.8mの壁・囲い、出入口は戸又は可動手摺を設ける。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲いまたは床との間に、人または物が挟まれる恐れがある場合、かごの下にスカートガード等を設けるか、または強く挟まれたときにかごの昇降を停止する装置を設ける場合を除く。 ・ 出入口の床敷居とかご床先端との隙間は4cm以下	

1

●構造安全基準等（つづき）

安全装置

- ・昇降行程が1 mを越える場合、戸または手摺が閉じていなければ昇降させられない装置
- ・かごを動力で折りたたむものは、かごの開閉は鍵によるものとし、人等を挟んだ時はかごの開閉を制止する装置。かご上に人等がある時は開閉できない装置・かごが着脱式のものは、かごがレールに確実に取り付けられていなければ昇降させられない装置
- ・過積載時は警報を発し、かつ運転できない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置（住戸内のみ昇降するものを除く）

制動装置

- ・動力が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する装置
- ・主索または鎖が緩んだ場合、動力を自動的に切る装置
- ・主索または鎖が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する装置
- ・終点スイッチ、ファイナルリミットスイッチ、油圧駆動のものにあっては、プランジャーストッパーを設ける。
- ・昇降路低部緩衝装置
- ・乗降口及びかご内においてかごの昇降を停止させる装置
- ・かごを油圧により動かす装置にあっては、
 - イ) プランジャーのシリンダーからの離脱防止装置
 - ロ) 電動機の空転防止装置
- ハ) かご上運転する場合、頂部安全距離1.2mを確保し、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動制御する装置

2

3

18.3 カウンター・記載台・作業台・事務机等の設計標準

18.3.1 標準的な整備内容

18.3.1.1 ハイカウンター

- ・立位で使用するハイカウンターは、身体の支えとなるよう床及び壁に固定し、必要に応じ手すりを設けることが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する場合は、ハイカウンター側に誘導する。

留意点：高齢者、障害者等への配慮

- ・カウンター等を設ける場合は、物品の受け渡し、筆記、対話等、使用する内容を考慮し、高齢者、障害者等が使用しやすい形状や設置位置とすることが望ましい。
- ・机上の照度を十分に確保することが望ましい。ただし、障害によっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がより望ましい。なお、スポットライトは避ける。

留意点：杖・傘ホルダーの設置

- ・カウンターには、杖や傘を立てかけられるくぼみ、又は杖ホルダー等の備品を設けることが望ましい。

<設計例>



18.3.1.2 ローカウンター

- ・立位で使用するハイカウンターには、高齢者、障害者等が使用できるローカウンター等を併せて設ける。
- ・カウンター等の下端の高さは65～70cm程度とし、上端の高さは70～75cm程度とする。
- ・カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm以上とする。

留意点：カウンター前面のスペース

- ・車椅子使用者が接近しやすいように、カウンター等の前面には車椅子使用者が転回できるスペースを設け、また、床面は水平であることが望ましい。

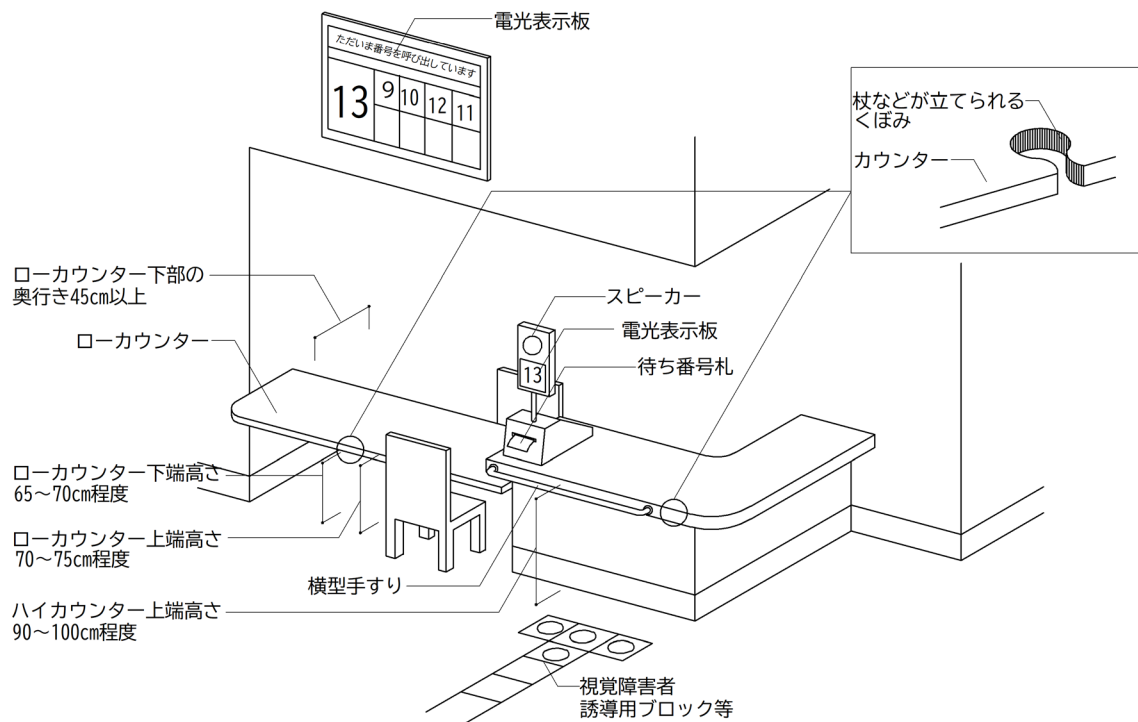
18.3.1.3 案内表示

- ・聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して、官公署、銀行、病院、薬局等で呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設ける。
- ・電光表示板等については、17.2.1.1 文字情報による情報伝達設備を参照。
- ・筆談ボードやコミュニケーション支援ボード、筆談が可能なタブレット端末等を常備した案内所等のカウンターには、「筆談で対応します。」「聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」という案内や筆談等の支援に関する表示（耳マーク、手話マーク・筆談マーク等）を設置する。
- ・耳マーク、手話マーク・筆談マーク等については、第3章 3.2.1 全ての建築物に共通する支援の例を参照。

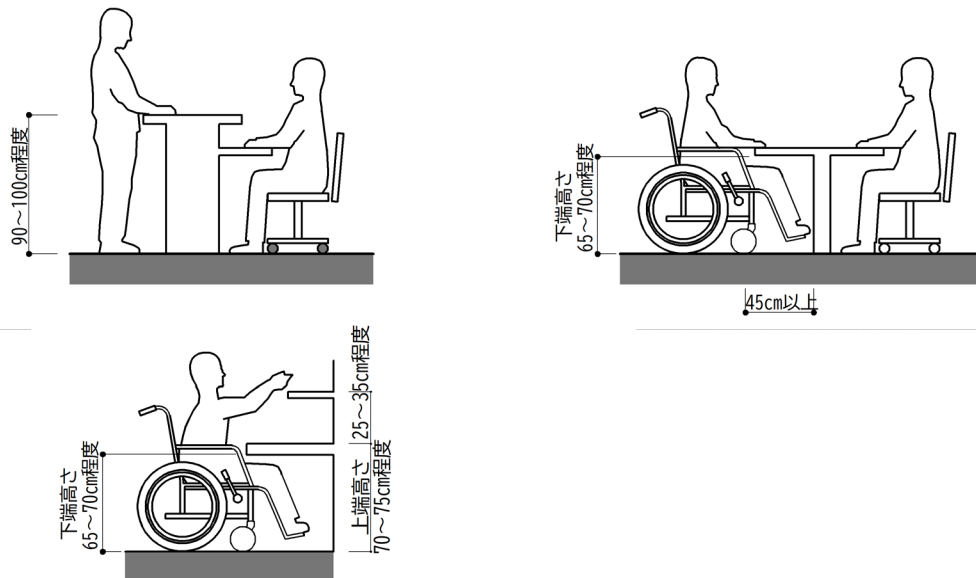
留意点：IT技術の活用

- ・スマートフォンやタブレット端末向けのアプリには、タッチペン等で文字入力を行う、音声を文字に変換する（逆も対応可能）等、聴覚障害者等とのコミュニケーションに有効なものがある。
- ・こうした備品の準備とあわせて、充電等が可能な環境の整備等を行うことが望まれる。

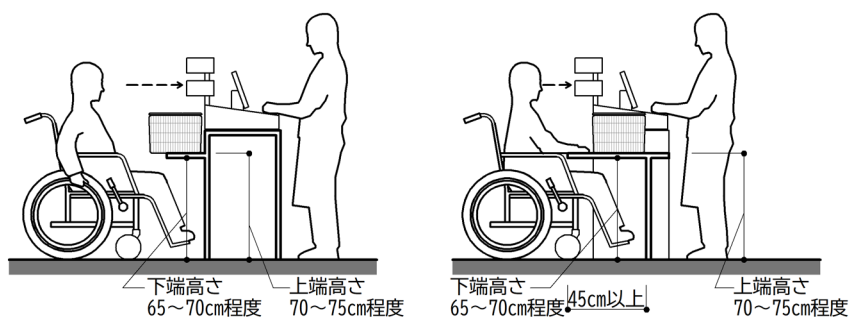
<カウンターの標準モデル>



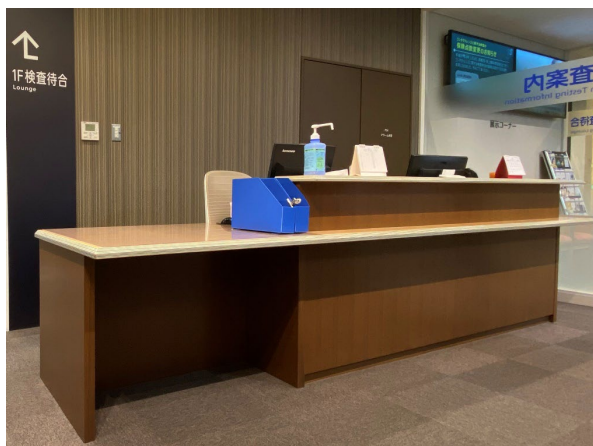
<カウンター・記載台の例>



<会計カウンターの例>



<設計例>



- ・立位のカウンターの横に設けられた、ローカウンター（医療施設の受付）



- ・立位のカウンターの横に設けられた、椅子に座って利用できるローカウンター（薬局の会計）
- ・ハイカウンターには杖を立てかけるくぼみが設けられている。



- ・子供や車椅子使用者にも使いやすい高さのカウンター



- ・車椅子使用者の膝が入るように設計されたローカウンター



- ・立位のカウンターの横に設けられた、ローカウンター（商業施設のインフォメーション）



- ・立位のカウンターの横に設けられた、ローカウンター（旅館のフロント）



- ・理容所の会計に設けられたハイカウンターとローカウンター（下端高さ：65cm、上端高さ：75cm）

18.4 水飲み器・自動販売機、発券機（番号札、食券等）、ATMの設計標準

18.4.1 標準的な整備内容

18.4.1.1 空間の確保

- ・水飲み器、自動販売機、発券機、ATM（現金自動取引装置）等の周辺には、車椅子使用者が接近できるスペースを確保する。
- ・車椅子使用者が接近できるスペースは、水平とし、その幅及び奥行きは150cm以上とすることが望ましい。
- ・水飲み器には、杖や傘を立てかけるフック等やベンチ、荷物を置くことのできる台等を設けることが望ましい。

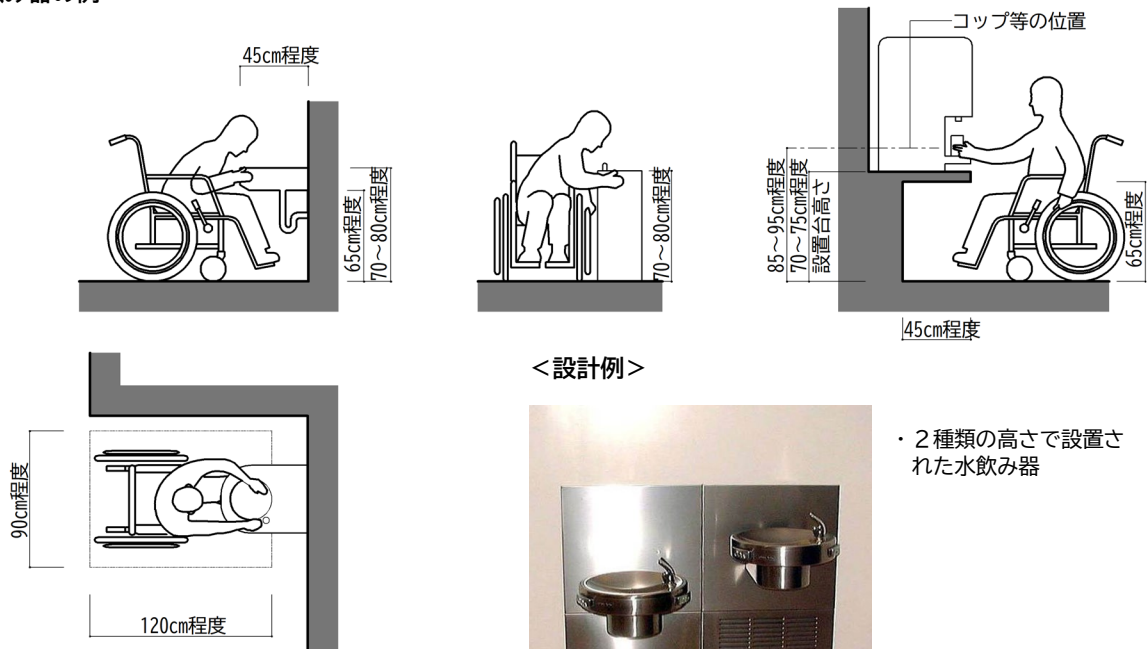
18.4.1.2 水飲み器

- ・水飲み器の高さは、70～80cm程度とすることが望ましい。
- ・水飲み器の下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・水栓金具は、光電管式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のものとは手動式のものを併設することが望ましい。
- ・セルフサービスの給水器等の設置台の高さは、床から70～75cm程度、コップ等の高さは床から85～95cm程度とすることが望ましい。
- ・セルフサービスの給水器等の設置台の下部スペースの奥行きは、45cm程度とすることが望ましい。

留意点：押しボタン

- ・セルフサービスの場合の給水器では、押しボタン等は、視覚障害者にわかりやすい色や形とすることが望ましい。

<水飲み器の例>



18.4.1.3 自動販売機、発券機、ATM（現金自動取引装置）

18.4.1.3.1 共通事項

- ・自動販売機、発券機、ATM（現金自動取引装置）等のボタンや操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、照明等に配慮したものとする。
- ・金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとするのが望ましい。
- ・金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差のある縁取りなどにより識別しやすいものとするのが望ましい。

留意点：金銭投入口等

- ・金銭投入口や釣り銭受け等は、大きいものがあると使いやすい。また、料金表示等も大きく読みやすい文字や色を採用するのが望ましい。

18.4.1.3.2 自動販売機

- ・自動販売機は、金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ60～100cm程度の範囲に納まるものを選ぶのが望ましい。
- ・自動販売機の操作性については、JIS S 0041を参照。

留意点：操作面の見やすさ

- ・操作面が斜めになっている自動販売機では、車椅子使用者等が低い位置から利用する場合に、照明の反射で見づらいことがないように配慮するのが望ましい。

<自動販売機の例>



- ・車椅子使用者に配慮した自動販売機スペース（前面の通路幅：約130cm）



最上段の飲料のボタン

- ・車椅子使用者に配慮した自動販売機
車椅子使用者が押しやすい高さに最上段の飲料のボタンが設けられ、紙幣投入口、コイン投入口、おつり返却口はすべて車椅子使用者が利用しやすいよう床から100cm以内の高さになっている。また飲み物の取り出し口は自動で開閉する仕組みになっている。

18.4.1.3.3 発券機

- ・番号札、食券等の発券機は、操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ60～100cm程度の範囲に納まるものを選ぶことが望ましい。
- ・卓上に設置する発券機の設置台の下部には、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。

<発券機の例>



・車椅子使用者の膝が入るよう卓上に設置された発券機



・車椅子使用者が使いやすい高さの発券機（番号札）

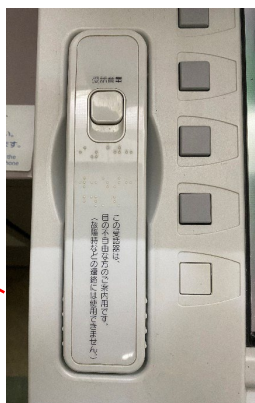
18.4.1.3.4 ATM

- ・ATMは操作部分への車椅子使用者の接近しやすさ（足元のスペース確保）や、見やすさ（画面への映り込みの防止）
- ・タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとすることが望ましい。
- ・視覚障害者等の利用に配慮し、ATMの操作部分には点字を併記するとともに、音声案内による操作が可能なハンドセットを設けることが望ましい。

<ATMの例>



・車椅子使用者が手すりを掴み、体を引き寄せて操作できるATM。ATMの上部照明はグレアカットルーバーを採用



・視覚障害者の方のご案内用受話器（ハンドセット）



・車椅子使用者が身体を引き寄せやすいよう、操作機の左右にハンドグリップを装備したATM

18.5.1 標準的な整備内容

- ・コンセントの中心高さは、床から40cm程度とする。
- ・スイッチ類（特殊なスイッチを除く）の中心高さは、110cm程度（ベッド周辺においては80～90cm程度）とする。

- ・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。
- ・スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとする。

- ・建築物内の同一の用途のスイッチ等は、統一した設置高さ、設置位置、デザインとすることが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、望ましくない。
- ・視覚障害者等にわかりやすいよう、プッシュ型スイッチ等は、オン（音声）・オフ（音無し）の使い分けや上下配置等の工夫をすることが望ましい。

立位使用者も考慮した高さとする。
鍵は上下2ヶ所に設ける等、工夫する。

インターホン、モニター
スイッチ・押しボタン、
室内外のカードスイッチ

110cm程度

80～90cm程度

ベッド周辺のスイッチ、
コンセント等

40cm程度

コンセント（電動車椅子の充電用を含む）
電話・アンテナ

- ・床から約40cmの高さに設けられたコンセント、床から約100cmの高さに設けられたスイッチ



- ・電動車椅子のバッテリー充電のため、床から約40cmの高さに設けられたコンセント



- ・床から110cmの高さ（中心高さ）に設けられた戸の施錠・解錠装置、インターホンのモニター、空調スイッチ

第3章 ソフト面の対応

1. ハードとソフトの相互補完

- 建築主等は、高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、ハードとソフトの両面から利用者の支援に取り組む必要があります。
- また従業員等関係者によるソフト面の適切な対応が必要であることに鑑み、施設管理者・事業主は、その従業員等の関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう教育訓練を実施する必要があります。

1.1 高齢者、障害者等のニーズへの理解とハード・ソフト両面の支援

- ・ 全ての人に使いやすい建築物を整備し、管理運営していく上で重要な点は、高齢者、障害者等のニーズ・障害特性への理解と、ハード・ソフト両面の支援の実施である。
- ・ 全ての人に使いやすい建築物は、移動経路や利用居室等の建築的な対応によるハードの整備だけで達成されるものではない。建築物を利用するためには、ハードとソフトの両面からの支援が必要であり、整備された建築物をより利用しやすくする運営管理・人的対応等のソフト面の工夫を建築主等が行うことが重要となる。
- ・ ソフト面の工夫として、高齢者、障害者等の道路等から利用居室等への円滑な移動・施設の円滑な利用のための人的配置（案内・誘導の実施、筆談・手話通訳の実施等）、コミュニケーション支援のための備品や福祉用具の貸出し等による支援、建築物のバリアフリー対応に係る情報提供等を総合的に計画することが考えられる。
- ・ 補助犬を利用している方々の施設利用についても、十分に理解し、配慮する必要がある
- ・ 児童や知的障害者等の利用が想定される場合には、その利用支援にも留意する必要がある。
- ・ 非常時の安全対策には、建築・設備の配慮に加えて人的サポートも包含した、総合的なバリアフリー対応の観点に基づく情報伝達・避難システムを構築することが有効である。
- ・ 整備された建築物が適切に機能するよう、維持管理することが重要である。施設使用開始後に、利用者のニーズが増加したり多様化したりすることから、利用者の意見を聞き、必要に応じてハードとソフトの取り組み内容を改善することを考える。

1.2 従業員等に対する教育訓練の実施

- ・ バリアフリー対応を実現していく上で重要な点は、建築主等と従業員等の理解である。
- ・ 障害に対する理解、物理的なバリアフリー対応と人的なバリアフリー対応の組み合わせ方、ニーズの異なる利用者への適切な対応を図るためには、従業員等への教育が重要である。
- ・ 建築主等は、外国人を含む従業員等が、高齢者、障害者等の利用者特性やニーズ、バリアフリー対応の必要性、当該施設における物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、どのような備品があるか、又その使い方等を十分理解するよう、接遇に関するスタッフ研修を行う。
- ・ 高齢者、障害者等と共に行う体験学習（ワークショップ）等を通して、建築主等と従業員等が、利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することも有効である。
- ・ 従業員等によるサービスのばらつきを防ぐため、統一的な対応のための接遇マニュアルを作成し、活用することも有効である。

留意点：高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル 宿泊施設編

- ・観光庁では、観光関連事業における“ユニバーサルツーリズム”への対応必要性の増加を受け、高齢の方や障害のある方などを宿泊施設に迎えるための取組みの第一歩につながる、基礎的な内容を整理したマニュアルを平成30年3月に発行した。
- ・このマニュアルでは、ユニバーサルツーリズムの必要性、障害ごとの特性と対応（障害の特性、日常生活で感じる不便、コミュニケーションの基本）、シーンごとの接遇のポイントが、わかりやすく示されている。
- ・令和6年11月、令和7年2月に改訂され、「障害者差別解消法」の情報更新、「旅館業法」について追記された。
- ・<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001845444.pdf>

留意点：発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック

- ・国土交通省では、公共交通機関、公共施設、商業施設などの建築物、公園や駐車場などで利用者に接する方々が、発達障害、知的障害、精神障害のある利用者の困難さを理解し、状況に応じて、適切な対応をするためのポイントを記載した参考書である「発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」（平成27年度改訂）を発行している。
- ・このハンドブックには、本ハンドブックの目的、障害の理解、基本の応対（コミュニケーション、パニック時、緊急時・異常時）、場面ごとの応対、トラブル時の応対、参考資料が示されている。
- ・<http://www.mlit.go.jp/common/001130223.pdf>



■障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について

全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が2022（令和4）年5月25日に公布・施行された。

なお、本法の成立に際しては、衆議院において附帯決議が付されている。

図の出典：内閣府HP

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku.html>

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）概要
（令和4年法律第50号）

目的（1条） 全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得・利用・円滑な意思疎通が極めて重要 障害者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する	※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（2条）
基本理念（3条） 障害者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項 ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）	
関係者の責務・連携協力・意見の尊重（4条～8条） ・国・地方公共団体の責務等（4条）※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う ・事業者の責務（5条） ・国民の責務（6条） ・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力（7条） ・障害者等の意見の尊重（8条）	
基本的施策（11条～16条） (1) 障害者による情報取得等に資する機器等（11条） ①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援 ②利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援 ③関係者による「協議の場」の設置 など (2) 防災・防犯及び緊急の通報（12条） ①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進 ②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など (3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策（13条） ①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上 ②事業者の取組への支援 など	(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報（14条） ①国・地方公共団体について ②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮 (5) 国民の関心・理解の増進（15条） ①機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など (6) 調査研究の推進等（16条） ①障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

○障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示（9条）
 ○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等（10条）

※施行期日：令和4年5月25日

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結（2014（平成26）年1月20日）に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、2016（平成28）年4月1日から施行された。

① 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」

また、国・都道府県・市町村等の役所や、会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で事業者による障害のある人への合理的配慮を提供することが義務化されている。

障害者差別解消法では、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として、バリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化等の実施（事前的改善）が求められている。

3 合理的配慮 (3) 環境の整備との関係

法は、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための不特定多数の障害者を主な対象として行われる事後的改善措置（施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）を、環境の整備として行政機関等及び事業者の努力義務としている。環境の整備においては、新しい技術開発が投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、ハード面のみならず、職員に対する研修や、規定の整備等の対応も含まれることが重要である。

障害を理由とする差別の解消のための取組は、法や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等不特定多数の障害者を対象とした事前的な措置を規定する法令に基づく環境の整備に係る施策や取組を着実に進め、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要である。

環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html



■ バリアフリー整備を活かすソフトな取り組み事例 さいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティア

① 経緯

さいたま新都心では1997（平成9）年2月、全国に先駆け「さいたま新都心バリアフリー都市宣言」を行い、学識者・障害者団体等を含めた委員会での検討を経て、公共施設及び民間施設の各整備主体と連携し、ハード面のバリアフリー化を推進するとともに、ソフト面ではまちづくりボランティア活動によるバリアフリー化を推進することとなった。

ボランティアは「バリアフリーまちづくり」として公募により選考され、事前講習を受けて、2000（平成12）年の街びらきとともにボランティア活動を開始しており、現在（2012）はスタッフ4名（常時2名の2交替）を中心とし、61名のボランティアが活動している。

② 活動拠点

スタッフ及びボランティアは、けやきひろば1階の「ふれあいプラザ」（利用時間10時～18時、12月29日～1月3日を除き無休）に待機しており、依頼があった際には街の案内や身体の不自由な方のサポートを実施している。なお、ふれあいプラザには、休憩室があり、大人用ベッドの他、乳幼児連れ利用者のための設備として「おむつ替え台」、「授乳コーナー」、ミルク調乳用のお湯と電子レンジが利用可能となっている。また、車椅子、ベビーカー、音声誘導端末の貸出しも無料で実施している。

③ 主な活動内容

イ 高齢者や障害者へのサポート

さいたま新都心を訪れる高齢者や障害者の方々へのサポートを行っており、市内のみならず、県外からも、ホームページや口コミで情報を入手して利用される方もいる。

ロ イベントの実施・協力

けやき広場を活用し、誰もが安心して楽しめるような様々なイベントを企画し、実施している。

毎月水曜日に開催される歌声ひろば活動は、懐かしい童謡や唱歌を演奏に合わせて歌うイベントで、500人を超す参加者があり盛り上がりを見せている。

また、七夕飾り活動では、さいたま新都心駅前を中心にボランティアの手作りにより、七夕の飾り付けを行っている。ボランティア利用者、ふれあいプラザ利用者、イベント参加者、近隣の小学校や高齢者、障害者施設の方等の多数の方が書いた短冊をさいたま新都心に飾り付けることにより、まちの賑わいを演出している。

ハ 小学生のバリアフリー社会科見学の対応、体験学習への支援

さいたま新都心には、合同庁舎やスーパーアリーナも立地していることから、社会科見学に訪れる小学校が多く、これら見学への対応においてバリアフリーのまちづくりの取り組みも紹介している。

「バリアフリー」について学習するようになると、学習を深めるためにバリアフリー疑似体験が活用されることも多い。「バリアフリーまちづくりボランティア」では、学校側の目的や実施時間の希望等を踏まえ、バリアフリーに関する理解が高まるようにプログラムのアレンジも行っている。また、見学等に関するボランティアのための共通マニュアルの作成や研修も実施し、スキルアップに努めている。

2011（平成23）年度の実績では、小中学校129 団体（市内89、市外40）が利用した。

ニ インターネットによる情報発信

ふれあいプラザのホームページを設け、活動内容等に関する情報発信を行っている。

④ 実績

街びらきからの約12年間でボランティア利用者数は延べ約9万人（2000（平成12）～2012（平成24）年3月）となり、2011（平成23）年度の利用団体数は151 団体、利用者数は4,000人となっている。



2. 事前の情報提供・予約時の工夫

○ 全ての人に使いやすい建築物の整備を図るためには、施設管理者・施設運営者等が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要です。

- ・高齢者、障害者等が施設を利用する際には、事前に自らが様々なバリアフリーに配慮した施設情報等を確認した上で、障害特性や利用目的等のニーズに応じて、利用できるかを判断し、施設を選択することが必要となる。
- ・そのためには、施設管理者・施設運営者等が以下の内容について、ホームページ等での情報提供を行うことが有効である。
 - ・施設全体のバリアフリー化状況と備品等の貸出し状況
 - ・車椅子使用者用便房の有無・設置数やその寸法等、その他の便房の大きさや各便房が有する設備
 - ・車椅子使用者用客室の有無・設置数やその寸法等（ホテル又は旅館）
 - ・車椅子使用者用客席の有無・設置数やその寸法等（劇場、競技場）
 - ・ベビー休憩室の有無・設置数、設備
 - ・出入口の有効幅員（店舗等）
 - ・可動式の椅子席の有無（飲食店舗）
 - ・聴覚障害者集団補聴システムの設置（または貸し出し）の有無
 - ・人的対応等のソフト面の基本的な情報

留意点：事前の情報提供

- ・全ての人々が安心して利用できるよう、施設の特性に応じて、可能な限りウェブサイト等により事前提供することが求められる。
- ・設備の具体的な状況には、設備の概要をわかりやすく示すほか、写真等によって視覚的にわかりやすく伝えることも有効である。（ウェブアクセシビリティに配慮）
- ・大型ベッドやオストメイト用設備等が、当該建築物の便房にない場合は、近隣の公共的施設等の情報にも容易にアクセスできるよう工夫することが望ましい。

- ・情報提供手段（パンフレット、ホームページ等）、問い合わせ方法（電話、FAX、Eメール、ホームページの問い合わせ欄等）、予約方法（電話、FAX、Eメール、ホームページの通信欄等）については、複数の手段を組み合わせることが重要である。
- ・ホームページ等によるバリアフリーに配慮した施設やサービス等に係る十分な事前情報提供と、予約時及び来訪時のコミュニケーションの充実を図ることは、実際の利用時のトラブルの回避につながる。
- ・情報を発信する場合には、情報が煩雑にならないよう、情報の見つけやすさ、わかりやすさに配慮することが大切である。また例えば、「段差がある」「設備や備品等がある」といった情報は高齢者、障害者等が施設の利用可否を判断する上で重要な情報となる。
- ・高齢者、障害者等が施設を予約する際には、従業員・職員（以下：従業員等という。）は、どのような配慮を必要とするかについて確認するほか、どのような備品の貸出しや人的対応が可能か等について、Eメールや電話等の手段で説明、又は提案する等、十分なコミュニケーションを図る。
- ・建築主と設計者は、バリアフリー対応に必要な情報提供項目を十分、理解・意識した上で、建物供用後に施設管理者が利用者に対して適切な情報の提供ができるよう留意しながら、計画・設計に取り組む必要がある。
- ・また、施設のバリアフリー対応の質を高めるためには、利用者のニーズを継続的に把握・蓄積し、改善や改修につなげ、ソフト面の工夫、情報提供内容の充実に活かしていくことが重要である。

＜バリアフリー対応に係る情報提供項目の例（共通）＞

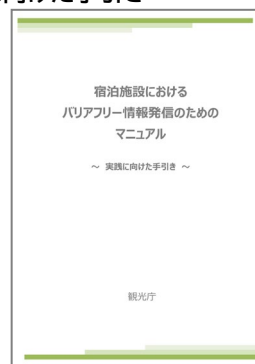
対象者	必要な情報の例
① 高齢者	・エレベーター、エスカレーターの有無 ・ベンチや休憩スペースの有無 等
② 肢体不自由者、車椅子使用者	・車椅子使用者用便房の有無、位置 ・車椅子使用者用駐車施設の有無、数 ・車椅子使用者用客席（及び同伴者用の客席又はスペース）の有無、数、位置 ・段差の有無 ・エレベーターの有無 ・スロープの設置有無 ・出入口扉の種別 等
③ 視覚障害者	・視覚障害者誘導用ブロックの有無 ・点字案内の有無 ・音声案内装置の有無 ・点字メニューの有無（飲食店） 等
④ 聴覚・言語障害者	・筆談ボードの有無 ・聴覚障害者用集団補聴装置の有無 ・手話対応者の有無 等
⑤ 内部障害者	・オストメイト対応トイレの有無、位置 ・ベンチや休憩スペースの有無 等
⑥ 知的障害者	・コミュニケーション支援ボードの有無 ・ベンチや休憩スペースの有無 等
⑦ 発達障害者	・コミュニケーション支援ボードの有無 ・ベンチや休憩スペースの有無 等
⑧ 精神障害者	・ベンチなど休憩スペースの有無 等
⑨ 妊婦・乳幼児連れの利用者	・おむつ交換台の有無、数、位置 ・ベビー休憩室の有無、数、位置、設備 ・乳幼児用設備を有する便房の有無 ・こども用便器の有無 ・エレベーターの有無 等
⑩ 外国人	・多言語対応案内の可否 ・多言語メニューの有無（飲食店） 等
⑪ その他	・案内所の有無 ・案内スタッフの有無 ・介助スタッフの有無 等

留意点：宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル ～実践に向けた手引き～

・観光庁では、高齢の方や障害のある方が宿泊施設を利用できるかどうかを事前に判断することができるよう、宿泊施設がバリアフリー情報の発信に取り組む実践に向けた手引きとして、情報発信の必要性や取組みの方法を整理したマニュアルを平成30年8月に発行した。

・マニュアルでは、バリアフリー情報発信の必要性、宿泊施設の情報に対するニーズ、バリアフリー情報発信のポイントがわかりやすく整理されているほか、巻末資料として、宿泊施設のセルフチェック・情報収集のための『チェックシート』が添付されている。

・ <https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001250789.pdf>



3. 利用者特性に応じたソフト面の対応

- 全ての人に使いやすい建築物の整備を図るためには、利用者の特性に応じ、障害者等とのコミュニケーション方法に配慮するとともに、備品の貸し出し等を行う必要があります。

3.1 コミュニケーション

- ・施設管理者、施設運営者、従業員等は、敷地内及び施設内での高齢者や車椅子使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供とコミュニケーション方法に配慮する。
- ・案内・誘導等の際には、同行者や介助者に話しかけるのではなく、ご本人としっかりと意思疎通を図る。
- ・案内・誘導等の際には、3.2.1以降のような配慮があることが望ましいが、心身機能や障害の程度、必要な支援は、ひとりひとり異なることから、勝手な思い込みや判断をせずに、どのような支援が必要かを丁寧に確認する。
- ・また、支援を押し付けず、積極的な声かけとコミュニケーションを図ることも重要となる。求められていることをしっかりと把握し、適切な対応を心がける。
- ・安全面で配慮が必要な場合や、利用者の状況やヘルプマークの携帯等により何らかの支援を必要としていることに一早く気づき、利用者に「何かお手伝いすることはありますか」等、声をかけて支援の有無を確認することも必要である。
- ・一方で高齢者、障害者等であるからといって、あらゆる支援が必要なわけではない。自主的な行動を尊重し、支援が必要ない時は、見守ることが必要となる。

留意点：ヘルプマークについて

- ・ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている方々が、そのことを周囲の方に知らせることができるマークである。
例) 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠中の方等
- ・2017年7月に、JIS Z 8210（案内用図記号）が改正され「ヘルプマーク」が追加された。
- ・2021年10月末現在、東京都のほかに1道2府43県でヘルプマークが活用されている。



助けのしるし「ヘルプマーク」のポスター
(東京都)

<https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/helpmarkforcompany/index.html>

3.2 備品等の貸出し

- ・施設の利用に際する、高齢者、障害者等のそれぞれの特性に対応するため、ソフト面の工夫として、移動・情報伝達・コミュニケーション支援等の補助のための備品の貸出し等を行う。
- ・貸出し備品等を利用しやすい環境をつくるため、利用者に対する貸出し備品リストの提供等を行う。
- ・貸出し備品は工事を伴う改修と比較して安価に準備できるものも多く、新築時での準備のみならず、既存建築物においても、積極的に活用していくことが望ましい。
- ・次頁以降に利用者の特性に応じた支援の例を示す。

3.2.1 全ての建築物に共通する支援の例

共通

- ・建築物の出入口付近に、来客に対応できる従業員等（案内係・受付係・ドアマン等）を配置する。
- ・建築物の出入口付近にほじょ犬マークを表示する。

留意点：補助犬、ほじょ犬マーク

- ・目の不自由な方の歩行のサポートをする「盲導犬」、身体の不自由な方の生活のサポートをする「介助犬」、耳の不自由な方に音を知らせる「聴導犬」の3種類の犬を補助犬という。
- ・2002（平成14）年に身体障害者補助犬法が施行され、スーパーやレストラン、ホテル等、不特定多数の人が出入りする民間施設等に、補助犬同伴の受け入れが義務付けられた。
- ・ほじょ犬マークは、身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークである。



- ・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設のエレベーターにおいて、高齢者、障害者等の安全な誘導等のための人員配置等の、人的対応を行う。
- ・複合商業施設、大規模な百貨店、集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの利用者が集中することが想定されるエレベーターにおいて、車椅子使用者やベビーカーの利用者の優先に配慮した運用を行う。

留意点：商業施設等における優先エレベーター

- ・不特定多数の者が多数利用する建築物（主に大型商業施設等）では、複数のエレベーターを設置し、そのうち1以上のエレベーターに、車椅子使用者やベビーカー使用者等が優先して利用できることを乗場や出入口扉に案内表示し、より利用しやすい工夫を講じている例がある。

- ・ベビーカーマーク等を設けた優先エレベーターの例



- ・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設のエレベーターにおいて、高齢者、障害者等の安全な誘導等のための人員配置等の、人的対応を行う。
- ・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）のための備品（犬用マット、水とえさ用のボウル等）を貸し出すことができるよう、準備する。
- ・屋外に、補助犬の排泄用スペースを設けることを検討する。

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用

- ・車椅子を貸し出すことができるよう準備する。（貸出し用車椅子は、利用居室への出入りが可能な大きさのものを選ぶとともに、従業員等が、貸出し用車椅子の全幅、利用居室の出入口有効幅員等を把握しておくことも、運用上、必要である。）
- ・既存建築物等で敷地内の通路や出入口に段差がある場合には、車椅子用可搬型スロープを常備し、従業員等による支援により対応する。
- ・既存建築物でやむを得ず、主たる出入口からの入店が困難な場合は、利用者の意向を確認のうえ、段差のない別ルート（搬入口等）からの入店を案内する。
- ・車椅子使用者用駐車施設の不適正利用を防止するために、立札やカラーコーンを配置する場合、車椅子使用者が駐車する時には速やかに撤去できるように、係員への連絡手段や作業手順を決めて運営・管理を行う。
- ・車椅子使用者用駐車施設付近に、施設管理者等への連絡方法（電話番号など）を表示する。

視覚障害者等の利用

- ・法の義務付け対象とならない小規模な施設で、道等から受付カウンター又はインターホンまでの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設しない場合、視覚障害者を誘導する音声案内装置を設けない場合には、従業員等による人的誘導を行う。

1
2

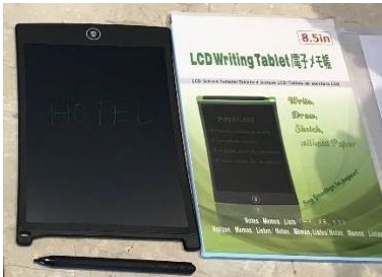
聴覚障害者等の利用

・受付カウンター等に、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、タブレット端末等を常備し、「筆談で対応します。」「卓上対話支援機器等の用意があります。」という案内や筆談等の支援に関する表示（耳マーク※1、手話マーク・筆談マーク※2等）を設置する。

- ※1 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。
- ※2 窓口、受付に設置した場合、「手話で対応します。」「筆談で対応します。」という意味のシンボルマーク。（一般財団法人）全日本ろうあ連盟が策定しており、利用のための申請等は不要である。



・筆談ボード（磁気式のメモボード）
・耳マークの表示



・筆談ボード（感圧式の液晶パネル（電子黒板））



・難聴者への筆談対応を示すマークが設置されたカウンター（受付、窓口等に設置して、聴覚障害者への対応を行っていることを示すことができる。）



留意点：タブレット端末

- ・視覚障害者等は、スマートフォン・タブレット端末等を使用しづらいため、これらの機器に頼らずに人的対応を行う必要がある場合もあることに留意する。
- ・難聴者等の利用に配慮し、会議室や劇場、競技場等の客席・観覧席、ホテル又は旅館の宴会場等には、聴覚障害者用集団補聴装置（ヒアリングループ（磁気ループ）システム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を、あらかじめ敷設、又は利用前に床上に敷設できるよう機器を準備する。
- ・聴覚障害者用集団補聴システムを利用するための事前申し込み（施設の事前準備）が必要な場合には、システムの設置や利用等について、施設案内（ホームページ等）や公演等の案内において、事前に利用者に伝える。

知的障害者、発達障害者、精神障害者等の利用

・受付カウンター等に、言葉（文字、話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮した図記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備する。（コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。）

留意点：絵記号を用いたコミュニケーション

- ・知的障害者、発達障害者は、文字が多いと情報の整理が困難となり不安になるため、コミュニケーション支援ボード等を用いて、絵記号等を指差しすることを基本とし、文字で示す場合には長文は避け、短文とすることが望ましい。

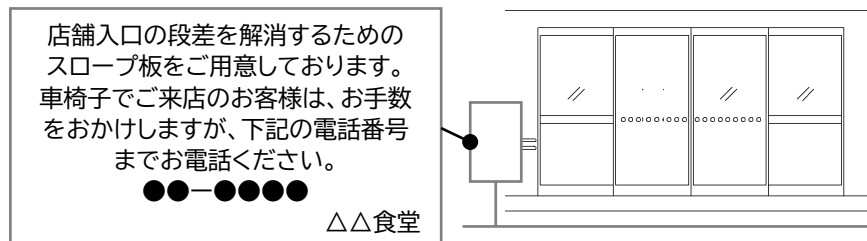
3

3.2.2 店舗

3.2.2.1 店舗における支援の例

共通

- ・来店者が入店の支援等を求めやすくなるよう、店舗内に通じる電話番号を店頭に表示する。



- ・物販店舗では、レジ付近に人的配置を行い、必要に応じて買い物支援を行う。

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用

- ・既存建築物等で敷地内の通路や出入口に段差がある場合には、車椅子用可搬型スロープを常備し、円滑に使用できるよう配慮する。その上で、車椅子使用者が店舗を利用する際には、従業員による支援により速やかに設置を行う。
- ・テナントが車椅子用可搬型スロープを設置して対応する場合もある。
- ・高齢者、障害者等の買い物やセルフサービス方式の食事の受け取り等を支援する備品を店側で準備し、貸し出す。

留意点：車椅子使用者等の買い物等を支援する備品

- ・買い物の際に、車椅子使用者が買い物かごを膝にのせることや、片手で買い物かごを支えながら車椅子を操作することは難しい。
- ・車椅子使用者の買い物等を支援する備品として、車椅子と連結して使用できる買い物用のカートや、買い物かごやセルフサービス方式等の食事を置くトレーを車椅子に固定するための備品がある。

- ・店舗・テナントビル内に車椅子使用者便房等がない場合、近隣の公衆便所にある車椅子使用者用便房等の情報を利用者に情報を提供できるよう備える。
- ・物販店舗では、手の届かない高い位置や低い位置、深さのある冷蔵・冷凍平台にある商品を取る等、買い物支援を行う。

留意点：文字の見やすさ

- ・車椅子使用者にとっては、高い位置や低い位置の棚の値札が見えづらいことがある。

- ・サービス店舗・飲食店舗で、会計カウンターでの支払いが困難である場合は、客席で会計手続きを行う。
- ・飲食店舗では、可動式の椅子席を用意し、案内する。

視覚障害者等の利用

- ・入店やサービスカウンター等の順番待ちの行列の整理においては、視覚障害者や車椅子使用者等が並びやすいようロープのレイアウト等を工夫するとともに、案内・誘導の人的対応を行う。

留意点：行列の整理

- ・視覚障害者にとって、行列の状況はわかりにくく、またロープによって制限され、行きたい場所に行くことができないことがあるので、適宜、人的対応を行う。

- ・商品名や料金表等の表示は、文字と背景色のコントラストを確保する、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすい表示とし、適切な照明位置とともに一般利用者や車椅子使用者の両者が見やすい位置（高さ）・角度に配慮したものとする。
- ・物販店舗では、定番商品の配置や商品を大きく変えた際には、視覚障害者等に口頭で丁寧に説明する。

1
2**視覚障害者等の利用（つづき）**

- ・物販店舗では、弱視者（ロービジョン）等が見づらい位置にある商品について説明する等、必要に応じて買い物支援を行う。

留意点：文字の見やすさ

- ・弱視者（ロービジョン）にとっては、値札のデジタル表示が見えづらいことや、定価とは別の位置に貼られた値引きのシール等に気づかないことがある。
- ・弱視者（ロービジョン）にとっては、セルフレジの画面が見づらいことや、操作方法の分かりづらいことがあり、従業員による人的対応が必要な場合がある。

- ・サービス店舗では、自分でサービス内容を選ぶことができるよう、墨字に点字を併記した説明書を準備する。

留意点：セルフサービスを提供する場合の整備

- ・セルフサービスのみを提供する場合には、高齢者、障害者等が操作しやすい位置にインターホン又はハンドセット、呼び鈴を設置する、若しくは見やすい位置に電話番号の表示を行い、従業員を呼び出して支援をお願いすることができるようにする。

- ・飲食店舗では、自分で料理や飲み物等を選ぶことができるよう、墨字に点字を併記したメニューを準備する。また視覚障害者等が来店した場合に従業員が円滑に接遇できるようにする。

留意点：タッチパネル式の注文システム等の導入の注意

- ・文字や画像によりメニューが示されるタッチパネル式の注文システムは、聴覚障害者等にとっては利用しやすいものである。
- ・一方、視覚障害者等には画面が見づらく操作方法が分かりづらいものであり、操作ができず使えない場合もあることに留意し、メニューの代読、食券購入の代行、注文票等の代筆、タッチパネル機器の操作代行等、人的支援を行う。

- ・会計カウンターでは、1点ずつ商品名を読み上げながらレジに打ち込む、合計金額を声に出す、お釣りの存在やカード操作機を手にとってお知らせする、支払いの際にせかささないなど、来店者に応じた対応を行う。

聴覚障害者等の利用

- ・物販・サービス店舗では聴覚障害者等からの要望を伺うために、筆談ボードやタブレット、卓上対話支援機器（雑音を除去し、話す側の声をクリアな音に変換してスピーカーから再生する機器）等を用いて対応する。
- ・飲食店舗における聴覚障害者等からの注文では、メニュー表への指差しによる対応のほか、筆談ボードやタブレット等を用いて、他の利用者と同様に細かい希望（甘口か辛口か等）を聞く対応を行う。

留意点：聴覚障害者等とのコミュニケーション方法

- ・全国銀行協会では、耳の不自由な方や外国人等、話ことばや文字によるコミュニケーションに不安のある利用者のために、銀行の代表的な取引や手続きをデザイン化した「全銀協絵記号デザイン」の使用を推奨しており、このデザインを利用したコミュニケーションボードもある。

知的障害者、発達障害者、精神障害者等の利用

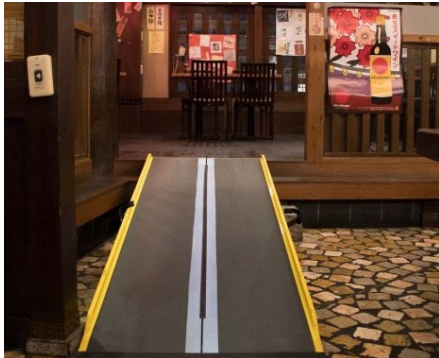
- ・飲食店舗では音や光を遮り、落ち着いて食事ができる等、多様な利用者のニーズに応じて、個室（簡易な仕切りを含む）への案内を行う。
- ・会計カウンターにおいて、現金の取扱いや従業員とのコミュニケーションに不安を有する来店者のため、十分な理解と合意の上で、現金だけでなく、ICカード、スマートフォンの決済アプリ、クレジットカード等、複数の支払い方法に対応できるようにする。

3

1

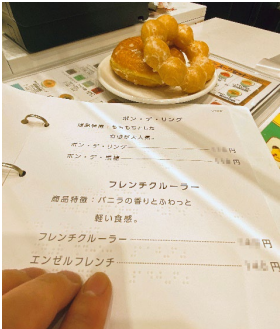
2

3.2.2.2 店舗の貸出し備品の例

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用	
店舗への 出入り	・車椅子用可搬型スロープ （既製品：テナント側で常備） ・車椅子用据え置き型スロープ （特注鉄板敷：テナント側で設置）  
店舗内の 移動	・スキップフロアの客席に上がるための車椅子用可搬型スロープ （既製品：店内において席近くに常備） ・車椅子（店舗内用） ・車椅子（店舗内用、玄関付近に据え置き）     
買い物 （物販店舗）	・買い物カートを車椅子に連結するアタッチメント  

3

1
2

視覚障害者等の利用		
店員とのコミュニケーション	・ 墨字と点字を併記したメニュー（飲食店舗） 	
聴覚障害者等の利用		
店員とのコミュニケーション	・ タッチパネル式でのサービス（飲食店舗）  （注文以外に「お皿を下げて欲しい」「注文したデザートを持ってきて欲しい」という項目も用意され、タッチパネル式の利点を最大限活用） ・ サービス内容の説明や契約等に関する手話サポートテレビ電話（サービス店舗） 	・ タブレット端末を活用した会計・対話  ・ 呼出しのための振動器 
乳幼児連れの利用		
食事	・ 乳幼児用ベッド（飲食店舗） 	

3.2.3 ホテル又は旅館

3.2.3.1 ホテル又は旅館における支援の例

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用
・車椅子使用者用客室に、入浴用椅子、シャワー用車椅子、壁掛け式折りたたみ椅子のいずれかを備える。 ・客室にシャワー用車椅子、入浴用椅子、バスボード・移乗台、浴槽滑り止め用のマット、補高便座、手すり（工事を伴わないもの）等を貸し出すことができるよう、準備する。（便房、浴室等の備品は、複数の方が同時に利用することにも配慮する。） ・浴槽の床が滑りにくいよう、貸し切り浴室に床マットを貸し出す。 ・共同の浴室や貸し切り浴室に、浴室用車椅子又はシャワーチェア等を備える。
視覚障害者等の利用
・フロント等に、点字による施設の利用案内を準備する。 ・着床階を客室カードキーで管理するエレベーターを設けている場合には、カードリーダ認識部の位置等を視覚障害者に説明する。 ・非常時の客室内での対応策や情報伝達手段及び避難誘導について説明する。 ・視覚障害者等が同伴者なく宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内する。 ・視覚障害者等が同伴者なく宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、照明や空調のスイッチ・リモコン等の位置・使い方、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明する等の配慮を行う。 ・客室に大型の表示ボタンの電話機を設置又は貸し出す。 ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設ける。
留意点：シャンプー等の触覚識別表示 ・シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格（JIS）S 0021の「高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器」に規定されている。 ・このJISでは、「洗髪料の容器には、ぎざぎざ状の触覚記号を付け、身体用（顔面及び頭髪用は除く）洗浄料の容器には、一直線状の触覚記号を付ける」とされている。 ・触覚記号を付ける箇所は主に、容器ポンプの頭頂部と胴体の側面である。
聴覚障害者等の利用
・非常時の客室内での対応策や情報伝達手段（設備・機器の説明を含む）及び避難誘導について事前に説明するための説明資料を準備する。 ・避難経路となる廊下や階段等において、夜間や停電等、十分な視認性を確保できない場合も想定し、筆談ボード（蛍光型）等と懐中電灯等、停電時の対応マニュアルを作成する等、避難誘導を容易に行うことのできるよう準備する。 ・客室に字幕表示が可能なテレビ、字幕表示ボタン付きリモコンを備える。 ・全ての客室に字幕表示が可能なリモコンを客室に備えることができない場合に、聴覚障害者等の利用時に貸し出すことができるよう、フロント等に字幕表示が可能なリモコンを準備する。 ・室内信号装置（ドアノック、ドアベルやインターホン、電話の着信、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光の点滅（フラッシュライト）や振動等により、視覚情報や体感情報として伝える機器）を貸し出す。 ・客室にタブレット端末等を貸し出す。
留意点：ホテル又は旅館におけるスマートフォン・タブレット端末、テレビ、携帯端末等の活用 ・テレビを利用して貸出し備品を表示する、客室に備えたスマートフォン・タブレット端末を利用して、フロントへの緊急連絡や問い合わせ等に文字（メール等）で対応する等の取り組みを行っているホテル等もある。 ・聴覚障害者の持つ携帯端末のメールアドレスを確認し、聴覚障害者に緊急時の情報を配信する、あるいは客室内の聴覚障害者からのフロントへの緊急連絡や問い合わせ等に対応することも考えられる。 ・スマートフォン・タブレット端末のアプリ・ソフトの他、音声データを認識することによりIoT家電の操作や情報検索等ができるAIスピーカー等の活用等、今後の技術革新、標準化も視野に入れた対応を図ることも考えられる。 ・なお視覚障害者等は、スマートフォン・タブレット端末等を使用しづらいため、これらの機器に頼らずに人的対応を行う必要がある場合もあることに留意する。

聴覚障害者等の利用（つづき）

- ・ 難聴者等の利用に配慮し、宴会場等には、ヒアリンググループ（聴覚障害者用集団補聴装置）等を、あらかじめ敷設、又は利用前に床上に敷設できるよう機器を準備する。
- ・ 聴覚障害者用集団補聴システムを利用するための事前申し込み（施設の事前準備）のために、システムの設置の有無や利用等について、施設案内（ホームページ等）において、事前に利用者に伝える。

知的障害者、発達障害者、精神障害者等の利用

- ・ 多様な利用者に配慮し、フロント等に高齢者、障害者等に、室内の設備の使い方や備品の配置等を表示したわかりやすいイラスト入りの解説図等を準備する。

3.2.3.2 フロント・ロビー等における使用備品又は貸出し備品例

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用

館内移動

- ・ 車椅子（施設内用）



- ・ 車椅子用可搬型スロープ



- ・ 車椅子（施設内用）及び杖（玄関付近に据置きした場合、直ぐに使用可能）



- ・ 車椅子用可搬型スロープ



3.2.3.3 客室内便所等における貸出し備品例

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用			
便所・浴室等の出入り	・ 段差解消のための据置きスロープ  設置前 → 設置後		
便座への移乗補助	・ 組立固定式の据置形手すり  ※これ以外に着脱式手すり、床に置く据置形手すり等がある。	座位を保つための姿勢の安定の補助、便座への移乗補助	・ 腰掛便座の背もたれ ・ 着脱式手すり 

留意点：便房や浴室等における着脱式等の手すりの扱い

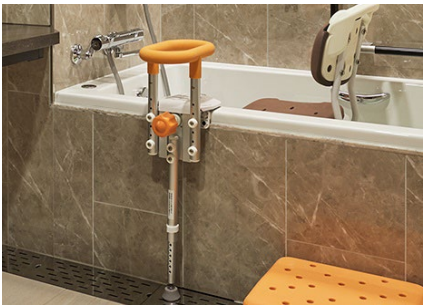
- ・ 手すりには、着脱式手すり、工事を伴わない組立固定式の据置形手すり、床に置く据置形手すり等がある。
- ・ 着脱式等の手すりについては、手すり使用時の安全性確認が必須であり、従業員による準備のしやすさ等に配慮されたものを確認した上で、一般客室等に取り付けることができる。
- ・ 着脱式等の手すりのみで構成される便房については、法に基づく車椅子使用者用便房の場合には適さない。



・ 着脱式手すり

1
2

3.2.3.4 客室内浴室又はシャワー室（浴室等）、共用浴室における貸出し備品例

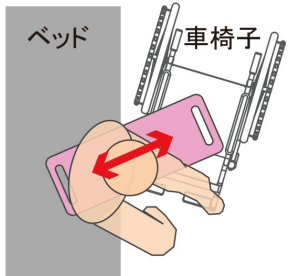
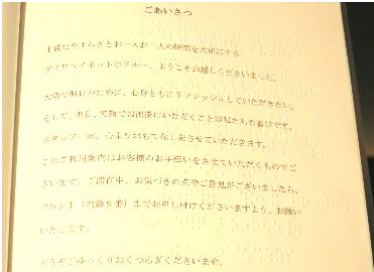
高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用			
浴室等への出入り	・シャワー用車椅子（自走式） 	・シャワー用車椅子（トイレ兼用型） 	
座って身体を洗う	・入浴用椅子（背もたれ有り） 	・入浴用椅子（背もたれ無し） 	
浴槽への出入り	・入浴台（バスボード、浴槽滑り止めマット） 	・浴槽内椅子、浴槽滑り止めマット 	
	・入浴台（移乗台） 	・浴槽用手すり 	

3

1

2

3.2.3.5 客室内ベッドルームにおける貸出し備品例

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用			
客室内への出入り	・上り框用の据え置き型のスロープ（取り付けに際し工事を伴わないスロープ。普段は横の押し入れに収納）	  	設置前 設置後 押入への収納状況
就寝	・利用者の要望に応じて設置するベッド（通常は布団敷き）	ベッドへの移乗	・ベッド用補助手すり   ・車椅子からベッドへの移乗の際に使用するスライディングボード（体位変換用ボード） 
設置前  設置後 			
視覚障害者等の利用		補助犬ユーザーの利用	
施設利用案内の把握	・点字を併記した施設利用案内 	補助犬用用具	・補助犬用マット、水と餌用のボウル 

3

1
2

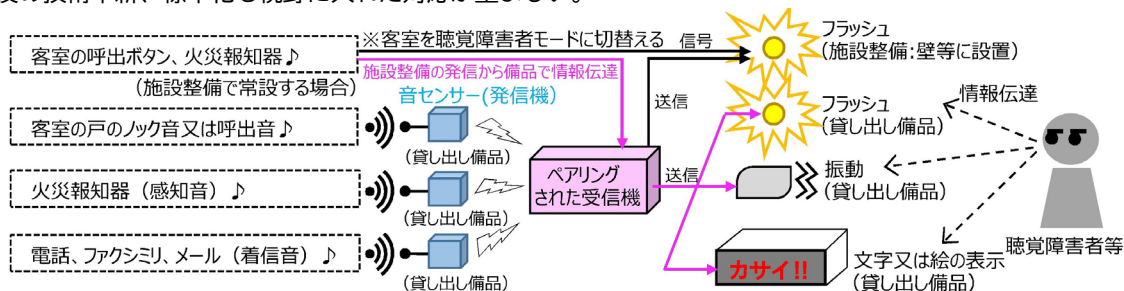
3.2.3.6 客室内の情報伝達設備の貸出し備品例

聴覚障害者等の利用		
来客、電話、呼出し、非常時のお知らせの情報伝達	・室内信号装置（貸出し） 	・室内信号装置（施設整備） ※左の貸出し備品からの送信でも使用可能  
	・室内信号装置（貸出し） 	
	・ドアノックセンサー（貸出し） 	・文字と絵の表示（貸出し） 
フロント等との連絡、情報伝達	・タブレット、スマートフォン 	・タブレット（客室内設備のコントロール機能付き） 

3

留意点：室内信号装置のしくみ（聴覚障害者等への対応イメージ）

- ・ドアのノック又は呼び出し、火災報知器、電話・携帯メール等の各箇所に貸し出しの発信機を設置し、感知した情報を受信機が受け取り、光（フラッシュライト）・文字又は絵表示等の視覚情報や振動等の体感情報で伝達する。
- ・目覚し時計、ドアベル、電話のほか、乳児の泣き声、ファクシミリの受信音などを感知し、照明器具（フラッシュライト、回転灯、スタンドを含む）や振動器を作動させる装置の検討も望ましい。
- ・屋内信号装置の技術は発展途上にあり、まだ統一化・規格化もされていないため様々な方法が採用されている。今後の技術革新、標準化も視野に入れた対応が望ましい。

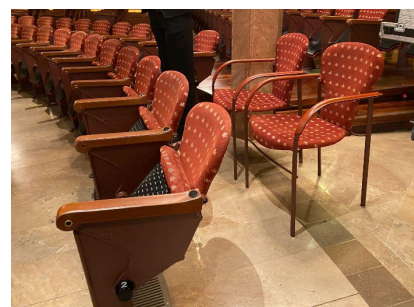


3.2.4 劇場・競技場等

3.2.4.1 劇場・競技場等における支援・貸出備品の例

高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用

- ・長時間の観劇・観戦等に配慮した可動椅子を同伴者用の客席（スペース）に設置する。
- ・介助者等が複数いる場合に同伴者用の客席（スペース）を車椅子使用者の隣や近くに確保する等、運営上、柔軟な対応を行う。
- ・仮設の車椅子使用者用客席を設ける場合には、仮設の同伴者用の客席（スペース）も設ける。



・客席と同じデザインの同伴者用の可動椅子の例（写真右、海外の事例）

視覚障害者等の利用

- ・演劇のあらすじや舞台装置、衣装等に関する事前説明を行う。
- ・スマートフォン・タブレット端末や専用の機器を用いて、演劇や映画等の音声ガイド（主音声だけではわかりにくい人物の動作や情景などの解説）を行うしくみを導入する。

聴覚障害者等の利用

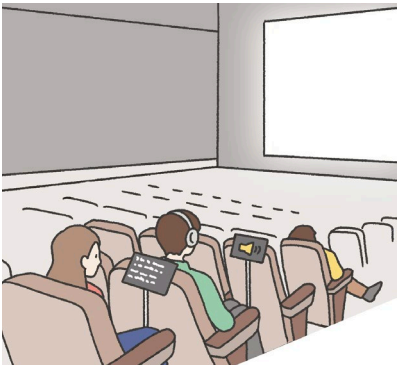
- ・講演や会議、スポーツ等のイベントの際に、手話通訳やパソコン要約筆記を行う。（パソコン要約筆記には、4名分の作業台が必要である。）

※パソコン要約筆記：音声をパソコンに文字入力し、内容を文字情報としてスクリーン・ディスプレイに表示するもの

- ・文字情報（字幕）や手話通訳者の画像を表示できるよう、電光掲示板やスクリーン・ディスプレイ等を備える。
- ・文字情報（字幕）を表示する小型ディスプレイ等を備えた客席を設置する。
- ・広い会場で文字情報（字幕）や手話通訳者の画像の表示を行う場合に、画面を拡大する等の配慮を行う。
- ・スマートフォン・タブレット端末や専用の機器を用いて、演劇・コンサート・映画等の字幕表示や音声による解説等を行うしくみを導入する。
- ・アンテナ線を床上に敷設するタイプのヒアリングループ（磁気ループ）システムを備える。
- ・聴覚障害者用集団補聴システムの設置の有無や利用案内について、施設案内（ホームページ等）において利用者に伝える。



・パソコン要約筆記のイメージ>



・スマートフォン・タブレット端末や専用の機器を用いた字幕表示や音声による解説のイメージ

参考：（公社）全国公立文化施設協会の取組

- ・（公社）全国公立文化施設協会では、劇場・音楽堂等共生社会推進情報サイトを開設し、「劇場・音楽堂等がすべての人に開かれた広場となるために」をスローガンに劇場・音楽堂等の設置者、運営者、利用者、芸術団体等に情報提供等を行っている。

https://www.zenkoubun.jp/barrier_free/

- ・さらに劇場・音楽堂等で働く職員向けの障害者の文化・芸術活動への参加推進に向けた具体的な取組の参考資料として、「劇場・音楽堂等アクセシビリティ・ガイドブックーすべての人に開かれた広場となるためにー」（令和2年（2020年）3月）を策定、公開している。

https://www.zenkoubun.jp/barrier_free/relation/report.html



4. 火災や地震等の非常時の対応

○ 非常時に全ての利用者が安全に速やかに建築物から避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを速やかに伝達することや、円滑な避難を支援する動線やスペースの計画、従業員等関係者による避難支援が必要です。

- ・非常時に全ての利用者が安全かつ円滑に建築物から避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを、速やかに伝達する必要がある。
- ・情報伝達、避難誘導、避難支援においては、情報入手が困難な視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、外国人等がいることにも十分に留意する必要がある。
- ・特に避難に時間を要し、避難介助を必要とする高齢者、障害者等に対する避難誘導、避難支援を行うための配慮が重要である。
- ・こうしたことを踏まえ、施設管理者・施設運営者等は、各地域の災害対策の状況や施設の計画・設計内容を反映しつつ、高齢者、障害者等の避難上の制約を有する利用者を含む全ての利用者に対する、避難・誘導マニュアル等を、予め作成することが有効である。
- ・マニュアル等の作成においては、高齢者、障害者等を含む全ての利用者に対する非常時の情報伝達、避難誘導、避難支援のための手段・方法、人的配置・役割分担等を計画する。
- ・建築物に火災等における安全を確保するために一時待避スペースを設けた場合には、避難支援の手段・方法等について、マニュアル等に示すほか、避難訓練時に、車椅子や情報伝達設備等を用いて、高齢者、障害者等の避難誘導の方法等について確認する。
- ・さらに発災時の従業員等だけでは避難支援が困難な場合もあることから、中央管理室又は防災センターの要員や自衛消防組織と連携することや、予め周辺建築物の施設管理者や自治会等との避難協定・協力関係を結ぶこと等が望ましい。

ホテル又は旅館における非常時のための人的対応の例

- ・従業員等が、チェックインの際に、情報伝達手段及び避難誘導について利用者に十分に説明する。又、宿泊する客室の位置について十分に把握しておく。
- ・マニュアル等の作成において、従業員等の数が少ない夜間に停電・災害が発生した場合や宿泊客の避難誘導・避難支援が必要な場合に、出勤が可能な従業員等のリスト等の作成、緊急連絡体制・具体的な対応方法を予め検討する。

留意点：ホームページやパンフレットによる情報周知

- ・情報伝達設備を配置するだけでなく、避難経路等に関する情報を掲載したホームページやパンフレットを準備して周知することにより、利用者が施設の利用前や利用中に確認できることにしておくことが望ましい。

参考：外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン

- ・総務省消防庁では、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を2018年3月に策定、2025年1月に改定を行った。
- ・多数の外国人来訪者等の利用が想定される駅・空港や、競技場、旅館・ホテル等で、火災や地震が発生した際の災害情報の伝達及び避難誘導について、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、当該施設において取り組むことが望ましい事項が以下のように示されている。
 1. デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フリップボード等の活用などによる災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化
 2. 障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導（避難の際のサポート等）
 3. 外国人来訪者や障害者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施
- ・また2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、本ガイドラインを駅・空港や競技場、旅館・ホテル等の関係施設に周知するとともに、各施設における取組を促していくとされている。
- ・外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/605d842122a1567d992f3609bc058191376aa756.pdf>